

平成18年第6回

# 香美市議会定例会会議録

平成18年10月12日 開 会  
平成18年10月24日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 1 8 年 第 6 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日 木曜日

平成18年第6回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成18年10月12日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月12日木曜日（会期第1日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	建設都計課長	中井潤
助役	石川晴雄	下水道課長	久保和昭
収入役	明石猛	環境課長	阿部政敏
総務課長	鍵山仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	岡本篤志
財政課長	前田哲雄	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	小松清貴
収納管理課長	後藤博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中育夫	支所長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	事務管理課長	竹内敬
保険課長	岡本明弘	業務管理課長	横谷勝正
税務課長	高橋功	《物部支所》	
福祉事務所長	法光院晶一	支所長兼参事	萩野泰三
農政課長	宮地和彦	事務管理課長	几内一秀

商工観光課長 高橋千恵 業務管理課長 岡本博臣

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 吉村泰典

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 山崎泰広

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

代表監査委員 大岸哲郎 水道課長 佐々木寿幸

農業委員会事務局長 山岡紀夫

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

- 認定第 1 号 平成 17 年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 17 年度土佐山田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 平成 17 年度土佐山田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 平成 17 年度土佐山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 平成 17 年度土佐山田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 17 年度土佐山田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算(事業勘定)の認定について
- 認定第 7 号 平成 17 年度香美郡香北地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 平成 17 年度土佐山田町介護保険特別会計歳入歳出決算(保険事業勘定)の認定について
- 認定第 9 号 平成 17 年度香北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 10 号 平成 17 年度香北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 11 号 平成 17 年度香北町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 12 号 平成 17 年度香北町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 13 号 平成 17 年度香北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 14 号 平成 17 年度香北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 15 号 平成 17 年度物部村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 16 号 平成 17 年度物部村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第17号 平成17年度物部村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第18号 平成17年度物部村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第19号 平成17年度物部村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第20号 平成17年度山田消防組一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第21号 平成17年度土佐山田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第22号 平成17年度土佐山田町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第23号 平成17年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第24号 平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第25号 平成17年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第26号 平成17年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第27号 平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第28号 平成17年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第29号 平成17年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について
- 認定第30号 平成17年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について
- 認定第31号 平成17年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第32号 平成17年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第70号 平成18年度香美市一般会計補正予算「第3号」
- 議案第71号 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」
- 議案第72号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第73号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第74号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第75号 平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（保険事業勘定）
- 議案第76号 平成18年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」
- 議案第77号 香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について
- 議案第78号 香美市安全で安心なまちづくり条例の制定について
- 議案第79号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

議案第 8 1 号 香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 2 号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 3 号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 4 号 香美市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 5 号 債権の放棄について

議案第 8 6 号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 7 号 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8 8 号 香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

#### 議員提出議案の題目

なし

#### 議事日程

平成 1 8 年第 6 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 1 日目 日程第 1 号)

平成 1 8 年 1 0 月 1 2 日 (木) 午前 9 時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 2 0 号 専決処分事項の報告について

香美市立保健福祉センター香北の遅延損害金の支払いについて

報告第 2 1 号 専決処分事項の報告について

香美市立吉井勇記念館の遅延損害金の支払いについて

報告第 2 2 号 専決処分事項の報告について

住宅新築資金等貸付金にかかる訴えの提起について

報告第 2 3 号 専決処分事項の報告について

建物明け渡し等の請求にかかる訴えの和解について

(2) 行政の報告並びに提案理由の説明

日程第 4 認定第 1 号 平成 1 7 年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定について

て

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第5  | 認定第2号  | 平成17年度土佐山田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第6  | 認定第3号  | 平成17年度土佐山田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第7  | 認定第4号  | 平成17年度土佐山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 日程第8  | 認定第5号  | 平成17年度土佐山田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第9  | 認定第6号  | 平成17年度土佐山田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について |
| 日程第10 | 認定第7号  | 平成17年度香美郡香北地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第11 | 認定第8号  | 平成17年度土佐山田町介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について |
| 日程第12 | 認定第9号  | 平成17年度香北町一般会計歳入歳出決算の認定について               |
| 日程第13 | 認定第10号 | 平成17年度香北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第14 | 認定第11号 | 平成17年度香北町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第15 | 認定第12号 | 平成17年度香北町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第16 | 認定第13号 | 平成17年度香北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について            |
| 日程第17 | 認定第14号 | 平成17年度香北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第18 | 認定第15号 | 平成17年度物部村一般会計歳入歳出決算の認定について               |
| 日程第19 | 認定第16号 | 平成17年度物部村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第20 | 認定第17号 | 平成17年度物部村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第21 | 認定第18号 | 平成17年度物部村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第22 | 認定第19号 | 平成17年度物部村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第23 | 認定第20号 | 平成17年度山田消防組合一般会計歳入歳出決算の認定につ              |

- いて
- 日程第24 認定第21号 平成17年度土佐山田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第22号 平成17年度土佐山田町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第23号 平成17年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第24号 平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第25号 平成17年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第26号 平成17年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第27号 平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第31 認定第28号 平成17年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 認定第29号 平成17年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について
- 日程第33 認定第30号 平成17年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について
- 日程第34 認定第31号 平成17年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第35 認定第32号 平成17年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第36 議案第70号 平成18年度香美市一般会計補正予算「第3号」
- 日程第37 議案第71号 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第38 議案第72号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 日程第39 議案第73号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 日程第40 議案第74号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 日程第41 議案第75号 平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（保険事業勘定）
- 日程第42 議案第76号 平成18年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」
- 日程第43 議案第77号 香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について



- 日程第44 議案第78号 香美市安全で安心なまちづくり条例の制定について
- 日程第45 議案第79号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第46 議案第80号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第47 議案第81号 香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第48 議案第82号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第49 議案第83号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第50 議案第84号 香美市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第51 議案第85号 債権の放棄について
- 日程第52 議案第86号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第53 議案第87号 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第54 議案第88号 香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

#### 会議録署名議員

3番、山崎龍太郎君、4番、大岸眞弓君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。

それでは、開会前に総務課長の方から議案の一部訂正の申し出がありますので、説明をお願いしたいと思います。総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） すいません。議案の一部訂正をお願いをいたします。

議案第80号、80-1でございます。香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の制定についてでございます。議案80-1の枠の中の下から3行目に、「健康・予防接種医師」とあります。その「健康」を「健診」に訂正をお願いをいたします。

同じように、議案80-2ページにも同じ表がございます。その表の下から3行目の「健康・予防接種医師」の「健康」を「健診」に訂正をお願いをいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 議案の一部訂正を終了いたします。

それでは、本会議を開会をいたします。

本日の出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから平成18年第6回香美市議会定例会を開会をいたします。

これから日程に入りますが、その前に平成18年第6回香美市議会定例会開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会は、合併特例期間満了後、9月10日の市議会議員選挙で選ばれた議員による初めての定例議会であります。合併後、7カ月余りが経過をし、合併の効果も徐々にあらわれつつありますが、香美市の抱える多くの課題も山積をしております。538平方キロメートルの広大な面積を持つ香美市の市民の負託を受けた議会として、また、議会の持つ議事機関、チェック機関としての機能を果たしつつ、香美市の揺るぎないまちづくりの基礎をかためる大変重要な議会であります。

本定例会には、報告議案、補正予算案、また条例制定議案のほかに、認定第1号から認定第32号までの32件の決算の認定議案など、盛りだくさんの議案が提出をされております。

議員各位におかれましては、地方自治法等の法令や会議規則を遵守しつつ、ルールに乗ったスムーズな議事進行にご協力をいただきますようお願いをいたしまして、開会のあいさつといたします。

議事日程はお手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて3番、山崎龍太郎君、4番、大岸眞弓君の両名を指名をいたします。よろしくをお願いをいたします。

日程第2、会期決定についてを議題とします。

本件については、10月10日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、西村芳成君。

○議会運営委員長（西村芳成君） おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日招集されました平成18年第6回香美市議会定例会の運営につきまして、去る10月10日に開催しました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

まず、会期につきましてはお手元にお配りしました予定表のとおり、本日から10月24日までの13日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

続きまして、会期中の会議であります。本日は今定例会に付議された提出議案の提案理由までといたします。

会期2日目、13日から、5日目、16日までは、休日並びに議案精査のため休会としました。

会期6日目、17日から、会期8日目、19日までの3日間は、一般質問を予定をいたしております。

会期9日目、20日は、議案質疑の後、議案等の各案件は各常任委員会の付託となります。付託となります案件は、常任委員会での質疑がありますので、所属の委員会外の質疑を行うようお願いをいたします。なお、議案第70号は、本会議散会后、この場所で連合審査を行います。

会期10日目、21日から12日目、23日までは、休日並びに議案審査整理のため休会となります。

会期13日目の最終日24日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決、並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略し、本会議方式で審議、採決を行います。追加案件であります。議員から提出の決議案2件と、あわせて意見書案3件が提案される予定であります。また、執行部から追加案件2件があると聞いております。

次に、一般質問の通告は会期2日目13日の金曜日で、議会運営申し合わせ事項では午前10時までとしてありますが、これは締め切り時刻でありますので、議長が目を通す時間的余裕とあわせて、その後事務局が通告書を印刷して、執行部が通告内容について協議する時間を確保する必要があるため、なるべく早く、早期に提出されるようにご協力をお願いいたします。一般質問の通告内容であります。質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入の上提出をお願いいたします。

次に、議会運営委員会で協議したその他の件についてご報告をいたします。

1点目は、本日本会議終了後、議員協議会を開催することになりましたので、ご報告をいたします。

2点目は、平山小学校の宿泊施設化に関する整備計画について、担当課である企画課

長及び教育長、教育次長から説明を受けた後、協議を行いました。この件に関しては、去る8月29日付の文書で現在休校になっている平山小学校の施設を現状のままで放置するよりも、宿泊施設に改善して地域の活性化に結びつけたいという趣旨で、地元関係者から要望書が提出されました。この要望を受けて、去る10月2日に担当課である企画課長から正副議長、議会運営委員会の正副委員長、総務常任委員会の正副委員長に対して、地元から提出された要望書及び補足説明資料によって、事前に説明がなされました。この整備計画の説明については、10月2日の協議において、まず議会運営委員会で説明をした後に、本日の本会議散会後の議員協議会でも全議員に対して説明をするよう決定をしております。過日の議会運営委員会での説明及び協議では、非常に長時間にわたって質疑応答がなされましたが、再度、本日の議員協議会でも担当課から説明して、整備計画の事業概要等を全議員に周知する予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

3点目は、地方自治法第180条に規定する議会の委員による専決処分事項の報告に関する質疑応答について協議をいたしました。法第180条第1項の規定で、普通地方公共団体の議会の権限に属する軽微な事項で、「議決により特に指定したものは、長において専決処分することができる」とされ、同条第2項では「専決処分したときは議会に報告しなければならない」と規定されております。この報告に対して従来の本市の慣習では、本会議中に質疑応答をしておりましたが、「地方議会実務提要」の解釈では、議会の委任による専決処分の報告に対する質疑の可否の決定の部分について、「専決処分の報告は議題でないから、質疑の申し出があっても許可すべきでない」と明記をされております。また、別の文献の質疑応答、「地方議会実務提要解釈」の答えの部分では、「できる」と明記されております。また、別の文献である「議員・職員のための議会運営の実際」の問いに対しては、さきに述べた二つの事例をつきまぜたような解釈であり、最終的には「報告の内容に疑義があれば当然質疑を行うことができる」との結論になっております。このように、文献によって解釈が異なるところであり、本市の今後の質疑のあり方について協議をいただいた結果、従来どおりの慣習に従い、執行部に対して質疑応答を行うことになりました。この質疑のあり方については、全議員の認識を統一するために議員協議会で協議をして周知するべきであろうということに決定しましたので、ご報告の議員協議会でこの点についてご協議をいただきたいと存じます。

4点目は、開発公社等及び指定管理者制度に係る諸施設の経営状況等に関する質疑応答の今後の方法について協議をいたしました。この件に関しては、従来土佐山田町土地開発公社及び財団法人土佐山田町開発公社については、合併に伴って自治体名が香美市と変更になって、経営状況等に関する質疑応答は、本会議方式で実施をすることになります。また、香北町、物部町の財団法人アンパンマンミュージアム振興財団及び財団法人奥物部開発公社については、それぞれ本年1月と3月に指定管理者制度に移行していることとあわせて、両町ともに議員協議会等で意見交換をしてきた経緯があります。

そこで、今後のそれぞれの施設の運営状況に関する質疑応答については、従来のとおり議員協議会等の方法で実施することが適当であろうということに決定をいたしました。

5点目は、議員が執行部に求める資料の件について協議をいたしました。旧来、議員が執行部の各課へ資料の提示を求めることに関しては、旧土佐山田町の時代に執行部からの申し入れによって平成13年3月及び同年4月に開催した議会運営委員会で協議をしております。また、その議会運営委員会の協議を経て開催した議員協議会の協議でも、「一般町民に対して日常的に配付している各種文書類以外の資料について、執行部に対して議員の立場で提示を求める場合、余り制限すると議員活動に制約を加えることになるので、慎重な検討が必要である」ということになりました。そこで、その当時の協議によって原則的には「議会実務提要」という文献の解釈に「議員個人としての資料要求はできない」との解釈もありましたが、議員活動を制限し過ぎない範囲で、議会議長及び議員個人でも執行部に資料提供を文書で求めることを希望しておりました。

そこで、この件について協議の結果、議会議長及び議員個人での請求に加えて、常任委員会及び特別委員会の審査に関して必要な資料も委員長名で提示を求める場合もあるという結論になりました。この件に関しては、旧3町村ごとに相違点があると思われることとあわせて、このたび、議員が改選されたことに伴い、資料提示の方法を再確認する意味も含めて、午後予定している議員協議会でも協議を願って、全議員の認識を統一する必要があるということに決定をいたしました。

6点目は、議員視察研修の件について協議をいたしました。この件につきましては、従前の例では毎年の早い時期の定例議会でご希望の希望を聞いて、それに添った目的や時期に県外視察を行っているところでしたが、今年は合併によって新議員が選挙された後に実施しようということで、この時期に提案せざるを得ないものであります。従来土佐山田町では、貸し切りバスを利用しておりましたが、香美市の公用バスが四国外まで運行が可能であるということですが、これも参加者数の関係もありまして、公用バスに加えてワゴン車の運行も必要になる場合があると想定されます。また、旅費については今回の議会に補正予算計上している段階でありますので、申し添えておきます。

そこで、本年の視察研修を実施するとすれば、日程、研修の目的について今議会の会期中には決定するとともに、視察先と折衝して日程を決定する必要があります。なお、この議員視察研修の件については、本日の議員協議会でも改めて協議をお願いすることに決定をいたしております。

その他、議会運営につきましては、従来のとおりでありますので、各議員の格段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 委員長の報告を終わります。

お諮りをします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から10月24日までの13日間としたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって会期は本日から10月24日までの13日間と決定をしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りしております予定表のとおりであります。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をいたします。

議長の報告事項につきましては、お配りしました議長報告のとおりでありますので、お目を通していただきたいと思っております。

次に、市長から地方自治法第180条第1項の規定により、報告第20号から第23号までの専決処分事項について、報告書のとおり報告がありました。

また、香美市監査委員から平成17年度旧3町村一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書とあわせて、平成17年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書が提出されています。

日程第4、認定第1号、平成17年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第54、議案第88号、香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてまで、以上51件を一括議題とします。

行政の報告並びに提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。諸般の報告と提案理由の説明を申し上げます。

今議会から、議員の皆さん方には、完全に整ってはおりませんが、「諸般の報告と提案説明」をお配りをしておりますので、ご参照いただきたいというふうに思います。

本日、ここに平成18年第6回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙中ご出席をいただきありがとうございます。

さて、冒頭ではございますが、このほど北朝鮮が核実験を行ったという発表がありました。事実とすれば、このことは北東アジアの核に対する脅威の増大はもとより、全世界が求める平和への願いに対する挑戦であると考えます。核兵器の廃絶と恒久的平和を願い、「非核、平和都市」宣言を決議している香美市といたしましても、容認できる問題ではありません。よって、ここに強く抗議し、政府におかれましては速やかにしかるべき対応をされることを望むものであります。

さて、5年5カ月の長期にわたった小泉政権が終わり、初の戦後生まれの安倍新政権が誕生いたしました。この5年余りの小泉政権は、郵政民営化、道路公団改革、三位一体の改革など一部強引とも言える手法で改革を執行してまいりましたが、国の財政再建の名のもとに、地方切り捨て、弱者切り捨てとも取れる政策が行われ、その結果、都市と地方の格差の拡大など新たな問題を引き起こしています。安倍新政権は、この小泉改革のひずみを是正し、再チャレンジできる社会構築を政策の柱に掲げており、今後、地

方の現状を十分認識された政策の遂行が望まれるものであります。香美市も合併して7カ月が経過し、市議員選挙も実施され、いよいよ助走期間から本格的な市政が始まったと言えます。国からは、今後も地方財政の抑制を主張する声が高まると予想されますが、限られた財源の中で、議会の皆様方のご協力とご指導をいただきながら、山積する課題に取り組んでまいりたいと考えていますので、よろしくお願いをいたします。

さて、昨日高知新聞の朝刊で既にご承知のことと存じますが、土佐山田ゴルフ倶楽部を運営する土佐山田観光開発株式会社の件につきまして報告をいたしておきます。

土佐山田観光開発株式会社は、昭和62年に設立をされまして、今日に至っております。設立当時は、(土佐山田)町民挙げて歓迎するとともに、土佐山田ゴルフ倶楽部の発展ひいては(土佐山田)町の活性化を念じ、当時の(土佐山田)町といたしましてもできる限りの支援に努めておりましたが、ご承知のとおり、その後のバブル崩壊に相まって、景気の低迷が続き、大幅な債務超過に陥り、なお現在も先行き不透明な情勢の中で自力再生は困難と判断し、民事再生法に基づく再生手続きの申し立てに至った経緯につきまして、昨日弁護士とともに社長から報告がありました。

設立当時、ゴルフ場建設には行政としては側面的に支援しておりまして、当時の土佐山田町に対し寄附金をいただき、この寄附金に見合う株式を土佐山田町開発公社で600口所有いたしておりまして、現在も香美市開発公社が株主の一員となっているところでございます。

また一方、ゴルフ場に隣接する地域のほ場整備事業に対して、当時の土佐山田町が負担する額の2分の1の額を町(市)に対し支払うという覚書が交わされております。平成12年度から経営悪化を原因に滞ることが続き、現在の残額1億4,535万4,554円を平成33年までの間で支払いとなっておりますが、今後、再生手続きの中で負債処理の方法等について協議していくこととなります。幸いにも、ゴルフ場の運営は経営者がかわっても存続していきたいとの意向で検討されており、香美市といたしましても、議会の皆様方のご理解をいただきながら、今後もできる支援には努めてまいりたいと考えております。

なお、今後の債権処理の進展に際しましては、議会の皆様方におつなぎをしてまいりますので、今後ともよろしくお願いをいたしたいと思っております。

以下、各課関連の行政報告を申し上げます。

総務課関係であります。第1回地域審議会につきましては、平成18年9月26日午後1時30分より保健福祉センター香北2階大ホールにおきまして開催をいたしました。地域審議会は、土佐山田地区、香北地区、物部地区に設置され、独立した審議会ですが、第1回目につきましては共通の議題も多く、効率的な会議運営及び地域審議会委員の交流を深めることを目的として、合同で開催をいたしました。会議におきましては、会長及び副会長の選任、地域審議会の諸規定、地域審議会の役割、報告事項、その他について審議を行いました。地域審議会の役割につきましては、市長の質問に応

じ、香美市まちづくり計画の執行状況、地域住民からの要望、地域独自の事務事業及び地域住民の利便性等関係のある事務事業に関する事項、公共施設の設置及び管理運営に関する事項、その他地域審議会が必要と認める事項について審議、答申することが可決をされました。

その他といたしまして、庁舎建設委員会、香美市の木、花、鳥の選定委員会、地域交通対策検討委員会、振興計画策定委員会の委員選出について各地域審議会ごとに協議・決定をしました。

平成18年9月10日に執行されました香美市市議会議員選挙についてご報告を申し上げます。平成18年9月3日に告示され、平成18年9月10日に執行、香美市議会議員選挙は、当日有権者2万4,808人、投票者数1万7,864人、投票率72.01%でありました。午後9時30分からの開票により、当選者25名が決定しましたが、最下位当選者の得票数が448票で、2候補者が同数となり、公職選挙法第95条第2項によりまして、選挙長がくじで定め、25人目の当選者が決定いたしました。その後、9月11日にくじにより落選した候補者より投票の効力に関する異議の申し出が提出され、9月12日に選挙管理委員会を開催し、受理をされました。受理後9月30日に全票の点検を行い、10月3日の選挙管理委員会におきまして異議の申し出を棄却する決定がなされました。

企画課関係であります、「物部川流域ふるさと交流推進協議会」につきましてであります。企画課が所管する「物部川流域ふるさと交流推進協議会」、これは南国市、香南市と本市の3市及び民間団体のアクアリプルネットワークの4者で構成する組織であります。この協議会の取り組みといたしまして、8月26日には都市圏で活動するMORIMORIネットワークとの共催で、「森・川・海をつなぐ暮らし発見！フォーラム」を物部町で開催し、翌27日は物部川環境ツアーを実施し、都市部の方々から見た物部川の状況について交流交換が繰り広げられました。

また、協議会主催で、去る10月1日には「物部川濁水問題報告会」を開催し、県やJAが物部川の現状や、農業に対する影響を報告し、(南国市、香南市、香美市)3市長がそれぞれ物部川とのかかわりを話しながら、3市一体となってこの状況にしっかり取り組むことを確認するなど、市民に向けて物部川の今を伝えました。

香美市合併記念事業につきましては、実行委員会でこれまでの検討を行い、支援事業につきましては、既に幾つかの事業が実施されていますが、主催事業につきましても、ほぼプログラムが決定し、11月12日の「奥物部まるごと自然体験」を初め、メインイベントとしましては、12月2日の3エリアをつないでのウォーキング大会や、秦山公園での伝統芸能大会、そして3万人の笑顔写真展など多彩に繰り広げられる予定であります。そして、来年3月には西熊を主体とした植樹祭で締めくくられることになっております。

次に、財政課からであります。



市営住宅使用料滞納問題につきましては、高額の滞納者7名に対する訴えを6月30日に起こしましたが、このうち3名につきましては、判決、和解、告訴取り下げということになりました。判決を受けた事案は、市の主張が全面的に認められました。また、1名は滞納額を完納したため、告訴を取り下げました。もう1名も市の主張を認め、完納と退去を約束しましたので和解をいたしました。残りの4名につきましては、係争中であります。また、滞納問題を早期に解決するため、第2次の提訴を準備をいたしております。

次に、香美市財政計画についてであります。新市の財政計画につきましては、平成19年度から平成23年度にかけての中期の計画とすべく、6月より作業に着手し、一般財源や香美市の近未来の予定事業を補足する等々の事務を経まして、9月末現在、一定の条件化でのシミュレーションができるのところまで作業が進んでまいっております。例えば、香美市の抱えております行政ニーズを現行の行政水準のまま満たそうとすれば、この5年間で約29億円の財源不足となることが判明をいたしました。原因はひとえに一般財源不足に起因をいたしております。一般財源は、平成17年の98億円を100とした場合に、平成23年には93億円の96に減少する見込みであります。国の経済は現在上昇基調にありますので、本来ならば税収等の一般財源は伸びるはずでございますが、逆に一般財源が減少するという見込みを立てなければならないところに、香美市の置かれています財政基盤の弱さ、財政状況の悪さが浮かび上がってきています。このままでは、財政計画を作成できませんので、収支改善策を講じなければなりません。今後行財政改革大綱やまちづくり計画の方針を取り込みながら作業を進め、12月議会には財政計画をお示ししたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、契約関係でございますが、平成18年6月13日入札の、平成17年発生公共土木施設災害復旧事業17災第1058号市道西熊別府線道路災害復旧工事におきまして、主任技術者の氏名の詐称という契約違反がありましたので、請負業者、有限会社山田土木工事を10月6日付で香美市建設工事指名停止措置要綱に基づき、1カ月の指名停止といたしました。本事案は8月末に氏名を詐称しているらしいという投書があり、事実確認いたしましたところ、当該業者も事実と認めたため今回の措置となりました。今後は、このような事案が発生しないよう現場代理人、主任技術者の確認には写真つきの証明書を求める等の事務を徹底いたしたいと考えております。

次に、防災対策課関係であります。香美市防災対策の重要課題で、災害に強いまちづくりを進めていく中、被害の発生を未然に防ぐ被害防止対策、被害が発生したときに被害を最小限にとめる被害軽減対策、災害発生時の災害対応対策として、行政と民間の協働が不可欠となります。その一環として、一人一人の市民がまず自分自身で災害に備え、自分の命、家族の命、近所の助け合いにより地域を守る認識の必要性から、地震対策上重要である自主防災組織の全地域設立に向けて取り組んでいる中で、9月末現在52組織が設立をされました。今後、一層設立に向けて進めていく所存であります。

また、地震に対しての住宅が安全かどうかを診断する木造住宅耐震診断調査事業 27 件、その結果行う耐震改修工事の一部を助成する木造住宅耐震改修助成事業 2 件を平成 18 年 4 月から 9 月末現在まで受け付けておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

交通安全対策につきましては、交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践に努め、交通事故のない人に優しい安全な香美市の交通社会の実現を目指し展開をする中で、秋の全国交通安全運動を本年度も 9 月 21 日より 9 月 30 日まで実施をいたしました。特に、全国的に起こっておりますあつてはならない飲酒運転、また無謀運転の根絶に市を挙げて努めていかなければならないと考えております。

商工観光課であります。高知テクノパーク 4 号区画に分譲申し込みをしていただいております。広島県福山市の株式会社ジェーイーエルと 9 月 15 日譲渡契約、環境協定の締結を行いました。工場建設は、本年 11 月 20 日着手予定となっております。工事完了は来年 4 月 30 日、操業が平成 19 年 6 月 1 日の予定となっております。

やなせたかし先生デザインの香美市キャラクターは、香美市観光協会が横断幕やのぼり旗を作成し、土佐二十四万石ふるさと交流市におきまして、香美市が担当した 9 月 25 日から 10 月 1 日にのぼり旗を立てて好評を得ております。

次に、建設都計課であります。

土木災害関係につきましては、9 月に行われました第 2 次査定で 4 月 10 日、5 月 6 日、6 月 14 日に被災をいたしました道路 4 件、河川 4 件の査定を受けました。補助基本額は 2,232 万 7,000 円となっております。10 月の第 3 次査定では道路 1 件、河川 1 件の査定をうける予定であります。

遅くなっておりましたが、都市計画道路・宮前秋月丸線の供用を開始をいたしました。

また、秦山公園ふれあい広場は平成 17 年度事業で整備をしてまいりましたが、芝の養生のため開放を見合わせておりましたが、10 月 29 日の開園予定で準備を進めております。

次に、環境課であります。

地球温暖化対策の推進に関する法律による地方公共団体の事務及び事業に関する温室効果ガス排出抑制の実行計画を策定するため、香美市地球温暖化対策実行計画策定業務を発注をいたしました。策定された実行計画は平成 19 年度から平成 23 年度までの 5 カ年間実施することとなります。実行計画及び実施計画は、公表が義務づけられております。策定業務期間は、平成 19 年 1 月 31 日までとなっております。

次に、廃棄物処理基本計画でございます。廃棄物処理法による香美市におけるごみ処理につきまして、長期的・総合的視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針となる、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定める一般廃棄物処理基本計画策定業務を発注をいたしております。基本計画は 10 年間の長期計画であり、5 年ごとに見直しがない

されます。策定業務期間は平成19年1月31日までとなっております。

次に、林政課であります。

林業振興事業につきましては、間伐や作業道開設等森林整備事業を中心にすべての事業を実施中であります。

次に、有害鳥獣駆除状況につきましては、予察駆除を4月に実施をし、5月以降は通常駆除を行ってきました結果、8月末現在猪54頭、鹿241頭など、昨年同期を大きく上回っております。一方、被害防止事業につきましては県単事業7件、市の単独事業5件の補助申請があり、補助総額71万9,000円となっております。

森林土木事業につきましては、林道開設工事1件と舗装工事2件の発注を完了し、残りの開設工事1件、改良舗装工事2件を今月中に発注予定であります。

また、香北町猪野々地区轟の滝展望台下の市有林の山地被害につきましては工事を完了をいたしております。

次に、林道施設災害復旧事業につきましては、林道大栃線3号箇所のパーリング調査を実施中であります。この調査結果を踏まえた後に橋梁設計に入る予定であります。また、本年発生した林道岡ノ内別府線ほか5件の林道災害につきましては、11月下旬が災害査定となっております。査定申請額は、2,206万8,000円であります。

次に、学校教育課であります。学校評価システム構築事業につきましては、本年度実施をいたしておりますが、昨日から3日間の予定で文科省担当5名の方が教育委員会、山田小学校、鏡野中学校に入り、第三者評価について調査を行っております。今後、各学校で行われている教育の質を評価し、結果に応じ必要な支援を行い、各学校における一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ってまいります。

大宮小学校校舎等改築工事につきましては、9月15日に安全祈願祭を行い工事が始まりました。来年3月25日には1期工事が完成する予定であります。

地域の方々がボランティアで学校の警備に当たるスクールフレンドが香美市全小学校に設置をされ、学校を安全、安心に見守れる体制が整っております。

平成17年4月より休校中でありました平山小学校につきましては、宿泊を伴う社会教育施設として整備を行い、地域の活性化を図っていきたくと考えております。今後、整備を進めるために、地域の同意も得ており、今議会で学校設置条例の改正案を提案をさせていただきます。

大栃高校の統合につきましては、県教育委員会が9月の定例委員会で大栃高校について平成19年度を最後に募集停止し、山田高校に統合することを決定いたしました。市といたしましても関係団体との連携のもと、通学支援対策、山田高校の充実等県に要望してまいります。

幼保支援課からは、香美市すこやか子育てプランにつきましては、住民の皆様方への周知を行うため、去る6月に中央公民館で2回説明会を開催、また香美市立保育園10園をそれぞれの会場に、8月17日から9月21日までの間に夜間、保護者や住民の皆様

方を対象に説明会を開催をいたしました。行政側からは、市長、助役、教育長ほか次長、担当課が出席をし、説明を行いました。説明会では、おおむねこのプランにつきましては反対意見もなく賛同していただいたというふうな感がいたしております。

次に、消防であります、火災につきましては8月6日に香北町永野にて民家の火災が発生をし、2棟が焼損をいたしました。

救急出動につきましては平成18年8月の救急出動件数は合計で125件となっております。

次に、今議会に提出する報告事項と提出議案に対する提案理由の説明を申し上げます。

報告第20号、香美市立保健福祉センター香北の遅延損害金の支払いについてと、報告第21号、香美市立吉井勇記念館の遅延損害金の支払いについての専決処分事項の報告であります。このことにつきましては、この9月臨時会で香美市教員住宅の電気使用料の遅延損害金の支払いにつきましてご報告申し上げましたが、同様の事案が発生をいたしました。いずれも、平成18年4月分の電気使用料の支払いが滞り、遅延損害金の支払いが発生したものであります。合併直後とはいえ、事務処理の不手際から生じたものであり、許されるべきものではございません。大変申しわけなく、心からおわびを申し上げます。今後は支払いシステムを自動振替に移行するなど、このようなことが発生しないように、十分気をつけてまいりますので、よろしく願いをいたします。

次に、報告第22号の専決処分事項の報告につきましては、住宅新築資金等貸付金の債権の支払いを求める訴訟を提起した報告であります。

次に、報告第23号は、住宅使用料の滞納に関する提訴に関する和解についての報告であります。

次に、認定第1号から認定第32号までは平成17年度の合併前の町村の一般会計と特別会計の歳入歳出決算と、同じく平成17年度香美市一般会計歳入歳出決算と特別会計等の決算の認定であります。それぞれ監査委員さんの意見書を付して提出いたしておりますので、ご審査をよろしく願いをいたします。

次に、議案第70号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第3号」は、歳入歳出予算の総額に2億7,760万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ151億282万円といたしました。歳出は、地域介護・福祉空間整備等交付金や、平山小学校廃校に伴う経費及び災害復旧の増が主なものとなっております。歳入では、国庫支出金の8,900万円、財政調整基金繰入金の8,800万円、市債の4,400万円が主なものとなっております。今回の補正は、必要最小限にとどめましたが、約2億8,000万円の追加となりました。

次に、議案第71号から議案第76号までは、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」ほか、特別会計補正予算並びに水道事業会計補正予算であります。

次に、議案第77号は、香美市内地域交通安全対策検討委員会設置条例の制定につい

てであります。このことは、合併後3年を目途に市営バスに関する内容を協議・調整することが合併協議会で確認されており、あわせて今後の市としての地域内交通についてのあり方を協議する必要から条例を制定するものであります。

次に、議案第78号は、香美市安全で安心なまちづくり条例の制定であります。

次に、議案第79号から議案第84号までと、議案第86号、議案第87号、議案第88号は、それぞれの条例の一部を改正する条例の議案であります。

次に、議案第85号は、債権放棄に関する議案であります。住宅使用料に対する債務者が居所不明であり、債権回収が不可能なため、債権放棄をすることについての議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明申し上げますが、以上で私からの今期定例会に付します議案の提案説明と諸般の報告を終わります。議員各位におかれましては、審査の上、適切なるご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（中澤愛水君）　これで、市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

これから、報告第20号から第23号までの専決処分事項の報告について質問を受けたいと思います。

質問はありませんか。

○議長（中澤愛水君）　質問なしと認めます。以上で報告に対する質問を終わります。

次に、先ほど議題となりました認定第1号から認定第32号までの各案件は、平成17年度旧土佐山田町、旧香北町、旧物部村、山田消防組合及び香美市一般会計、水道事業会計並びに特別会計への決算の認定であります。

これから、認定第1号から認定第32号までの決算認定について、監査委員の決算審査意見の報告を求めます。代表監査委員、大岸啓郎君。

○代表監査委員（大岸啓郎君）　改めまして、皆さんおはようございます。

ただいま、ご紹介をいただきました代表監査委員の大岸でございます。よろしくお願いをいたします。

まず、認定第1号から第19号までを一括してご報告申し上げます。

決算審査につきましては、意見書を朗読して報告にかえさせていただきたいと思っております。

旧3町村各会計歳入歳出決算審査意見

## 第1 審査の概要

### 1. 審査の対象

平成17年度旧3町村一般会計歳入歳出決算

平成17年度土佐山田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

平成17年度旧3町村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成17年度土佐山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
平成17年度香北町下水道特別会計歳入歳出決算  
平成17年度旧3町村老人保健特別会計歳入歳出決算  
平成17年度旧3町村国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
平成17年度香美郡香北地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算  
平成17年度旧3町村介護保険特別会計歳入歳出決算

(附属書類)

平成17年度旧3町村各会計歳入歳出決算事項別明細書  
平成17年度旧3町村各会計実質収支に関する調書  
平成17年度旧3町村財産に関する調書

## 2. 審査の期間

平成18年7月24日～25日、8月8日

## 3. 審査の方法

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類と照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成されており、それらの計数は関係帳簿、その他証書類と照合した結果、正確であることを認めた。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、適正に行われているものと認められた。

はじめに

この決算は、土佐山田町、香北町、物部村の合併に伴う平成18年2月末日での打ち切り決算である。

その結果、多額の収入未済額及び不用額があるが、債権、債務については新市の香美市へ引き継がれており、通常の決算とは異なった決算となっている。

## 第3 決算の概要

表につきましては、省略させていただきます。

### 1. 一般会計

#### (1) 決算収支の状況

平成17年度の決算状況は、

土佐山田町：歳入総額は56億739万1,000円、歳出総額は55億841万1,000円で、差引残額は9,898万円である。

香北町：歳入総額は36億5,382万9,000円、歳出総額は36億3,590万9,000円で、差引残額は1,792万1,000円である。

物部村：歳入総額は22億2,423万6,000円、歳出総額は22億3,545万5,000円で、差引1,122万円の歳出超過となった。この超過分については、基金による一時借入金にて対応した。

## (2) 財政運営の状況

### 1) 歳入の状況

各町村別の歳入の財源構成を見ると、

土佐山田町：自主財源は22億3,190万9,000円で、歳入総額の39.8%を占め、依存財源は33億7,548万2,000円で歳入総額の60.2%を占めている。

香北町：自主財源は6億9,119万4,000円で、歳入総額の19.0%を占め、依存財源は29億6,263万5,000円で歳入総額の81.0%を占めている。

物部村：自主財源は3億5,612万9,000円で、歳入総額の16.0%を占め、依存財源は18億6,810万6,000円で歳入総額の84.0%を占めている。

町村税 町村税の各町村歳入一般会計歳出決算総額に占める割合は、土佐山田町31.6%、香北町8.1%、物部村7.4%となっている。

さきに述べたように、この決算は打ち切り決算のため、多額の収入未済額が生じているとともに、前年度との対比は困難である。

不納欠損処分については、土佐山田町526件で697万5,807円、香北町50件で104万1,440円、物部村41件で44万8,300円である。なお、理由別明細は、次のとおりとなっている。

地方譲与税 地方譲与税の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、土佐山田町1.9%、香北町1.1%、物部村1.2%となっている。

利子割交付金 利子割交付金の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、土佐山田町0.2%、香北町、物部村とも0.1%未満となっている。

配当割交付金 配当割交付金の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、いずれも0.1%未満となっている。

株式等譲渡所得割交付金 株式等譲渡所得割交付金の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、いずれも0.1%未満となっている。

地方消費税交付金 地方消費税交付金の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、土佐山田町2.5%、香北町0.8%、物部村0.9%となっている。

ゴルフ場利用税交付金 ゴルフ場利用税交付金の一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は（土佐山田町）0.3%となっている。

自動車取得税交付金 自動車取得税交付金の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、土佐山田町0.4%、香北町0.2%、物部村0.3%となっている。

地方特例交付金 地方特例交付金の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、土佐山田町1.2%、香北町0.2%、物部村0.2%となっている。

地方交付税 地方交付税の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、土佐山田町39.3%、香北町48.2%、物部村62.3%となっている。

交通安全対策特別交付金 交通安全対策特別交付金の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、土佐山田町0.1%、香北町、物部村は0.1%未満となっている。

分担金及び負担金 分担金及び負担金の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、土佐山田町2.3%、香北町1.5%、物部村0.7%となっている。

使用料及び手数料 使用料及び手数料の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、土佐山田町1.5%、香北町3.3%、物部村3.1%となっている。

国庫支出金 国庫支出金の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、土佐山田町2.3%、香北町0.5%、物部村2.7%となっている。

県支出金 県支出金の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、土佐山田町2.8%、香北町11.4%、物部村6.7%となっている。

財産収入 財産収入の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、土佐山田町0.1%、香北町0.1%、物部村0.2%となっている。

寄附金 寄附金の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、土佐山田町0.1%、香北町0.3%、物部村0.2%となっている。

繰入金 繰入金の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、土佐山田町0.1%未満、香北町2.7%、物部村0.3%となっている。

繰越金 繰越金の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、土佐山田町2.7%、香北町2.1%、物部村2.1%となっている。

諸収入 諸収入の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、土佐山田町1.5%、香北町0.9%、物部村2.0%となっている。土佐山田町の約220万円余りの不納欠損額は、全額、学校給食費である。

町村債 町村債の各町村一般会計歳入歳出決算総額に占める割合は、土佐山田町9.2%、香北町18.6%、物部村9.7%となっている。

## 2) 歳出の状況

平成17年度の一般会計歳出予算は、

土佐山田町：予算現額75億6,770万円、支出済額55億841万1,000円、不用額20億5,928万9,000円となっている。

香北町：予算現額57億9,224万1,000円、支出済額36億3,590



万9,000円、不用額21億5,633万2,000円となっている。  
物部村：予算現額34億3,182万6,000円、支出済額22億3,545  
万5,000円、不用額11億9,637万1,000円となっている。

また、この決算は打ち切り決算のため、多額の不用額が生じているとともに、前年度との対比は困難である。なお、予算の執行率は、土佐山田町72.8%、香北町62.8%、物部村65.1%である。

次のページを省略させていただきます、  
総務費

土佐山田町：地籍調査事業2,916万2,000円、庁舎・教育委員会改修等の各種工事、議場用録音、放送設備機器の備品購入等、合併準備に要した費用5,044万5,000円。

香北町：地籍調査事業3,757万円、住基関連システムデータ抽出作業委託料2,625万円、公図データ管理システム構築委託料等、合併準備に要した費用3,683万5,000円である。

物部村：大柘中学校用地購入費1,927万4,000円、戸籍電算化データ作成委託料517万5,000円。

3町村とも国勢調査、衆議院議員選挙が行われ、香北町と物部村では町村議会議員選挙が行われている。

民生費

土佐山田町：香美郡老人ホーム組合負担金2,272万円、社会福祉協議会事務委託料1,803万1,000円、新改保育所用地購入費739万1,000円。

香北町：菰生野多目的広場用地購入費5,160万円、社会福祉協議会補助金1,510万5,000円、香美郡老人ホーム組合負担金1,071万1,000円。

物部村：社会福祉協議会補助金1,853万5,000円、香美郡老人ホーム組合負担金385万2,000円、高齢者生活福祉センター改修工事330万8,000円。

衛生費

土佐山田町：香南清掃組合負担金1億687万4,000円、香美郡衛生組合負担金4,712万9,000円。

香北町：香南清掃組合負担金2,999万3,000円、香美郡衛生組合負担金1,514万4,000円。

物部村：香南清掃組合負担金1,920万9,000円、香美郡衛生組合負担金826万6,000円。

農林水産費

土佐山田町：山田北部土地改良区事業補助金3,088万2,000円、こうち農業確立総合支援事業2,791万円。

香北町：林道谷相線舗装工事をはじめとする林業基盤整備事業費1億1,432万9,000円、ダム周辺環境整備工事1,047万6,000円。

物部村：林道楮佐古松床線舗装工事をはじめとする林業基盤整備事業費8,854万7,000円、奥物部開発公社補助金3,873万3,000円、別府森林総合利用施設委託料2,542万7,000円。

#### 商工費

土佐山田町：商工会経営改善普及事業補助金645万2,000円、土佐山田まつり振興会事業補助金300万円。

香北町：前山公園整備事業費1,142万2,000円、大荒の滝遊歩道橋欄干改修工事296万7,000円、商工振興事業費補助金153万円。

物部村：べふ峡茶屋駐車場整備工事202万2,000円、商工会補助金200万円。

#### 土木費

土佐山田町：黒土2号団地Dブロック建設工事に伴う費用2億7,113万8,000円、修景整備事業をはじめとする秦山公園各種工事費用1億2,347万9,000円。

香北町：下野尻町営住宅建設事業費3億1,964万8,000円、大宮小学校線1,190万3,000円ほか2線の道路用地購入費1,353万2,000円。

物部村：道路維持管理委託料3,084万円。

#### 消防費

土佐山田町：山田消防常備・非常備消防費町村負担金2億4,826万7,000円、自主防災組織活動支援事業272万7,000円。

香北町：山田消防常備・非常備消防費町村負担金1億426万4,000円。

物部村：山田消防常備・非常備消防費町村負担金1億685万9,000円。

#### 教育費

土佐山田町：繁藤小中学校大規模改造工事2,742万3,000円、図書館用地購入2,043万9,000円、宝町体育館屋根工事574万7,000円。

香北町：アンパンマンミュージアム管理委託料4,556万8,000円、アンパンマンミュージアム振興財団補助金3,134万8,000円、香北町史編纂事業費1,081万1,000円、香北中学校小規模改修工事805万円。

物部村：大栃小学校体育館改築工事1億241万8,000円。

#### 災害復旧費

土佐山田町：公共土木施設災害復旧費3,087万5,000円、農林業施設災害復旧費412万9,000円。

香北町：公共土木施設災害復旧費2億4,260万6,000円、農林水産施設災害復旧費1億1,264万9,000円。

物部村：公共土木施設災害復旧費4,594万7,000円、農林水産施設災害復旧費7,939万8,000円。

#### 公債費

土佐山田町：元金償還金3億8,088万7,000円、利子9,454万3,000円。

香北町：元金償還金4億5,465万1,000円、利子5,740万5,000円、元利金支払手数料2万6,000円。

物部村：元金償還金3億8,559万8,000円、利子5,191万2,000円。

#### 諸支出金

土佐山田町：財政調整基金積立金6,398万4,000円、庁舎建設基金積立金1,000万円。

香北町：新しいまちづくり基金積立金2億666万6,000円。

#### 予備費

充当額は、土佐山田町1,239万8,000円、香北町379万円、物部村467万7,000円。

### 2. 土佐山田町住宅新築資金等貸付事業特別会計

平成17年度における歳入歳出決算額は、次のとおりで、歳入が5,522万326円、歳出が5,119万9,235円、差し引き402万1,091円でございます。

打ち切り決算のため前年度との比較はできないが、過年度分の償還状況については、前年度（12カ月決算）を既に0.3ポイント上回る徴収率となっている。平成17年から債権回収部会を立ち上げるなどして、本格的に回収に乗り出した成果の兆しが見えてきたと言えよう。

今日の社会情勢からどこまで回収できるかはかり知ることはできないが、主要な自主財源の一つであるので、引き続き努力を期待する。

### 3. 旧3町村簡易水道事業特別会計

平成17年度における歳入歳出決算額は、次のとおりでございます。

土佐山田町：歳入1億1,186万2,618円、歳出1億989万5,926円、差引残が196万6,692円。

香北町：歳入1億1,337万4,457円、歳出1億1,213万266円、

差引残が124万4,191円。

物部村：(歳入)4,876万8,694円、歳出4,876万8,694円、差引ゼロでございます。

次のページへいきまして、

#### 4. 土佐山田町公共下水道事業特別会計

平成17年度における歳入歳出決算額は、次のとおりとなっている。なお、差引2,077万7,256円の歳出超過分については、基金による一時借入金にて対応した。

土佐山田町の下水道事業は、平成4年から供用を開始し、平成18年2月までの水洗化率は55.1%となっている。住みよいまちづくりを推進するためにも、また自然環境保全を図る上からも政策課題であるが、住民にも十分に理解をいただきながら、今後も努力を期待する。

#### 5. 香北町下水道特別会計

平成17年度における歳入歳出決算額は、次のとおりとなっている。なお、差引7,303万3,451円の歳出超過分については、基金による一時借入金にて対応した。

香北町の下水道事業は、平成15年3月から供用を開始し、平成18年2月までの水洗化率は42.8%となっている。住みよいまちづくりを推進するためにも、自然環境保全を図る上からも加入促進に取り組み、下水道事業の健全な運営に努められたい。

#### 6. 旧3町村老人保健特別会計

平成17年度における歳入歳出決算額は、次のとおりとなっている。

土佐山田町：歳入28億762万6,379円、歳出28億86万8,095円、歳入歳出差引残額675万8,284円。

香北町：歳入10億9,786万5,929円、歳出10億9,786万5,929円、差引ゼロ。

物部村：歳入6億1,046万3,802円、歳出6億1,046万3,802円、差引ゼロでございます。

3町村の医療給付費の件数を見てみると、土佐山田町9万5,760件、金額にして27億4,216万4,000円。香北町2万9,216件、金額にして10億7,018万円。物部村1万7,790件で、金額にして6億174万9,000円。医療給付費(一部負担金を除く)は、(土佐山田町は3,693人で、一人当たり)74万2,530万円。香北町は1,359人で一人当たりの医療給付費(一部負担金を除く)は78万7,476円。物部村は913人で一人当たりの医療給付費(一部負担金を除く)は65万9,089円となっている。

#### 7. 旧3町村国民健康保険特別会計

平成17年度における歳入歳出決算額は、次のとおりとなっている。なお、歳出超過分については、3町村それぞれ基金による一時借入金にて対応した。

土佐山田町：歳入19億9,050万7,099円、歳出21億517万2,104円、歳入歳出差引残△1億1,466万5,005円。

香北町：歳入5億9,232万8,262円、歳出6億160万7,195円、△927万8,933円。

物部村：3億6,355万3,755円、歳出3億9,585万728円、△3,229万6,973円。

国保税の徴収については、住民の税の負担に対する公平感と信頼感を損なうことのないように取り組まなければならない。また、健康づくりをはじめとする各種の事業を通して、住民の健康保持意識を高め、早期発見・早期治療の高揚を図るよう努力を願う。

#### 8. 香美郡香北地域介護認定審査会特別会計

平成17年度における歳入歳出決算額は、次のとおりとなっている。

歳入886万4,289円、歳出886万4,289円、差引ゼロであります。

土佐山田町、香北町、物部村の共同で設置していた介護認定審査会は、合併に伴い2月末で廃止された。この会計は、新市からは介護保険特別会計に計上されてくる。

#### 9. 旧3町村介護保険特別会計

平成17年度における歳入歳出決算額は、次のとおりとなっている。なお、土佐山田町と物部村の歳出超過分については、基金による一時借入金にて対応した。

土佐山田町：歳入11億7,021万2,403円、歳出12億373万6,688円、差引△3,352万4,285円。

香北町：歳入5億483万8,383円、歳出4億8,981万1,024円、差引1,502万7,359円。

物部村：歳入2億8,854万7,350円、歳出2億9,479万9,079円、差引△625万1,729円。

歳入に占める介護保険料の割合は、土佐山田町は14.1%、香北町は12.3%、物部村は12.1%である。また、国庫支出金・支払基金交付金・県支出金・一般会計からの繰入金の合計では、土佐山田町85.8%、香北町85.5%、物部村87.2%をそれぞれ占めている。

また、歳出に占める保険給付費の割合は、土佐山田町95.5%、香北町97.0%、物部村97.7%となっている。

介護保険制度が施行され6年を経過した今日、制度の普及、高齢化社会の進展及び新規介護サービス事業者の参入などによって、保険給付費は増加傾向で推移している。要介護者の介護度の現状維持を図るとともに、介護予備者への対策等、関係

各課が連携を図りながら健康づくりを積極的に展開されるよう願うものである。

#### 10. 是正改善を要する事項

##### (1) 延滞金について

滞納に係る延滞金の徴収措置が不十分である。新市においては、市税賦課徴収条例に基づき適正に処理をされたい。

##### (2) 超過勤務について

一部の部署で恒常的に超過勤務が行われている。経費の削減及び職員の健康並びに福祉の面から適切な是正を求める。

##### (3) 旧土佐山田町岩村地区の町道（現：市道）の借地料について

これまでの監査でも、他地域との均衡を図る上から支払いをやめる方向で検討すべきであることを指摘してきたが、解決の糸口を見つけ出せないでいる。財務処理上では、1、契約書はない。2、支払いの対象者は地権者であるにもかかわらず、部落長が請求者となっている等、財務規則に沿った支払いはなされておらず、不適切な会計処理が見られる。

慣例により、約50年間支払い続けてきた借地料は、平成18年3月1日の香美市誕生を機に思い切った解決策を生み出すべきである。

#### 第4 財産に関する調書

1. 財産台帳・備品台帳については、一定の成果は上がっているが、まだまだ不十分である。引き続き、早急に整備されたい。

2. 有価証券、出資金については、台帳どおりであることを確認した。

むすびとしまして、本年度決算における大きな特徴は、初めにも述べたが、合併により平成18年2月末日で打ち切り決算となったことである。

一部例外はあるものの、一般会計、特別会計ともに年間予算を計上しており、そのために対予算現額に比較し、多額の収入未済額及び不用額を生じる結果となった。また、予算の執行率も大変低く、前年度対比は困難であった。

平成17年度2月末日での打ち切り決算の一般会計と特別会計をあわせた額は、土佐山田町が歳入総額120億4,403万2,000円、歳出総額121億127万3,000円、差引5,724万1,000円の歳出超過となった。

香北町は歳入総額60億5,686万4,000円、歳出総額61億498万4,000円で、差引4,812万円の歳出超過となった。

物部村では、歳入総額35億3,556万9,000円、歳出総額35億8,533万7,000円、差引4,976万8,000円の歳出超過となった。

歳入の収入未済額で主なものは、町村税、分担金及び負担金、使用料、事業実施に伴う国・県支出金等である。

一方、不用額で主なものは、人件費、報酬等で月々支出される経常的経費、負担金補助及び交付金、各種繰出金並びに事業実施に伴う工事請負費等である。その収入未済額

及び不用額は、香美市に引き継がれ予算化の上、執行される予定であり、その取り扱い  
は妥当と認めたところである。

今回、平成17年度決算審査で特に申し述べておきたいことは、新市での会計事務処  
理には職員一人一人が十分に意識を高めることを願う。明らかになった問題点や反省点  
を生かしながら、効率的な行財政運営に努め、発展することを期待してむすびとします。

以上でございます。

それでは、続きまして、認定20号…。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村議員。

○22番（西村芳成君） 先ほどから旧3町村一般会計の歳入歳出決算の審査意見書  
を懇切丁寧にご説明いただきましたが、この次の17年度の香美市の一般会計、特別会  
計歳入歳出決算につきましては、やはりこの監査委員の意見、それと最後のむすび、そ  
れだけ通していただきましたら、せっかくこう提出いただいておりますので、お目通し  
をいただいたら、見たらわかると思いますので、そういうふうに簡潔にさせていただいた  
ら、ぜひ。ご苦勞をかけますものでその方がよくないかと思っておりますので、議長の方  
で諮りいただきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 簡潔にむすびのところで、あとは認定の審査までに時間もあ  
りますので、各自目を通していただくということで、代表監査委員さんの方では簡潔な  
説明でいきたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。

それでは、代表監査委員さん、そのようにお願いをいたしたいと思っております。

○代表監査委員（大岸啓郎君） それでは、ただいま簡単にということでございま  
したので、簡単にさせていただきますことにいたします。

山田消防組一般会計歳入歳出決算審査意見

審査の概要

1. 審査対象

平成17年度山田消防組一般会計歳入歳出決算

附属書類が、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

2. 審査期間

平成18年7月24日～25日、8月8日

審査の方法と審査の結果につきましては、一般会計の方と全く一緒でございますので  
省略させていただきます。第4の勤務体系とむすびについて。

隔日勤務職員のすべてが忠実に出勤し、それに対して多額の休日勤務手当1,016万  
円が支払われている。

これは勤務の特殊性もあるだろうが、適切な休日の振りかえを行わなかったことに起  
因している。

漫然と休日勤務手当を支払うことは、最小の経費で最大の効果を上げるようにとの地方自治法の趣旨に反するとともに、職員の健康と福祉を害することも懸念される。

厳しい財政事情の中、人員の配置を見直す等により、適切な処置を求める。

むすび、さきにも述べたように、この決算は構成団体である土佐山田町、香北町、物部村の合併に伴う平成18年2月末日までの、会計期間11カ月の変則的な決算である。

年間予算を計上しており、そのために不用額が生じる結果となった。また、予算の執行率も低く、前年度対比は困難であった。

平成17年度一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額4億8,391万1,000円、歳出総額は3億9,767万9,000円で、差引残額8,623万2,000円となっている。

予算の未執行に伴う不用額は、香美市に引き継がれ、予算化の上執行される予定であり、その取り扱いは妥当と認めたところである。

構成団体である土佐山田町、香北町、物部村の合併に伴い平成18年2月末日で消滅した山田消防組一般会計は、新市では香美市一般会計に計上されてくる。

平成17年度決算審査で申し述べておきたいことは、新市での会計事務処理には十分に意識を高め、明らかになった反省点を生かしながら効率的な財政運営に努めることを願って結びとします。

以上でございます。

続きまして、認定第21号、平成17年度土佐山田町水道事業会計決算報告書。

25ページからになります。

平成17年度土佐山田町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成17年度土佐山田町水道事業会計の決算について審査を実施したので、下記のとおり意見書を提出する。

## 第1 審査の概要

### 1. 審査の対象

平成17年度土佐山田町水道事業会計決算

### 2. 審査の期日及び期間

平成18年7月24日～25日

### 3. 審査の場所

香美市役所 2階 監査室

### 4. 審査の手続

この決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに、会計帳簿・証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きを実施した。

## 第2 審査の結果



## 1. 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況を適切に表示しているものと認める。

それでは、最後の端の決算の適否

提出された決算書に基づき、諸帳簿及び証拠書類との照合等、慎重に審査を行ったが、その結果は計数に誤りのないものと認めた。

以上で水道の報告を終わります。

続きまして、認定第22号、土佐山田町工業用水道事業会計決算報告書。

11ページでございます。

平成17年度土佐山田町工業予水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成17年度土佐山田町工業用水道事業会計の決算について審査を実施したので、下記のとおり意見書を提出する。

### 第1 審査の概要

#### 1. 審査の対象

平成17年度土佐山田町工業用水道事業会計決算

#### 2. 審査の期日または期間

平成18年7月24日・25日

#### 3. 審査の場所

香美市役所 2階 監査室

#### 4. 審査の手續

この決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに、会計帳簿・証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きを実施した。

### 第2 審査の結果

#### 1. 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、財政状況を適切に表示しているものと認める。

#### 3. 決算の適否

提出された決算書に基づき、諸帳簿及び証拠書類との照合等、慎重に審査を行ったが、その結果は計数に誤りのないものと認めた。

以上でございます。

続きまして、認定第23号から認定第30号まで。

香美市各会計歳入歳出決算審査意見書

### 第1 審査の概要

#### 1. 審査の対象

平成17年度香美市一般会計歳入歳出決算  
平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算  
平成17年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算  
平成17年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算  
平成17年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算  
平成17年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
平成17年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算

(附属書類)

平成17年度各会計歳入歳出決算事項別明細書  
平成17年度各会計実質収支に関する調書  
平成17年度財産に関する調書

## 2. 審査の期間

平成18年8月22日

## 3. 審査の方法

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうかを確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿その他証書類と照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施した。

## 第2 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、それらの計数は関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、正確であることを認めた。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、適正に行われているものと認められた。

むすびとしまして、平成17年度旧土佐山田町、旧香北町、旧物部村の4月から2月までの11カ月打ち切り決算に続き、合併後香美市における平成18年3月の期間1カ月の変則的決算である。そのため、前年度との比較分析は困難である。また、債権、債務については、旧3町村から香美市に引き継がれていることを確認した。

合併直後の予算編成ということもあり、その編成に当たり、旧町村の基礎資料の収集、分析等が不十分なまま当初予算が編成されたのではなかっただろうか。予算流用(95件)や予備費充当(83件)が多い一方で、不用額を約5億円生み出す等、予算執行管理に少なからずも乱れを生じる結果となっている。限られた時間の中での通常とは異なった予算編成であったことから、さきにも述べたように、やむを得ないことであったと理解する。このことがある意味、香美市として初めての決算における大きな特徴となっ

た。

また、2月末日で打ち切り決算となり、3町村から引き継ぎ新市で予算化された事務事業がおおむね適正に執行されていることを認めた。

合併して6カ月、豊かな自然環境を持つ香美市が、合併効果を最大限生かしながら、効率的な財政運営に努め発展することを期待して結びとします。

続きまして、認定第31号、平成17年度香美市水道事業会計決算報告書。

22ページでございます。

平成17年度香美市水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成17年度香美市水道事業会計の決算について審査を実施したので、下記のとおり意見書を提出する。

## 第1 審査の概要

### 1. 審査の対象

平成17年度香美市水道事業会計決算

### 2. 審査の期日または期間

平成18年7月24日～25日

### 3. 審査の場所

香美市役所 2階 監査室

### 4. 審査の手続

この決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに、会計帳簿・証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きを実施した。

## 第2 審査の結果

### 1. 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているものと認める。

なお、平成18年3月1日の合併により、旧山田町においては、平成18年2月末日で決算しているため、香美市水道事業会計としては、平成18年3月1日から3月末までの間1カ月の会計年度となっている。

むすびとしまして、水道は、ライフラインとして住民の福祉に直結した基盤的生活環境施設であり、常に清浄で豊富な水を供給するという極めて高い公共的な役割を担った施設である。営利を目的としたものではないが、安定した経営を維持するための必要最低限の利益は的確に確保する必要がある。そのため、営業収益の根幹をなす水道使用料の確実な徴収については、今後とも努力を願う。と同時に安定的に安全な水を供給するためにも、前々から指摘してきた新しい水源地の確保に着手すべきときがきている。

今後の事業運営に当たっては、設備などの更新時期を的確に判断し、安全でおいしい

水の安定供給に向けて、今後とも努力を期待する。

次に、認定第32号、平成17年度香美市工業用水道事業会計決算報告書。

11ページでございます。

平成17年度香美市工業用水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成17年度香美市工業用水道事業会計の決算について審査を実施したので、下記のとおり意見書を提出する。

## 第1 審査の概要

### 1. 審査の対象

平成17年度香美市工業用水道事業会計決算

### 2. 審査の期日または期間

平成18年7月24日～25日

### 3. 審査の場所

香美市役所 2階 監査室

### 4. 審査の手続

この決算審査に当たっては、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに、会計帳簿・証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続を実施した。

## 第2 審査の結果

### 1. 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、財政状況を適正に表示しているものと認める。なお、平成18年3月1日の合併により、旧土佐山田町においては、平成18年2月末日で決算をしているため、香美市工業用水道事業会計としては、平成18年3月1日から3月末までの間1カ月の会計年度となっている。

むすびとしまして、「高知テクノパーク工業団地」は、平成16年4月から供用開始後2年を経て、平成18年度第1号の事業者が確定となり、一部計画水量の販売が可能となる予定である。昨今の厳しい経済情勢の中、企業活動の低迷や節水型社会への移行などにより水需要については余り見込めない状況にある。一方、配水管等施設の維持管理は必要不可欠であることから、本事業の経営は厳しさが予測される。

今後も引き続き、積極的な企業誘致に万全を期し、経営の合理化と事業の健全な発展に向け、より一層努力されることを願う。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 監査委員の報告を終わります。

以上、複雑多岐にわたる一般会計及び特別会計決算等の決算審査意見について報告をいただきました。そのご苦勞に対しまして、一同にかわり敬意を表します。ありがとうございました。

これで本日の日程はすべて終わりました。

次の会議は10月17日火曜日の午前9時から開会をいたします。

本日はこれで散会をいたします。

(午前10時45分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 6 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 1 8 年 1 0 月 1 7 日 火曜日

平成18年第6回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成18年10月12日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月17日火曜日（会期第6日） 午前8時59分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	下水道課長	久保和昭
助役	石川晴雄	環境課長	阿部政敏
収入役	明石猛	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
総務課長	鍵山仁志	健康づくり推進課長	岡本篤志
企画課長	濱田賢二	地籍調査課長	田島基宏
財政課長	前田哲雄	林政課長	小松清貴
収納管理課長	後藤博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中育夫	支所長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	事務管理課長	竹内敬
保険課長	岡本明弘	業務管理課長	横谷勝正
税務課長	高橋功	《物部支所》	
福祉事務所長	法光院晶一	支所長兼参事	萩野泰三
農政課長	宮地和彦	事務管理課長	丸内一秀
商工観光課長	高橋千恵	業務管理課長	岡本博臣

建設都計課長 中 井 潤

【教育委員会部局】

教 育 長 原 初 恵 幼保支援課長 吉 村 泰 典

教 育 次 長 福 島 勇 二 生涯学習課長 山 崎 泰 広

学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

選挙管理委員長職務代理者 濱 田 貞 一 水道課長 佐々木 寿 幸

農業委員会事務局長 山 岡 紀 夫

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 浦 良 衛 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成18年第6回香美市議会定例会議事日程

(会期第6日目 日程第2号)

平成18年10月17日(火) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 16番 黒 岩 徹 君
- ② 10番 山 崎 晃 子 君
- ③ 15番 依 光 美代子 君
- ④ 11番 片 岡 守 春 君
- ⑤ 22番 西 村 芳 成 君
- ⑥ 14番 島 岡 信 彦 君
- ⑦ 4番 大 岸 眞 弓 君
- ⑧ 13番 竹 平 豊 久 君
- ⑨ 12番 久 保 信 彦 君
- ⑩ 7番 千 頭 洋 一 君
- ⑪ 1番 有 元 和 哉 君
- ⑫ 6番 比与森 光 俊 君
- ⑬ 3番 山 崎 龍太郎 君
- ⑭ 24番 山 本 芳 男 君



- ⑮ 9 番 門 脇 二三夫 君  
⑯ 2 1 番 西 山 武 君  
⑰ 2 0 番 大 石 綏 子 君  
⑱ 5 番 織 田 秀 幸 君  
⑲ 2 番 矢 野 公 昭 君

**会議録署名議員**

3 番、山崎龍太郎君、4 番、大岸眞弓君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 8 時 5 9 分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は、25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許します。

16番、黒岩 徹君。

○16番（黒岩 徹君） 16番、黒岩。

香美市も誕生いたしまして半年以上を過ぎようとしております。議会におきましては、先月香美市初めての市議会議員選挙として25名の定数にて選挙が行われました。そして、今回の定例会は、香美市を夢と希望のある市にしていこうとの新市建設の思いを新たにしましての定例会であります。新市建設への思いは、市長におかれましても就任以来変わることがなく、さらなる思いも抱かれていますのではないかと拝察しております。

そこで、新市立ち上げに対する課題について私は一般質問をさせていただきます。市長におかれましては、旧土佐山田町から引き継いでこられた工業団地を造成し、企業を誘致する政策についてお尋ねいたします。企業誘致は、市にとりまして法人税、また固定資産税など市の財政に貢献いたしますし、香美市全体への経済波及効果も見込めます。また、雇用の拡大につながり、特に香美市は今後考えられる人口減少見込みに対して、若者定住対策が重要ではないかとの状況の中、若者定住対策の上でも重要な政策と考えます。私は、香美市に大いに期待できる政策の一つと考えておりますが、どのような政策にも、その目標を立てその効果を求めることが求められます。私は特に合併特例期間中での議員活動の中、行財政改革推進特別委員会に属しそのことを強く感じた次第であります。

そこでお尋ねいたしますが、工業団地を造成し企業誘致する政策について、香美市への経済波及効果はどのくらいか、市の税収がどのくらい増収として見込まれておりますか。また、その雇用規模はどのくらいか。今後どのような視点に立って推進していくお考えかお尋ねいたします。

なお、この質問は土佐山田観光開発が民事再生との報道で、大変心配される中での質問であります。若者定住対策の重要性にかんがみお尋ねいたします。

次に、JR土佐山田駅と旧土佐山田町商店街の活性化及び開発についてお尋ねいたします。大栃商店街、美良布商店街等々、振興策も香美市におきまして最も重要な政策であります。お客様が香美市においでになるとき、JRの列車などでの場合、高知自動車道から車でおいでになるとき、高知龍馬空港からおいでになる場合でも、香美市の玄関口となるのは旧土佐山田町ではないでしょうか。近年、車の発達によりまして、旧物部村、旧香北町からの買い物等は、香南市の野市町、南国市、高知市のイオンなどに流れているのではと推察いたします。これらも土佐山田町商店街で用が済ませれば、時間

の短縮、経済的にも効果がありますし、何より活性化につながると考えます。これだけとりましても活性化及び開発の計画があってもいいのではないかと考えます。今後、市役所庁舎の建設が計画されます。その場合、私は庁舎の位置はこの際、新たな土地を探すべきとの考えであります。このことは、今後論議されることではあります。仮にそうなった場合でも活性化及び開発計画があれば、市の窓口業務を支所方式で組み込むなど、市も活性化に貢献できると思われまます。

そこで、J R 土佐山田駅前と旧土佐山田町商店街の活性化及び開発について、市長のご所見を賜りたいと思います。

次に、香美市の行政組織運営についてお尋ねいたします。

合併後の組織につきましては、早半年が過ぎまして、市長におかれては効率的にむだなく適材適所で組織運営に取り組まれていることと思っておりますが、議会におきましても定数を25名としましての定例会であります。合併当初におきまして、議会側から拝見いたしまして、課長級職員が多過ぎはしないかと思ひ、部長制に移行してはと議会から提案すべきではないかとも考えましたが、3カ町村合併の当初であります。今後の市長の取り組みを見守るべきと考えた次第であります。また、事務の効率化は、近年IT化などで相当効率化が図れてきたのではないかと拝察いたします。紙とそろばんの時代からは想像もつかない時代になってまいりました。文書のやりとりも電子メールの時代であります。そこで、先般、他の団体の例ではあります。重要な通知文書が電子メールでなされ、そのメールに受信側が気づかず、伝達ミスがあったとの報道がなされました。香美市におかれては電子メールの取り扱いでの伝達ミスも考えられますが、これをどのように防がれておられるでございましょうか、お尋ねいたします。

次に、市の自治会への対応についてお伺いいたします。

香美市においても、各地の自治会に広報の配付や、またそれぞれの地区住民の要望を取りまとめ、要望書を提出してもらうなど大変自治会にはお世話になっているところであります。そこで、地区の要望の中で生活道舗装コンクリートの要望についてお伺いいたします。このことにつきましては、旧香北町ではかつて生活道車道コンクリート舗装事業として各地区にコンクリートを割り当て、各地区地区で生活道車道を舗装しておりました。そして、地区住民の生活に貢献し、過疎地の生活向上にも貢献してまいりました。また、「地区のことは地区住民みずからで」との思いにかなうものでもありました。しかしながら、長い歴史ある事業にもかかわりませず、旧香北町では今回の合併前の合併破たん時に自主財政再建を決意し、不採択となりましたが、その後合併経過をたどり今日に至っております。これらを行政がすべて直接執行するのではなく、地区のことは地区の自主性においてお願いし、もって行政効率向上を図る意味からも復活するお考えはないかお尋ねいたします。

次に、先月18日に行われました敬老会の補助金についてお伺いいたします。市におかれては、各地の自治会で開催された敬老会について、参加者の人数に対し補助を実施

されました。私の地区でも市の補助金を申請して敬老会を実施いたしまして、市長のメッセージも代読いたしまして、長寿のお祝いをしたところであります。

さて、敬老会への参加者人数に対しての補助金であります。これを対象者全員としてはいかがでしょうか。対象者全員なら、地区自治会も地区役員が入院しておられる方には病院へお祝いの品一品でも持ってお見舞いに訪問ができますし、足などご不自由で敬老会に参加できない方にもご家庭を訪問し、お祝いの品とお祝いの言葉もかけ、ご長寿のお祝いの心を届けることができます。かつて、私の地区自治会もこのように実施しておりましたし、近隣自治会も同じでありました。敬老会参加者への補助金では、香美市が自治会の事業へ補助したのみとなりますが、対象者全員の補助金とすれば、香美市としても敬老のお祝いをすべき方全員をお祝いしたこととなります。補助金を来年度より対象者全員にする考えはないか伺いいたします。

私の質問いたしました市の自治会への対応につきましては、合併後の市政の評価される問題ではないかとも考えます。自治会もその地区の住民で成り立っております。また、香美市も市民あつての香美市であります。もちろん市民要求すべてにこたえることはできませんが、少なくとも合併して香美市住民には「夢と希望のあふれる市になった」との評価を得られることを願ひまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） おはようございます。黒岩 徹議員の（１）地域振興政策についてお答えいたします。

（１）工業団地の企業誘致の施策について、香美市への経済波及効果、市税の増収、雇用規模はどれくらいか、今後どのような視点に立って推進していくかでございますが、高知テクノパークに関しまして、市としましては工業用水の整備や奨励金交付制度の新設、団地内市有地の維持管理を行ってまいりました。企業誘致に関しましては、県内雇用の期待できる県外企業並びに高知工科大学の活用と、県内産業の発展を期待して、高知工科大学との共同研究を実施する県内企業に対して、県と連携して企業誘致活動を実施しております。

高知テクノパークの香美市への経済普及効果につきましては、事業所の設置や操業後の経営、従業員の購買、香美市への居住などに対する費用が発生すると考えられます。香美市の税の増収につきましても、固定資産税、法人税、市民税の収入が見込まれます。また、県の掲げる誘致方針では、約５００名の雇用を想定しており、この方針に基づいて県と連携して誘致活動を実施しておりますが、入居企業の情勢も変わってきておりますので、数値が出せていない状況です。また、雇用と人口の増加につなげるよう推進してまいります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。黒岩 徹議員のご質問にお答えをさせ

ていただきます。

地域振興施策につきましての、高知テクノパークに関しましては、先ほど商工観光課長の方から答弁をさせていただきました。

2番目のJ R土佐山田駅前と土佐山田商店街の活性化及び開発についてということでお答えをさせていただきます。

駅前再開発は、駅前商店街と背後の住宅地及び昭和46年に都市計画が決定された駅前広場、0.3ヘクタールを含む駅周辺、約3.8ヘクタールの区域を対象にしまして、商店街の活性化と接道のない宅地の解消を図るべく、土佐山田駅南地区総合再開発事業基本計画構想を平成7年度に作成し、組合施工による再開発事業の立ち上げを計画しまして、地権者の合意形成を図った経緯がございます。しかしながら、地権者の多くが高齢で、再開発ビルへの入居など環境の変化の不安や、いわゆる家を立ち退く労力などの理由で、残念ながら今のままでいいとの意見が多数を占め、合意形成に至らず再開発事業の立ち上げにはならないという経過がございます。

そうした中、近年社会情勢の変化によりまして、全国的にも再開発事業が行き詰っているということが、そういう現状があるわけであります。

また、都市計画決定をされている駅前広場につきましては、再開発事業が施工された場合は一体的整備が可能であります。しかしながら単独整備ということでは、なかなか困難であろうというふうに考えております。

また、同じく同質問の中で駅前の商店街の活性化につきましては、J R土佐山田駅前と商店街を取り巻く経営環境というものは、規制緩和に伴いますところの大型店の進出を初め通信・交通手段の発達などに伴いまして、店主の高齢化や、あるいはまたライフスタイルの変化、後継者問題や店舗の形態などさまざまな課題に直面をしておるのが現実であります。

今後の活性化及び開発につきましては、商店街みずからが創意工夫を凝らし、こうした環境変化に柔軟に対応していくことも重要であろうというふうに考えております。そういうことの中で、店主あるいは商工会等と協議をしながら、商店街の活性につきましては推進をしてまいらなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） おはようございます。黒岩 徹議員の行政組織運営について、電子メールの取り扱いでは伝達ミスも考えられるが、どのように防ぐ考えかというご質問でございます。

インターネットを利用する電子メールにつきましては、送信先のアドレス確認を十分注意をして実施するということはもちろんでございます。市役所の職員間の電子メールにつきましては、インターネットは利用しておりません。内部ネットワーク、いわゆるイントラネット、市役所内の情報交換を要したネットワークでございますが、これを利

用してやりとりをしております。また、国とか県、あるいは他の市町村などの行政機関との通信につきましては、行政機関のみが利用できる相互ネットワーク、通称L G W A Nというふうに言われておりますが、これを利用してシステム化もしてこれを利用してあります。これはインターネットとは異なりまして、セキュリティの非常に高い環境でのメール交換が実施できるようにしております。なお、この庁舎内のネットワークでございますが、一般的にお知らせ的に利用しております、重要な文書等につきましては、またあるいは回議書・決裁文書につきましては現在紙ベースで行っている状況であります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 黒岩 徹議員の市と自治会についてのコンクリートの要望等についてこたえる考えはないかというご質問でございます。

道路の維持補修、維持管理につきましては、本課、支所、それぞれで対応してございます。それで、市道、農林道以外の生活道路、いわゆる赤線道や赤線道を拡張した道路につきましては、法定外公共物の機能保全ということで、機能管理自体は地元をお願いをしているというのが実情でございます。香美市では、地元から法定外公共物に対します要望がございましたら、原材料支給ということで、予算の範囲内で助成をしてございます。建設都計課の場合につきましては、1件につき5万円以内の助成をしております。この場合、生コン会社から香美市への直接請求によりまして会社へ支払うという方法をとっております。いきなり請求書が届いても支払うことができませんので、事案がございましたら建設都計課の方へご相談いただきたいというふうに思います。

また、物部支所の方では集落整備費補助金交付要綱というのがございまして、その実施基準に基づきまして、生コンの支給等を行っております。

市道につきましては、維持管理、維持工事の要望を提出していただきまして、担当が現場を確認の上、危険度、緊急度、公共性等を勘案の上で予算の範囲内で対応してございます。大がかりになります場合は、複数年にわたりますし、短期で厳しい場合には制度利用に努めて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 黒岩議員の敬老会に関してのお尋ねについてお答えいたします。

市内自治会193のうち、107余りの自治会の皆様のご協力をいただきまして、このたび地域の敬老会が開催できましたことを、まずお礼を申し上げます。ご承知のように、この地域敬老会補助事業と申しますのは、自治会あるいは部落が主催する敬老会に対して補助金を、経費に対して補助金を出すということで、これは決して個人の補助金ではありません。自治会や集落が創意工夫をして開催をする、そういう自由な開催を

認めたところでありまして、そのお金につきましてはいろいろ使い方はあろうかというふうに思っておるところです。今、ご質問にありますように、これをすべてを対象にしたらどうだろうかということでもありますけれども、私たちもその点について検討はしたわけですが、施設に入所されている方ですとか、入院されている方、あるいは住所は置いているけれども、遠く息子さんのところに行っているとかいう状況もございます。そうしたときに開催の実態からして、公金を出すとなれば一定基準を設けなければいけないということになりまして、そうした点で出席者を対象にしようと、こういうふうな内容になっておるところであります。黒岩議員の開催（出席）をされた場所ではこうした施設に入っている方とか入院をされた方についても、きめ細かな配慮をされておるようではありますが、全体の状況としてはそうしたところにまでは手が届いてないということがございますので、実際に参加されておる方を対象として、計算の上での補助金の対象の数だけにさせていただいて、そのお金につきましては、自由な形で、お家におられる方にもお寿司を持っていかれたところもあるようでありますけれども、そういうことについては認めておりますので、今後につきましてもどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 黒岩 徹君の質問が終わりました。

次に、10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切に、丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で明解な答弁を求め、通告に従いまして質問いたします。

初めに、医療制度改革法についてお伺いいたします。

去る6月に医療制度改革法が成立しましたが、その主な内容は高齢者を中心にした負担増のほか、高齢者が長期に入院する療養病床の大幅な削減や、40歳以上の生活習慣病予防、健康保険を運営する保険者の都道府県単位を軸とした再編など、中・長期的な対策を盛り込んでいるのが特徴で、今月から段階的に実施されます。これにより、70歳以上の高齢者の現役並み所得者を対象に、窓口負担の割合が2割から3割へと引き上げられました。また、療養病床に入院している高齢者の食費や居住費などの自己負担も増加しており、高齢者に係る医療制度負担は大幅な増加となってしまいました。さらに、高額療養費の自己負担限度額も引き上げとなってしまいました。このように、高齢者に絞って負担を課す改革が行われたことにより、高齢者の生活は非常に深刻な状態になっています。現在の高齢者が置かれている状況は、今以上に収入がふえることは望めず、年金は年々減っているというのが現実です。6月に実施された住民税の老年者控除の廃止、公的年金等控除の縮小、非課税措置の廃止、定率減税の半減などの影響で税金の負担は何倍にもふえ、国民健康保険料（税）や介護保険料なども大幅な負担増になりました。高齢者が医療機関にかかる際の窓口負担に大きな打撃を与え、高額になった受診料が日々の生活を圧迫し、生活のために受診を手控えることを余儀なくされるケース

がふえていると聞いています。その結果が病気の進行をさらに加速させ、重症化を招く危険性なども専門家の間で指摘されています。

また、国は2011年度末までの療養病床の再編計画として、療養病床の大幅な削減・廃止を決めてしまいました。このことにより行き場を失う高齢者、いわゆる医療難民、介護難民と呼ばれる高齢者をつくり出すことが危惧されています。療養病床は、慢性病などを抱えた高齢者が長期に入院するための病床であり、医療保険を使用する場合の医療型と呼ばれる病床が全国で25万床あります。そして、介護保険を使用する介護型と呼ばれる病床が全国で13万床あり、合計で38万床となっています。この療養病床38万床を今後6年間で介護型の13万床はすべて廃止し、医療型も25万床から15万床にまで削減するという内容になっています。厚生労働省は、「どちらの療養病床でも医療の必要度が低い患者が半数を占めているため、家庭の事情などでやむを得ず入院している社会的入院患者を減らして、医療費を抑制するのがねらいだ」と言っています。しかし、医療の必要度が低いとされた患者の中には、安定はしているものの意識障害があって、管で流動食をとっているような方も多く、現実に入院されている患者の皆さんやその家族の間からは「こんなことでは行き場もなくなってしまう、年寄りには死ぬしかないのだろうか」という声も聞かれ、大きな不安が広がっています。高知県の療養病床数は人口比で見ると全国一の数を抱えています。今回のような急激な療養病床の削減・廃止は医療や介護の分野に大きな影響を与えるものです。そして、医療や介護への影響だけにはとどまらず、関係機関などへの雇用にまで影響してくる大きな社会問題だと言えます。県の発表によりますと、7月1日現在の県内の療養病床数は、医療型5,155床、介護型2,940床で、合計8,095床となっています。このうち、入院患者の医療の必要度が高く、再編後も現状のまま残ると見込まれる医療区分2と3の病床数を除いた約5,000床余りが削減されると聞いています。つまり高知県の場合は、現在ある療養病床8,095床が約3,000床にまで激減してしまうこととなります。

以上のことをもとに、次の点をお伺いいたします。

まず、1点目は療養病床の大幅な削減・廃止問題は香美市住民にも大きな影響を及ぼす深刻な問題であるのは間違いありません。このような深刻な事態に対して、執行部はどのような認識をお持ちで、どのような対応策をお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

2点目に、香美市には医療型、介護型も含めて療養病床は現在どれくらいあるのか。また現時点での入院状況、病状等について市として正確な実態把握ができているのか。そして療養病床削減・廃止により、その方々にどの程度の影響が発生するのかをお聞かせ願いたいと思います。

3点目は、療養病床の削減・廃止によって入院ができなくなった人たちはどうなっていくのかという点についてお伺いいたします。

厚生労働省は、療養病床の削減・廃止の対応策として、在宅での療養を推進すること



を中心的な柱とし、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス、有料老人ホームなどに移ってもらうことなども提唱しております。また、「6年間は療養病床から転換する経過型の施設や病床も設ける方針だ」としています。しかし、今回の削減・廃止は実に全体の6割にも及ぶ削減・廃止であり、しかも余りにも急激な削減・廃止だけに、患者の皆さんやその家族の方々の間には、受け皿が本当に整備されるのだろうかなどの不安が広がっているのも事実です。この改正を先取りして、7月から医療の必要度が低い患者の診療報酬が大幅に引き下げられたことから、医療機関は採算が取れないなどの理由により、各地で患者の追い出しなどが始まっていると聞いています。このままでは、各地で療養病床の閉鎖が起き、行き場のない高齢者が多数発生することも心配されますが、香美市では医療機関の今後の対応について、それぞれの療養病床が今後どのタイプに転換するのかなどの意向の確認は行われているのでしょうか。

また、療養病床の再編は介護の医療保険分野から介護保険への移譲にほかならないものと考えますが、この点から判断しても国の介護施設整備基準を超えて施設をふやせば、介護保険料の引き上げにつながり、介護保険への影響は大きいものとなるのではないのでしょうか。これらの点について転換に当たっての香美市の基本的な考え方をお示ししたいと思います。

4点目は、在宅重視についてです。

国は、介護保険で在宅重視を唱えています。現実には特別養護老人ホームの入所を待つ人たちが全国で34万人を超えているのが実態です。急性期の治療が終了しても介護力の不足や、介護環境の未整備、地理的条件などにより自宅に帰ることもできない高齢者やひとり暮らしの方、また高齢者夫婦などによる老々介護により、在宅生活が困難になった場合であっても、施設に空きがないことからすぐには入所できないのが現状です。この場合、積極的な治療は必要なくても、何らかの治療や介護が必要な状態であり、やむなく医療機関に入院しているのが現状です。このような在宅重視の政策と実態との矛盾について、またその打開策などについて執行部の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

5点目は、社会問題についてです。

今、療養病床の削減・廃止における影響は大きな社会問題となっていますが、この問題に対応していくためには、保険課、福祉事務所、健康づくり推進課などの関係各課が横の連携を密にして、全庁挙げて取り組む課題にしなければならないと考えます。香美市では、保険課、福祉事務所、健康づくり推進課の間で話し合いも行われたと聞いています。また、南国市は、既にその取り組みを始めたと聞いています。香美市の今後の取り組みについてはどのように進んでいるのでしょうか。その進捗状況をお聞かせ願いたいと思います。

次に、人間ドックの申し込みについてお伺いいたします。

人間ドックの申し込みについては、広報香美の6月号に掲載がありました。それによ

りますと、申し込み期間は6月26日～7月28日までで、申し込み方法は窓口申請か電話での受付となっていました。毎年行われている人間ドックについて、ある住民の方がこの記事をごらんになって、今まで一度も受けたことがなかったが、健康に不安も出てきたので今年は応募してみようと、電話による申し込みをしたそうです。6月26日の朝から電話をし始めて、ようやく午前9時ごろに通じ、申し込みをしたい趣旨を伝えたところ、電話に出た担当者から返ってきた返事は、「先ほど150人の定員に達した」との返事であったと聞きました。「申し込み期間は6月26日～7月28日となっていたのに、初日の8時30分から受付を開始して、30分もたたないうちに満杯になったとはどういうことか、こんな状態で申し込み期間を1カ月も設定する必要があるのか、市役所のやり方に非常に落胆した」と聞かされました。また、「キャンセルが出た場合は、キャンセル分はそのまま欠員として、再募集などの方法で補充する対応はしていない」とも聞きました。受付開始から30分で定員に達する状況はどのような状況であるのかご説明をいただきたいと思います。それとともに、このような状況であるにもかかわらず、申し込み期間を1カ月と設定している根拠をお聞きいたします。

また、今後についてもキャンセルにより欠員となった場合でも、今まで同様に再募集を行わないのでしょうか。1カ月間の申し込み期間と応募者の多さから判断しても、キャンセルがあった場合には、住民の健康を守るという観点から、また公平性を保つという意味からも再募集を実施する必要があるのではないのでしょうか。この点についてもお答えをいただきたいと思います。

次に、支所の窓口業務についてお伺いいたします。

私は、せんだっての選挙に際し、山間地で生活されている住民の皆さんからさまざまな不安や疑問の声をお聞かせいただきました。その中で、特に多かったのが合併後の住民サービスの低下についてでした。「今後、さらに不便な状況になってしまうのではないか」との声も多く住民の方から聞いています。このような山間地域の住民の不安や疑問に答えるためには、支所機能を充実させることが特に重要になってくると考えています。先日、物部支所でお伺いしたところ、「障害者年金の手続きや障害者の軽自動車税減免手続きなど、幾つかの手続きが合併後支所ではできなくなったものもある」と聞きました。このうち、障害者年金の手続きについては、さまざまな種類の申請書類が存在することから、本庁に行っていたというものでした。しかし、「申請に訪れる方々には障害があることを考えていただきたい」と申し入れましたところ、物部支所の課長及び担当者は「すぐに本庁に連絡し、支所に全部の書類を配備して、多少時間はかかっても支所でも対応できるようにします」との返事をいただきました。物部支所の課長及び担当者には障害のある方の実情をおくみ取りいただき、機敏な行動と適切な判断をしていただいたことに、心からお礼を申し上げます。

これ以外の支所での業務の中で差し迫った課題としては、税の申告に際しての対応方法が課題であると思います。きょうは、この点についてお尋ねしたいと思います。執行

部の皆さんもご存じのように、物部町の場合は、急峻な山間地で生活されている高齢者が多く、地域によっては公共交通機関が運行していない地域もあります。また、その地域内で車を運転する人が1人もいない集落も実在しています。この方々の主な交通手段はタクシーですが、税の申告に役所に行く場合も例外ではありません。このような状況について、香美市としてどの程度の実態把握をしているのかをお伺いいたします。

また、本年度分の申告の際の対応策の一つとして、そのような地域に出向いての相談を行うなどの手だてを考慮しておられるのでしょうか。もし、予定がないのであれば、そのような現状をしっかりと把握した上で、ぜひ前向きな検討をお願いいたします。あわせて、このような交通手段のない地域に対して、本庁と各支所を巡回するコミュニティバスの導入や、このような場合に限り、特例的に福祉タクシー制度が利用できるようにするなど、山間地域の高齢者や障害のある方々の足の対策の一つとして真剣に検討していくべきものと考えますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

最後に、災害時の避難方法や避難場所についてお伺いいたします。

物部町内の住民の皆さんからお寄せいただいた声によりますと、「現在指定されている災害時の避難場所の中にその場所や建物の構造から判断して、避難場所として適切でない場所や建造物が指定されている」と聞かされました。台風や豪雨災害が起きた際には、迅速・的確に避難しなければなりません。現在の避難場所は住民がすぐに避難できる場所にあるか、避難場所として適切な建造物であるかなどの実態調査、または見直しが行われているのでしょうか。

また、近い将来起こると言われている南海大震災などを想定した場合には、建造物に避難することがさらに被害を拡大するとも言われ、建造物の高さに対して、1.5倍以上離れた空き地などに避難する方が安全であるとも聞いています。このような点も考慮し、避難場所の設定を早急に見直し、香美市全域のハザードマップの作成をしていく必要があるのではないのでしょうか。このことについて見解を求めます。

あわせて、ひとり暮らしの方や高齢者、障害者の家の間取りを把握しておくことも重要なことであると考えます。高齢者や障害のある方々は、身体的な機能の衰えなどから、避難がおくれることが多いとの統計も出ています。このような方々が通常どこで寝ているのかまで把握しておくことが災害時の救助などにも役立つものと考えますが、この点についても見解を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） おはようございます。山崎議員の医療制度改革の影響、問題点に関してご質問にお答えします。

まず、療養病床の大幅削減・廃止問題に対する認識と対応策はと、5番目の各課が連携した話し合い等の進捗状況はというご質問にあわせてお答えをいたします。

香美市の病院にとっても、市民にとっても大きな影響を及ぼす問題であるし、既に病

院では影響を受けていることは承知をしております。市としても、対応を考えていかなければならないと思っております。現在は、ご存じのように関係課で検討を始めたところで、まず関係課長が集まって話をしまして、次に、課員を入れて行いました。そして、これからはもう一度関係課長が集まって、今後庁内の体制をどのようにするかを協議する予定です。ご質問の中にもありましたが、近隣の市町村では対策のための要綱を設置し、プロジェクトチームを立ち上げている市町村もあると聞いています。香美市の取り組みが若干おくれておりますが、どのような体制にするかは、今後の協議後となると考えます。

次に、現時点の香美市内の医療型、介護型別の療養病床数、入院状況、病状等の実態把握状況、及び療養病床削減・廃止による香美市への影響はというご質問にお答えします。

香美市内の医療型療養病床数は300床ですが、そのうち楠目病院の26床は休止中ですので実質274床、介護療養病床数は103床ですが、香長中央病院の32床は転換をしていないので実質71床です。

次に、入院患者数や病状の実態については、すべての病院ですべての患者の調査はできませんので、傾向を知るために一部の病院で国保の方について調査をしました。これによると、入院患者の73%が80歳以上の高齢者で、(入院患者)全体の65%が生活保護や非課税世帯の低所得者です。また、(入院患者)全体の8割の方が寝たきりで、あとの2割は寝たきりではないが痴呆症の方が多いという状態です。こういった状態ですので、療養病床の削減や廃止されるということになれば、行き場のない方が出てくるのではないかと心配されます。

次に、療養病床削減・廃止に際しての意向確認については行われているかというご質問ですが、県が県内全医療機関に対して調査を行っています。それによると、香美市内の医療機関がそれぞれどのタイプに転換するかは、現在のところは模索中のようです。

次に、転換に当たっての香美市の基本的な考え方はということですが、おっしゃるとおり多くの場合医療から介護に変わっていくと思われそうですが、医療費は下がってもその分介護本給付費が増となると思われそうです。医療費が下がるという保証もないわけですが、医療から介護に変わっていくと思われそうですので、次の介護保険事業計画では介護保険料を引き上げざるを得ないと考えています。

次に、在宅重視の政策と施設不足、介護力不足、介護環境の未整備などの実態との矛盾についての見解と打開策はというご質問ですが、そもそも介護保険の目的は施設から在宅へという大きな流れを生み出すものでした。ところが、全国的に施設に頼る傾向があり、これは必要からではあります。事業者が施設を建ててきたために保険料は上がってきたという一面もあると思います。それに比べて香美市の場合は、施設を抑制してきたために保険料は全国的に見ても、近隣市町村から比べても低い水準に位置しています。施設を抑制してきたことは、裏を返せば居宅介護事業所、あるいは家族などによる

在宅介護に頼ってきたと言えると思います。ある程度の施設は必要と考えますが、直接の住民負担である介護保険料を抑えるためにも、施設は抑制していきたいと考えています。家族などによる在宅介護への相談支援は、地域包括支援センターを中心に今後も行っていきたいと考えています。

次に、人間ドック申し込みに際しての疑問点というご質問に対してお答えをいたします。

まず、約30分で締め切りとなった状況ですが、当日の午前8時30分から受付ということで、既に午前8時30分前には20人近い方が来庁されて受付の始まるのを待っている状態がありました。電話は午前8時30分以前から鳴っていました。しかし、受付は午前8時30分からということで、電話受付はお断りをしていましたし、来庁の方も午前8時30分の受付開始まで待っていただいていたのでした。そして、午前8時30分からの受付開始で、来庁者と電話受付と同時に進行していききました。国保係と医療年金係と私を含めた10人が来庁者と電話受付の対応を行いました。本庁舎の保険課に割り当てられた回線は6回線で、(午前)8時50分ごろまでは常にふさがった状態でした。午前9時過ぎに定員いっぱいとなったと思います。来庁者は最終的には30人から40人くらいだったと思います。その後は、受付のために来庁された方もいましたし、当然電話での申し込みの方もいましたが、全員お断りせざるを得ない状態になりました。申し込み期間1カ月と設定した根拠ですが、ある程度申し込みが多いとは想定していましたが、こんなに早くいっぱいになるとは思っていませんでした。結果として、30分程度でいっぱいになりましたが、期限を1日とするわけにもいきませんし、委託先との契約もあり、期限をつけることも必要でしたので1カ月としました。キャンセル待ちをつくらない理由は、電話での順番が前後する可能性もありますが、最も大きな問題は、今回でも発生していますように不満や疑問の声が上がり、この裏側には職員が操作しているのではないかという疑惑を発生させる可能性が大きいからです。公平性を重視したためのものでした。一つつけ加えさせていただきますと、今回もだれひとりとして職員があらかじめ頼まれて受け付けをした者はいません。再募集についてですが、キャンセルはほとんどありません。10人もありません。来年度も実施予定ですし、基本健診とがん検診は健康づくり推進課で行っていますのでそちらを利用させていただきたいと考えています。

なお、今年度人間ドックを受けられた方、つまり一度受けられた方は3年間は遠慮していただく予定です。

○議長（中澤愛水君） 物部支所長兼参事、萩野泰三君。

○物部支所長兼参事（萩野泰三君） 山崎議員よりの支所の窓口業務に関しまして、1番の公共交通機関が運行していない地区や、車を運転できない地区の状況把握について、税の申告の点よりご質問がございましたが、状況全般について私よりお答えをいたします。

物部町の場合は、議員もご承知のとおり地形的要因によりまして、物部川、上葦生川、またその支流沿いに道路が開設されまして、集落も大栃線以外は河川沿いの山の中腹まで点在をしております。公共交通機関につきましては、これら幹線道路に市営バスが別府線、久保線、浦山線3路線と、スクールバス兼用の神池線だけがあり、ご質問のとおり高齢化等によりまして運転免許を持ってない方、車の運転ができる方が1人もいない集落もございます。また、幹線道路をバスが通っておりますけれども、最寄のバス停まで10キロ近くある集落や、歩いて10分ないし15分おりにこななければならない集落、2集落あわせて70戸ぐらいありますけれども、朝夕のスクールバスだけと、便数の少なさと相まって利用しづらい理由等により、大栃までタクシーを利用される方が多いわけがございます。中でもバスの利用がしづらい地区等につきましては、一番遠方のところでございますと、タクシー料金で片道5,000円ぐらいかかる地区もございます。3月に合併しまして7カ月たったわけでございますが、この間、市長を始め本庁職員におきましても時間の許す限り来庁していただき、地域状況把握に努めておりますし、支所といたしましても住民の声は事あるごとに本庁にもお伝えしております。また、林政課、教育委員会物部分室職員等の応援も得まして、地域担当職員制度も継続して実施しております。今後とも地域の実情把握に努めまして、情報を共有し、住民サービスに努めたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員のご質問にお答えします。

税務課が担当いたします納税相談についてお答えをいたします。

来年行われる納税相談につきましては、ただいま納税相談計画の香美市全般の再検討を現在行っているところです。ただ、人員配置等非常に苦慮をしております、厳しい現状ではございます。その人員配置等できる限り最善の努力で行いたいと思います。なお、税務課には各旧3町村の職員が仕事をしておりますので、地区の担当は納税相談についての現状把握しておりますので、昨年行った現状等を考慮いたしまして、でき得る限りの方法で行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎晃子議員の支所の窓口業務に関するご質問の3点目として、交通手段のない地域への対策としてコミュニティバス導入や福祉タクシー制度の特例適用についての検討はというご質問にお答えいたします。

地域におけます公共交通に係る施策を市としてどうしていくかということにつきましては、今議会に上程をしております香美市内地域交通対策検討委員会において、そのあり方を検討していただく考え方でございます。検討事項といたしましては、運行形態など現行の市営バス等のあり方等について、また地域路線バス等を中心とする生活交通の

確保に関すること、そして地域内交通に関することを委員会の業務として具体策について検討していただくというものでございます。委員構成も地域の事情に明るい方から法令に詳しい方などにかかわっていただきたいと考えております。この検討委員会の中で、市営バスのみではなく、地域住民の生活に関連していることもありますので、現行の公的制度としてございます、例えば福祉タクシー制度についても当然包含されるものと考えておりますし、あわせて、この10月1日に改正されました道路運送法とも絡んでさまざまな観点から市域全体の交通対策について検討されるものと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 山崎晃子議員の災害時の避難場所に関してのご質問にお答えいたします。

1点目の現在指定している避難場所につきましては、各地域防災計画に基づき防災会議で協議して指定しています。住民がすぐに避難できる場所に避難場所があるに越したことはありませんが、安全面等考慮し、現況の中で適当な場所を指定しております。また、適切な建造物かとのことではありますが、現状の公共施設ではベターな施設を指定しています。災害時の避難施設においても、まず安全を確認してから避難をすることが鉄則でありますので、まず近くの安全な場所に一時避難して、最寄の指定避難場所の安全を確認し避難場所へ移動する等、身の安全を図る必要があります。現況では適当でない箇所を指定しているとの認識はありませんが、住民の安全と、なお便利性を考え、避難場所を指定する必要もあります。現在、香美市地域防災計画を作成中であります。関係者の意見を取り入れ作成し、見直し等を含め充実した計画を目指しておりますのでよろしくお願いいたします。

2点目の地震の際の避難についてですが、まず、日ごろより物心ともに防災の備えが重要であります。何が安全かは過信せず、まず身近な安全な場所を決めておく必要があります。現在は、自主防災組織設立時にその地域の防災マップの作成を義務づけております。将来的には香美市全域の防災マップの作成も必要とは考えております。

3点目の、要援護者の救助の件であります。日常生活の中で地域に暮らす人たちがどのようなコミュニケーションを培っているか、それがいざというときに生命を守るため重要なかぎとなります。そのためにも自主防災組織の設立に努めているわけです。救助か個人情報保護かの問題がありますが、命を守ることが優先と考えております。しかし、個人情報の流出を防ぐシステムの確立も必要と考えます。今後、このことを踏まえ災害時の救助につきましては、関係機関等と善処いたしたいと存じます。

○議長（中澤愛水君） 10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） 10番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

まず、療養病床の削減・廃止についてですけれども、これなかなか大きな問題なんで

すけれども、そこに入院している患者さんや家族の声をぜひつかんでいただいて、患者の視点に立った対応策を検討していただきたいと思います。それで、あと施設の方に関しては、今後抑制する方向ということでお話がありましたけれども、この急峻な山間地を含む香美市の場合、在宅で介護をするということはなかなか厳しい状況もありますので、その辺もぜひおくり取りいただきまして、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、医療制度改革法による保険制度の再編で、後期高齢者医療制度が創設されますが、このことについてお伺いいたします。

今回の医療制度改革法により、2008年4月から75歳以上のすべての高齢者から、介護保険と同様の年金天引き方式などで保険料を徴収する医療制度が導入されることになっています。対象者は全国で約1,300万人であると聞いています。また、その運営については都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が行うとされています。この制度の財源は、医療機関の窓口での患者負担を除き、高齢者の保険料が1割、公費、つまり税金が5割、74歳以下からの支援金が約4割で賄われます。75歳以上の高齢者の保険料は、厚生労働省の試算では全国平均で年間約7万4,000円、1カ月平均で約6,200円になるとされています。また、現在は会社員の子どもなどに扶養されている場合については、75歳以上の高齢者に保険料の支払い義務はありませんが、新制度では、このような扶養であっても保険料を支払わなければなりません。この場合、年間約3万7,000円、1カ月平均が約3,100円になるとされています。今後、高齢化がさらに進行し、医療費が増加することが考えられ、高齢者、現役世代ともに負担増になることが予想されることから、2015年度には現在の負担よりも4割もふえて、年8万5,000円になるとされています。さらに、保険料は都道府県単位で医療費に基づき設定されるため、高齢者の医療費などによって格差が生じ、保険料にも地域格差が出るということが考えられます。また、診療報酬も他世代と別立てにされ、後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体系を口実に、診療報酬を引き下げることにより、いわゆる手抜き医療になる危険も指摘されています。以上のことを申し上げ、質問に移ります。

現在の国民年金の平均支給額は、月4万6,000円で、2万円台、3万円台の人も少なくありません。私の知っている方の場合、月平均の年金受給額は約3万円です。その中から介護保険料が天引きされた残りで生活をされています。しかし、この医療制度が導入されると、介護保険料の負担とあわせて、月1万円を超える大きな負担となってしまいます。人が人として生きていくための最低限度の生活もできないばかりか、高齢者が自立することさえ不可能な状態になってしまいます。このような高齢者いじめとも言える後期高齢者医療制度の導入について執行部はどのような認識をお持ちなのか、またどのような手だてを検討されているのかをお示し願いたいと思います。

あわせて、制度開始に向けての準備や都道府県単位の広域連合の設立と運営について経過と今後の予定もお聞かせ願います。

医療制度改革法の中のもう1点ですけれども、医療費抑制の柱とされている生活習慣



病の予防についてお伺いたします。

現在の国民医療費の3割を占めるのが生活習慣病です。その予防対策として市町村や健康保険組合などに対して2008年4月から40歳以上の加入者や扶養家族全員の健康診断や、その後の保健指導を義務づけることとなりました。厚生労働省は「2015年度には予備軍も含めて全体の25%減少させる計画だ」と言っています。しかし、個人の生活習慣を変えるのは容易ではないとの指摘もあります。その効果は未知数であり、本人に意欲を持ってもらえるかがかぎになるとされています。香美市としてもこの取り組みを推進することは非常に重要なことであると考えますが、この取り組みをかけ声倒れにせず、効果的なものにするためには、旧香北町で実施されていた長寿健診の取り組みの教訓を生かし、さらに充実させていく必要があるのではないのでしょうか。この点についての見解をお聞かせいただけますとともに、現在の香美市の健診率や取り組みの状況についてもお聞かせ願いたいと思います。

次に、人間ドックの申し込みに関してですけれども、これは支所では受け付けないということで、本庁でということになってたかと思えますけれども、今後も支所では受付はしないのか、もうちょっと門戸を開いていただければというふうに思いますが、その点についてお伺いします。

それから、支所の窓口業務の方の交通手段の部分ですけれども、今回議案の方にも出されてますけれども、ぜひこの中に本当に困っている住民の声、地域の声がきちんと反映できるものにしていただきたいと思えます。その点またよろしくお願ひします。

それから、災害時の避難場所に関しては、今防災計画を作成中ということですが、先ほど「避難場所に関して適切（な場所）、現状ではベターな（場所）」ということでお話がありましたけれども、住民の声を聞きますとそうではないという話もありますので、ぜひこの辺も住民の声もまた聞いていただきたいと思えます。また、避難場所に関しては高齢者とか障害のある方、あるいは在宅酸素の方とかいろいろなその障害のお持ちの方もおいでますので、建物に関してのバリアフリーというような点についても、また検討していただければというふうに思いますが、その点についてお伺いいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

後期高齢者医療制度のこの導入によりまして、医療制度改革の影響というものは、先ほど議員からもお話がございましたように、大変大きな問題となっております。また、当市での状況等につきましても、先ほど担当課の方から答弁をさせていただきました。これは、当市だけの問題ではなく、高知県下全域の中でも大変大きな社会問題ということで、各市町村戸惑っておるのが現状でございます。そうした中で、国はやはり医療費を削減をするという少子高齢化を迎えた中での取り組みだということで推し進めておるわけですが、しかしながら、全国の自治体でこの制度につきましても、約6割が

反対ということで、大変そうした中でも全国的な問題になっております。先般、9月29日に（高知県）市長会があったわけでありますが、その中でも香美市としまして、県に対して意見書の提出をいたしまして、全市の賛同をもって採択をしていただきました。療養病床患者の受け皿の整備ということで、このいわゆる平成24年3月31日をもって、介護療養型医療施設の廃止が決定をされておるわけでありますので、それにやはり対応できる介護型療養病床の廃止期限の延長をやはり国に求めていくというふうなことも、県としても強力に推し進めていただきたい。また、同時に受け皿となる居場所づくりへの国による特段の予算措置も実現をしていただきたい、このようなことを意見書として提出をさせていただいたわけであります。何はともあれ、重要な課題でありますし、とりわけ本市におきましては山間・へき地もたくさんあるわけでありますので、このような高齢化の中で、いわゆる支え合う体制、在宅介護の実態、そうしたものがあるわけでありますので、十分認識をしながら取り組んでいかなければならない、かように思っておりますので、今後ともよろしくお願いをしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の2回目の質問にお答えをいたします。

後期高齢者医療制度については、通告のご質問の中にはありませんでしたので用意をしておりますが、ご質問がありましたので、私の頭の中にあるだけでお答えをさせていただきます。

後期高齢者医療制度、県下全域で広域連合をつくるということで、今、準備が進められております。今、8名の職員が配置をされまして、県の衛生庁舎の施設の一角を借りて、そこで準備が進められておりました、連合会から1名、それから各市町村から1名の職員が出ております。この中央圏域では、高知市、南国市、それと大豊町からそれぞれ1名の職員が出ております。委員会としては、各市町村の市長が委員になりまして、その市町村長の属する関係の課長が幹事になって、幹事会を組織をしております。それで、平成20年度から実際に運営がされていくわけですけれども、平成19年の4月から実際に運営する職員が準備に1年間かけて配置される予定です。その人数は、まだ定かではありませんが約30名近いか超えるか、30名内外の職員数になろうかと思いません。香美市からも高齢者の規模からすると1名から2名ぐらいの職員が出向しなければならないのではないかと考えています。

条例等整備をせないかんわけですが、次回、12月議会でその後期高齢者に向けての設置の提案を各市町村での議会でしなければなりませんので、香美市としても12月の議会で提案をする予定です。

考え方ですけども、やはり高齢者がふえてきているということで、それから医療費も高齢者を中心に増大をしておりますので、それぞれの年代別に負担をするということはやむを得ないのではないかと自分は思っております。

それから、健診についてですけれども、先ほど療養病床の関係で各課連携を取りながら協議を進めているとお話をさせていただきましたが、この健診についても一緒に考えていかなければならないと思っていますので、並行してというか、一緒に取り組みをしていくとしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 山崎晃子議員の2回目の質問にお答えします。

各支所等にも出向き、また住民の意見も聞き、そしてまた要援護者の救助に関しましても、バリアフリー含めまして研修をしまして、今後地域の防災計画を進めていきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） すいません、答弁が抜かっておりまして、人間ドックの支所での受け付けについてですが、今後も行わない予定でいきたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

ここで、30分まで休憩をいたします。

（午前10時19分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子、通告に従って4項目についてお尋ねをいたします。

最初に地震への対策についてお尋ねをいたします。

先日、高知新聞に物部川の堤防の強度不足の記事が掲載されておりました。国土交通省の9月28日の発表によると、「物部川の点検必要区間、9.4キロのうち、約70%に当たる6.6キロ区間で堤防の強度不足が判明した」とありましたが、その場所はどこですか。資料があれば、後で結構ですのでいただきたいのでよろしく願いいたします。さきのころ、地震による河川を遡上する津波の影響をお聞きしたことがあります。そのときは心配ないということでした。今回のこの強度不足を知り大変心配するものです。強度不足の状態でも河川を遡上する津波に対しては大丈夫でしょうか。また、'98豪雨を初め、近年予想外の豪雨が時々起こったりしますが、豪雨による洪水に対しては大丈夫でしょうか。香美市への影響はどの程度とお考えかお聞きをいたします。

2つ目に、南海・東南海地震が発生したとき、香美市における被災者数を何人と想定をしていますか。この震災が起こったとき、どうしても避けることができないのがトイレ問題です。以前に阪神大震災の被災地域で被災者の数に対応できるトイレが備えられていなくて大変問題になったということを知っています。平成16年の新潟県中越地

震のときは、その教訓を生かしてトイレ対策、仮設トイレや携帯トイレを備えることを事前に進めていたので、地震発生直後から被災地に仮設トイレをスムーズに運びこむことができたそうです。高知県では防災用に備えている据え置き型の仮設トイレは平成17年度調べですが、四万十町が備えている5基だけで、簡易トイレについては香南市、本山町、いの町の計62基だそうです。県外から支援物資として仮設トイレが追加されても、これでは足りないと言われているそうです。県も平成17年度から市町村とトイレ対策を協議して、当面は国が目安と定めた100人に1基の割合で県内のトイレの備蓄を進めることにしたと聞いておりますが、香美市では被災者数に見合うトイレの備蓄はどのようになっているのでしょうか、お尋ねをいたします。

最後に、震災時に住民がトイレ問題でパニックにならぬよう、あらかじめトイレ訓練などが必要ではないでしょうか。地震で水道や下水道設備が破壊されてしまうと、水洗トイレは使えなくなります。自分の汚物は自分で自己処理できるようにダンボール箱や新聞紙、ビニール袋などで簡易トイレをつくることができます。そして、その汚物の処理の仕方などを事前に防災訓練や自主防災組織などの訓練のメニューに入れるべきではないでしょうか。以上、地震対策についてお尋ねをいたします。

2つ目に、レジオネラ菌発生についてお尋ねをいたします。

社協、デイサービスセンター八王子で国基準の41倍のレジオネラ菌が検出されたと聞いております。新聞報道によると、「7月初旬に電気系統の異常を示す警告等が点灯し、7月24日に水質検査をする」と出ておりましたが、対応が遅いように感じますが、その間どのような対処をしていたのか、安全管理は適正にできていたのかお尋ねをいたします。例えば、水質検査をするとき、その場にある洗面器で湯をくみ取るようなことはしてませんよね。きれいな消毒をした容器を使用するとか、八王子では循環式浴槽ですが、この場合は集毛機を毎日清掃するとか、週に1回以上ろ過器の逆洗浄を行い汚れを排出するなど、日ごろからろ過器などの管理を適正に行うなどの意識統一が必要だと思いますが、できておりましたか。現場に感染予防対策や危機管理に対するマニュアルのあるのかないのかお尋ねをいたします。あれば、それに準じて対処をしていたのかどうでしょうか。新聞記事によると、「平成6年のオープン以来、浴場の水質検査の記録はない」とあったが、検査は一度もしていなかったのでしょうか。そしてまた、その感染予防対策や危機管理のマニュアルがなければ、今回は感染や発症者の報告はないということでしたが、利用者の安全確保のためにも早急に感染予防対策や危機管理に対するマニュアルを策定すべきでないかと思いますがいかがですか。

また、職員の意識統一を図るためにも、研修会が必要ではないでしょうか。せっかくそういうものがあっても、担当がかわったりすると伝達ができなくてないとかそういうことがあったらいけませんので、ぜひ研修会が必要だと考えます。

先月末にも、早くも沖縄県と長崎県でノロウイルスの集団発生がありました。今年の冬はノロウイルスの大流行が予測をされております。今年春には、香美市では3件発生

しておりました。ノロウイルスの集団感染は二枚貝からだけではなく、入浴のとき利用者が下半身の洗浄が十分でない場合や、入浴中に排便をしてしまった場合など、浴槽水を介しての感染の恐れもあると言われております。感染予防対策や危機管理に対しての職員の意識統一を図るためにも研修会が必要だと思っております。5月議会でのノロウイルスの質問への答弁によると、「10月に研修会を行う」とのことでしたが、どういう計画でどの程度進んでいるのかお尋ねをいたします。

次に、物部川の濁水問題についてお尋ねをいたします。

先日、JA土佐香美本所において物部川濁水問題報告会が開催され、県や農協の関係者から物部川の濁水の原因や現状、農業などへの影響が報告をされました。原因の多くは去年の9月の台風による大量の土砂の流れ込みにより、場所によっては河床が1メートル以上高くなったところもあり、そのたまった泥が少しの雨でも巻き上がり、流れ出すことで濁水が発生するようです。このまま何もしなければ今後10年以上この状態が続く恐れがあるのです。対策としては堆積をした土砂を取り除くことしかないようです。一日も早い取り組みをお願いいたします。

そして、続いて南国市、香南市、香美市3市長からは物部川に対する思いや、国や県へ支援を要望して、物部川の清流を一日も早く取り戻したいと決意が述べられました。要望は既に提出をしたのでしょうか。今までは物部川の会をしても、旧土佐山田町の行政関係者の出席者はほとんどなく心配をしておりましたが、今回は香美市からは行政や農協関係者、一般住民、議会と多くの方が参加をしており、この問題への関心の深さと少し明るさが見えてくるように思いました。そこでお尋ねをいたしますが、香美市として今手を打つことがあると思いますが、国や県の支援がないとできないこともありますが、すぐできることから行動につなげていくべきではないかと考えますが、見解をお聞きいたします。

例えば、この濁水問題の原因は、災害だけではなく地球温暖化の影響も原因の一つとも言えます。この解決策の一つである地球温暖化防止策でもある省エネ対策などは住民との協働で、経費も余りかけずにできることであり、取り組むことで二酸化炭素の排出抑制にもつながります。それが森の荒廃を少しでも抑えることができます。小さな一歩から一つ一つの積み重ねが大きな力となるのです。物部川のために長年一生懸命取り組んでいる岩神物部川漁業組合長が、「助けてほしいとは言わない。一緒にやりましょう。」と言っているように、行政はもっと積極的にこの問題に取り組むべきだと考えますがいかがでしょうか。

また、平成19年1月31日までに地球温暖化対策実行計画を策定するようになっておりますが、業者に丸投げをするのではなく、住民を巻き込んで、住民とともに策定することで意識も高まり、波及効果もあると考えますが、どのように進めていかれるのか見解をお聞きいたします。

また、森林の荒廃が進み、手入れが必要な高齢級、今50年以上たった森林が大変ふ

えてきております。今、その木に手を入れなければ取り返しがつかなくなります。森林は住民の命、暮らしを守る上で重要な役割を果たしております。特に、国土保全、水源涵養上重要な役割を果たしており、香美市全体の森林を一つのゾーンにとらえ、民有林と国有林の一体的な対策や、治水事業との連携などにより水系全体を見据えた保全・管理を図るべきで、今こそ100年先を見通した多様な森づくりが必要ではないかと考えますが、香美市の森づくりをどのように考えているのかお聞かせください。

最後に、選挙関係についてお聞きをいたします。

後援会看板の設置についてであります。香美市として看板の設置基準のマニュアルはあるのかないのかお伺いいたします。今回、私自身が選管より「看板の設置が適正でない」との指摘を受け、看板の設置場所を変更しましたが、私と同じ条件で最後まで設置していた看板もありました。田んぼの中や道路のふち、電信柱のふちと、いろんなそういう条件のまま、そのまま最後まで看板がありました。選管へ通報があればその看板は取り除くように指示をし、なければそのままという状況でしょうか。選管へ看板設置の申請が出てきたとき、その設置場所や設置方法が適正かどうかを確認をしていますか。また、設置基準があれば示してください。問題が起きてから対処するのではなく、設置基準があれば、看板設置者に対して証票を申請に来たときに全員にマニュアルを渡し指導すべきだと思います。また、今回の教訓を今後どのようにして生かしていくのかお尋ねをいたします。

最後に、投開票の時間の見直しについてお尋ねをいたします。

香美市では物部町、香北町と土佐山田町の一部の投票所では閉鎖時間を繰り上げておりますが、開票時間は一斉に21時30分からとなっており、開票にも時間がかかり、開票の終了時間が24時を過ぎ、翌日までかかり、関係者にも大変ご苦勞をかけ、経費もかなりかかっております。全国的に投開票に対して、財政難から経費節減をねらって閉鎖時間の繰り上げや翌日開票、平日選挙などの見直しが行われております。県下でも投票所を閉じる時間を繰り上げる自治体がふえております。昨年秋の衆議院選挙では、投票所の987カ所のうち708カ所が、そして45自治体のうち36自治体が投票所の閉鎖時間を繰り上げており、経費の節減を図っております。投票所の閉鎖時間を繰り上げることで開票も早く終了することができ、経費節減ができます。香美市の財政計画では現行の行政水準のまま満たそうとすれば、(平成)19年度は何とかなっても、(平成)20年度は予算の立案が厳しい状況になってまいります。歳費の見直しにおいてぜひ検討すべきではないかと思っております。今年3月の横浜市長選挙では、翌日開票を行うことにより職員の日曜出勤や深夜手当などもろもろの経費の経費節減効果は3,200万円に上がったと言われております。選挙は少しでも多くの有権者に投票してもらえるように、有権者の利便性を十分配慮しなければならないが、期日前投票が(午後)8時まで実施されることで投票所の閉鎖時間を繰り上げて、余り有権者に支障はないように思います。現在、閉鎖時間の(午後)8時前に投票に来る方は、以前は18時前に来

ていた方が多いという声も聞いております。投票所の閉鎖時間を1時間繰り上げ、19時と見直しができないものか、その1時間繰り上げることで開票の終了時間も早くなる。どれぐらいの経費節減ができるのか。また、翌日開票をするとどれぐらいの経費節減ができるかあわせてお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 依光美代子議員の地震対策について回答いたします。

1点目の物部川の堤防の強度不足についてでございます。四国地方整備局がまとめた物部川の堤防の点検結果によりますと、点検が必要な区間は先ほど議員が申しましたように点検済み区間9.4キロメートルであります。そのうち堤防強化が必要な区間も先ほどのとおり6.6キロメートルで、（9.4キロメートルのうち）70%の区間が堤防強化が必要となっております。その区間は、物部川の河口より小田島までの堤防が整備された区間でありまして、町田堰より上流400メートルを除く区間であります。香美市関係の強化対策不要箇所は東洋園芸上流から蔵福寺島までの1.06キロメートルです。それ以外は強化対策が必要な箇所でございます。それから、河川を遡上する津波は、新物部橋の地点、河口から2.5キロメートルあたりと想定されております。「（平成）18年度中に物部川強化対策基本方針の検討をして、安全性が不足する区間については堤防強化対策、ハード対策を積極的に推進する」とのことです。なお、堤防強化対策については、「長期間を有することから、日常及び洪水時点検の強化等ソフト対策についても積極的に推進をします」とあります。それから、この点の点検の地点の資料はまた後でお渡しをいたします。

それから2点目の香美市における地震による被災者数を何人と推定しているかということでございますが、第2次高知県地震対策基礎調査によると、被災者総定数は8,204人です。山田5,919人、香北1,499人、物部786人であります。これは断水世帯も含まれております。

3番目のトイレのことでございます。備蓄のことでございます。現在、携帯用トイレ、簡易トイレ、そのほかトイレの備蓄は未整備であります。トイレ対策は欠かせることはできません。今後地域によって対策が異なってくることも想定して、グッズの紹介も兼ねて啓発をしながら、市としましても研修を重ねて備蓄対策に努める所存でございます。

4点目の災害時に住民がトイレ問題でパニックにならないよう、あらかじめトイレ訓練等が必要ではないかということでございます。地域ごとのトイレ問題を検証して、地域に合ったトイレ問題の解消に向けて防災訓練にも取り入れて対処したいと存じます。なお、マンホールを利用したのトイレも下水道課と協議しながら推進していく考えもあります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君）

レジオネラ菌の件についてお答えをいたします。

プラザ八王子内の浴槽水にレジオネラ菌が発生する事態となりまして、皆様には大変ご心配をおかけしたことをこの場をおかりしておわび申し上げます。ご案内のとおり、警告ランプが7月初旬に点滅しましたことから、その後7月24日に採水をいたしまして、高知県食品衛生協会に依頼しまして検査をお願いをいたしました。この結果が8月8日に電話で伝えられまして、翌9日に市の方に連絡がございました。市の方としましては、管理をしていただいております社会福祉協議会、また設備の業者を呼びまして安全確認ができるまで施設の利用を、浴槽の使用を禁止をさせたわけでございます。その後、再度検査をしまして、安全が確認できまして、今日に至っておるわけであります。また、管理をしています香美市と香美市社協につきましましては、本人及び家族にこの旨を伝えまして使用停止をしたわけでありまして、利用されています高齢者の中には理解に乏しい方もおりまして、家族に対しましてはレジオネラ菌が発生したという事実を伝えまして停止をしたわけでございます。幸いにして、結果的に体調不良を訴えられる方がなかったということでございます。

お尋ねの警告ランプが7月初旬に発生して、採水までどうしておったのかと、こういうふうなお尋ねでありましたけれども、管理をしております香美市と香美市社協につきましましては、設備業者に連絡をいたしまして、復旧作業を行っております。復旧作業を行うことによりまして、適切なオゾンが発生するということであったわけでありまして、なお、社会福祉協議会としては水質検査もということで、残留塩素の検査を続けたところでありまして。しかし、残留塩素の残留量が非常に低いということから、採水に至ったわけでありまして、それまで採水をして検査をするということは、法的な定めもなかったということから行っていませんでしたけれども、状況から採水すべきだという社協の判断で採水をしたわけでありまして。

ただ、後になってわかったことでもありますけれども、残留塩素を検査した時間帯には既にオゾンが発生しておりまして、塩素がオゾンによって取り除かれるというような状況もありまして、検査をした時期とかいうことについても適切でなかったのではないかと。また、お尋ねの採水についてにつきましましては、残念ながら洗面器でくみ取ったというふうな事態であったということが報告をされております。

ろ過器につきましましては、逆流をさせておるかということでもありますけれども、これは定期的に逆流をさせております。

現在、プラザ八王子につきましましては、土曜、日曜、利用してないときにおきましてもオゾンと塩素を併用しまして、現在にあっては良好に管理はされているわけでありまして、設備の耐用年数も迫っておるということで、この設備の取りかえも予定をしておるところです。その際には、設備の細部の採水が可能であれば、ぜひ採水もして、検査をしてみたいというふうに考えております。県につきましましては、当然私どもは採水検査の結果がわかりました時点で、中央東福祉保健所、また県の本課にも連絡をしてご



指導を仰いでおります。また、この間につきましても、どのような管理をしていくのが一番適切であるかというふうなご意見もいただいておりますので、この、今から可能であればやろうとしている検査につきましてもご指導を仰ぎながらやっていきたいというふうに思っております。さらには、即応的で目に見える形で安全確認をしていくようなものに移していきたいというふうに思っております。現在、プラザ八王子の浴槽の管理につきましては、先ほど申しましたようにオゾンと塩素を併用しておるということですが、塩素につきましては、採水をして検査を直ちにやりまして、その色のぐあいによりまして、塩素がどれだけ入っておるかという確実な確認ができるわけですが、オゾンにつきましては採水をしてからでないかどうかというような結果になっておるかということが、時間もかかりますし、直ちにそれが確認できたということにはなりませんので、そうした点で、今後そういうものが即確認ができるようなものがあれば、そういうものも研究をしたいというふうに思っております。

マニュアルや職員の研修についてお尋ねでありましたけれども、そうした点を踏まえまして、いましばらく時間をいただきまして研究をさせていただきたいというふうに考えております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 15番、依光美代子議員の2点目のレジオネラ菌発生についてのご質問の後段、ノロウイルス対策の研修会についてのご質問にお答え申し上げます。

中央東福祉保健所におきましては、管内のケアハウスや老健などの高齢者施設、グループホーム、障害者施設、児童養護施設など福祉施設等の衛生管理者を集めまして、10月27日にノロウイルスを含む感染症対策の研修会を開催するように予定をしております。また、管内の福祉施設等の給食関係者を対象といたしまして、11月9日にノロウイルスを含む食中毒等の研修会も実施する予定でございます。研修会終了後には、各施設への立ち入り指導を実施するよう計画しておりますが、実施日程等につきましては、まだ確定していないとのごことでございました。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 依光議員の物部川の濁水問題についてお答えをさせていただきます。

10月1日に物部川濁水問題報告会が、物部川流域ふるさと交流推進協議会の主催で開催をいたしました。県より発生源やまた濁水状況、また、それに対する対策などが報告をされました。また、JAからは濁水が農業に与える影響の報告がございました。また、私ども3市長が物部川に対する思いなどを述べさせていただいたわけでありまして、当初、この計画をいたしましたときに、物部川の濁水問題、大変大きな問題ではございますが、人がどのようにお集まりいただけるかということではございましたが、本当に予

想以上の参加者があったわけでありまして、これだけに、やはり今の物部川の現状、姿に非常に多くの皆さん方が危機的な思いを持っておられるということがわかりました。その証拠でもあるというふうに強く感じたわけでございます。

それだけに、行政としましても今後責任ある対策をとっていくことが求められておるというふうに感じております。私は、その場所で「行政のすべきことは長期的な取り組みから、また端的に今すぐ取り組むことのある」ことをお話をさせていただきました。今、やらなければならないことにつきましては、さまざまなことがあろうかと思いますが、まず第一には、やはり早く崩壊場所の復旧工事をできるだけ手を尽くしていかなければならないと、そのように感じております。

また同時に、濁水時のダム管理についてもいろいろと考えなければならないと思います。あそこの中でお話もございましたが、選択取水方法、いわゆる濁水がどうしてもダムにたまるわけでありますので、取水する方法として、濁水を選択取水をしていくということによりまして、やはり長期にわたっての濁水が下流に流れていけない、早期に濁り水だけ先に抜き取って、下流に流していくと、そうして短い間で解決をしていくということも当然あるというふうに考えておりますので、県等につきましてもそうしたこともお話をさせていただきたいと思っております。選択取水につきましては、県下のダムでも取られているようでありますので、このことにつきましては、漁業関係者ともお話をさせていただきまして取り組んでまいったらというふうに思っております。

また同時に、この濁水発生の原因であります山地崩壊につきましても、恐らく今後もこの異常気象の中で豪雨のたびに発生をするだろうというふうに考えられますので、やはり根本的な森林地帯の良好な保全を図ること、また災害に強い山林にしていくためにも、やはり県や国の支援は欠かせないというふうに思っております。先般の市長会でもこの物部川濁水についても取り上げていただきましたし、またこの報告会の中でもある国会議員が来ておりましたので、その方にも強く訴えてあります。その結果かどうかわかりませんが、先日の高知新聞のコラムの欄に、「東京の方でいろいろ活動していく中で常に思い出すことは、物部川の濁水だというふうに思っておる。」というふうに言っておりました。何につけ、やはりそうしたことを啓発し、また訴えていくことによって国、県に対して現状というものを認識をしてもらうということは大変大事だというふうに思っておりますので、機会あるごとにそうした課題につきましても訴えてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 依光議員の地球温暖化対策実行計画の策定についてお答えさせていただきます。

地球温暖化実行計画につきましては、地球温暖化推進法の第21条に規定されました都道府県及び市町村が京都議定書目標達成計画に即しまして、地方公共団体の事務及び

事業に関する温室効果ガス排出量の削減計画を策定し、公表の上実施することになっております。また、実施状況についても公表しなければならないということになっております。この実行計画策定の意義と目的は、地球温暖化の防止、法律の遵守、行政の住民や事業者に対する普及及び啓発のための率先行動、電力や燃料使用料削減により経費の節減であります。実行計画の策定に当たりましては、職員一同の認識のもとに取り組む必要がありますので、助役を委員長とします実行計画策定委員会を設けまして、また実行計画策定基礎データの収集等に当たりまして実行計画推進員を選定しております。削減目標、取り組み項目の策定、推進体制の構築等実行計画に盛り込む内容の調整や検討も行うことになっております。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 依光議員の100年先を見通した多様な森づくりについてのお答えをいたします。

100年先を見通した多様な森づくりについては、国において平成18年9月8日新たな森林・林業基本計画が閣議決定され、その基本計画の中で100年先を見通した森林づくりが目指す方向として示されています。その内容としましては、高齢級の森林が急増し、利用期を向かえ、利用可能な資源が充実してきたこと、地球温暖化防止等森林に対するニーズが多様化してきたこと、寸法制度や強度が明確で大量で安定的供給等へのニーズがふえてきたこと。つまり、木材需要の変化と新たな動きができてきた現状から、新たな森林・林業基本計画が策定されております。その内容といたしましては、地域の特色やニーズに応じ、森林資源を利用しながら長伐期化、複層林化、広葉樹林化、針葉樹と広葉樹の混合林化の森づくりを推進するとともに、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムにより低コスト化を図るというものです。現在、香美市においては森林組合が中心となって、森林区別に間伐等森林整備を行い、森づくりを推進しております。しかし、依然多くの手入れ不足林が存在しているのも現実でございます。このようなことから、今後も国、県の補助制度を積極的に活用しながら、適切な森林整備がより森林の持つ多面的機能を発揮するという観点から、100年先を見通した多様な森づくりを視野に入れた長期的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、国有林との連携を強化し、一体的保全に努めるということでは、国有林野等所在市町村長有志協議会というのがございまして、市長が代表者でございますが、情報交換や協議・要望等を行っております。また、国有林野の管理運営に当たっては公益的機能の維持増進を旨とする方針の下で、国土保全、水源涵養と健全で多様な機能を発揮する森林を育成するとしております。物部川上流の国有林においても、人工林については間伐等の実施により下層植生の繁茂に努めるなど、水源涵養機能や山地災害防止機能の発揮に努めるとともに、天然林においても自然の姿を維持しつつ、適切な維持管理に努めることとし、森林の持つ公益的機能発揮のために適切な森林整備を進めているとのことです。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 依光美代子議員の後援会看板の設置についてお答えをいたします。

まず、基本的に後援会のこの看板につきましては、選挙運動とはまるきり別のものでございます。要は、政治活動を行うがための事務所の設置の看板でございますので、選挙運動とはもう切り離して考えていただきたいということでございます。政治活動自体、本来自由であるべきでございますので、選挙管理委員会は法律で定められた数を超えたり、あるいは選挙運動に抵触しない限り、個人責任で事務所等を表示していただくということが前提でございます。それです、確かにいろいろとご迷惑もかけて申しわけなく思っております。というのは、やはり現場を見てみないとなかなかわからないと。例えば、「先ほど電柱に立てかけてある」ということでございました。私もその沿道をちょっと見てみましたが、電柱には触っておりません。取り巻いてうまいこと立てております。それからまた農地であります。農地もお家と、あるいは車庫も含めてその一連の農地であれば、それにみなしてうちのはゴーサインを出しております。形態形態それぞれ見てみないとわからないということで、今回はいろいろとご迷惑もかけております。現在、香美市の選挙管理委員会としまして、いろんな経験もさせていただきましたので、注意事項につきましては作成をしております。また、7月3日付で候補者の予定者に対しまして、政治活動用の看板等の設置場所についての文章を、それまでいろいろ問題になった事項について送付させていただいてもおります。

それから2番目の投開票の時間の見直しにつきましては、選挙管理委員長の職務代理者がみえておりますので、職務代理者の方から答弁をしていただくことにしております。

それから、この2番目の投票時間を1時間繰り上げることで開票の終了も早くなる、そのことで経費がどれくらい節減できるかという点でございますが、1時間開票が早まれば、開票事務に係る人件費、今回の人員でいけば1万5,000円の節減ということになります。というのは開票時間自体は変わりませんので、その午後10時までと午前12時までと、それから午前12時を超えたときの3種類の時間の食い込むことによります差額の金額ということになりますので、約1万5,000円が節減できると。

それから、その次に翌日開票をすると経費がどれくらい節減できるかということでございますが、これにつきましては、今回の人員で計算してみると、約167万円の節減ができます。基本的に国、県の選挙については、今までほとんどが即日開票ということで指示が来ております。これについては、その指示を守ってそのとおりしなくてはならないと。今まで翌日開票になったのは、昭和55年か昭和56年だったと思います。衆参ダブル選挙が初めてありました。そのときが翌日開票ということでございました。それで、市長選と市議会議員の選挙については、翌日開票もできます。けど、これにつきましては、職員の確保、やっぱり行政サービスも月曜日になりますので、行わなければならないので、その職員の確保と、それからもう1点大事な問題がありまして、投票箱

の管理を、これが非常に難しいと。何らかの要因で選挙無効の訴訟も考えられますので、この昭和56年やったと思います。(衆議員、参議員)ダブル選挙をやったときは、寝ずの番ということで、開票所に職員と選管の委員さんが詰めまして、寝んずつずつと番をしたということです。これはほとんどもう全国的に同じ状況でございました。ある市では、足に投票箱を紐で結びつけて一晩じゅう過ごしたということも、後で聞いたこともございます。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 選挙管理委員長職務代理者、濱田貞一君。

○選挙管理委員長職務代理者(濱田貞一君) 初めに、市会議員選挙の結果、問題が起きている状況の中で、委員長が所用のため出席できないということに対しまして、まことに申しわけなくおわびを申し上げます。

それでは、2点目の投開票時間の目安につきましてお答えをいたします。

今回の市会議員選挙は、合併前の旧町村の投票時間によりまして行ったところがございます。今後は十分に検討をしていきたいと、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

○議長(中澤愛水君) 15番、依光美代子君。

○15番(依光美代子君) 15番、依光美代子、それぞれ丁寧なご答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

すいません、最初に地震対策についてですけど、トイレの備蓄の方はまだ未整備ということで、ぜひすぐ備蓄ができてなくても、市内の企業とも連携して、その地震発生時には、(企業)との連携で確保するとか、そういうこともまたされてはいかがでしょうか。そして、その中でぜひ障害者用トイレ、障害者の方が必ずいらっしゃいます。高齢化も進んでおります。そのためにも障害者用のトイレということもひとつ検討をお願いいたします。

2つ目、レジオネラ菌の発生についてですが、水質検査というのはしなくていいんですね、今お話聞いて、あれしたんですけれど、だけどやっぱりこういう問題が起こるようであれば、また利用者の安全確保のためにも、やはり定期的な点検ということをぜひしていただきたいと思います。

そして、それとノロウイルスのことですが、浴場からの感染ということで、いろんな施設の中での機能、そういう利用者、施設の利用者というのは何らかの障害があって、その施設を使っています。そうしたときに浴場に入るときも使われる、できることはもう自分でさすというような建前で、例えばですけどお風呂へ入るときでも、下腹部なんかは自分の手で洗う、お顔とか、いうようにやっています。そうしたときに、前はご自分で洗浄ができるんですけど、意外とこのいすに座っての後ろの洗浄ということがなかなかきちっとできないというために残ったりもしますから、そういうことをちょっと職員間の中で気をつけていただきたいと思います。そしてまた、お風呂に入ったときに、意外

と体が温もって排便が出てしまうということがあります。そのときの後の対処の仕方、そういうこともすごくいろんな菌の発生につながっていきますので、その辺をぜひよろしくをお願いします。

それと、ノロウイルスが塩素ではきかないということをおっしゃられています。塩素であれば300パーリッター、300というのととてもじゃない、手を入れても皮がむけるといような状況ですので、そういうものは使えません。汚物で汚れたものを対処するとかいうのを殺菌のためには使えますけれど、それもあるから、何としてもノロウイルス感染を起こさないというように、職員間の中でお話の中でもぜひそこをお願いいたします。まだまだ保健所からの通達では「レジオネラ菌と同じようにノロウイルスも塩素がきく」というようなことをしているという保健所もあるということをお聞きしますので、その辺よろしくをお願い申し上げます。

それと3点目の100年先を見通した多様な森づくり、香美市の今森づくりの考えを聞いて、私も安心をいたしました。ぜひその取り組みでお願いしたいと思います。それで、この濁水問題で、災害で多くの土砂崩れ、森林の荒廃が進んだため、森林に保水力がなくなったためにこういう土砂崩れが発生をしたということは明らかですが、いま一度、その山地災害の危険地域の再点検ということも必要ではないかと思えます。また、可能かどうかわかりませんが、衛星画像などを活用した崩壊地などの的確な把握、そういうことなんかは、まだできないものでしょうか。また検討をお願いいたします。

それから、最後に選挙についてですが、すいません、後援会の看板、私も選挙についてということで通告をいたしましたけど、後援会の看板は選挙ではないから、選挙関係と書くべきだったかなとちょっと反省をして、今朝まいったところです。

投開票の見直し、前向きに検討していくということですので、ぜひその辺検討をお願いいたします。

それと、1点、実際その場に私も行っては行かないんですけど、開票の折に投票所を閉鎖して、中央公民館に持ってくる。開票が始まるのが21時30分、もう既に21時にはほぼ皆さんが状態がそろって、職員さんはまだそろってない方もいらっしゃるかわかりませんが、その間の時間の見直しなんかもあわせて、ぜひ検討をしていただきたいと思えます。

それと、先ほどすいません、私が聞き抜かりまして、1時間閉鎖時間を繰り上げると1時間1万5,000円というのは、全体で1万5,000円、この香美市全体の投票時間の、閉鎖時間を繰り上げることで、全体でその経費が1万5,000円ということでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 依光議員、検討をお願いしますということがかなりありましたが、これは質問ですか。そうでなければ、最後の総務課長だけの分が質問ということになりますけれども。

○15番（依光美代子君） すみません。そしたらご答弁、前向きに取り組んでもらいたいと思います。

○議長（中澤愛水君） それ、答弁が必要ですか。

○15番（依光美代子君） はい、すみません。

○議長（中澤愛水君） 防災対策課長、田中育夫君。

○防災対策課長（田中育夫君） 依光議員の地震対策の2回目のご質問にご回答いたします。

トイレの備蓄に関して、いろいろな方面から、また障害者トイレ含めまして検証し、検討いたしてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 水質検査の定期検査につきましては、私も必要だというふうに考えておりますので、今月11日に社会福祉協議会の会長に口頭でそのように指示をしておきます。

○議長（中澤愛水君） 健康づくり推進課長、岡本篤志君。

○健康づくり推進課長（岡本篤志君） 依光美代子議員の2回目のご質問で、ノロウイルスは塩素きかないというようなお話もございました。文献を見てみると、「消毒用のエタノールとか逆性せっけんは全く効果がないよ。」と。「次亜塩素酸ナトリウムが有効である。」というような、文献には出ております。また、いろいろ調べまして、中央東福祉保健所とも協力しながら予防に努めてまいりたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 依光議員の2回目のご質問のお答えします。

山地災害の現状確認のための衛星利用につきましては、林政課サイド、林業関係では今のところ考えておりません。今現在の山地災害の状況は個人の情報をもとに収集しております。最近の情報では三嶺側、西熊側でまた小崩壊ができつつあるという情報がございます。

○議長（中澤愛水君） 選挙管理委員長職務代理者、濱田貞一君。

○選挙管理委員長職務代理者（濱田貞一君） お答えを申し上げます。

午後9時ごろに投票等事務的なものがすべて終了するということになりまして、午後9時半からの開票でございますので、30分間の余分な時間が確かに出ます。しかし、これがこういう事務的なことがどういう状態が起こるかということも想定されますので、やはり余裕を持って開票時間を待つということにいくことになるかと思っておりますので、この点はひとつよろしくお願いしたいと、以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 2回目のご質問にお答えをいたします。

1時間繰り上げは全体でかということですが、午後8時まで投票しておると

ころは、山田町の分の32カ所でございます。その分を1時間繰り上げた場合の話でございます。それで、開票につきましては、1時間繰り上げれば1万5,000円程度の節減ができるということでございますので、投票時間がその午後8時を午後7時にすれば、投票事務の方の時間外が節減ができるということでもあります。今回の人員でいけば、約6万6,000円ぐらいの節減ができると、投票につきましては。開票については1万5,000円程度ということになります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 15番、依光美代子君。

○15番（依光美代子君） 15番、依光美代子、3回目の質問をさせていただきます。

すみません、抜かっておりましたので、物部川濁水問題の中で、すぐできることからということで、経費もかけずに住民と協働でできることとして、地球温暖化防止対策など、取り組むべきではないかということで、省エネ対策などとかいうようなことで質問をさせていただきました。その答弁をいただいてませんので、よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 依光議員の地球温暖化防止策である省エネ対策などの住民との協働で、経費もさほどかけずにできることではないかということでございますが、これにつきましては、先ほどお答えさせていただきましたあの実行計画とは別に、香美市の行政区域内の温暖化防止策を推進していくということで、これも地球温暖化防止に関する法律の中でも定められておりますが、地域推進計画というのがございます。それを策定するということになりましたら、地域の事業所、そして住民も巻き込んだ温暖化対策に向けて推進ができていくということになります。

○議長（中澤愛水君） 依光美代子君の質問が終わりました。

次に、11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡です。通告に従い一般質問を行います。

まず最初に、高レベル放射性廃棄物処分場問題についてお尋ねをします。

県下では高岡郡津野町、安芸郡東洋町での処分場誘致の動きが大変危険であることから、この動きに対し周辺自治体は議会でも反対の声を次々と上げています。津野町の住民は高レベル放射性廃棄物最終処分場問題の危険性について学習会を開いています。その中で、高レベル放射性廃棄物は100万年にわたって人間の生活環境から隔離しなければならない危険物であり、確実に大地震に襲われる日本で、幾ら地中に埋設しても安全を将来にわたって確保するのは困難であるとの結論であります。人間初の原子炉が動き出したのは、1948年のことでした。それ以降、既に60年以上の歳月が過ぎ、その間、死の灰を死の灰でなくそうと研究が続けられてきましたが、困難はますますふえるばかりで、一向にその方法が見えません。人類は死の灰を生み出すことはできるよう



になりましたが、死の灰を無毒化する力を持っていません。そうなれば、できることは死の灰を人類の生活環境から隔離することしかありません。放射能には、それぞれ寿命があり、一口に死の灰と言っても寿命の長いものも短いものもあります。代表的な核分裂生成物セシウム137の半減期は30年です。それが千分の一に減ってくれるまでには、300年の時間がかかります。その上、原子力発電が生み出す放射性にはもっとずっと長い寿命を持った放射能があります。例えば、長崎原爆の材料にもなったプルトニウム239の半減期は2万4,000年で、それが千分の一になるまでには24万年かかります。原子力発電所の使用済み燃料、あるいはそれを再処理して生じる高レベル放射性廃棄物は、およそ100万年にわたって人間の生活環境から隔離しなければならない危険物です。日本では現在、青森県六ヶ所村に建設された貯蔵施設、高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターにおよそ50年間を目途に一時的に貯蔵して当座をしのいでいます。また、2000年5月に特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律が成立し、その廃物は、深さ300メートルから1,000メートルの地下に埋め捨てにする方法が唯一のものと決められました。しかし、どんなに考えたところで、100万年後の社会など想像できる道理はありません。結局、人類は原発が生み出す廃物の処分方法を知らないまま今日まで生きてしまいました。いまだにその処分方法を確定できた国は世界に一つもありません。法律によって核の廃物を埋め捨てると決めてしまえば、あとはどこに埋めるかを定める作業が残るだけです。その作業をする組織が原子力環境整備機構があります。この組織は、埋め捨てを決めるに当たって立候補制をとりました。つまり、核のごみを自分が引き受けると立候補したところに捨てるというものです。ただし、だれでも嫌がる核のごみを簡単に受け入れる自治体があるはずはありません。そこで、原子力環境整備機構は、立候補すればそれだけで金を払うと約束しました。それが文献調査、概要調査の段階で2億とか20億とか、関係自治体、市町村に交付金が入ると宣伝されています。その金を求める自治体の一つ、また一つとあらわれては消えてきたのが現状であります。県下においても津野町も候補地への応募を取りやめました。それは、津野町民の多くの賢明な判断であったと、私のふるさとでもあり大変喜んでいるところでもあります。香美市におきましても、この問題について無関係とは言えません。なぜなら、この整備機構は、県下で33カ所の候補地を調査しているとも言われます。また、津野町のように市民からの請願書の提出もないとは言えません。行政の放射能に対する認識、処分場に対する全般的な認識が問われているものです。今後の対応を伺うものであります。

次に、低レベル放射性廃棄物の処分場誘致の問題について質問をします。

繁藤地域への放射性廃棄物の処分場誘致の問題は、2006年1月の繁藤地区の初寄りに放射性廃棄物埋設処分のパンフレットを持参して、繁藤地区にこのような処分場を誘致したいとの話が持ち出されました。住民は、このとき初めて知ったわけであります。香美市議会が知ったのは5月16日であります。その後の誘致についての経過を調べて

みますと、昨年10月には現地の視察と調査が行われています。今年に入って、2月24日には繁藤地区コミュニティセンターで地域振興協議会13名の参加のもと、財団法人原子力研究バックエンド推進センターの高田部長ほか1名、ゼネコン建設会社の大林組から2名の参加で事業の説明を受けていることも明らかになりました。低レベル放射性廃棄物とは何か。原発は運転に伴い気体と液体の廃棄物を出します。それらは、ろ過・希釈され、放射能レベルを法令で定める基準よりも下げて環境中に垂れ流されます。低レベル廃棄物とは、原発から出る放射能の廃液を濃縮固化したもの。浄化に使ったフィルターやろ過装置、さらにぞうきんや作業服等を圧縮・焼却し、セメントやアスファルトでかためて200リットルドラム缶に詰めたものです。低レベルと言うからには、放射能レベルは低く、生命にはそれほど危険なものではないと普通は考えます。しかし、低レベルの法的基準が気になりますが、実は明確な基準として世界的に認められたものはありません。低レベルという言葉は高レベル廃棄物に対する言葉で、放射性廃棄物全体から高レベル廃棄物を省いたものの総称であります。埋設される低レベル廃棄物は、地価に7メートルから10メートルの穴を掘り、300年間もの長期間の管理が必要な大変危険なものであります。予定されている（後に「建設の動きがあった」と訂正あり。）繁藤地区とはどんな条件の地域でしょうか。繁藤地区には活断層があると言われております。また、日本有数の降雨地域であること、予想される南海・東南海地震等を考えたとき、もし設置されてから後事故が発生した場合、繁藤ダムから穴内川、それから吉野川を下り徳島市へ、香川分水より香川県へ、繁藤ダムからは新改発電所を通り国分川へ、南国市、高知市への影響、旧土佐山田町へは八王子の浄水池へ流れ込む、土佐山田町民1万4,000名ほどの飲料水として使われています。簡易水道にも影響するわけであり、そればかりでなく、農産物の出荷に与えるイメージダウンははかり知れないものがあります。以上の点から考え合わせ、施設の誘致は絶対に認めてはなりません。ただ、気になるのは、低レベル放射性廃棄物の誘致については、国の直轄事業であるため内閣総理大臣の許認可だけでできるもので、市長や知事、議会には何の権限もないのも大変危険なものだと思うわけであり、この点も含めて行政の今後の対応を伺います。

繁藤地域には、「低レベル放射性医療廃棄物処理施設は建設しません。」というチラシが、平成18年8月26日付繁藤地区振興協議会名で配付されました。当初は、8月18日付で振興協議会長以下8地域の部落長名入りの同内容のチラシも配付されている。その内容に、昨年12月26日と今年2月24日と勉強会を2回開いたとあるが、当振興協議会は市の補助団体であり、旧土佐山田町時から育成団体としての位置づけをしてきたのではないのか。当然、平成17年度の事業計画・実績報告は市に提出されていると思うが、市としてこの誘致の計画をいつ知り、どのように対応してきたのかを伺うものであります。

市会議員選挙に関連してお尋ねをします。

合併後初の市会議員選挙は9月3日告示、9月10日投票で行われた。全体の投票率

は72.01%であったが、その内容は、内訳は旧香北町が81.07%、旧物部村は80.36%で、いずれも前回の町村議員選挙を上回っている。一方、旧土佐山田町では投票率68.38%と前回の町議会議員選挙の投票率69.83%を下回ったとの報告がなされていました。現在の選挙制度では、香美市の場合午前7時から投票が開始され、閉鎖時間は投票区により午後4時、午後5時、午後6時、午後7時、午後8時までとなっている。この中に、午前7時から午後8時までは土佐山田地区だけであるが、この結果から見た場合、時間が長いから投票率が上がるとは思えない。土佐山田地区での午後7時から午後8時までの1時間の投票総数はどうですか。どれほどあったのかをわかればお伺いをしたいものです。

期日前投票という言葉も住民の中に浸透してきたわけでございますけれども、今回の市議選でのこの投票の実績を伺うものであります。今後、行われる選挙は来年の県議会議員選挙、参議院選挙と秋の知事選挙が近年に行われることが決まっておるわけでございます。当然ながら、日没の早くなる時期もあるが投票時間の変更は考えているのか、このことについては先ほど選挙長の方からもお伺いをして、私自身は前向きにどうか、変更も考えるというご答弁だにご理解をしております。(実際の答弁は「今後十分に検討していきたい。」というもの。) それ以外の意思があるのでしたら答弁をお願いします。

市議会議員選挙の掲示板については、地域住民から設置場所が少ないのではないかとの声がある。また、高齢者からは「家から遠いのでよう見に行かん。」との声もある。旧町村で見ると、旧物部村は60カ所、旧香北町は72カ所、旧土佐山田町は93カ所で合計225カ所となっております。現状は、旧物部村は38カ所、旧香北町が41カ所、旧土佐山田町68カ所の合計147カ所である。旧香北町は72カ所あったわけですが、これ以上の大幅な減少が来たとされているわけなんです。そういうことから、この設置箇所の削減の根拠はどういうところから計算しているのかをお伺いするものです。

続いて、選挙の結果について異議申し立てがあり、9月30日にすべての票について点検された。点検はしましたが結果についての変更はありませんでした。結果に納得のいかない候補者は県の選管に審査を申し入れたとの報道があります。香美市選管としての今までの経過と、今後のこの問題についての流れ、見通しを伺うものであります。

不法駐車について質問します。

土佐山田町黒土地区においては、市営住宅の新たな建設、また2棟目の建設に向けて古い住宅の解体工事も進み、地域の住環境は大きく変化し明るくなりつつあります。ところが、7月末から黒土市営住宅横の市有地に政治結社義魂社の街宣車が不法に駐車を始めたわけであります。私は8月1日に助役に会い、車を直ちに撤去させるよう要請をしたものです。この間、黒土地区、南組地区では街宣車による高齢者への恫喝やスピーカーでの大声等不安が募るばかりでした。地元住民からは、市有地に不法駐車ということに対して行政の生ぬるい対応に批判の声があったのも事実であります。9月22日に

市長との話し合いの中でも、直接この件について撤去されるよう要請したものであります。それ以後、10月に入り、街宣車の駐車はなくなり、住民も今のところほっとしているところであります。この件に対してどのような話し合わせがなされて、あの車がある場所から出て行ったのか、その内容についてお尋ねをするものです。

これで1回目を終わります。

○議長（中澤愛水君） 昼食のため1時まで休憩をいたします。

（午前11時47分 休憩）

（午後 1時05分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 片岡守春議員の放射性廃棄物処分場誘致問題に関しまして、一番目の高レベル放射性廃棄物処分場誘致の県下の状況及び香美市としての認識と今後の対応を問うということについてお答えをさせていただきます。

高レベル放射性廃棄物処分場施設の誘致を求める陳情書が、津野町に提出をされまして津野町議会で審議をされてきておりますが、ご承知のとおり、このたびの特別委員会で不採択になったという報道がなされておりました、事実上、現時点での誘致はなくなったと言えるのではないかというふうに思っております。また、東洋町におきましても同様の処分場候補地応募への動きもあるようでございますけれども、この候補地への応募の動きが出てきましてから、各地域で勉強会が開催をされておりました、先日の会でもいわゆるこの高レベル放射性廃棄物の処分場についてのベストな処理法はないというふうな指摘も出ておりますように、処分場建設に対しましては大変リスクは大きいものと考えております。そのようなことから、津野町議会にありましては、総合的な判断の中で特別委員会での全会一致の不採択がなされたものであろうというふうに考えております。津野町には、そうした動きがございしますが、東洋町につきましてもそれぞれ周辺の自治体の動向を見きわめまして、慎重な取り扱いの上で賢明な、冷静な判断がなされるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 片岡議員のご質問にお答えをいたします。

まず、放射性廃棄物処分場誘致問題に関しての2番目、繁藤地区への低レベル放射性廃棄物処分場の誘致問題の経過と行政の今後の対応を問うということでございます。この件につきましては、既に5月議会の方で質問がございまして、それから8月の臨時議会やったと思いますが、市長の方から報告をさせていただいております。同じことになるとはと思いますが、繁藤地区振興協議会黒川会長からの説明によりますと、繁藤地区では以前より地域活性化対策として若者定住や企業誘致活動に積極的に取り組んでおり、

各方面に呼びかけてきた経過があるということでございます。そうした中、昨年12月16日に民間企業から低レベル放射性廃棄物の埋設について繁藤コミュニティセンターで説明を受け、その内容は低レベル放射性廃棄物は研究や医療に使われた放射性廃棄物で、電力事業の六ヶ所村の施設とは異なる。そのほか事業の流れ、町（市）への交付金、地元雇用についてでありましたが、不透明な部分もあったということで、再度今年の2月24日、財団法人原子力研究バックエンド推進センター、ランディックというところでございますが、から説明を受けたということでもあります。その中身につきましては、事業主体は独立行政法人日本原子力研究開発機構、国の事業で文部科学省系の研究や医療に使われた放射性廃棄物の埋設処分場、ランディックは文部科学省の認可を受けた立地調査機関でありまして、研究や医療に使われた放射性廃棄物200リットル、ドラム缶68万本を処分するという。それから2番目に、候補地数は現時点で全国で約160カ所、現地調査実施箇所が全国で20カ所で、既に役所や地元への説明した箇所があるということでございます。立地条件につきましては、「面積が70から100ヘクタール、約30万坪、運送のため工業港、大型車の通行可能道路が近くにあるということ。」と、それから「活断層が近くにないこと、浅いところに岩盤層があるということ。」のようでございます。そのほか、地元雇用、交付金等の説明があったということでもあります。なお、ランディックによりますと、他県では近くに河川があると下流域の問題もあり評価もよくないようでありまして、北滝本におきましてもすぐ近くに河川があり、問題とこのことでもあります。その後、6月14日、繁藤地区振興協議会におきまして取り扱いについて協議をした結果、行政も知らない、これは行政に対して何も説明されてないという意味でございます。現段階におきましては、繁藤地区としては対応できないとの結論に至り、協議会として紹介者に対し対応できない旨の回答をしたということの報告を受けております。

それから、この通告の中身にはないわけで、先ほどの質問の中にこれに地方自治体がどのように関与するかというその関係でございますが、確かに高レベル放射性廃棄物につきましては、法律の方で最終処分場の定めがあるということで、低レベル放射性については法的根拠は、現在のところないようでございます。ただ、県のちょっと資料をいただきました、その中で言いますと、「事業者と地元自治体、これは県と関係市町村が安全協定を結び、その中で地元合意について取り決めることになる」というふうな説明もございました。

次に、市議会議員の選挙に関してのご質問でございます。

香美市の議会議員の選挙におきます投票の関係でございますが、午後7時から午後8時までの土佐山田地区だけの投票者数はどれくらいやったかということでございます。土佐山田地区の当日の投票者は1万872人でありまして、午後7時から午後8時までの投票者数は32の投票所で301人、投票率にしまして2.77%であります。参考でございますが、ちなみに午後6時から午後8時までの2時間で言いますと907人、

8.34%ということでございます。

それから2番目に、今回の市議会議員選挙の期日前投票の実績を問うということですが、香美市全体で投票総数1万7,864人に対しまして期日前投票者は1,709人です。投票率は9.57%。それから、不在者投票者が164人で0.92%、期日前投票と不在者投票の合計でいきますと1,873人で、投票率が10.48%ということでございます。

3点目の投票時間の見直しは考えているかということですが、選挙管理委員長職務代理者がおいでしておりますので、職務代理者の方から答弁をしていただきます。

それから4点目の市議会議員選挙のポスター掲示板が少ないのではないかと、その根拠についてということですが、旧の3町村の場合は合計しますと225カ所の設置箇所がありますが、旧町村の場合とは立候補者が大きく違ひまして、市議会議員選挙の立候補者及び時期が台風シーズンであることを想定して、6月ごろすべての設置箇所を再度確認をいたしました。その結果、今回、当初想定していた掲示板の長さが7メートルでございましたが、実質は32人ということになりましたので、約6メートルということになりました。結局225カ所の中には、住民の方、民家の塀なんかも入っております。それほど長いポスター掲示場になりますと、風であおったりして倒壊の恐れも出てくる。そういうところはもう極力今回は避けたということでございます。そういうことからいしまして、147カ所と最終的にはなつたと。法的な根拠につきましては、香美市議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例というのがございます。その中で、一投票所、1カ所以上でということになっておりますので、そういう形の根拠で設置をしております。

それから次に5点目でございますが、選挙の結果に異議があり、県の選管に審査を申し入れたとの報道がある。これまでの経過と見通しを問うということですが、平成18年9月10日執行の香美市議会議員選挙につきましては、最下位当選者の得票数が448票で、2人の候補者が同数となりまして、公職選挙法の95条第2項によりまして選挙長がくじで定めて25人の当選が決定をしたということでございます。しかしながら、9月11日にくじにより落選した候補者より異議の申し出が提出されております。9月12日に選挙管理委員会を開催し受理をされました。受理後、開票事務従事者等への聞き取り等の調査を行ってきましたが結論を出すには至らず、9月30日に全票点検及び申出人からの口頭意見陳述を行い、10月3日に審議した結果、異議の申し出を棄却するというふうな決定がされました。その後、申出人は高知県選挙管理委員会に対しまして、これは10月10日に審査の申し立てを行っております。香美市の選挙管理委員会には10月23日までに弁明書を提出するように通知が来ております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 片岡守春議員の放射性廃棄物処分場誘致問題に関するご

質問の中で、繁藤地区振興協議会の事業計画・実績報告についてということについてお答えをいたします。

繁藤地区振興協議会につきましては、平成17年度は地域づくり振興助成事業への事業費助成について、その申請に係って添付しなければならない助成を求める事業についての事業計画とか積算について資料が提出されておるのみでございまして、振興協議会そのものの組織と申しますか、組織運営内容等に係る事業計画等についてはいただいておりません。繁藤地区振興協議会が設立されました時点以降、この組織の育成を図るために組織自体に補助金を支出をしていた経過がございまして、現在は自立をした組織として認識してございまして、組織自体の運営経費について補助はしておりません。したがって、この協議会の運営そのもの自体への関与もしておりません。

なお、お尋ねの件についてはそういうこととございまして、関知をしておらないというお答えをさせていただきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 選挙管理委員長職務代理者、濱田貞一君。

○選挙管理委員長職務代理者（濱田貞一君） 片岡議員の投票時間の見直しは考えているかというご質問にお答えをいたします。

依光議員にお答えをいたしましたとおり、今後検討をしていくという考えでございまして。ただ、投票時間の繰り上げにつきまして、期日前投票制度も定着をしておりますが、全市内を一律に投票時間の繰り上げをすることにつきましては、なお検討を必要とするという考えでございまして。その理由としましては、やはり中山間地域とこの市の中心地周辺とは投票所の環境、あるいは投票される方の年齢層、職業等が随分と違います。また、議員の質問の中にもございましたが、午後8時まで投票時間を行っても、投票率が低いということもございまして。こういう現状も認識をいたしておく必要があるかと思っております。また、公職選挙法におきましても、繰り上げ、繰り下げのできる規定がございまして、その規定の中に特別の事情のある場合に限ると、こういう規定もございまして、そのあたりに総合的に検討を加えて見直しを検討していきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 片岡議員さんの不法駐車の問題につきましてお答えします。

この件は、議員さんもおっしゃっておられましたように、議員さんの方からご指摘をいただきまして、我々気がついてなかったんですけども、8月1日に事実確認をした後、順次対応してまいりました。市有地への不法駐車につきましては、通常事実確認をした時点で注意を促す文書を駐車車両に出しまして、同時にここは市有地であるとの立て札等も立てるようにして注意を喚起していると、こういう状況であります。一定期間、およそ1カ月でありますけれども、様子を見て、その間に所有者がわかれば撤去していただくように申し入れをするというような対応をしております。それでも撤去いただけ

ない場合につきましては、放置自動車の類というようなことで、放置自動車に準じた対応となると、いわゆる放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例に基づき対応すると、このような対応になっております。今回の場合は、条例に基づく手続きに入る前に、現時点では（不法駐車車両は）いなくなっておりますので解決したというふうに考えております。普通財産の市有地は大変多くございまして、担当課でも台帳確認のみで、いわゆる台帳をつくっちゃうその台帳の中だけの確認で、現地を踏破した確認がなされていないというのが現状なんですけれども、その現地を確認してないものですから、その中には不法駐車を含む不法占有というものがあるかもしれませんけれども、すべての土地を今の職員の体制で管理することは非常に難しいというのは現状であると、こういう状況であります。再発防止、または不法占有防止のためには、市有地を柵で囲う等の物理的な対策が取れば一番よろしいんだろうと思うんですけれども、市有地の多さと予算的な関係から思うようにできないという状況もあるということでございます。こうしたことでありますので、担当課としましては、問題が生じた時点で個々の事例に合わせて、その個々に対応していくと、そういう対応を順次とっていくと、こういう対応で今後も管理していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡守春です。2回目の質問をする前に、議長さんの了解を得ておりますので1カ所だけ発言の訂正をお願いします。

「予定されている繁藤地区」と言いましたが、これは「予定されている」というところを直して「建設の動きがあった繁藤地区」ということに訂正をお願いしたいと思いません。

まず1点目の高レベルの関係で言えば、事実関係については市長さんの方から東洋町、津野町の問題をお話をされました。そのことについては事実であるし、そういう方向で進んでるということも理解をしておりますが、私がお話をして質問をしたのは、津野町のような結果、結局今の政治の現状から言って非常に貧困で地方交付税を大きく削減されてる中で、こういう事業を誘致することによって、大きくそういう交付税が入ってくるというような条件で、こういう請願その他が香美市の場合にある可能性は毛頭ないのかどうか。もしあった場合はどのような対応を考えているのかということでの質問でございますので、市長さんの方の見解、所見をお願いをしたいものであります。よろしく。

低レベル放射性廃棄物の問題については、今、企画課長さんの方から答弁をいただきました。過去に補助団体であって、現にケースによっては補助を受けているのではないかと、そういう組織が行政にも報告せずに大きな影響のあるこのような問題を進めることはいかがなものか。行政からの指導が必要と思うが、見解を伺うものであります。

もう1点、この誘致の表面化、計画の動きの表面化以後、私たちは低レベル放射能処



分場の危険な本質を明らかにすると同時に、住民に何の相談もされないまま事が進んでいく住民無視の独断専行の協議会の姿勢についても、当然ながら批判をさせてもらいました。その結果、8月18日付のチラシと8月26日付のチラシによって、繁藤地区に処分場は誘致しないと協議会が言明したわけであります。しかし、処分場の誘致は、多くの利権が絡むわけであります。処分場の設置基準では、1キロメートル四方となっています。すなわち100万平方メートルの用地が必要であります。用地だけでも大きなお金が動くこととなります。繁藤地区住民の中には、「この誘致問題の火は完全に消えていない」との見方があるが、行政はどのように判断をしているのか、見解を伺うものであります。

この選挙の県への異議申し立ての関係でございますけれども、これはここの選管の結果というか、結果発表と色々な票の不透明な部分と申しますか、疑問のある票とかそういうことの判定は、こら県の選管の指導も受けてこういうことがなされているのかどうか、その点はいかがなものでしょうか。それと、これは複雑になっていった場合のこの流れとしては、県の方に書類をこちらから出すということ、今回答にあったようですけれども、そういうことは、まあ言うたらごてにごてていった場合は、やっぱり裁判で云々というような流れにまで発展していく可能性もあるのかどうか、行政はどんなに見解を持ってるのか。

駐車の問題ですけどね、課長さん。この車は普通の車と違うんぜ、はっきり言って。どれだけ地域の高齢者の人がね、この車が駐車することによってびびったかということよね。そら僕とこの前の県道でも朝晩これのがなあってよね、やっぱりマイクをつけてよね、走行すると。お年寄りが、言うたらこの車の前で、車の運転しよったらがなられると、しゃんしゃんのけというような形で、この問題は非常に明るい兆しが出ようとしちゅうところに、ぽっと降ってわいたような形でこの問題が出てきたわけなんです。しかし、僕は今の説明でもよね、行政はこの運転手がだれであったかとか、どこでこの人が寝起きしよったかとか、そういう事実関係はつかんでるの？市営住宅の管理人にこのこと相談したの？どういう実情でこういう車がここに駐車を始めたかについて。非常にのんびりした形で住民の不安はさておいてという形で解決に、言うたら生ぬるいというか、長時間かけて、8月1日に助役さんに話して、結局10月に入ってこの車なくなった。2カ月間無法にもここへ駐車してよね、そういう恫喝や威嚇があつてきちゅうわけよ。それに対する対応ではね、僕はこれは一つには高知市における声の大きなもんに対しての行政の対応のあり方が大きく取り上げられた時期がありました。それは行政も承知のはずです。香美市でも大きな声に対するマニュアルがつくられていると思う。相手に対してどのような対応をしてきたのか。実際相手と直に会って、ここに置いては困るというようなことがなされてるような回答でないがよね、私たちはその点からして、今住民が何を心配しゅうかいうたら、駐車しよった場所もそのまま置いちゃうわけよ。いつでも駐車してくださいという条件でね。場所がそのまま放置されてること。それへ持ってき

て何も行政にもすまざったも言わずに出ていっちゅうということは、いつでも来ますよとしか考えられんでしょう。住民はもっとやっぱり内容を知ったら、心配しゅうわけや。その点について今後の再発防止に対してどうするか。特に課長さんが言うたように、言うたら防護柵とかバリケードとか土のうつくとかいうようなことも含めてね、金があるとか人手がないとかいうことじゃなくて、地域の住民の目線で判断して決定をしていくということのひとつ、その点についてのご回答をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 片岡守春議員の2回目の質問の放射性廃棄物処分場問題につきまして、高レベル放射性廃棄物の香美市としての認識と、今後の対応ということですが、いろいろこの廃棄物の処分場のいわゆる誘致の問題につきましては論議をされておりますが、また同時に交付金等のことがございまして、いろいろ津野町でも論議をされてこられたというように思いますが、香美市としてはどうするやということですが、わざわざ私から誘致を求めていくじゃいうことはするつもりはございません。そういうことは、全然思っておりませんので、それからもし陳情がなされた場合には、これは議会にも付託もせないかんとしますので、議会が賢明な判断をしますので、皆さん方にかかちゅうと思います。

それから、（土佐山田町繁藤）北滝本への低レベルの放射性廃棄物につきましては、こないだも同じことを言いましたが、行政への説明が今まで何もございませんし、隣接する地域や自治体及び高知県にも及ぼす重大な問題でございますので、高レベルを私が受け入れるつもりがないということをおっしゃるので、低レベルも受け入れるつもりもございません。そのことははっきりこないだも申してございます。また、そのことを県へも、繁藤の協議の結果も含めて高知県の資源・エネルギー推進課にも報告をいたしました。もし、片岡さんの方にそういうふう動きがあるとすれば、こちらが教えていただきたいし、またご意見もお伺いしたいと思いますが、そのような考えはこれっぽっちも持っておりませんし、私のところへはここで議会で表明してからは何の1件も、そんな繁藤のしの字も出てきませんので、その辺ははっきり言っておきます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 片岡議員の2回目のご質問、選挙の関係で、県の方へ審査の申し入れをしたということの絡みでございますが、まず、9月10日の議会議員の選挙の開票の際、県の選挙管理委員会に対してこの疑問票の取り扱いについて指導を受けたかということでございますが、指導は一切受けておりません。県は、当日は出勤しておりません。といいますのも、やはり現実的に票を見て判断をしなければ指導はできないというのが本来の姿やと思います。それは確かにそういうふう考えられます。

それから、今後の流れでございます。10月23日までに香美市の選挙管理委員会の方から県に対して弁明書の提出ということになっております。それに対しまして、異議の申し出、審査の申し入れをした候補者側は、この香美市が県へ提出した弁明書をコピ

一をした写しを候補者側に多分郵送すると思います。それに対して、今度はまた反論書というのが多分出される可能性はあります。それに基づいて県の方が香美市の方へ来まして、開票いたします。その後、決定書を審査を申し入れた候補者側に送るということですが、それから先については、高裁、最高裁へというふうな道筋は残っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 片岡議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

まず、平成18年度も繁藤地区振興協議会からは地域づくり振興助成事業の申請がありますが、たしか事業の内容といたしましては、地区の美化運動、これは清掃活動等々、それから花と木の植栽事業ということで申請が上がってきておりますが、こういったその個別的な事業への助成として取り扱っております。結果としましては、適正にこれが事業として執行されておるかどうかということにつきましては、実績報告等によりチェックをしていくわけですが、こういった、今言いましたような個別的な事業への助成ということに限っての部分でございますので、任意の団体の運営そのものに対して、その関与のあり方といたしましては、やはり事業関連から見たその必要最小限度の部分にとどめるべきではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 片岡議員さんの2回目のご質問にお答えします。

恫喝とか威圧行為があったということでございますけれども、恫喝とか威圧行為に対しましては、別の行政組織が担当しておりますので、警察という、そういう部門での対応をお願いするようにしたいというふうに思います。あくまでも、市の方は不法駐車に関しまして、不法駐車をせられたのは事実でございます。行政は、相手が政治結社とかいうことであるから、特にどうのこうのということではなくて、だれに対しても同じような対応をさせていただきゆうというのは、基本にあるわけです。ですから、先ほどご説明しましたように、一定期間張り紙をすとか、注意を促すような文書を出して、それが手ぬるいとおっしゃられるのであればそのとおりでありますけれども、そういう手順を踏んだ対応をさせていただきゆうというのが現状でございます。それからまた、駐車していたご本人とはお会いはしておりません。

それからまた、張り紙等、それから注意を喚起するだけでは不十分ということになれば、具体的な対応もさせていただく場合もございます。周辺の方に迷惑をかけゆうとか、どうしてもそこへ置かれては困るという判断をしたときには、それ相応の、いわゆる柵をすとか、そういう対応はさせていただくようにしております。今までも片岡議員さんもお承知のように、近くにも市有地がございますけれども、その場所に有刺鉄線を張った柵をしちゆう場所もございます。そういうことをさせていただく場合もあるということで、今後、とにかくそのケースケースに応じた適切な対応をしていきたいと、こ

のように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 片岡守春君の質問が終わりました。

次に、22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 22番、西村でございます。通告に従いまして一般質問をしたいと思ひますが、何せ4年振りでございますのでちょっと戸惑っておりますけれども、1回で質問を終わりたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

まず、1点目のこのたびの市議会議員選挙に關してであります、9月の、その前にお2人の同僚議員が質問がございましたけれども、また変わった角度からご質問いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

9月10日に実施されました香美市議会議員選挙の結果であります、最終議席が同数となりまして、ただいま総務課長の説明にもありましたが、選挙長のくじで最終議席が決まったわけであります。そこで、次点となった方より疑問票と無効票についての再確認の異議の申し出がありまして、選挙管理委員会が9月30日に投票された1万7,864票すべての再点検を行ったわけであります。そのことにつきまして新聞報道によりますと、「全票の再点検をすることが、より正確。」と選挙管理委員会の松尾委員長の答弁が報じられておりました。今回に限らなくて、旧土佐山田町の選挙でも開票作業が県下で最も遅いことで知られているわけであります。開票作業のあり方に多くの市民が疑問と不信の声を持っております。このことを何とか選挙管理委員会の、私は書記長と言わせていただきますが、書記長である鍵山総務課長に言ったことではあります、**「より慎重に正確に作業を行っているので。」**と言われております。それはまた当然のことでありまして、慎重に作業を行うことは論ずるまでもないことではあります。それくらい慎重に期して行った作業であるわけではありますので、申し出以外の全票を再点検しなくてはいけないのかと。このことが一番市民の中でも話題になっておりますし、これを多くの市民が明らかにしてもらいたいという要望でもあるわけではあります。これにどう答えるか、また選挙管理委員会といたしまして、時間をかけて慎重に開票作業を行った結果であり、当然疑問票・無効票についても全票すべてに自信と確信を持って開票の終了を午前2時36分に宣告したと思ひます。異議の申し出についても、委員会を開き、自信を持って棄却しなかったということは、私の考えといたしましては、自信と確信がなかったのか。また再点検を行い、日を置かずになぜ当日に協議を行って発表できなかったのか。無効票の、新聞に出ておった2票のことも当然開票日に選挙管理委員会立会人すべて把握をしておったと思ひするところではあります。さらに、申し出以外の全票すべて再確認した結果、Aの当選者の票にBの当選者の票1票が混じっておったと、10月1日の高知新聞で報じられていたところではあります、10月3日の発表では正式にはされておらないところではあります。当落にかかわらないので、また公職選挙法の規定からも訂正でき

ないということであるわけでありますが、訂正できないことと公表とは別であろうと思います。申し出のない票まで経費をかけて点検をしておいて、有権者に事実を公表しないことは民意に反することではないかと思うわけです。これで、今の選挙管理委員会は民主的に公平・公正でないとして市民から怒られてもやむを得ないと思うところであります。私は、このたびの市議会議員選挙に関してたびたび高知新聞の土佐あちこち欄などで掲載をされたことは、まことに要を得て正しく報道されていると読ませていただきました。また、多くの市民も「新聞に書かれているとおりで。」と言っております。我が総務課長の答弁では、「開票したことがよかった。」という電話もあったとお聞きをいたしました。私の聞く限り「全票開けてよかった。」というのは1人も聞いたことはございません。この新聞報道がもしなかったら、市民は何もわからないわけでありまして、余りにも有権者に対して無責任ではないかというふうに思うわけです。この件について再度選挙管理委員会を開き、協議することを求めるわけでありまして、その上ですべての再点検の結果を市の広報に掲載をすべきと思うわけでありまして、どうかお伺いをいたしたいと思っております。

また、その点検に市職員14人と選挙管理委員4人で全票を確認したとお聞きいたしますが、異議の申し出があった疑問票と無効票だけの確認なら、何人の作業で終わったか。その場合に人件費は幾らになるか試算、また今回の18人での人件費は幾らになるか、その差額はどれくらいになるかをお伺いいたしたいと思っておりますが、先ほどの依光議員の質問には答弁をされておりましたけれども、これは職員の部分が入っておらないというふうに、私は受け取りましたが、入っておってあれだけの金額か。それから、土曜日であったと思っておりますが、その職員の措置はどういうふうにおこなわれているのかお伺いをいたしたいと思っております。

次に、選挙の投票時間の繰り上げについてであります。これも同僚議員から質問がございましたけれども、平成16年に選挙法が改正をされて、期日前投票が施行されました。そうした中で県下の市町村でも投票所を閉じる時間を繰り上げして、午後6時に、これは一部でありますけれども、一部時間が違いますけれども、午後6時に（投票所を閉じる）市町村がふえてきております。また、公職選挙法の第40条では「投票所は午前7時に開き午後8時に閉じる。ただし、市町村の選挙管理委員会は選挙の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情」、これは先ほど職務代理者が言われましたけれども、職務代理者は特別の事情だけしか言いませんでしたが、必要があると、選挙人の投票に支障がないと認められたときの特別の事情でありますので、特別の事情だけではございませんので、そうした投票所を開く時刻を「2時間以内の範囲内において繰り上げ、もしくは繰り下げ、または投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。」となっております。また、第2項では、「市町村の選挙管理委員会は前項ただし書きの場合においては、直ちにその旨を告示するとともに、これをその投票所の投票管理者に通知し、各市町村の議会の議員またはその長の選挙以外

の選挙等にあつては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届けなければならない。」となっております。以上のように定められており、ただし書きで選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に投票の繰り上げが認められておるわけでありませう。

私は、近隣の2市を調査をしてきました。安芸市の選挙管理委員会で投票の時間について調査をしてきましたが、安芸市は35カ所の投票所のうち、平成14年に10カ所を午後6時にし、25カ所を午後8時にしております。「有権者にできるだけ便宜を図り投票を上げることは当然のことである。しかし、その後投票時間を午後8時までの調査をしておりましても、余り投票者がふえないことや、財政的なメリットも考えた。財政的なメリットも考えた。昨年の市長選挙及び市議会議員の補欠選挙がございましたが、35カ所のうち山間地ですが3カ所を午後4時にし、あとの32カ所を午後6時にした。」とのことでもあります。有権者への周知につきましては、県議会とか国政選挙であれば選挙公報が回りますので、一緒に回せるわけでありませうけれども、市独自の選挙でありますので、当初でありましたので、市の広報にお知らせの掲載と選挙の入場券のはがき、これを封筒に入れて同時に、これでありませうけど説明を、こういうビラをつくって同時に選挙の入場券と一緒に、経費は要りませうけれども徹底するために有権者に郵送をしたということです。そして、議会に対しては、事前に説明をして了解をしていただいて施行したということでもあります。

また、南国市におきましては、投票時間についてたびたび課題となっていましたので、今年2月に電話帳で無作為に1,500人を選び、アンケートを取ったようであります。その回収率は44%であったということです。「現行の午後8時まで必要でない。」というのが8割、理由は期日前投票ができるようになったことが一番多かったということでもあります。また、「現行の午後8時までがよい。」というのは2割であったと。そこで、結果といたしまして南国市は高知市との、ひつついておりますので、隣の高知市が現在午後8時まででありますので、そうしたことを考慮して即午後8時にしなくて、来年の県議会議員選挙より投票時間を当面午後7時にする方向で確認をしているということでもあります。

こうして近隣でも動きがあるわけでありませうが、香美市の選挙管理委員会は今後のことについては、先ほど選挙（管理委員）長職務代理者より「旧町村の例で今回行ったので、今後は検討する。」ということでありませうが、やはり選挙管理委員会といえども、やはりこの財政の厳しい状況の中で市民もそのことを言っておるわけでありませうので、含んだ検討をすべきでありますので、そういったことも含んで検討されるのかどうかお伺いをいたしたいと思ひます。

また、旧香北町、旧物部村として、合併以前に投票時間を一部を除き午後6時に繰り上げていたと聞くわけでありませうし、そういった方向で今回もやっと思ひますが、その旧町村の時間の繰り上げた経緯、これを詳しくお伺いをいたしたいと思ひます。

また、この投票時間の繰り上げについて選挙管理委員会の書記長である鍵山総務課長に以前にお伺いしますと「投票所の選挙人に1人でも反対があると繰り上げができない。」と言われたわけでありますが、私もない頭で公職選挙法及び地方自治法を調べてみましたが、そうしたことがどこにも定められておりません。

そこで、先ほど申しあげましたように安芸市、南国市の選挙管理委員会の職員にも聞いてみましたが、両者とも「そのようなことは聞いたこともないし、承知をしていない。」ということであります。

そこで、県の選挙管理委員会の方にも確認をしました。そうした中で県の選挙管理委員会につきましては、「そうした投票所で有権者の1人でも反対があったら投票時間の繰り上げができないと、こういったような法的根拠はどこにもない。ただ、できるだけ選挙人に便宜を図ることが選挙管理委員会の責務で務めである、それは当然のことであると思います。」そういったこともお聞きをいたしましたので、県の選挙管理委員会は法的根拠はどこにもないということでありますが、総務課長は私にできないとはっきり言い切ったわけでありますので、できないという法的な根拠、これを示していただきたい。私も法的根拠をしっかりと頭に入れて、今後取り組みたいと思いますので、そのところをよろしくお願いたしたいと思います。

次に、選挙権は有権者の投票にできるだけ、たびたび言うておりますように、便宜を図って少しでも多くの有権者に投票してもらうように努めることが選挙管理委員会は当然のことであるから、その上で行政としては、安芸市のように行政面でも当然財政面のことも考えなくてはならないと思いますので、先ほど申し上げたようにそのことも含んでお答えをいただきたいというふうに思います。選挙管理委員会は、市長部局と違いますけれども、その点は総務課長でも財政課長でもいいわけですが、どのように考えられておられるかお伺いしたいと思います。

仮に、このたびの市議会議員選挙を例にとりまして、投票時刻を午後6時に閉じた場合には、開票を午後8時から作業ができるわけであります。今回のように最終議席が同数とならなかった場合のことでありますけれども、そうすれば、ああしたことがなかったら午前0時までには終了できるというふうに思います。そうすれば、投開票、あるいは立会人等々の選挙にかかわる人の人件費等も一日分で済むわけでありますので、今回のように2日分は要しないと思いますが、かなり財政面でも節約できると考えるが、どうかお伺いたしたいと思います。

また、開票が翌日になると、職員の勤務にも支障が出ると思うわけでありますが、今回の経過を含み、その職員についての勤務状況、そのことについて総務課長にお伺いをいたします。

次に、選挙関係の最後といたしまして質問をいたしますが、このたびの市議会議員選挙については、開票に基づき異議の申し出があり、新聞でもたびたび報じられ、市民も大きな関心のある選挙の結果となったことは当然のことでありますし、10月に定例議

会があるということは一般質問もあることは予想されたことであります。私の質問も、選挙管理委員長に質問を通告してありました。が、松尾委員長は仕事の出張で、先ほど職務執行代理者は所用という言葉が使われましたけれども、私ははっきり仕事の出張とお聞きをいたしております。そういう総務課長としての答弁があったわけですが、事前にそういったことも話してありましたが、そういったことで出張される、欠席であるということで、私は最高責任者の委員長に質問するので、再度そのことを申し上げましたけれども、出張の予定が決まっておって、どうしても変えられないということでありましたので、それなら副委員長をとということで、きょう委員長職務執行代理者の濱田さんが出てきていただいておりますが、当選挙では選挙長もやられておったと思いますが、もしその方が出席できなければ書記長としての答弁はさせてもらいたいということは、総務課長から話がありましたので、このときに来てやむを得ないと思ひまして、了解はいたしました。が、さきに述べたように議会の日程は早くから予定をされております。それなのに委員長が出席できないということではありますが、それはまた事務局の対応についても、私は不信に思います。こうして、市民も、県下的にも今回の市議会議員選挙は関心を持っておるところであります。その大事な、恐らく当然質問もなされるだろう議会の予定をせられておるのに、選挙管理委員長が欠席するという点について、非常に残念でありますし、事務局の対応にもはっきり言って不信を抱くわけであります。このたびの選挙の結果についての異議の申し出に対して行った再点検の結果について、選挙管理委員会は余りにも軽々しくとらえていたのではないかという感がいたします。委員長としての責務をどう考えているのか聞きたいわけでありまして、欠席でありしやうがございませんので、委員長職務代理者及び書記長としてその点をどう考えるかお伺いいたしたいと思ひます。

また、地方自治法第182条には、「選挙管理委員は選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。」とされております。この経緯を経て選挙されている方々であるので、委員会としても有権者に、市民にもっと目を向けて民主的に公表すべきものは公表し、守秘義務は守秘義務として公正な選挙管理委員会であってほしいと、今後の措置に期待をしておりますが、このたびの選挙に関する一般質問の通告に対して選挙管理委員会としての対応をどう受けとめているか答弁を求めるものであります。

また、最後に投票率が低い問題があるかと思ひますが、これを午後8時まで投票を続けましても同じであるということは、安芸市の選挙管理委員会も話がありましたが、常日ごろから選挙に有権者が行き、政治に参加するように選挙管理委員会の何らかのピーアールが必要と思ひますし、選挙が近いから選挙カーで流すとか、広報紙で配るとかそういったことで有権者に呼びかけるのではなく、何らかの取り組みを常日ごろから行い、有権者に投票に来てもらうようなことをすべきではないかと思ひますが、その点もお伺いいたしたいと思ひます。



次に、一般廃棄物の減量化であります、香南清掃組合における一般廃棄物処理に関する小委員会を平成17年7月から今年の7月まで、6回の小委員会を開き審議を行ってきました。そのまとめを小委員会の報告として香南清掃組合のごみ焼却施設の改善等に係る特別委員会に報告をしてき、特別委員会としてもこの報告に基づき香南清掃組合加盟3市の担当課長会を開き、組合として統一した取り組みをするように確認をしたところであります。また、中でも紙類の分別・再生が最も早く取り組める課題であることも確認をしております。これを実施できたら組合として今後25年間で約20億円の効果が見込まれることが試算をされておるところであります、担当課はこの小委員会の報告について清掃組合から説明を受けられたか、担当者会があったかどうか。また、市の担当課として一般廃棄物の減量化に今後どう対応する考えかをお伺いいたしたいと思っております。

また、これから、特に環境問題の中でも住民に身近な一般廃棄物の分別化とリサイクル化は住民のモラルが非常に大事であります。残念ながら私の地域でもそうでありますが、非常にモラルが悪くて分別に大変苦慮しております。これは、やはりこれからは財政的なことも含みますが、市全体で市政の柱として取り組むように、そしてこのことを香南清掃組合の統一した取り組みとして本格的に地域ごとに組織づくりをするくらいに取り組む考えはないか担当課及び市長の姿勢をお伺いいたしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 選挙管理委員長職務代理者、濱田貞一君。

○選挙管理委員長職務代理者（濱田貞一君） まず、1点目のこのたびの市議会議員選挙に関しましてのご質問にお答えを申し上げます。

9月11日、異議の申し出が提出されまして、9月13日以降開票事務に従事しました職員への聞き取り等を行いまして、9月20日の委員会におきまして協議した結果、投票の多寡が争点である。申出人と当選人有元和哉氏の得票数が同じであることを考慮しまして、無効とされた票及び有元和哉氏の有効とされた票のみならず、すべての投票の再点検を行うことに決定をいたしましたところでございます。

また、9月30日に行いました再点検についてですが、当選者坂本 節氏の有効投票に同じく当選者大岸眞弓氏の有効投票が1票混入してございましたが、当選の結果に変動なくこの混入票の件に関しましては、公職選挙法第96条によりまして当選人の更正がある場合は選挙会を開くとなりますが、当落に関係がございませんので、選挙会を開催をしてないという状況でございます。

2点目でございますが、有効決定箋及び無効票の確認だけでございましたなら、委員会及び書記4名で対応していきます。

次に、選挙の投票時間の繰り上げについてでございますが、今回の議会におきまして投票時間の繰り上げにつきましては、西村議員を初め3名の議員の質問がありましたことにつきまして重く受けとめまして、委員会で十分検討しまして、見直しにつきまして

進めてまいりたいと、このように考えております。

次に、旧香北町、旧物部村と合併以前に投票時間を午後6時にしているがその経緯をあわせて問うということでございます。旧香北町、旧物部村におきましては、高齢者が多く、遅い時間帯には投票に行く可能性が少ないことと、及び過去の選挙も同時刻で行ってりましたが支障はございませんでした。また、旧香北町におきましては、午後6時から午後8時までの間の投票者数を過去の実績を見まして、その結果によりましてその投票者が少ないということ、あるいは投票管理者、また一部の集落でございますが、代表者及び投票時間の短縮の要望も来てございます。そういう経緯を踏まえまして現在の投票時間ということでございます。

それから、今回、委員長が欠席をいたしております。議会の開催に当たりましては、委員長という職責を果たすためには議会に出席をするということが、これは最も重要でございますが、しかし欠席をしていないということに対しましては、まことに遺憾でございます。今後におきましては、このようなことのないように反省をいたしまして、委員会としましても行っていきたいと、このように考えています。

選挙の啓発でございますが、日ごろから常に啓発を行っていくこととということの必要性でございますが、これは議員の申されますとおり、そのとおりでございますので、やはり、この選挙の啓発、ピーアール、これは常日ごろからやっていかないとすぐに選挙がきたとかいうことで投票率が上がるというものではないものでございますので、常日ごろから努力をしてやるということが何より大切であろうというように考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 西村議員のご質問にお答えをいたします。

かなり厳しいご指摘がっております。まず、私の方からはこのたびの市会議員選挙における人件費の問題でございます。再点検に係る人件費の問題でございますが、今回委員さんも含めて18人で行いましたが、これは約13万円でございます。それで、委員会及び書記の4名だけでやった場合ですと、約7万円ということになります。

それから、次に財政面の問題でございますが、選挙長及び立会人が1日分の報酬でいたしますと、約10万円の節減になります。今回は、法定数の10人全員ということでございますので、選挙長と開票立会人の10人で約10万円の節減になるということでございます。

それから、職員の長時間の勤務でございますが、この選挙については長期的なものとは考えておりません。一時的なものということでございます。ただし、やはり深夜、朝方まで遅くなりますと、職員にかなり負担がかかります。そういうこともございまして、若い職員を対象に無理を承知でお願いをしているというふうな状況でございます。

それから、私の投票時間の繰り下げの問題の法的な根拠というところでございますが、私、口は確かに言いました。「1人でも反対があるとなかなかできない」ということを申

し上げましたが、ちょっと言葉足らずでございました。以前、2年ぐらい前やったと思います。ちょっとその次点でその期日前投票が実施されておったかどうか、ちょっと記憶が定かではございませんが、200人未満の旧土佐山田町の投票所の有権者に対してアンケートの調査を行いました。この時点でその完全に戻ってきた中には、「その各投票所で必ず午後8時までしていただきたい。」というふうな要望がございました。そういうことで、一度県の方へそのアンケート調査をもとにして確認をしたこととございます。そのとき、「言葉の中ではそういうふうな反対があるということであれば、繰り下げの投票はちょっと難しいんじゃないか。」と。要は、「かつちりとその投票区の選挙人を集めて、その中で確認をし、理解をいただかないかん。」というふうな説明がございました。

それから、投票率アップについては常日ごろから考えるべきであるが、その認識はどうかということとございますが、まさにそのとおりでございます。現実的に選挙が近づいて、それから広報車で、要は告示された後に広報車で選挙の期日について投票の呼びかけを行っているわけとございますが、これは選挙時の啓発ということで、常日ごろからの啓発につきましては、これは絶対必要でございます。今後、そういうふうな広報等への選挙の呼びかけも含めまして考えていきたいと思っております。

それからもう1点、松尾委員長の不在の件でございますが、一応委員長には議会の書類が必ずいきます。その段階で議会がいついくかから開かれるということは十分承知のことだと思っております。そういうこともございまして、今回の出張のため出席できないということが事務局の方へ連絡がすぐあっておりました。その段階でこれはどうしたものかというふうに私も考えておりましたが、その質問の内容を見たときに、やはり選挙管理委員長としての職責は果たしていただきたいというふうには考えておりましたが、今回、大変申しわけなく思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 環境課長、阿部政敏君。

○環境課長（阿部政敏君） 西村議員の一般廃棄物の減量化につきましてお答えをさせていただきます。

一番目の香南清掃組合におけます一般廃棄物処理に係る小委員会報告について、清掃組合から説明を受け、取り組みを受けているかという点でございますが、香南清掃組合におけます一般廃棄物に係る小委員会報告につきましては、香南清掃組合の事務局長から受けております。小委員会から7項目についての提言が上げられております。この7項目につきましては、南国市、香南市、香美市で構成します環境行政連絡協議会がございしますが、この協議会におきまして協議することとしておりますが、まず、各市に持ち帰ってそれぞれの項目ごとに現状や実施に向けての問題点、また将来的なこと等を含め検討したものを持ち寄りまして、11月に検討・協議することになっております。

次、2番目でございますが、一般廃棄物の分別化とリサイクル化は住民のモラルも大

事でありまして、市政の柱にし地域ごとの組織づくりをし、取り組む考えはないかということでございますが、循環型社会の構築に向けまして環境負荷を減らすためリデュース「ごみの発生・排出抑制」といいます、それからリユース「再使用」、リサイクル「再資源化」、これ全部頭がRでありますので、3Rと申しまして、これが進められております。このことによります個別物品の特性に応じました規制を設けた資源、容器包装、家電、それから食品、建設、自動車に関します6つのリサイクル法が施行になりまして、廃棄物として処理されていたものが資源として再生・利用されるようになってきております。香美市におきましても、ごみの分別による収集がされておりますが、分別ルールに欠けた取り残されるごみ袋がステーションに見受けられる現状がございます。一部のルールを守らない身勝手な住民の行いがあります。ごみステーションは利用されております町内会等で管理することが原則となっておりますので、町内会等において自主的な改善に努めてもらいたいと考えております。

なお、今年度に長期的・総合的視点に立ちました香美市一般廃棄物処理基本計画を策定することになっております。循環型社会の構築を基本としました住民によりますごみの発生・排出抑制、再使用、再資源化についての方策として検討したいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 西村芳成議員の環境問題について、2番目の件につきましてお答えをさせていただきます。

香南清掃組合における一般廃棄物処理に係る小委員会からの報告・提言をいただいております。その報告書にも書かれていますように、香南清掃組合構成自治体でのごみの減量化への啓発活動、あるいは分別収集の徹底、集団資源回収への呼びかけ、生ごみ処理機の利用促進など、そうした取り組みによりまして香南清掃組合における年間ごみ焼却量は、平成12年から平成16年にかけて3万1,500トンから、約2万7,600トンへと減少をいたしております。これは、先ほども言いました香南清掃組合構成自治体の減量化への取り組みを含め、容器包装リサイクル法の施行によるところの削減効果が大きいものというふうに思っております。このようにして、取り組み次第ではごみの減量化が図られるということが証明をされたと言ってもよいと思います。今後は、負担金割合を今までの均等割、あるいは人口割、また搬入量割、そうしたものが負担金割合で行っておるわけではありますが、その負担金割合をいわゆる重量性を重視した方法に移行するということが現在考えられておりますことから、一層ごみの減量化に取り組む必要があるというふうに考えております。このことは、住民の協力なくしては非常に困難でありますことから、今後も啓発とともにそれぞれの地域ぐるみで取り組んでいく仕組みも大切になろうかというふうに思われますが、まずはそれぞれ個人のモラルの向上のための啓発をしていかなければならない、そのように考えております。なお、今後十分ご提案いただきましたことにつきましては、検討をしていかなければならないこと

だというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 2回目の質問をいたしたいと思います。

選挙に関しましては、なかなか抽象的にお答えいただきまして、具体的にお答えがない部分がございますけれども、委員長職務代理者につきましては、3人の質問をいただいたので、投票の時間の見直しについては今後検討するというところでございましたが、検討でありますので、どちらへ検討しようがそれはわかりませんが、検討でありますので。

それから、この開票の結果ですね、開票の結果、9月10日にいかに慎重にやっておるかとは言わなくてもわかっております、やったと思いますが、どうして全開票を1万7,864票を開いたかということについては、具体的にお答えはないわけです。それは、やはりお2人の票について再確認をするためと言いますが、その以前があると思います。立会人及び選挙管理委員すべてが自信を持ってあれくらいの時間をかけてやっておるわけです。通常今まで私が記憶しておる範囲では、そういう自治体の選挙異議の申し立てがあった場合には、選挙管理委員会を開いてすぐには言わなくても、棄却をしておるのが多いわけです。その自治体で再開票をするより、しなくて自信を持ってやっておるわけですので。先ほど言いましたように、疑問票でありました2票につきましても、それは投票日にわかっておることでありまして、再度開けなくてもわかるわけです。そこで、なぜ委員会として棄却をして、それは自信があってやっておるわけですので、棄却をして県の選管の方に異議申し出をすれば、そこでまた調べることはありますので、なぜそういうふうな処置ができなくてやったということが、市民にとりましても私にとりましても選挙管理委員会は自信がなかったとしか取れません。幾らきれいな言葉で言っても自信がなかったとしか取れません。その点を再度、具体的にもっとお答えいただきたい。再確認を、高知新聞に出ておりましたように、より正確など、それはそれだったらもう1回開けたらまだ正確になるんですかね。3回も4回も開けたらまだ正確になってきます。本人は理解します。そうじゃないでしょう。選挙委員会、だから、そこなところが市民もなぜ1万7,000の票を、申し出のない票を開けたかというのが疑問でありますので。そして、そのことが具体的に答弁いただきたい。

それから、その1票差が別の1万7,864の中に他の候補の方が1票まじっておられた。そのことについては公表する、すべての公表をやはり市の広報等すべきということをお願いしましたが、そのお答えがないわけでありまして。する考えは、これについては選挙法に基づいて、先ほど言われておりましたが、それは当然結構であります。それは票の見直しをする必要はないわけでありまして、ただ、公表を市民にする、せんは、やはり市民にすべきだと思う。1万7,000票すべてを開けるということはわかっておりますので、その結果がわからないと。それは当然すべきであると思っておりますので、私は

公平・公正にやられたと、守秘義務とまた別でありますので、公表すべきでありますので、その点を再度公表するかどうか、そして市の広報にすべてを明らかに、私はすべきだと思いますので、その方が選挙管理委員会としてもすっきりするし、市民にもやはり正しい選挙のあり方がわかると思いますので、その点について再度お伺いをいたしたいと思います。

それからもう1点、旧香北町、旧物部村の例を、経緯をお聞きしましたところ、当然言われなくても山間地が非常にあるということはわかっておりますし、それほどこの自治体でも山間地については繰り上げをかなりしておるところであります、4時間範囲でできますのでやっておりますが、ただ、旧香北町や旧物部村につきましても、それぞれ高知市方面と土佐山田町、南国市等に通勤されておる方もおろうかと思えます。その決めた経緯が午後6時から午後8時までの投票が少なかつただけなのか、またあるいは市民からそういう声があったのか、アンケート等は取った経過があるのかないのか、なければ、そういったことも具体的にご答弁をいただきたいと思うところであります。

それから総務課長、私、書記長と言っておりますけども、これはこの方にちょっと関連するので、大事なことで聞いておきますが、地方自治法の191条に都道府県及び市の選挙管理委員会は書記長と書記その他の職員を置き、市町村の選挙管理委員会に書記その他の職員を置くとなっております、それから、第191条の第2項には書記長、書記その他の常勤の職員の定数は条例でこれを定めるとなっておりますが、条例で定めておるかどうか、それをお聞きをしておきたいと思えます。

そして、その総務課長、書記長ですが、1人でも反対の方があってはいけないということであつたら、先ほどは2年前だったかはっきりしないわけですが、アンケートも取り、言葉の中でそういうことを選挙管理委員会に聞いたと。これは大事なことですよ。いやしくも議員が総務課長に、その当時は総務課長でしたので、書記をやっておりましたので総務課長に聞いたわけですので。そのことを選挙管理委員会は根拠がないことを1人でも反対があつたらいかんと、できないと、住民だつたらどう思います。私だからまだ、議員だから聞く権限があつて聞いております。そういうことで指導しておつたら市民はたまつたもんじゃありませんよ。それが公務員の姿勢であつたら困るわけですよ。根拠があれば、法の第何条にあつて何項にあつてこうなつておりますと、その根拠を示して言うてもらわな困りますよ。再度言いますが、この法の根拠にあるかないかはっきりしてもらいたい。法の根拠になかつてそういうことやつたら、そらもうあとは言いません。言いませんが、それは法の根拠にないことをそう言われたら、私も即答はできませんでしたので、あとでまた調べてみましたし、調査もしました。そしたらそういうことありますので、そういった姿勢で市民に対応しておつたら、それは行政不信にもつながってきますので、そういったことは、やはり慎んでいただきたいというふうに、私もこないだ議会事務局で話しましたけど、法で対応してくれれば、私も法で言いますので、それに基づいて言うていただきたいというふうに思えますので、あとは申しませ

るので、それをお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、委員長職務代理者でも書記長でも構いませんが、委員長が欠席をしたことを遺憾であるということを経務代理者も言われましたが、それは当然であります。当然であります、仕事で、自分の仕事で出張しておるわけですので、この大事なときに選挙管理委員会はいった問題が県下的に新聞でも報道され、市民も関心があるところではあります。それを職務を置いておいて自分の仕事で行くということは何事かというふうに私は思う。それはなぜその時点で事務局として、詳しくもっと法的なことを説明してとめられなかったのか、再度その点についてお伺いをいたしまして2回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 選挙管理委員長職務代理者、濱田貞一君。

○選挙管理委員長職務代理者（濱田貞一君） 2点目のご質問にお答えをいたします。

全点検をなぜ行ったかというご質問でございますが、今回の選挙につきまして、この1票の重みというものをひしひしと感じたところでございます。開票の中でこの立会人の票の確認作業がございまして、その途中で50票の一束の中に他の候補者の票が混入していた、こういう経緯がございまして、これが私の方でそういうあれができましたので、訂正をいたしたところでございます。こういうような状況も、こういうようなことでもございました。それと、委員会とこの選挙会のご承知のように別でございまして、委員はこの疑問票についてすべて把握をしてないということでもございまして、委員会としましては、私が選挙長でございますので承知をしておりますが、そういうことで委員会としましてはやはり選管の職責を果たすということでもございまして、万が一こういうことが再度あってはいけないという結論に達して票の再点検に踏み切ったということでもございます。

それから、この点検の結果につきまして公表するかしないかということでもございます。今回は、選挙会の開催に至らず、票の更正はできなかったということでもございます。ということで告示行為もできずということで、公表としての選挙の結果の告示行為ができませんので、公表としてはできないと思っておりますが、発表としてはですね当然これはするべきではなかったかというように考えておるところでもございます。

それで、次でございまして、旧香北町の具体的な取り組みについてどういうことであったかということでもございますが、アンケート調査というのはやっております。ただ、先ほど申し上げましたが、投票管理者あるいは集落の代表者、これも旧香北町美良布地区の中心地の集落の代表者より投票時間の短縮を図ってくれと、こういう要望もございましたので、比較的投票時間、そういう要望がございましたので、時間の繰り上げは比較的スムーズにいったと、こういう経緯がございまして。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 西村議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、自治法第191条の關係の定數の關係でございますが、書記、その他條例で定めるといふことになっております。香美市の職員定數條例の中に選挙管理委員會の事務局の職員として2名定めております。書記長とその他の併任の書記につきましては、この定數條例の中へは入っておりません。

それから、繰り上げ投票の1人でも反対があるとできないという法的根拠でございますが、法的根拠はございません。私の方もそのときは確認をしておりません。ただ、西村議員さんとの話の中ではちょっとどう言いましょうか、話の中で軽くですね、こういうふうに今までの経過も含めて説明させていただいたということで、大変申しわけなく思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 2回で終わろうと思っておりましたけど、委員長職務代理者が妙にはっきり物を言っていたかかないと、開票、大きなことはわかりますが、発表するかせんかははっきりまだしておりません。口ごもって言いました、私後ろで聞こえませんでしたので、やっぱりこの開票を全票開けたものを、他の候補者の中に1票入っておったことについては公表を市の広報等でするかしないか、それはすべきだと私は思いますので、そここのところを公表をするならば、それだけ、選挙委員會を開かないかんなら開いたらいいです、開かないかんですよ。このくらいの市民の関心や思うわけでありますので、それは当然開いて、費用をかけて、1万7,000票のものを開けておるわけですから、そのことは選挙委員會を開いて、お金が要ってもそれはして、公表をして明らかに市民にしていくと、これでなければいけませんので、そここのところをするかしないかをはっきり言ってください。具体的に言ってください。

それから、旧香北町のことをちょっと聞きましたけど、選挙管理委員長職務代理者の言うことはちょっとこれは誤解しちゃいませんか。投票立会人等そういった地域の声があったのでそういうことになったということを行いましたね、投票立会人等の。先ほど言ったように公職選挙法の第40条はそうじゃないわけですよ。選挙人の投票に支障を来さない認められる特別の事情ですので、選挙の投票立会人の支障じゃないですよ。選挙人、いわゆる有権者の投票に支障を来すか来さないかの特別の事情ですので、そここのところをもう一回お答えいただきたい。

以上です。以上で質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 選挙管理委員長職務代理者、濱田貞一君。

○選挙管理委員長職務代理者（濱田貞一君） 3回目のご質問にお答えいたします。

まず、広報に掲載するかせんかということでございます。公表ということになりますと、先ほど申しましたとおり選挙會を開催をするということがまず第一でございます。選挙管理委員會ではございません。選挙會を開催して、それである1票について票の更正をすると、こういうことで、それによって告示をすると。それで初めて公式な公表が



できるということでございます。今回におきましては選挙会は開催をいたしておりませんので、公表ということではできないというふうになるかと思えます。広報につきましては点検をしたということの事実を広報で発表するということになりますので、それはそれで公表、広報で載せて発表するということにしていくということになります。それはまたするべきであろうというふうに考えております。

それから、旧香北町の場合の午後8時までの分を午後6時に繰り上げをしたということでございますが、先ほども立会人でなしに管理者、それは確かに公職選挙法によりましたら特別の地域の特別の事情に限り、こういう項で対応するというところになります。しかしそのことについては投票管理者、これは投票所の最高の管理者でございます。それから地域の代表者、両名でこの時間の短縮ということを添えた要望でございますが、法的に言えば特別の事情の限りということにはならないかもしれませんけど、ただ、そういう声が数々あるということは、やはり選挙人の利便等もそれは考えられますが、そういうことはやっぱり大事にすべきであろうというように考えて、そういう繰り上げをいたした経緯はございます。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩いたします。

（午後2時42分 休憩）

（午後2時55分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

西村芳成君の質問が終わりました。

次に、14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、島岡信彦、通告に従いまして一般質問をいたしますが、その前にプリントにミスがありますので、すいません、教育関係の1問目の2行目で、「高知県で子ども4,000人」とありますが「1,000人」とお願いします。そして5番目の「平山小学校の改修計画及び施設の利活用が」をお願いします。「か」を除けて、「利活用が」。「かが」になっておりますので「か」を、すいません。

それでは、教育関係の質問ですが、香美市としてはそれぞれの学校が地域の特性を生かし、創意工夫をして学校運営を行っていると考えます。土佐の教育改革の中で、開かれた学校づくりを初めとするふれんどる一むの事業、学校評議員制度、または今回から学校における第三者評価事業などさまざまな学校運営の取り組みを行っていると考えますが、9月14日付高知新聞におきまして文部科学省の問題行動調査により、高知県が小・中・高あわせた暴力行為の発生が子ども1,000人当たり8.7件で、全国最多であると公表されましたが、これにつきましての教育長としてのご所見をお伺いしたいと思います。また、香美市においての小・中・高の現状はどうなっておりますか。

続いて、2点目の教育関係で青少年問題についてであります。青少年の健全な育成

については次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、次代社会の担い手としてふさわしい自立した個人としての自己を確立できることが必要であると考えますが、今日青少年を取り巻く環境は、テレビや雑誌などにおける過激な暴力シーン、携帯電話の出会い系サイトなど悪影響を及ぼすものははんらんしております。青少年を健全に育成するためには国や地方自治体を初め家庭、学校、地域社会が一体となって総合的な取り組みを進めることが重要であると考えますが、その中で少年育成センターが果たす役割は非常に重要であると考えます。現在の補導の実態、また補導内容など現状についてはどのようなようになっておられますか。また、今後の課題についてはどうか。

3点目であります。建設関係であります。秦山公園の事で、土佐山田スタジアムにつきましては四国アイランドリーグの開催を初め、軟式野球全国大会の予選など土日の使用についてはほぼ100%であります。また、子どもの広場につきましては11月で1年を迎えますが、今のところ11万人ぐらいたと聞いております、来園となっております。10月の3連休には4,000人の来園であったとも聞きます。10月29日にはふれあい広場が供用開始となり、より一層の来園者が予想されると思いますが、計画当初より想定以上の利用者、来園者数になっていることを考えたとき、長期的な視点での駐車場を含めた建設計画の見直しなども必要と考えますが、どのように考えておられますか。また、商業、観光面においても現在このような状況を考えた場合、秦山公園を利用し、香美市を積極的にピーアールできるような計画も立てることが非常に効果があると考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

次に、防災関係であります。遊休地に隣接する住民から町内会長及び心配事相談所などに蚊の発生、また環境面での不法投棄といったことの苦情などが寄せられていることも聞きます。また、今後の時期的なことを考え、枯れ木、枯れ草等の発生にもつながると思います。また、遊休耕作地といいますか、畑等も一緒だと思います。そういったところへの対応と指導についてはどのようなようになっておるか。

次に、5点目の今回平山小学校の改修計画と利活用が示されましたが、その辺について総合型スポーツクラブについては、平成12年度に作成された国のスポーツ振興基本計画の中で、生涯スポーツの社会の実践に向けた地域におけるスポーツ環境整備のための重点施策として、10年間で全国の市町村において少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成という目標を掲げております。県としては、土佐の広域スポーツセンターで取り組んでおりますが、県下の市町村でも次々と総合型スポーツクラブが設立されております。スポーツクラブ設立に向けた準備の2年間は、日本体育協会と（スポーツ振興くじ）トトの助成金などもあり、運営が開始しやすい状況となっております。今議会で平山小学校の改修計画と施設の利活用が示されました。地元の地区振興協議会の要望書の中身と総合型スポーツクラブ、この総合型スポーツクラブが言っております趣旨といたしまして、「各種スポーツのプログラムの提供はもとより、魅力あるクラブ運営

をしていくために季節を体感できるプログラムの提供、文化活動プログラムの提供、研修会・講習会のプログラムの提供、また会員間のコミュニケーションの場の提供。」これが総合型スポーツクラブが魅力あるというポイントで挙げておるプログラムであります。そこで、この要望書を見させていただきましたが、まさにそこにあるのが平山でできる体験というところがありますが、そこに木工体験、陶芸体験、炭焼き体験、農業体験、自然体験、布ぞうり編み体験、自然体験の中には山歩き、川遊び、保存食加工体験など、これはまさに総合型スポーツクラブの設立の趣旨と整合性が取れる活動である点から、この平山小学校を拠点とする総合型スポーツクラブを香美市や地区の特色を生かして設立してはどうかというように考えております。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 島岡信彦議員の教育関係につきまして、1番と5番についてお答えをさせていただきます。

まず1番の問題行動調査に対する所見と香美市の現状であります。

ご承知のように、大変今厳しい社会状況の中にあります。こうした中で、いろいろ苦しんでいる親も多く、子どもたちも心の葛藤に悩み、親にも友人にも教師にも相談できずにいる子どもたちがたくさんいると考えています。人生は障害を乗り越え乗り越え成長するものではありませんけれども、子どもの心では処理できず、周りの支援も届かず、すぐに思わぬ行動に出る子どもたちがいまして、取り返しのつかない事態も発生していることは、まことに残念であると思います。香美市におきましては、校長と地教委、特に私自身との信頼関係の構築に努め、それとともにあらゆる機関との連携を密にして、子ども一人一人に対応していきたいと毎日考えて取り組んでいます。しかし、十分とは言えず、反省をする昨今でございます。ご指摘いただきました高知県の昨年度の調査でございます。年度末に地教委を通しまして各学校へ調査をいたし、それをまとめて県へ送り国へ行くというようなことになっておるものでございますが、昨年度の香美市でのいじめの調査をいたしました。県下でもいじめの件数の2分の1は、器物破損であったようでございます。香美市におきましては、昨年度中学生で1件、トイレの壁を破損した損害が2,000円でしたが、事件がありました。そのほか、持ち物隠しが1件、お金をくれというたかりと申しますか、それが1件、この3件を報告しております。この調査は、先ほども申しましたように、校長からの報告であります。全国的にも今いろんな事件が起き、この各種の調査のあり方が課題となっております。今後ともに子どもの心の読み取れる教育行政に全身で当たっていかねばならないと考えております。

次、5番目の平山小学校に総合型スポーツクラブの設立についてのご質問にお答えさせていただきます。

総合型地域スポーツクラブは、いつでもどこでもだれとでも気軽にスポーツを通して健康づくり、コミュニティづくりを行うことを目的としたスポーツクラブであります。

クラブ設立に当たりましては、地域の現状に応じた形で育成を図り、クラブ運営は住民みずからが主体的、自主的に行っていくことを目的としております。スポーツクラブの設立においては、住民のニーズにこたえる人材とクラブの核となる拠点施設が必要であるとされております。運営には、各種行事の企画立案やマネジメントを含めた経営に関する専門知識を有するクラブマネジャーの育成も不可欠であります。また、運営には民間スポーツクラブ等の経営に類似した手法が必要となってくることから、人材と財源の確保の問題もあります。こうしたことを考慮しますと、本市の現状で現時点では設立は難しいのではないかと考えております。しかし、今後は設立に向けまして県内の動向や地域の実態把握に努めながら研究・協議を行っていきたいと考えています。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 島岡議員の建設関係、秦山公園に関しましてお答えを申し上げます。

秦山公園の子どもの広場は昨年11月5日に開園をしまして、当市を含め近隣の市町村からも来園者がありまして、7月には10万人を突破をし、10月9日に12万5,000人を超したという状況になっております。予想外の来園者を記録しておりますが、今月の28日には平成17年度事業で完成をしておりましたふれあい広場のオープンを予定をいたしておりまして、休日の多い日には2,000人を超す来園の状況でありますことから、駐車場の整備が急がれます。今後、まちづくり交付金の整備計画に基づきまして、平成21年度末までの全体計画、250台の駐車場整備及び野鳥の森、そして歴史の森の整備を実施する予定で、現行の計画で整備を進めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 続きましたので、高橋商工観光課長の方から言いますので。商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 島岡信彦議員の建設関係3の、また香美市を積極的にピーアールできるような計画を立てることはどうかのご質問についてお答えいたします。

秦山公園子どもの広場や土佐山田スタジアムにつきまして、商工観光課にも多くの問い合わせがございます。また、観光パンフレットの送付希望にも必ず子どもの広場のパンフレットを同封してピーアールに努めております。予想をはるかに超える来場者をいただき、香美市の観光を紹介するにあたり、夢と冒険ゾーンがふえたことはうれしく思っております。今後、新しくできる香美市の観光パンフレットとともに道の駅やコンビニ、ガソリンスタンド、県人会などあらゆる機関を通してピーアールをいたす所存でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 私の方から、島岡信彦議員の2番目、教育関係についてお答えをいたします。

少年育成センターが補導しました少年の延べ人数でございますけれども、平成16年度は91名、平成17年度は63名と減少をしております。平成18年度につきましては、9月現在で19名で、昨年と同月までの45人を大きく下回っております。この減少は地域補導関係の方々、関係機関の方々の日々のご努力によるところが大きいものと思っております。また、過去に補導によりまして指導されました少年たちが就職をしまして、社会人としての生活を送るようになったことも一つの原因になると考えております。現在は、比較的落ちついた状況であります。今後とも地域の方々に特に思春期を迎え難い年ごろの中学生を見守っていただきたいと願っております。今後の課題につきましては、中学生に対しまして将来の目標を持って卒業できる教育を推進するとともに、補導委員、地区補導員やまびこ会という会がございます。スクールガードリーダー、スクールフレンド等を地域の方々や関係機関と連携をして健全育成を推進をしていきたいと思っております。また、無職少年につきましては、就職を指導しまして、働くことで周囲の大人とのかかわりをつくることによって成長が望め、自活の目標を持つことができると考えておるところでございます。そのために、ハローワークはもとより、地域事業主の方々にもかかわっていただき、就職活動を指導していきたいと考えておるところでございます。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 14番、島岡議員の防災関係についてのご質問についてお答えを申し上げます。

遊休地の枯れ木、枯れ草はもちろん、香美市の火災予防条例で空き地及び空き家の管理と、第24条ですが、として「所有者、管理者または占有者は、枯れ草等の燃焼の恐れのある物件の除去その他火災予防上必要な処置を講じなければならない。」というふうに規定されておまして、基本的には所有者と権限者の責任において処置しなければならないというのが原則でございます。これまでも燃焼の危険性のある場所について住民の方から、直接所有者の方にちょっとよう言わんということでご連絡をいただきまして、所有者の方に対し除去及び必要な措置を講じていただくよう指導したことも過去にはあったように聞いております。消防本部といたしましても、火事を起こさないということが最も望ましいことでございますので、火災を未然に防ぐと、防止することについて消防としてできることは取り組んでいきたいというふうに思います。

11月9日から秋の全国火災予防運動が始まります。きょうも空気は乾燥しておりますが、これからますます枯れ草がふえ、空気も乾燥し火災の発生しやすい時期となります。この秋の全国火災予防運動にあわせまして、11月の上旬には市内全域で秋の防火宣伝を消防団の方と一緒にすることとしております。また、11月2日には市の消防団の幹部会を開催する予定になっておまして、市内全19分団に対しまして、管轄区域

内で特に火災予防上危険性の高い箇所の確認をお願いし、しかるべき対応をしていきたいと、こういうふうに思います。

また、遊休農地等につきましては、関係部署と連携を取って対応するように努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 島岡議員の防災関係、遊休地についてお答えをさせていただきます。

農地の遊休地でございますが、まずは耕作放棄地をつくらないこと、このことの施策が重要であります。農業委員会の農業委員さんのご協力のもとに、今、遊休地、耕作放棄地でございますが、一定の調査もしております。土地の把握をまず行って、住民が不安な部分については今年においても草刈り、それから危険度のないような保全管理を指導しております。また、その農家についての個人個人の思いとしては、その耕作放棄地をつくらない中でも、草刈りとか、やはり除草とかいう部分でどうしてもその危険性もあるような場所ですが、農家の方が十分危険度は認知をしてくださっております。除草とか焼却の処理は、それぞれまた個人、農家と違いはありますが、その病虫害問題とか、それから大きな野焼きをせないかんとか、そういうところにおいては条例の、火入れ条例とかまた消防法の関係で一定の面積の焼却については許可制度で対応しているという状況です。消防長がおっしゃったように、そういう部分では関係、連携を取って指導をしてみたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 14番、島岡信彦君。

○14番（島岡信彦君） 14番、2回目の質問をいたします。

3点目の秦山公園であります。建設都計課長にはぎっちりこの問題を追求しまして、また限りない同じ答えが返ってきましたけど、平成21年までに駐車場計画を仕上げるということですが、駐車場、これ7月の新聞でありますね。8カ月で10万人突破という記事が出てます。その中で担当課の、名前を出しません。「このままでは駐車場の整備を急がないといけない。」ほんで最後のくくりの欄に、「この秋に広場近くに約6,000平方メートルの芝生に覆われた野外ステージなども完成の予定、子どもの城はまだまだ進化を続けている状態。」で駐車場そのままでいいのでしょうか、平成21年で。やっぱり僕は本当に政策調整会議等でも諮られまして、これだけ年間にしたら大方12万という人が訪れてこられるというのは、もう月1万の計算ですから、単純に中井建設都計課長は自動販売機を4台設置されまして、ジュースの売り上げも2割5分業者から取ってかなりの利益があると思っておりますので、その辺もちょっと前倒しして政策調整会議でもかけていただいて、まちづくり総合支援事業が年々あるがを何とか1年前倒しする方法はとれないものかと思っております。

そして、商工面だと聞いて、商工観光課長にお尋ねしたのは、僕はピーアールする方法じゃないがです。もうピーアールは十分行き届いておるがですから、前回の会の中で

道の駅とかそんなことがでましたき、そしてそういうことでこれだけ人が来てくれるがやき、物産館とか道の駅のような地域の特産をピーアールするというふうなことで、僕はもう十分新聞でもうこれだけやって、あれだけ1万人来ちゃったらということですし、これも一つこの問題ばあ政策調整会議とかそこで諮られたらどうかなと思います。市長の車も連休の3日間にお見かけしました、子どもの広場で。現状も把握されていると思います。

そして、遊休地のことでありますが、消防長から火災予防条例第24条の中に所有者がかちつということですが、それが大分住民にわかられてない部分がありますので、本当に住宅の隣りあわせで、セイタカがいっぱい生えているところとか、密集地のぼこっと空き地があって、そこにある遊休地のある場合ということがあります。住民がどこへ行ったらいいのかというふうなことも民々の同士のけんかになったりする恐れもありますので、その辺をうまくピーアールする方法もどうでしょう、その点についてはどうか。

それと、農政課につきましては、農耕を放棄されたところを行政が草刈り機を貸し出して、町内会やなしに部落単位で借りるような事例もあります。草刈り機を、この農耕地を放棄をしたところで自分らで刈るという、農家単位で刈って迷惑をかけられないというふうな事例もあります。その辺について。

それと、第5点目の総合型スポーツクラブのことでありますが、教育長さんは余り前向きやないのかなと思いますけれど、もうこの平山地区がやっておられるのが、もう完全に総合型に近いがです。ほんで、このクラブハウス自体がもうそのクラブハウスになります。もう一度、総合型を勉強といいますか、何か研究なされた方が、これがもう拠点になります。ちょっと調べてみましたら、こういうのが明らかにこれから始めるであろう、総合型クラブへひつつくような感じに、横すべりと言うたらおかしいけど、こんなに取りますけど、その辺もう1回お願いします。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 島岡議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

確かに、駐車場は不足をしております、せんだっての3連休のときの最後の日曜日には、月曜日になりますかね、あのときにはもう2,000人を超したということも聞いておりますし、随分駐車場が満杯で帰られたというお話も聞いてございます。ずっと今までの入園者数を見ますと、大体この気候のいい4月、5月、6月ごろ、今年で言いますと3月、4月、5月が1万5,000人を超した状況になっております。6月になりますと7,000人ちょっと、7月は雨が多かった関係で5,000人を切っております。8月は天候がよかったのですが、暑過ぎたために6,000人しか来ておりません。先月1万人を若干超しておりますが、そのような状況で平日につきましては、ほとんどが500人未満で、2～300人という状況でございます。2,000人を超すとのいうのが突出した利用状況でございます、通常の利用でいきますと、250台で若干不足

をするのかなというような気がいたしております。休日に行われますアイランドリーグのような大きな行事の場合には、ご近所の企業等の協力を得まして、駐車場の対策を立てたいというふうに考えておりますので、現在のところ、まちづくり交付金事業の整備計画のもとで進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 島岡信彦議員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

秦山公園周辺につきましての今後の計画でございますが、駐車場が優先でございますが、土地の確保がかなり厳しい状況ですが、来場者の利便性が得られるよう食事や産直者コーナーの設置などについて商工会や関係諸団体とも協議をし、また各課とも連携して検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 島岡信彦議員の2回目のご質問にお答えいたします。

島岡議員さんも大変体育方面にも積極的であられまして、クラブマネジャーの学習にも行っていただいております。市内に2人そういった方がおいでます。1人は島岡議員で、もう1人も団体職員の方であられます。そういったこともありまして、昨年10月ごろだったと思います。（高知県）体育スポーツ課の方に来ていただきまして、私や生涯学習課長、担当の者とこれについての話を聞きました。そして、近くでは香南市になりました旧香我美町が大変進んだこういうことをやっていることを知っておりましたので、視察に行きたいというようなことも言っておりますうちに、香美市として合併のような話もなってきたわけでございます。そして、現在香美市になりましてからは、体育会とスポーツ少年団があるわけでございますが、これも3つ、土佐山田町、香北町、物部町それぞれで活動しておるといような状況であります。そういうような状況もありまして、一時は土佐山田町のときは、早くにもというようなこともありましたが、月日がたって1年がたったというような状況でございます。県内の状況をここに生涯学習課長からもらいまして見てみましたら、1年前とは随分違って、設置済みとか設立準備中とかいうところがふえたなという感じはいたしております。ちなみに香美市は設立に向け検討中という中に入っております。平山小学校につきましては、昨年（高知県）体育スポーツ課から来て話を聞いた時点でもこういうような話は私たちが考えないではなかったのです。そういうこともあって話も聞きました。ご提案させていただいておるように社会体育施設として、廃校とかそんなことは考えておりませんでした。休校のままでもこういうようなことができないかというようにも視野に入れまして、県教委に来ていただいて検討もした時期があったということでございます。設立できましても、仮に、運営が大変難しいのではないかと考えております。補助金は2年間で打ち切られ



るということもありますし、クラブマネジャーをどうするかとかいうようなこともございますし、現在の、先ほど申しましたスポーツ少年団や体育会との関連もございしますが、私は、前向きに歩くのは好まない方ではありません。いろいろなことを土佐の教育改革のものとしてやっていかなければならないと考えております。この件につきましても、また島岡議員さんも体育の方面でいろいろお世話にもなっていますが、島岡議員さん初め皆さんのお力も借りまして、委員会内でも生涯学習課長ともまた話し合いもしまして、決して人におくれることなく、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

以上、またよろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 島岡議員さんの2回目のご質問にお答え申し上げます。

過去に指導をしたというのは空き家でございますが、空き家の庭といいますか、庭に草が相当生えて、それが枯れ草になって人が出入りをすると非常に危険性があると。市の条例の方でも、火災予防条例の方でも空き家と空き地ということになっております、そういう形で。ただ所有者の方が空き家の場合にはこちら方においででない、県外とかいうのが多々ございます。ただ、消防、火災予防条例の上位の消防法ではそういう危険性があるところについては、消防長以下職員が指導をすることができるということになっておりますので、そういう形でご連絡をいただけたら、こちらの方でしかるべき対応はしたいというふうに思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 島岡議員の2回目のご質問で、行政の中でその草刈り機を持ってリースとか管理できるような形はとれないかということでございますが、やはり個人の私有地に対してその草刈り機を構えて、それを常に導入するような体制をつくるということにおいては、今無理があろうかとは思いますが。ただ、各担当課においてそういう香美市としての行政財産の中で機械を持っておりますが、それはあくまで公共施設の管理ということで利用しています。これをすべての方に対応して利用していくという形の体制は、今すぐにはそのような体制は取れません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 島岡議員の質問が終わりました。

お諮りをいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定をいたしました。

本日の会議はこれで延会をします。

次の会議は10月18日午前9時から開会をいたします。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 3 時 3 3 分 延会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 6 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 1 8 年 1 0 月 1 8 日 水曜日

平成18年第6回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成18年10月12日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月18日水曜日（会期第7日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 4 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 5 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 龍太郎	1 6 番	黒 岩 徹
4 番	大 岸 眞 弓	1 7 番	竹 内 俊 夫
5 番	織 田 秀 幸	1 8 番	石 川 彰 宏
6 番	比与森 光 俊	1 9 番	前 田 泰 祐
7 番	千 頭 洋 一	2 0 番	大 石 綏 子
8 番	小 松 紀 夫	2 1 番	西 山 武
9 番	門 脇 二三夫	2 2 番	西 村 芳 成
1 0 番	山 崎 晃 子	2 3 番	坂 本 節
1 1 番	片 岡 守 春	2 4 番	山 本 芳 男
1 2 番	久 保 信 彦	2 5 番	中 澤 愛 水
1 3 番	竹 平 豊 久		

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	下 水 道 課 長	久 保 和 昭
助 役	石 川 晴 雄	環 境 課 長	阿 部 政 敏
収 入 役	明 石 猛	ふれあい交流センター所長	甲 藤 みち子
総 務 課 長	鍵 山 仁 志	健康づくり推進課長	岡 本 篤 志
企 画 課 長	濱 田 賢 二	地 籍 調 査 課 長	田 島 基 宏
財 政 課 長	前 田 哲 雄	林 政 課 長	小 松 清 貴
収 納 管 理 課 長	後 藤 博 明	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	田 中 育 夫	支 所 長	二 宮 明 男
住 民 課 長	山 崎 綾 子	事 務 管 理 課 長	竹 内 敬
保 険 課 長	岡 本 明 弘	業 務 管 理 課 長	横 谷 勝 正
税 務 課 長	高 橋 功	《物部支所》	
福 祉 事 務 所 長	法光院 晶 一	支 所 長 兼 参 事	萩 野 泰 三
農 政 課 長	宮 地 和 彦	事 務 管 理 課 長	丸 内 一 秀
商 工 観 光 課 長	高 橋 千 恵	業 務 管 理 課 長	岡 本 博 臣

建設都計課長 中 井 潤

【教育委員会部局】

教 育 長 原 初 恵 幼保支援課長 吉 村 泰 典

教 育 次 長 福 島 勇 二 生涯学習課長 山 崎 泰 広

学校教育課長兼学校給食センター 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 佐々木 寿 幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松 浦 良 衛 議会事務局書記 尾 立 陽 子

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成18年第6回香美市議会定例会議事日程

(会期第7日目 日程第3号)

平成18年10月18日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 4番 大 岸 眞 弓 君
- ② 13番 竹 平 豊 久 君
- ③ 12番 久 保 信 彦 君
- ④ 7番 千 頭 洋 一 君
- ⑤ 1番 有 元 和 哉 君
- ⑥ 6番 比与森 光 俊 君
- ⑦ 3番 山 崎 龍太郎 君
- ⑧ 24番 山 本 芳 男 君
- ⑨ 9番 門 脇 二三夫 君
- ⑩ 21番 西 山 武 君
- ⑪ 20番 大 石 綏 子 君
- ⑫ 5番 織 田 秀 幸 君
- ⑬ 2番 矢 野 公 昭 君

会議録署名議員

3 番、山崎龍太郎君、4 番、大岸真弓君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は、25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして、順次質問を許します。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 皆さん、おはようございます。4番、大岸眞弓です。私は選挙公約を守り、住民こそが主人公の立場で質問を行います。1日の猶予がありましたので、原稿を見直し時間配分を整理して準備をしてきました。可能な限りわかりやすい質問にするよう心がけますので、どうか明解なご答弁をよろしくお願いいたします。

小泉内閣にかわり、安倍新政権が発足しました。安倍首相は「会見を待たずに集団的自衛権が行使できるようにする。」と述べ、教育でも学校選択制や国の監察官による学校評価制の導入、教育予算配分の差別化を唱え、競争とふるい分け、教育の国家統制をあからさまに語っています。そして、教育基本法改正を臨時国会の最優先課題としています。そうした中、9月21日東京地裁において「学校で日の丸、君が代を強制し、従わない教職員を処罰する東京都教育委員会の通達と指導は、思想・良心の自由を定めた憲法第19条、しいて教育への不当な支配を排除した教育基本法第10条に反する。」との判決が出されました。問題となった都教委の通達は、「国旗掲揚及び国歌斉唱の実施に当たり、教職員が本通達に基づく校長の職務命令に従わない場合は、服務上の責任を問われることを教職員に周知する。」と処分もちらつかせ、その指針では「国旗は式典会場の舞台壇上正面に掲揚する。教職員は国旗に向かって起立し国歌を斉唱する。斉唱はピアノ伴奏等により行う。」と式典の実施方法を細かく定めています。都教委は通達の翌日から、これは2003年ですけれども、通達が出ましたのは、翌日から周年を通じて都立高校の式典に都の職員6～7人を派遣し、君が代斉唱の際立たない教師を取り囲み、個室に呼び出して尋問するなどしました。養護学校では、車いすの子どもを日の丸のある壇上に上げることが強要され、スロープをつける学校までありました。裁判は、処分が出る前に命令そのものが不当、無効であるとする予防訴訟という形が取られました。「国旗に向かって起立し国歌を斉唱する義務のないことを確認する。」との判決が出されたものです。新聞各紙は、画期的な判決だと報じました。そこでお尋ねをいたします。一連の経過を踏まえ、この判決への教育長の見解をまずお伺いをするものです。

次に、教育の問題の②です。教育基本法改正と言っておりますけれども、提案されている政府案は全面改正に当たるものであり、新法設立と言ってもいい内容です。それだけに一層説明が求められますが、政府は質疑の中でその提案理由について「一般的に時代の要請にこたえるため。」と漠然とした説明に終始しています。ですが、現行教育基本法の問題点を具体的には示せないままです。高知新聞は社説で教育基本法改正問題につ

いて、「改正を主張する人たちはいじめや不登校などの教育荒廃、少年による凶悪犯罪などと基本法を絡める。だがそれらの問題と基本法を結びつけるのは筋違いだ。教育をめぐるさまざまな問題は基本法の施行から59年間、目的実現への努力が十分ではなかったために起きているのではないか。」と指摘をしています。そこでお伺いします。教育長は、今日の教育困難の原因が基本法そのものにあるとお考えかどうか見解をお尋ねするものです。

次に③です。具体的に政府案に沿って問題点を指摘しお伺いをします。教育基本法の前文、現行法と改正案を資料につけておりますのでそれをごらんになりながら比較してお聞きください。まず、法案は新たな条項として教育の目標第2条をつけ加えています。改正案は右側の方ですが、その中で第1章のところで教育の目標というところがあります。そこに第2条は、教育はその目的を実現するため云々とかう続いております。この第2条が新たにつけ加えられております。そして、ごらんいただいたらわかるように内容は国民に求められる必要な資質として、大きくは1から5までの5項目、そしてその中に20の徳目を書き込みました。一つ一つの文言それ自体は、当然のように見えるものもありますが、問題はそれを法律に書き込んで態度を養っているか、政府が評価するという事を含んだ目標を立てたことにあります。これは思想、良心、内心の自由を保障した憲法19条に抵触するものととらえます。徳目の5項目目に「我が国と郷土を愛する。」という文言で「愛国心」が出てきますが、国を愛する態度を養っているかどうか、何を基準に評価するのでしょうか。さきの国会で福岡市で実際に使われていた愛国心通知表を示して質疑がなされておりますが、内心を評価して成績表につけることの矛盾が明らかになり、小泉首相もあえてこういう項目は持たなくていいと答弁せざるを得ませんでした。この国会質疑以降、各地で愛国心通知表はなくなりましたが、こうした通知表が教育基本法が変わる前に存在していたということ自体が私には驚きであります。そこでお伺いいたします。個々によってあらわれ方もそれぞれ違う人間の態度や内心のあり方を評価することについての見解をお尋ねします。

次に④です。資料の2枚目の下段の方を、教育行政のところでございますが、(現行の教育基本法第10条)第1項で「教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」とし、2項で「教育行政はこの自覚のもとに教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。」となっております。この教育の直接責任性や教育行政の領域を規定した教育基本法の精神の意義について、教育長の見解をお伺いするものです。

次に⑤です。安倍首相が教育改革で具体的に示しているものに全国一斉学力テストや、学校選択制度と結びつけたバウチャー制度の導入などがあります。既に東京都では小・中学校から学区を廃止し、一斉学力テストで学校ごとの序列をつけ公表した結果、東京でも新入生が成績上位校に集中し、新入生ゼロの学校が生まれています。バウチャー制度は生徒数に応じて各学校に予算を配分するようになっておりまして、選ばれないで生



徒数の減った学校には懲罰的な予算削減が行われることを意味しています。そうなる、教育現場では何が起きるでしょうか。学校全体が学力テストで高得点を上げることに夢中になり、実際香川県では学力テストの当日、成績の悪い子は休むように促されたり、先生が巡回して答案が間違っていると口では指摘ができないため、机の隅をとんとんとたたいて正解を暗示するなど、考えられないような事例が報告されています。先生たちもまさに思考停止状態に追いやられています。子どもたちを競争に追い立て、序列をつけてふるい分けをし、教育予算にまで反映させる、こういうやり方が教育の名において行われることが教育の振興につながるものかどうか。教員や子どもたちにとって学校が学ぶ喜びを教えるところではなく、ふるい落とされた子どもたちには傷つき脅威となるだけではないか。その影響についての認識をお伺いいたします。

次に、教育問題の⑥です。全国一斉学力テストやバウチャー制度と並んで、国の監察官による学校評価制度があります。香美市でもさきのころ行われたと教育長から報告もあっておりますが、政府によりますと、この評価でだめな学校には改革命令を出すということですが、香美市で行われた学校評価がどのようなものであったかお尋ねします。また、評価10項目についての説明をお願いいたします。

教育問題の最後、7点目となります。教育基本法の成立過程への認識です。教育基本法がどういう歴史の中で何を反省し批判する中でつくられたのか。そして、新しい人間の育成、新しい国の建設、その先にどういう世界の平和的な秩序を構想したのか。こうした問題を憲法を通して位置づけ、その中に人間教育を位置づけていくということが戦後改革を担った人たちの強い思いではなかったでしょうか。高知県では教育基本法改正の急な動きに対し、その反対の元校長先生によるアピールが出されました。現在までに賛同者が323名を数えております。アピールを出したときの様子がテレビで報道されました。高知新聞には載っておりませんでしたけれども、その記者会見のときにある校長先生の発言がございしますが、それをちょっとご紹介したいと思います。南国市の在住の先生です。「当地の浜で蛸壺塚を掘らされた。かしこくも天皇陛下の御ために命を捨てるのがおまえたちの役割だと毎朝言われた。敗戦後、あんなに訓練したのに残念だとの思いが1～2年続いた。このような教育は許せない。この反省の上に立ってつくられた憲法、教育基本法は守らなければいけない。」このように発言をされておりますが、まさに基本法の成立の経過というのはこういう思いにあるのではないか。戦中・戦後を生きられ、長く教育行政に、また教育に携わってこられました教育長の見解をお尋ねするものです。教育問題は以上です。

次に、認定こども園です。

さきの国会で就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が成立しまして、「認定こども園」という新しい制度が生まれました。認定こども園は、教育、保育を一体的に提供する、今、教育は幼稚園、保育は保育園で行われるというふうな分類になっていると思うんですが、その教育、保育を一体的に提供する、また子育

て支援を行うという2つの機能を持つとされています。そして、都道府県ごとの認定基準に基づいて認定される施設で、施行は10月1日になっておりますが、県の方では条例策定が間に合わず、現在つくっております、提案が12月議会になるとのことでした。

そこで、1点目にお伺いします。9月の県議会の質疑におきまして、条例を検討する上で市町村や保育、教育団体への説明、意見交換を行い、認定基準に対して広く意見を募集するとの答弁がっております。香美市にはどのような説明があり、どのような意見交換があったのかお伺いをするものです。

次に2点目です。認定こども園には幼稚園と認可保育所の連携型、幼稚園がこの資料につけてます左側、現状のところ、大体この4類型とってお聞きください。②に幼稚園が保育を必要とする在園児のために保育を行うなどの機能を持つ幼稚園型、3番目として認可保育所が常時保育を必要としない子どもも保育するという機能を持つ保育所型、4番目に地方自治体が独自の基準で補助している無認可の幼稚園、保育所が教育、保育の一体的提供や子育て支援を行う地方裁量型の4類型に分かれております。認定こども園は、保護者の就労などによって常時保育を必要とする子どももそうでない子どもも入所でき、園庭開放や親子の集いの場、子育て相談などの業務も行われるとされておりますので、現状の保育制度や子育て支援がよくなるかのようにも見えますが、幾つかの問題点を抱えていますので指摘をしたいと思います。

まず、施設整備、職員配置、教育、保育内容が文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める基準を参酌して、都道府県の条例で定める認定の基準とされるのみで、法律上にその基準がきちんと規定づけされておられません。資料の右側の囲みのところをちょっとごらんになっていただいたらわかるように規制緩和ですね。幼稚園・保育所の基準を満たすとあり、また定員規制の緩和、10人でも可能とか、その下段は保育所の基準を満たしていなくても保育所機能を持っていることで認定されるとか、下は幼稚園の基準を満たさなくても幼稚園機能を持つことで認定されるとか、こういう現行基準を緩和をしておる点が不安な点です。というのは、幼稚園や保育園の職員さんの基準というのは、子どもの安全を守るために、あくまでも設置をされているものでありまして、これが緩和された形で何人でもオーケーというふうになると、子どもの安全性に非常に確保に問題が出てくるというふうに思います。そして、調理室、運動場も必ず置くというその必置基準は規定がありません。努力義務のようになっております。そして、今、食の問題がこんなに言われておりますけれども、給食の外部搬入も認め、保育の安全にかかわる職員の配置基準、先ほど言いましたように配置基準もあいまいで、自治体によりましては保育水準の引き下げにつながりかねず、地域間の格差を招く恐れもあります。もう1点の重要な問題は、認定こども園の認可を受けると、施設と利用者の直接契約になりまして、保育料が現在のように所得に応じた負担ではなくて、施設が設定する自由料金となってしまいます。保育料がそうなるかどうかが入所の基準になりまして、必

要な保育をすべての人が、必要な人が享受できるかどうか、こういう問題も起こってくるわけであります。

以上の点を指摘してお伺いしますが、さまざまな問題点、ありますので認定こども園には香美市として十分に研究した上で慎重な対応を要すると思われまます。見解をお伺いいたします。

次に、障害者自立支援法です。

さきの市会議員選挙におきまして、障害者自立支援法について私が街頭で訴えておりますと、幾人もの方から呼びとめられまして、涙ながらにお話をお聞きすることがしばしばありました。挙げれば切りがありませんが、4月から作業所に通うのをやめた、お金がかかり出して払えない、1割の利用料負担のことですが。それから夫が重度の障害で入院をしているという女性は、「医療費負担がほとんどかからなかったのに8万5,000円ほどかかるようになった。子どもが春に就職してくれて、やっと楽になると思ったのに。」とか、そして全国的にはこれまでもいろんな機会にご紹介してきましたように、親子で無理心中をするといったふうな例も発生しました。これは私たちが聞き取りましたある市内の授産施設責任者の発言といたしますか、聞き取りに応じたときにおっしゃったことですが、この施設は利用者が80人、入所が30人、通所が50人という授産施設です。その施設長さんがこのように述べられております。「授産施設だから、働いた収益から賃金を支払っています、2万5,000円の賃金。それに費用が7万円かかります。預貯金が多い人はもっと負担がかかります。通所はお金が要らなかったですが、今、1万2,500円かかるようになりました。3年後には国の軽減措置がなくなりますので、2万5,000円になります。働いても手元にお金が全然残らなくなる。一生懸命働いてもすべて持っていかれてしまう。何のために働くのか、障害者年金は生活のために消えてしまう。節約していかなくてはいけない。社会参加の機会が奪われてしまう。家で引き取ってもいいというご家庭もいます。家で支援できればいいが引きこもりになってしまうことも。働くことで障害者の皆さんは社会参加ができています。旅行や行事にも参加でき、人間教育もできる。自立支援法といっても自立を支援していない、阻害している。」このように断罪しているわけですが、私は、こうした仕打ちを障害者にしておいて、制度の名前が自立支援法とは国民をばかにするにもほどがあると本当に腹立たしい思いがします。さて、10月から制度が本格施行となりました。既に4月から前倒しで原則1割の、今ご紹介しましたように応益負担が導入され、今述べましたように利用料負担増による施設からの退所や、通所を断念するなどの事例が香美市でも生まれてきています。

そこで1点目のお尋ねです。私たち日本共産党の議員団とくらしと福祉を守る会では、聞き取り調査の結果を踏まえ、8月8日に市民生活にかかわる問題として市長に対しまして緊急要望書を提出いたしました。その中で、障害者自立支援法の影響について緊急に実態調査をするよう求めた経過がありますが、いま一度その必要性和、実施されるかどうかお尋ねをするものです。

次に②です。10月から6段階の障害者区分認定結果に基づいて福祉サービスが支給されることとなります。だんだんと介護保険のような制度に移行させていくのが政府の意向でございますが、そういうふうになっていております。しかし、この一次判定における国の106の質問項目では、知的及び精神障害者の障害程度区分が適正に判断されず、低くなるなどのおそれがあると各自治体から不安の声が上がっておりまして、障害者家族の皆さんも同様の思いがあるのではないのでしょうか。自立支援法では、介護保険のようにサービス料の上限は決められておりません。障害者程度区分はあくまでも勘案事項の一つという位置づけであります。

そこで、お尋ねをします。障害者区分程度の認定、支給決定は障害者の実態や利用意向を十分に反映させ、現行のサービス水準を少なくとも後退させないようにする必要がありますと思いますが、取り組み状況はどうかお尋ねをいたします。

次に③です。市町村が主体的に実施する地域生活支援事業も10月から始まります。ある市内の施設長さんが、先ほどの紹介した方とは別の方ですが、「香美市の障害者福祉というのは、施策がこの地域生活支援事業が非常に大切になってくる、それによって左右される。」というふうなこともおっしゃってございました。その地域支援事業、10月から始まります。以前、補正予算のときでしたか、臨時議会のときでしたか、質疑のときにお伺いしたもののほかにふえている項目があるのでしょうか。それとも、今年度はこのままいくのでしょうか、それについてお聞きをします。そして、利用料ですね、自治体によっては15%とか、そういうところもあるようですが、その利用料、応能負担原則に基づく無料、また施設利用料など1割の利用料負担がもう既にかかっておりますので、この分に関しては可能な限り低廉な設定にすることが求められていると思いますが、この利用料負担の取り扱いについてお尋ねをいたします。

次に、10月からは舗装具、障害児の施設も1割の利用料負担となります。自立支援法により生きていく力が萎えて気を落としている障害者やご家族の方がいらっしゃいます。国の軽減策も十分とは言えず、社会から見放された気になって香美市で自殺者が出たりしないよう、利用料負担の軽減を緊急に検討する必要があると思います。所長の見解をお伺いします。介護保険のときと比較しましてちょっとご紹介したいのですが、現在、これは6月の時点ですが、独自に医療費を含む利用料の負担軽減策を実施している自治体は8都府県と243市町村にのぼっています。高知市でも行われておりますが、各地でやはりその実態を見るにつけ、これは急がれるということでこういう自治体がさらにふえている傾向にあると思いますが、これは介護保険発足当時の軽減策というのが2倍近くにのぼっています。障害者の皆さんの切迫した状況がこれでもわかっていただけたと思いますが、その利用料負担の軽減、緊急な検討、これの必要があると思いますが見解をお尋ねいたします。

最後に、地域自治組織のあり方についてです。

昨日の質疑とできるだけ重複しないように質問をいたしますのでよろしくお願ひいた

します。合併を機に広大な面積を持つ市となりました。周辺部が寂れないように、また地域の活性化のためにも地域自治組織の機能に負うところは大きいと思います。先日の全員協議会に平山小学校の廃校に伴う施設利用の問題で、平山地区振興協議会の皆さんから要望書が提出されています。繁藤にも地区振興協議会という自治組織があることがわかりました。通常の自治会、私たちがよく知る自治会というのは町内会で、行政の一番身近な窓口として機能していますが、この地区振興協議会の組織の目的、役割とはどのようなものと市は位置づけておられるのかお尋ねをいたします。

次に、振興協議会の組織のあり方についてですが、平場の議論というのは民主的な議論が保障されることが、やはり振興につながっていくことはもう否めないと思うんですが、繁藤では役員が会長以下、その地域全体の部落長さん、防火クラブの会長さん、あるいは地区公民館長などほぼ「長」のつく方たちで構成をされています。先日、市の把握しておられる低レベル放射性廃棄物処理施設の建設に関する経過をお聞きしていますと、やはり地域全体の協議になっていなかったのではないかと疑問を持ちました。そのような組織のあり方が、あるいはトップダウンのような形式になっているのではないかと、そして十分に検証したとは言いがたい突然の誘致話にそうしたあり方が結びついたのではないかと、このように感じましたが、ここでお尋ねをいたします。振興協議会と呼ぶ組織が香美市内のどこどこにあるのか、また昨日、今は運営に関して補助団体ではないので、市としては関与していないとのご答弁がありましたが、今後地域の自治組織の役割、それが問われているとき、そのあり方についてこの際議論を深めた方がいいのではないのでしょうか。

もう1点、昨日片岡議員への建設経過の説明の中で、繁藤地区地域振興協議会会長の黒川氏から「協議会としては紹介者に対し対応できない。」と答えたとの報告を受けた旨のご答弁がありました。これはランディックと振興協議会の間に建設に関する誘致の紹介者があったとの認識でいいのでしょうか。

そして、最後に若藤保育園が2年で休園となりました。この休園に対して、この若藤保育園の建設に繁藤地区地域振興協議会が主体的にかかわってきたことは皆さんご承知のとおりだと思います。この休園に対しては、保育所改革プランの説明会場などで批判的な意見が出たとお聞きをしております。建設から休園までの経過と再園の見通しについてお伺いをいたしまして、私の1回目の質問を終わります。ご答弁をよろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） おはようございます。大岸眞弓議員の教育基本法と教育行政についてお答えをさせていただきます。

地教委は、県教委とパートナーという関係を持ちまして指導・助言をいただきながら、教育基本法にのっとり教育行政に日々努めています。各学校は、学習指導要領に沿って各学校の教育計画により学校運営に当たるように校長に専決事項として運営管理を任

せ、指導・助言を与えて学校経営に当たってもらっています。そして、各学校は特にその中で各学校にあります開かれた学校づくり推進委員会、特に鏡野、山田、楠目にはあります学校評議員会、こういったところで十分に学校運営についてご検討いただき、ご意見をいただいて運営に当たるように指導・助言を与え、そのように学校はしているものと確信をしております。東京都の裁判についてのご質問であります、そういった中で東京都も取り組んでおられることですので、私としまして、私の立場で東京都のあり方について十分なことは申し述べることはできないと考えております。ただ、現時点では東京地裁の判決は尊重すべきであろうと思っています。

次、2番目です。教育基本法改正については、ご指摘のように子どものモラルの低下や学ぶ意欲の低下、家庭や地域の教育力の低下を指摘し、若者の雇用問題の深刻化が挙げられ改正案が示されております。確かにそういった現状はあります。ニュースでもいろんなことで心配事は絶えません。が、だからといってすぐ基本法を改正すべきかどうか判断はしにくいと思います。基本法改正だけで解決されるような問題だとは考えにくいと私は思っています。国会でも討議されます今後の議論を十分見守っていきたいと思います。それよりも、私たちに課せられていることは、今教育現場でどういうことをすべきであるかということであろうと考えております。

次、第3番目です。ご指摘の（教育基本法改正案）第2条であります。第2条には、掲げられているのは教育の目標についてであります。ご指摘のようになるほどとうなずけるような5項目が教育の目的として取り上げられております。この5項目は教育の目的の実現のためには今日で重要と考えられることだと思います。がしかし、その評価の方法としては、ちょっと調べたところによりますと、5段階の点数方法はとらないと。子どもを励ますような評価の方法を検討しているというように聞きました。しかし、態度を評価するということは、どんな態度であろうとも大変難しいことだと私は思います。態度の評価はなかなか困難であろうと思っています。

次、4番目です。（教育基本法）第10条についてでございます。現行の第10条にのっとりまして不当な支配に服することなく、粛々と仕事を進めるように心がけて毎日を送っています。そして、教育委員会といたしましては教育の目的遂行のために必要な諸条件の整備確立に努力をしております。十分なことはできない面もありますが、諸条件の整備確立には努力をしていかなければいけないと考えております。

次、5番目のバウチャー制度についてでございます。実はこのバウチャー制度というのは余りわかりませんので、何かちょうど文科省の役人が来ておりましたので聞きますと、何か議員さんがおっしゃったように「児童・生徒数による予算の配分を視野に入れておるといようなことだけれど、文科省でもまだ検討もしていないと。研究の段階というだろうか。」と申しておりました。ただ、「安倍総理の本を読んだらわかる。」と言われましたが、私もまだ本をよう買っていない。読むかどうかはわかりません。今後じっくり見守っていきたいと考えております。学力テストにつきましては、ご承知のよ

うに来年の4月24日に小学校6年と中学校3年に国語と算数、国語と数学を実施することになっていますが、これはその後の教育にどのように生かしていくのかが十分検討されなければいけないと。ただ、試験をして、だけではいけないし、今後を見守っていきたいと考えています。教育といいますのは、子どもたち一人一人が自信を持って将来に向かって夢を持つということであり、また国家や社会の形成者としての子どもを育てること、今の教育基本法の第1条に示されているとおりでと思います。人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者を育成することだと考えて、日々教育行政に当たっております。

6番目の学校評価についてでございます。学校評価は再三お話をさせていただいておりますように、62地域の1つとしまして高知県で1地域を指定されまして研究に入っております。教育再生会議が国の方でスタートしましても、その学校評価は大事な1つのことであると、基本法改正とともにというふうに言われておりますが、その中で、5人の調査チームが先日来ておりました。5人のうち2人は文科省の役人で、ほかは校長のOBでした。これは高知県へはよその県から来るというふうになっております。高知県の調査チームも他県へ行くというふうになっておりますので、高知ではない県外から3人の方、計5人の方が3日間にわたって視察をしていかれました。まず、私たちの教育委員会のあり方についてヒアリングをした後、鏡野中と山田小学校へ1日ずつ行って様子を見ました。1日といっても午後と次の日の午前というような2日にわたっての1日でありました。朝早くから夕方遅くまで各学校の様子を視察しました。校長、教職員、子どもたち、学校評議員などからの聞き取りも行いましたし、また授業や読書、クラブ活動、職員会、そういったいろんなことも見て帰られましたが、評価はわかりません。皆それぞれ鏡野中、詳しく項目があるようですが、それは詳しくは知りませんがいつか新聞で見たことですが、5段階でいろんな項目を評価して、今後に生かしていくようになると思いますが、私たちにはわかっておりません。その評価の項目についてご質問がありましたが、実は評価項目が10項目示されております。1、教育課程学習指導、2、生徒指導、3、進路指導、4、安全管理、5、保健管理、6、特別支援教育、7、組織運営、8、研修、9、保護者・地域住民等との連携、10、施設、設備となっております。校長会で何回か話し合いを持ちまして、すべての学校でこのうちの6項目を今年は評価していただく学校も研究するということになりました。それは1番目の教育課程と学習指導、2番目の生徒指導、4番目の安全管理、6番目の特別支援教育、8番目の研修、9番目の保護者・地域住民等との連携であります。これについて各学校が、まだそれをまだ詳しくそしたら例えば生徒指導であればどのような細部にわたっての指標を示すかというようなことを各学校ごとに選びまして、そしてまだそれについて各学校の教育計画はどうなっておるか、実際がどう知り組むかというようなことを学校ごとに出してもらっています。教育委員会が一律にして統一したものを研究していくようにはなっていません。こういったことは、ある面押しつけと思われる方もあろうかと思いますが、

前向きに私は指定を受けてくれた教職員に誇りを持っています。そしてまたそうする判断が教職員にできたということは、熱心な保護者や地域の人々があったからこそだと平素からの地域の人々に応援をしてくださっておる皆さんに感謝をしています。この今年、来年は10項目すべてやるわけですから、することによってぜひ子どものためになるものを香美市としてつくり上げていきたいと考えております。

最後のご質問であります。7番目です。教育基本法の設立過程への認識を問うというのですが、今までお答えしてきたことでおわかりいただけたかとは思いますが、なお今後見守り勉強して行きたいと思っております。昨日は子どもの心を読み取れる教育行政に取り組みたいとお答えをさせていただきました。今朝の高知新聞にだれのための教育かということが載っております。教育再生会議のスタートに当たったことです。その中である座長を務められる野依さんの発言ですが、「教育は国が一方向的に押しつけるのではなく、家庭を基本にした自立的なものであるべきだ。初等、中等教育で一番大切なのは大人が、そして教育者が子どもの心に火をともしることである。」とおっしゃっておる。ヤンキー先生と言われる義家先生は、「大人は子どもに火をともしているのか、寄り添っているのか、希望と支えを失った子どもの姿が目につく問いかけが大事だ。」と言われたとも言われています。こういうことを心に命じまして、これからも教育行政に当たっていききたい。教育基本法改正につきましても、いろんなところで討議されることを見守り、自分なりに判断をしていききたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 大岸議員の認定こども園についてご答弁申し上げます。

認定こども園につきましては、ご質問のとおり、県より県下ブロック別に市町村担当者を集めての意見交換を行っております。当幼保支援課では担当者が出席をいたしまして、その会場で認定基準の考え方についてという書類、何かパブリックコメントというのですが、その書類をもらいまして、それに基づいて話し合いを行っております。担当者はよく、その場で提示された書類でしたし、よくわからないまま質問をして県の方に答えてもらうというような形であったようです。県の方で条例制定のための認定基準を練っているところではありますが、幼稚園と保育園の両者の機能を一体化することになりますので、国の指針に沿いながら工夫、作成しているようでございます。しかし、やはり細部になりますといろいろクリアしなければならない問題点が出てまいります。そのパブリックコメントいいですか、それにも載っておりますが、一つ保育料、利用料ということになるようですが、それをとって見てみましても市町村で保育園単位に決めることになっております。しかし、保育に欠ける子、欠けない子、それから在園時間の長短での違いをどのように調整するか、また香美市内にもあります私立幼稚園との兼ね合いも出てくるなど、いろんな点で問題が出てくると思っております。まだわからない点



が多く、よくイメージもでき上がりませんし、今後は研究をしていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 大岸議員のお尋ねにお答えをしたいと思います。

障害者自立支援法についてお尋ねでありましたけれども、私はこの法律に関しては、ぜひ多くの人に関心を持っていただきたい、しっかり理解をしていただきたいなというふうに切実に感じておるところです。この夏、7月の末に中央の方で厚生労働省の担当者のお話を聞く機会もありまして、質問の機会も与えていただいたんですけども、その7月の末の時点では、「もう市町村のお話は、もう十分私たちは制度としては説明したからお話は聞けないと、都道府県のお話も聞けないと、10月にスタートすると。ただ、障害者や家族の方についてはお話を聞きましょう。」というふうなお話しでございました。そういうことを見ましても、これからこの制度に関しまして今いろいろと問題点がご指摘ありましたけれども、小手先でやるだけではだめじゃないか、市町村のガス抜きの軽減措置とかそういうことではだめなんじゃないかというふうに少し思っているところです。と申しますのは、3年先には介護保険制度と合流するという大きな流れがございます。この見直しにつきましては、やはり国民的な世論を起こしてですね、しっかりした制度にしていく必要があると、将来障害者が困らないような社会が、ノーマライゼーションの社会に移行するためのそういう世論をつくり上げていくときじゃないかなというふうに思っています。

さて、そこでお尋ねの実態調査でございますけれども、実態調査は、これは大変大事だというふうに思っております。現在、障害者計画等作成中でございますので、アンケート調査も実施しておりますし、分析も行っておるところでございますけれども、この後、施設とかさまざま機関の方にも出向きましてインタビュー調査も行いたいというふうに考えております。施設のサービスを利用断念する方とか、あるいは抑制される方とかいう方も表面的に出てきておりますけれども、私としてはそういう表面に出た問題だけでなく、まだ潜在したものがあのではないかということで、市内の施設の管理者にもそういったところを数字にできるものなら数字で、データでいただけるものはデータでと、事例も欲しいということでお願いをしております。こうしたものが出来たら、施設側とともに分析も行っていきたくと。とにかく状況をしっかりと把握をしてみたいというふうに考えております。

2番目の障害者程度区分は、しっかりその利用者の意向を踏まえてやっておるのかと、こういうお尋ねでございますけれども、現行のサービスを後退させないという基本的な立場で、これまで取り組んできましたし、関係者にもその旨を明らかにしてきたところでもあります。香美市としましては、この程度区分を決定する審査会におきまして、それまで調査をしました職員を同席をさせております。ここで判定が困難になった場合には、

この調査員に説明を受けて状況を報告してもらおうというふうな仕組みもつくりまして、現在まで進めてきておりまして、おかげさまで利用者が現行の利用をできないというような状況はなくなっているところであります。

3番目の地域生活支援事業についてお尋ねでありましたけれども、相談支援事業、移動支援、地域生活支援センター、日常生活用具、それからコミュニケーション支援、こういうものを行うことになっておりまして、さきの議会で説明したところを出ておりませんが、現在のところその内容で進めていこうということで、利用料につきましては南国市、香南市ともお話しをしております。香美市としましては、相談支援、コミュニケーション支援については無料でやりたいと。移動支援については30分で身体介護を伴う場合は1,000円、伴わない場合は800円、これは高知市よりも安く設定をしております。日常生活用具は1割負担ということで、原則。支援センターにつきましては、現在その検討をしておるような状況であります。と申しますのは、ご承知のように、国は10月からスタートだと、本格スタートだと。4月、前出しスタートとこうなっておりますけれども、これらの施設につきましても単価につきましてもは、国は2月以降にならないと出さないという状況であります。したがって、施設側としましてはどのような運営をしていくか、これ単価を見ないとできないというのが実態であります。しかし、市内の施設の方とはお話しをしております、これを待つわけにいかないと、障害者は困っているということで、少なくとも11月にはスタートさせていただきたいんだということで、予算も通しておるような状況なんだということで、理解を先日求めておるところで、そのような方向でやろうということを決意していただいております。

4番目の舗装具、障害児施設についての1割負担、これを軽減しないかと、こういうお話でありますけれども、まず障害児施設につきましてもは、これは県の所管になっておりますので、ここでは舗装具についてお話をしますと、残念ながら市独自の軽減措置は現在予定をしておりません。舗装具につきましてもは、それぞれ他の制度と同じでございますけれども、所得、あるいは所得に着目した軽減でありますとか、世帯分離というふうな方法、さまざまな方法を通じまして軽減措置が講じられておりますことから、原則的な方向でいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大岸議員の自治活動、組織のあり方についてのご質問にお答えをいたします。

まず、地域振興協議会の組織の目的と役割とはということと、それから2つ目の香美市内のどこどこにあるかというご質問については関連しますので、あわせてお答えをさせていただきますと思います。

まず、基本的に認識といたしましては、自治体のみで自治が成立するものではござい

ません。特に、これからの自治につきましては住民などとの協働なくしては機能しないものと考えております。そのためにも、地域自治活動の母体ともなります組織の必要性は言うまでもございません。その組織立てにつきましては、地域の歴史とか事情を前提に形づくられておりまして、市域およそ200の自治会は、それぞれが持つ目的とか役割は必ずしも同一ではございませんけれども、地域の協働体としての性格をともに有していると思います。今日では、こうした自治会組織から目的や役割を特化した協働組織として、自主防災組織が組織化されております。一方、地域振興協議会といった組織につきましては、目的とか役割の定義はなく、組織体そのものもイコール単体自治会と、そのものである場合もあろうかと考えますけれども、ここでは連合的組織としての認識として整理をいたしますれば、②で問われていることへのお答えといたしまして、市内には(旧土佐山田町)繁藤と平山の2つの組織がそれに当たると思います。なお、繁藤、平山とも地域内の単体組織のリーダー等の参画により組織をされておるようでございます。

ところで、香美市では合併に際して地域審議会が設置をされておりました、それぞれの地域振興に係る業務も役割として担っておりますけれども、今後の香美市の行政運営のあり方といたしましては、情報の受発信とか行政執行の質、これは例えば迅速化とか調整機能も入ると思いますけれども、そういったものをより高めるためにも、どうか連合組織を構築したいものであると考えております。およそ200もの自治会長に参集していただくことは、現実的にはなかなか大変なことではございます、この中でいろいろなことを調整とするということは、実際にはなかなか困難なことであることを思いますと、連合体の代表により協議組織的なものがあれば会議開催の頻度を多くすることがたやすくなると思いますし、その分双方の伝達とか調整がより円滑化することが期待されるところであります。なお、今後本市において連合体たる協働組織的なものを、行政運営をするため、自治について協働するというに至ることになりますと、目的であったり役割だったりとかといった定義を明確にして向き合うことが必要であろうというふうに思います。ことによれば、協働に関する部分については条例あるいは規則等の設備について検討を要するものであるというふうにも考えております。

次に、若藤保育についてですけれども、大岸議員からは本年3月議会におきまして保育所運営に係るご質問で、その建設の経過の質問をいただきお答えしたところでございますけれども、繰り返しますと、平成7年ごろに高知自動車道の4車線化に伴う残土処理場の受け入れと、これの公共的跡地利用が繁藤地区振興協議会から要請をされたことによりまして、行政としては繁藤地区の地域振興の観点から地域の要望や経緯を踏まえ、若者定住対策として保育所の充実が不可欠であるとの判断から設置をされたことでありまして、もとより旧施設が交通量の多い国道32号線沿いにあることとか、急傾斜地崩壊危険箇所にあること、そしてその当時の土地が借地でもあるなどの背景、状況にあったということで、こちらに移転をいたしました。平成16、平成17の両年度の運営を

もちまして、平成18年度の入所申し込みが少数であったことから休園に至っております。幼保支援課といたしましては、平成19年度以降も募集は行うが、香美市すこやか子育てプランにより平成23年度から廃園の計画となっているとのことでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

昨日の低レベル放射性廃棄物の片岡議員のご質問に対して答弁をいたしました。黒川繁藤地区地域振興協議会の会長さんからの聞き取りの件でございます。その紹介者はランディックかということでございますが、この紹介者についての確認はしておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 大岸です。2回目の質問を行います。

教育長、それから福祉事務所長、それぞれに丁寧なご答弁をありがとうございました。その日の丸、君が代の判決について教育長はこの判決は教育現場で尊重されなくてはならないという認識を、今お示しになりました。今現在、どうでしょうか、私はそういう見解をお示しになりましたんですけれども、私たちが中高校生のころとはちょっと違った卒業式に、今現在、学習指導要領等のそれに応じて学校現場が変わってきているというふうに私は感じておりますけれども、卒業式とか入学式は、やはり保護者と先生、それから地域が子どもの成長を祝って新たなスタートを喜び合う場かと思えます、最後の教育の場。私は、いつも片地小学校の卒業式に出させていただきますけれども、子どもを真ん中に置いた式典になるように配慮されておまして、先生方の愛情がしのばれて大変心温まる思いがいつもします。こうした場で東京都のように、今こんなことは香美市内では行われておりませんが、職員が後ろに並んで教員が立つとか立たないとか、口が大きく開いているかいないか、声が大きいか小さいかとかいうふうな監視をして、従わない教員を処分するような息苦しい場であっては、決してならないと思います。この判決というのは、学習指導要領による日の丸、君が代の強制もしてはならないし、通達、指針も憲法違反、教育基本法違反であるという、そういう判決を示しております。この経過からしますと、そもそも国会審議で国旗国歌法が決まりますときに、当時の野中広務内閣官房長官はこのような見解を示しています。「起立する自由もしない自由もある。斉唱する自由もあればしない自由もある。この法制化はそれを画一しようとする、画一にしようとするわけではない。」これが現在の国の見解といたしますか、現場でどういうふうになるとかいうことを決めるときに、これが根拠になるものと思われませんが、それが現場でこの間、学習指導要領にあるからとかいうことで、通達、指針までは香美市内では出てないかもしれませんが、私たちの子どものころ、学生のころとは違った卒業式、入学式になってきているなど、その中でも現場の先生方随分ご苦労されて、子どもを中心にした卒業式を心かげておられるなどというふうを感じるわけです。教育長の

立場は非常に複雑かと思えますけれども、やはりこうした心温まる卒業式、入学式が継続できていけるように、そういう配慮をお願いをしたいと思えますが、教育長、先ほどこの判決は尊重されるべきとご答弁をなさいましたので、香美市内の卒業式、入学式において強制されることはないと思えますが、再度それへの見解をお尋ねをいたします。具体的にどうかということです。

それから、教育の困難について、教育長は教育基本法云々ではないというふうにおっしゃいました。私もまさにそのとおりに思います。橋本知事がさきの県議会で教育基本法についての答弁をされている中でですね、教育をめぐるさまざまな課題、例えば基本的な生活習慣の問題を初め、不登校、いじめ、さらには子どもたちの社会的な成熟のおくれなどは、これは知事がその学校をつぶさに見まして、実はその生活環境、今貧困の問題も起こっておりますけれども、地域社会の状況など子どもたちを取り巻く環境の大きな変化に社会全体が十分適用できていないところにあるのではないかと。子どもにその影響があらわれたものではないか、そういうふうにおっしゃっておられます。私も、見るにつけ、今の子どもたちは子どもだけでは背負い切れない親のさまざまな事情を抱えて学校に通ってきているんだなというふうなことを感じるわけですが、教育に当たられる先生方は、またそれも子どもたちのそういう困難も抱えた上で教育の実践に当たっておいでるわけなんですね。教育基本法に問題があるのではないというふうにおっしゃいましたので、そうすると、やはり教育基本法を変えなくてはいけないという説明がどこからも整合性が出てこないわけであるというふうに私は感じました。今回、この質問をさせていただいたのは、学校評価のことが私は非常に気になりました。子どもたちを励ますような内容にということですが、今お聞きしました学習とか生徒指導とか進路指導とかいうふうなことを、これをまたその土佐の教育改革に取り組んでこられた高知県の先生が来るというんじゃないかと、徳島県（答弁では「県外から」となっている）から来るというのもちょっとわからないんですが、国の文科省の官僚とがおいでて、こういうきめ細かな10項目、6項目ということでしたけれども、にその逐一評価をするということが、実はその判決に出た教育行政、不当な支配とは言いませんけれども、その教育の自由の保障を、あるいは阻害することになるのではないかと、非常に窮屈になるのではないかとというふうに私は思います。それぞれに運用面で工夫の仕方というのは現場であるかもしれませんが、これはまさにその教育基本法の精神にそむくものだというふうに、学校評価については思います。一つですね、ここに事例を挙げますと、そういう先取りした京都の学校では、授業のたびに生徒がシートへチェックをさせられまして、関心意欲を持って授業に臨めたか、自分で評価してチェックしてというふうなチェック項目が幾つもありまして、ある中学生の生徒は書きながら非常にむなしくなって自由記述欄にこんなことをして何になるというふうに書いたそうです。それで、その後の授業で子どもたちは悪いところにチェックをすると、自分への評価になってしまいますので、そう思っていないかというふうな方にチェックをするということで、先生と生徒でうそのつき

合いをしているようだ、これが自由記述欄に書かれた子どもの正直な気持ちだそうです。多くの子どもはやっぱりその評価シートにチェックをして大変勉強になったとかいうふうなことを書いているそうなんですけれども、こういうふうなひずみも起こっております。それから、もう一つ本当にシートですね、これも学校評価、新潟市の学校では教育振興計画の中にある基本計画によりまして、不登校を3年計画で半減さすという目標を立てて、その半減計画というのは結構なことなんですけれども、それもシートであります。連携シート、それには成育暦まで書くことになっております。そして、小・中学校で月3日以上欠席した児童・生徒の名前、欠席理由などを書いた欠席管理状況表や月別一覧表をつくり、市教委へ毎月提出する。各小学校では不登校傾向にある小学校6年生を選び、欠席理由や児童、親の不登校への意欲、学校生活の様子、成育暦など約20項目に及ぶ記入項目がある個人シートをつくるというふうに、その不登校とかいう複雑な問題が、このチェック項目を全部網羅してやって、果たして解決するものか、もっと奥深いところにその原因があるわけですので、それを協働して、地域と先生と子どもたちで探るとかいうふうな方向ならまだしもわかりませんが、こういうシートでがんじがらめにして教員の仕事をふやし、こういうことがやっぱり現場で起こるわけなんです、この学校評価とか、振興教育の、政府の方向づけでいきますと。小・中学校では学力テストが1年間で2～3回、体力テストも行われる。ある母親は、この新潟市の、「子どもたちは成績だけでなく体力まで評価される。すべてが評価、評価、不登校はどの子にも起こり得る。つまりいても大丈夫、のびのびしていいよと言ってくださったら、子どもも親もどんなに救われるでしょう。」という思いに正反対から向かっているのがこの評価、振興計画ではないかというふうに思いますが、こういうふうになっていく恐れがないか、教育長はどのようにお感じになるでしょうか。

それから、もう一つ、先ほど学校評価の話をお話していると、即座に教育長より少し年齢の高い方ですが、視学みたいやのうというふうに言われました。教育長、視学、おわかりですか。聞きますと、明治のころから戦前まで国の役人とか県の教育に関する役人が学校に自由に入出入りして、やっている授業も中断させて、授業内容に注文をつける視学官、教育長、今うなずかれましたけど、この今の教育基本法の改正案の話をしておりますと、これを連想するというふうに言われました。もう、よもやその学校現場がそういうふうにならないように教育の自由が保障されるように願うばかりなんですけど、この基本法の改正案というのは、そういう方向にあるのではないかということも、また申し添えたいと思います。

それからもう一つ、(教育基本法)第10条に関してですが、これ第10条とそれから、先に第10条を言いましょかね。この第10条に関してです。このその教育の直接責任性と教育行政のその領域についての質問ですけども、これがどういうふうに変化しておるかという、不当な支配という言葉は残りましたが、その不当な支配が国家にではなくて、その他に係るようになってしまったというからくりがこの改正案にはあります。

その不当な支配を排除する保障となっておりますのが、後段の国民全体に対し直接責任を負ってという規定であります、現教育法の。この直接に責任というところが大切なところですよ。つまり、教育は子どもの内面的価値に深くかかわる営みだけに、教育者は政府や行政機関を通じて国民に間接的に責任を負うのではなくて、子どもの学習する権利にこたえて、子ども、父母、国民に直接に責任を負って教育に携わる者の良心と自主性に基づいて教育を行われなければならないという現教育法の規定はこれだと思いますが、それは戦後の、戦前とか戦中の反省に立って、教師は政府が言ったからそれに従ったままでだということでは、人間としての責任を回避できないということでもあるのではないかと。そして、「国民全体に対し直接に責任を負って」を削除して、「この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきもの」に置きかえています。第6条の全体の奉仕者という規定も削っています。さらに、政府が教育振興計画をつくって教育内容について詳細に決めて実施することができるとしています。今行われておりますさまざまな、前倒しで行われている現象はこれだと思います。これについて再度見解をお尋ねいたしますが、最後に教育基本法の成立過程を教育長はどのようにとらえておられるか、ちょっとこれ私の発言通告の書き方が悪かったと思うんですが、やはり戦前の教育、あり方を反省してできたというふうに思っておりますが、教育長、そのあたり成立過程、どうしてこの教育基本法が制定されたか、どういうふうにお考えなのかお尋ねをいたします。

認定こども園につきましては、現在わからない点が多いので、また研究していくということで、ぜひ研究も深めていただいて、ふさわしくない場合は、香美市には、認定を受けることのないように、そのようにきび分けをして、現在保育所改革も進んでいることですし、その方針に沿ってやっていただきたいと思うものですが、課長の見解、再度お尋ねいたします。

それから、障害者自立支援法です。本当に所長のおっしゃったように多くの方にこの法律、実態に関心を持っていただきたいというのは、まさにそのとおりであると思います。ノーマライゼーションとはかけ離れているこの障害者自立支援法ですね。国民的な世論で、やはり正常な形に戻していく、これをやらなければ、もう所長おっしゃったように小手先のことではいけない、本当にそのとおりだと思います。それから、サービス水準は後退させないようにする必要、後退させないようにされるということで、少し基本的なことは守るということで安心をいたしました。この制度の周知というのは当該者の方にもうすべて行き渡っているとお考えでしょうか。ひょっと知らない方も、障害者の方もいらっしゃるのではないかと、このあたりはいかがでしょうか。

それから、利用料負担の軽減は、これは舗装具と障害児施設について限ったことではありませんので、すべての障害者の方の利用料負担についての軽減です。高知市では、ちなみに1割の利用料負担が急遽、4,500円もしかかるとしたら、3,000円まで市の単独で補助をするというふうな制度、市の実態に応じてそれぞれの形態はあるでしょうけれども、ぜひともこの独自の軽減策を検討していただきたいと思っております。南国市、

香美市、香南市の3市で、もしかしたら減免制度ができないかということで検証された経過もあるようですが、それはどうでしょうか。そういう動きがあったのかどうかお尋ねをしたいと思います。

それから、振興協議会についてですが、まず、やはり私は自治組織のあり方というのは平場の議論というか、隅々の議論がなしにトップダウンで進めてしまうと地域の振興とは逆の方向に行ってしまうと思います。そのかわり方として地域の特性も当然生かしながら、内発的な住民エネルギーを引き出すような地域自治組織となっていくよう、課長もおっしゃいましたように、一定のやはりルールを定めてですね、地域と協議していくべきではないかと思いますが、再度見解をお尋ねするものです。

それから、先ほど誘致話の中で、私が言ったのはそうではなくて、このランディックと繁藤地区地域振興協議会の間にその誘致話について紹介者があったとの位置づけでいいのか。第三者がいたのか、何か紹介者に対して対応できないと断ったというふうな発言をされておりましたので、それを確認したかったわけでございます。

それから、若藤保育所は、何回も聞いてと思うかもしれませんが、巨額の公費を投じてわずか2年で休園になるということは、これはもう住民から考えても、どう考えてもやっぱり納得、この財政難の折にですよ、納得できる問題ではないと思うんですね。もう建物はありますので、もう仕方がないかもしれませんが、この教訓を今後にどう生かしていくか。また、その施設の後の利用ですね、これをやはりその地域の主体となっていた振興協議会の方たちとも十分協議をしまして、これを有効利用できるように導いていただきたいと思いますと思うんですが、そのあたりを課長の見解をお尋ねしまして、私の2回目の質問といたします。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大岸眞弓議員の2回目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、卒業式、入学式の件でございますが、私は平成12年度からこの職をさせていただいておりますが、香北町、物部町には卒業式も入学式も行っていないので、様子はわかりません。が、卒業式も入学式もこれは学校行事のうちの儀式的行事であります。儀式的行事をどういうふうに行うかということですが、子どもの意見も聞き、職員も話し合っ決めております。私が校長をさせていただいておるころから、少しずつ、議員さんおっしゃるようになります。そうした中で、すみません、ちょっと年度を忘れましたが、日の丸、君が代と言っておったものが国旗、国歌と制定されました。そうした中で、主に卒業式になろうかと思いますが、卒業式を行うわけでございます。先ほども申させていただきましたように、教育はその基本法の第1条に書かれております教育の目的にありますように、人格の形成を目指すことと平和的な国家及び社会の形成者を育てることにあると思うんです。そうやってきたときに、小学校を卒業する、中学校を卒業するということがその子どもたちにとってどういう重みがあるのか、



意味があるのかということになろうかと思えます。県教委と私たちの関係は、先ほど述べさせていただきました。指導要領に沿って授業を行い、そしてその中から卒業式も生まれてくると思えます。私がこの職をさせていただきまして、旧土佐山田町では卒業式につきまして、いろいろ県教委からご指導いただく学校が3校ありました。それが1校が平成13年度から、あと2校は平成14年度からご指導いただくことのないようなことになってきました。子どもたちの子どもたち自身の喜びもあるし、子どもたちがこれから平和的な国家を形成する人間としての区切りの卒業式でもあるわけですので、その辺を十分皆さんにもご理解をいただいた卒業式でありたいと、あってほしいと私は思っております。

それとも絡みますが、教育基本法の改正についてであります。東京都につきまして、今の判決は今の時点では尊重すべきであろうと答えをさせていただきました。確かに、もう本当に昨日も問題行動は3件と、昨年度の、話をさせていただきました。偶然、昨夜、ある他市の教育委員さんと話し合う場があったんですが、そのときに私が質問したら教育長は1件と言うたが、あれは本当であろうかとおっしゃっていました。私もこの3件が本当であろうかどうかということは疑問に思っています。多くあればいいというわけではないですが、子どもの実態を見抜く目が教員にはなければならない。子どもが悩みを訴えられる、訴えることのできる仲間であり、訴えてもらえる教員でなければならない。また、その学校の現場をすぐに私に連絡してもらえる教育長でなければならない。保護者との関係も同様であります。いろいろそういう問題はございます。そういう中で、先ほどヤンキー先生の話とか、野依先生の話をしていただきましたが、子どもの発信を見抜かにかいかんとヤンキー先生もおっしゃっていました。子どもの叫びが聞こえるものでなければならない。ですから、教育基本法の改正だけで解決されるとは思っていないと申し上げさせていただきました。教育基本法を改正する必要があるかとかないとかいうようなことは、私は申し上げられる立場にはないと思っておりますので、今後を見守っていきたいと思っております。

次、学校評価の件についてであります。昔は視学官がのぞきにきておるとかいうようなことがありました。何か自分も視学官かなとも思ったりも、教育委員がそうかなとも思ったりもするんです。一昨日でしたか、大宮小学校へ突然に行きまわりました。学校へ予告せずに。それは建築中の暗い中で子どもたちがどんなに授業をしておるかということを見たかったからであります。照度の問題もあります。目が悪くなれば大変であります。けれども、何も予告せずに行きました。そして学校をずっと課長と校長と3人で見て回りました。そういうことも何か上の押しつけと取るかもわかりませんが、私はそんなには思っておりません。こないだ、実際は徳島県から3人の視学官じゃないです、その調査官は来たわけですが、その調査官も来ましたが、その細部の項目は私たちにも知らされておられません。ただ、ここに読売新聞の8月28日の記事があります。「文科省がその施行しておる学校評価については、学校の実力を5段階で評価する。」と

かというようなことが載っておりますが、「今年度は施行のため評価は学校に通知するだけで公表しないが、文科省では将来的には公表も検討すると言っておる。」とかいうようなことを書かれておりますけれども、現時点ではわかりません。これは、先ほど申しました安倍首相の教育に力を入れるとおっしゃっておる目玉と言ったら失礼ですが、学校評価は一つですから、教育再生会議で十分ご議論をなさって決めていかれるものだと思います。今後を見守りたいと思います。

それから、ご質問の中に子どもの評価のことが出てまいりましたが、これは私は授業評価ではなかろうかと思えます。今、子どもたちに授業の評価をさせて、先生も教え方について反省をされるといいますか、研究をするというようなことを行っています。香美市におきましては、常時1時間ごと、これも大変です、1時間ごとそんな書きよつたら時間がありませんから。随時そういう授業を評価、子どもにしてもらいまして、振り返りカードとかいうてつけちゅう学校もあります。そういうことで教え方を検討していこうということで、いつもどの学校もやっている、そんな時間はありませんから、物部町はありません。

それから、教育基本法第10条についてでございます。不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものであるということですので。そういうことからしますと、大変私の身には過ぎた、今仕事であり、重く感じるわけですが、先ほども申させていただきましたように、こういった立場で毎日を粛々と過ごしていきたい、皆さんのお力を借りてやっていきたいと思っています。お答えになるかどうかわかりませんが、そのように考えております。

次、その教育基本法の成立過程でございます。いかなる法律もそれまでの反省に立ちまして、今後を見通してつくられるものだと思います。教育基本法のもとには日本国憲法がございます。憲法を遵守して、憲法に貫かれております主権在民、基本的人権の尊重、平和を尊重、特に平和を希求する国民を育てていくために教育基本法はつくられたものであると考えていますが、不勉強で詳しいことはここで申し上げることができません。お答えになりましたかどうか、またわからない点がございましたら、ご質問をいただきたいと思えます。

○議長（中澤愛水君） 幼保支援課長、吉村泰典君。

○幼保支援課長（吉村泰典君） 大岸議員の認定こども園について2回目のご質問にお答えいたします。

今後の取り組みについてのご質問でございましたが、まず香美市すこやか子育てプランにつきましては、住民や保護者の方の意見を反映してできたものでございますので、これは重きを置いて進めていく所存でございます。

一方、認定こども園につきましては、新しく出てきました制度でありますので、今後研究をしてまいります。議員が言われましたように、よくないと判断すれば、それは実施にはならないと思えます。

それから、これは企画課長へのご質問だったかと思うんですが、若藤保育園についてはうちが関連しておりますので、うちの考え方といいますか、をちょっとご答弁させていただきます。現在の新若藤保育園を建設、平成15年に建設しましたが、それを建設すると決めたのは平成14年度中でした。その時点での旧土佐山田町としての保育のプランは、若藤を含む6園で実施するという、そういうプランを、計画を持っておりました。それがいろんな説明会などの意見も集約した後、前武内町長のもとで、これは考え直しをせないかんということで検討委員会等つくって進めてきまして、そして、平成17年2月に現在のプランができ上がり、香美市に引き継がれたという経過をたどっております。

それから、後の利用については市全体で、地元も含め、当然ですが考えていかなければならないと幼保支援課では思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 2回目の質問にお答えをしたいと思います。

サービス水準確保を含めて制度の周知徹底は障害者にできておるのかというお尋ねでありましたけれども、サービス水準の確保の問題につきましては、努力してやったというお話を先にさせていただきましたけれども、このサービス水準の確保につきましては、これまではサービスを受けておられる方がありましたので、水準がわかっておるわけですが、今後新たに申請される方についてはサービス水準がわかっておりませんので、制度としてそれがうまく水平につながるかどうかということがあると思います。国の方では6月に3分の1ぐらいは下がった時点にあったと、こういうふうなモデルケースで発表しております。そういうことを考えますと、行政側としては障害者のために少しでも上げたいという意識は働くわけですが、しかし、上げるということは故意に上げるということにもなりますし、また上げることによって障害者の負担を伴うということの大きな問題もございますので、これは制度として全面的に考えていかなければいけないんじゃないかと思っております。そうした非常に複雑な制度を障害者に周知するということは、大変困難な部分がございます。特に、知的障害者のご本人、家族に周知をするというのは大変困難です。しかし、この10月の本格スタートまでにですね、すべての障害者に手帳を交付をいたしております。たくさん自治体では手帳が交付できない状態で現在も至っておるといようなことがあっておりますけれども、本市におきましては9月に担当者には、土曜、日曜を返上していただきまして、この10月スタートに間に合わせたということで、周知徹底というところをそういう面でご理解をいただきたいというふうに思っております。

次に、3市において軽減措置を検討されたかということですが、このことにつきましては、検討をさせていただきました。しかし、財政的に今後保障ができるのか、3年だけでいいのかというふうな問題もございます。障害者がそれで安心して制度を活

用できるのかというふうな問題もいろいろと複雑に検討いたしました。しかし、それと同時に障害者問題がその財政負担の問題だけでなく、非常に切実な課題もあるということが3市の中で明らかになってきております。例えば、夏休み対策ということで、どこへも行けない障害の子どもたちもいると、そういう子どもたちを受け入れることも考えなきゃいけないんじゃないかと、ぜひその形で3市の中で、そういう形のものをつくろうじゃないかという話し合いもできておりますので、総合的にこの軽減の問題は考えさせていただきたい。少しでも、一歩でも前へ出た形のものやしていきたい。ただ、財政的な負担を伴うとかいう形のもので軽減はすぐにはできないということでございます。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、地域の自治組織等とのかかわり方、あり方についてですけれども、先ほども申し上げましたように、ことによれば協働に関する部分については一定の条例、あるいはその規則等の成立が必要であろうというふうには認識しております。生きた行政を地域とともにするというところから言いますと、その地域特性等を考えたときに、余りがんじがらめのルールというのは、私は必要にないと思っておりますけれども、柔軟性を持って必要最小限のルールというものはやはり必要であるというふうに思いますので、その点改めて明確にしておきたいというふうに思います。

若藤保育所の件、先ほど吉村課長からもお話ございましたが、後利用のことも出ましたので少しお答えをさせていただきます。3月議会におきましては、結果として残念であるけれども、一方で子どもが減るからという一面だけではなくて、定住対策とあわせてその地域振興という政策面からの施策が必要であるとのことで計画もされたものであります。とは言いながらわかふじ団地の売却が思うに任せないという事情もあるために、ありますけれども、これで早く閉めるということは3月議会でも言いましたように、読み、計画の見通しが甘いと言われれば、率直に甘んじてその指摘は受けなければならぬというお答えもしてきたところでございますけれども、今後、もし後について利用を図ることが必要になってきました場合に、これは企画課がすべきかどうかというのは、まだ現段階では明確でございませぬけれども、もし企画課にそういう役割が必要であるということでありますならば、これまで私、その昨年着任して以来その平山小学校の後利用について地域、あるいはその学校教育課とともにこのことについては向き合ってきたというふうに思っておりますので、保育についても教育委員会所管になるかと思っておりますけれども、この教訓を生かして対応してまいりたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

昨年12月16日に民間企業から低レベル放射性廃棄物の埋設についての説明がさ

れております。その説明が十分わからないということでございましたので、2月24日にこのランディックの方から再度説明を、詳しい説明を受けたということでありますので、恐らくこの民間企業の方から依頼があったんじゃないだろうかというふうに考えております。

○4番（大岸眞弓君） その仲介の紹介者があったのかどうか。

○総務課長（鍵山仁志君） それはわかりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 私の3回目の質問を行います。

入学式、卒業式でのその日の丸、君が代の取り扱いについて、教育長、儀式であるから、学習指導要領にのっとってというふうに、そういうご答弁だったかと思うんですけども、なぜこれがこんなに物議を醸すのかといいますと、やはりこの日の丸という旗が国民を戦争に駆り立てる精神的な支柱になっていた、こういう判決もあるわけです。こういうふうにその議論の分かれる問題を教育現場で、東京都のまさに強制かと思うんですけど、そういうやり方をすることが、私は大問題だと思います。これから、入学式、卒業式でやはりこれについてどう扱うかというその議論の場を、その時々現場の先生のご意見も十分聞ける場を持っていただきたいと思うものですが、それで強制にならないようにしていただきたいと思います。話し合いなど、どういうふうにされているのかちょっとわからないんですけど、話し合いの場を持っていただきたいと思います。教育長、私もそのとおりの思います。子どもたちの発信を見抜く、特に現場の先生には大事、そのとおりの思います。それはまさに教師と子どもの信頼関係を築くことだと思うんですね。私は、この教育基本法の改正案、政府の改正案は教育の評価の基準を国に置いております。ここが一番問題点だと思います。教育の評価基準というのは、時代を超える普遍的なものでなくてはいけないと思うわけです。改正案では、それに逆行していると思います。それで、教育を戦前に戻してはならないという思い出、全国で教育基本法反対の市民運動が今起こっております。10月14日には東京の明治公園で2万7,000人の集会が行われました。さっきご紹介しました高知県内の元校長先生によるアピールですが、もう一度別の先生の発言がありますが、ご紹介します。「孫の運動会に行くと、父母、地域と教師が一緒になってすがすがしい運動会をしている。行政が教育の介入していくと、こういう運動会はできない。教育基本法第10条が大きく変えられようとしている。法律に基づき教育が行われるようになれば、その時々々の為政者の言いなりになる。これは許してはいけない。」このように述べられております。

最後に、何度もお聞きするようですが、教育基本法改正ではなくて、今の教育基本法の理念を生かした教育に取り組んでいかなければ、取り組んでいっていただかなければいけないと思いますが、教育長の見解を再度お尋ねいたしまして、私の質問といたします。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 大岸眞弓議員の3回目のご質問にお答えいたします。

2点あったかと思えます。まず、卒業式に関してでございますが、校長会で地教委としての考えは話し、校長同士で話し合いもしております。そして、学校に帰りましては、職員会で教職員と話すこともありましようし、また開かれた学校づくり推進委員会や学校評議員会でも卒業式というわけではありませんが、学校の経営方針、重点目標、学校行事、子どもの実態等にとっては十分話し合っていておりますので、その中で議論もしていただくことではなかろうかと思えます。ちなみに開かれた学校づくり推進委員会には、子どもも入るようになっておることを申し添えたいと思えます。

次、教育基本法の改正についてでございますが、現時点ではと申しますか、まだ改正されておるわけではございませんので、日本国憲法をもとに現教育基本法にのっとりまして、私は至らないですけれども、みんなの力を借りて粛々と仕事をさせていただいております。皆さん方のご指導、ご協力もなお一層よろしくお願いをしたいと思えます。

今後につきましては、また国会とかいろいろなところでご議論もいただくんじゃないかなろうかと思えます。私は、だれも、私も本当に小学校時代は戦争中でした。そういったことを好んでいる人はこの日本国民にはないと私は思います。あのようにならぬような方向を望んで考えている人はだれもいないと思えます。よりよい国際的に日本が活躍できる、そういった国をつくるということで十分いい方向にご議論をしていただいて、基本法が改正されるなら、その方向にいくものであろうと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時49分 休憩）

（午前11時01分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平でございます。登壇するのは初めてでございます。緊張しておりますので、よろしくお願ひします。今回は、2項目について質問を申し上げます。この質問項目につきましては、行政報告にもありましたが、そのことを踏まえまして一歩掘り下げてお伺ひします。

まず1項目目の県立高校の再編に伴う今後の香美市教育行政及び県教育委員会に対する取り組み姿勢についてでございます。

過日、県教育委員会から発表があったとおり、大栃高校も高校再編の対象校となる中、平成20年度募集停止、平成22年度閉校して山田高校との統合の方針が示されました。そうした現状の中、香美市の今後の教育行政に関する姿勢についてお聞きするわけです

が、そのポイントは2点ございます。まず、1点目は経済的な支援策、2点目は小学校、中学校過程での教育環境向上策です。1点目の経済支援策ですが、大栃高校の設立経緯を見ますと、大栃高校設立までの地元進学率は2割程度と大変低かったわけですが、大栃高校設立後はその進学率は飛躍的に向上しております。これは地元で高校ができたことによって経済的負担が減少されたことが大きな要因となっております。そして、現在は高校は準義務教育課程とまでになっております。こうした中で、この高校がなくなるということは、進学を目指す生徒は少なくとも山田高校への遠距離通学となり、当然経済的負担も増します。つまり、今は近くに高校があることから経済負担も軽くて済む。あるいは高校は負担を抑え、次の段階、つまり大学や専門学校に備えるといった考え方なので、家庭や生徒もそれぞれ通学、勉学に励みに目的に向かって努力しております。しかしながら、大栃高校が募集停止の段階でこうした思いは絶たれます。これの対応策として県が示そうとしている奨学金制度、つまり経済的負担がおもしろになるのなら、この制度を活用してくださいとのことですが、この制度はあくまでの資金貸与であって、返還の義務があります。また、この制度をフル活用して3年間通学するとすると、今のところ具体的な数字は示されておりませんが、恐らく100万円単位の金額になるのではないかと想定されます。そうすると、高校卒業時に早くも家庭や生徒がこの負債を抱えてのスタートとなり、やはり割り切れないものがございます。もう一つ懸念されることとして、地元で高校がなくなるということで、子どもの通学や進学のために住居を移すということです。香美市内にとどまってくれるならまだしも、市外転居ともなると人口減少の一因にもなりかねません。

こうした観点から1点目についてお伺いするわけですが、高校再編に伴う閉校により、この通学負担等に対する支援策、つまり県教育委員会に打診して県と市で合算した助成、または香美市独自の助成制度が講じられないものか。当然公金の投入ともなりますと、公平の原則からも市民感情を考慮しなければなりません。高校再編のあおりを受けて選択肢が狭まった事情、また旧物部、旧香北両町村では大栃高校在学生の育英基金としてそれぞれの応分の分担金を拠出し、授業料や通学バス定期代について助成をしてきた経過がございます。これは、とりもなおさず地元で高校を存続させる、ひいては過疎対策一環としての配慮のもと、行政が実施してきたものと認識するところでございます。このように特段の事情の中では、当然香美市としても、単に学校が1つなくなるといった次元の問題でなく、市の発展にも反しても憂慮すべきことであるととらえ、県に対し積極姿勢で臨むべきだと考えるところです。この点について市長の考えをお聞きします。

次に、2点目の教育環境向上策ですが、生徒それぞれの個性によりまして大規模高校にはなじめない、また細やかに指導が受けられることを希望して大栃高校に入学してくる生徒も少なくありません。こうした生徒の選択肢が、閉校になり統合されることにより狭まり、もしかすると、山田高校に入学したもののなじみず中途退学することになると、その生徒の将来にもかかわる重要なことにもなります。そのことをなくするため

には、やはり今から小学校、中学校の教育環境を整備し、向上策を図っておくことが必要になってくるとおられます。少なくとも、香美市の生徒が山田高校に進学するについては、よほどの事情がない限り全員がその過程を終えることができるよう教育的配慮がなされなければなりません。こうした点については、当然県教育委員会、また山田高校、大柘高校とも連携をとって臨むべきだと考えますが、香美市としてどう対応していくのか具体策をお聞きします。

次に、この項目も行政報告にありました防災対策でございます。ここでは、直面するハード対策について、そのあり方、方向づけについてお伺いするものでございますが、自然災害に関する防災、減災対策に係る助成制度の統一基準の策定でございます。香美市全域にわたる、とりわけ山間地に位置する住居、またはその周辺のがけ崩れが予想される箇所や、中小河川での災害の恐れのあるところ、市道、農道のクラック等でいずれ近いうちに崩壊するであろう箇所は、過日の市長以下、各関係機関との合同で実施された災害危険箇所パトロールでもその状況は把握されたことと承知するところでございます。こうした中で、特に関係住民の声としてあるのが、こうした災害の恐れのあるところは、早いうちに手だてを講じることで住民の安全が確保され、安心が担保できる。また、そのことで経費も安く仕上がるのではないかとといった率直な意見が数多くあります。災害が起こって初めて事業に着手するといった制度、そしてその仕組み、基準が壁となって、住民側からすれば改修、改善を望むには災害を待つという、まことに割り切れないのが現状ではないかと思われるところです。そうした中で、これに関する香美市の施策の一つとして実施されている中に、集落整備事業がございます。この制度の内容と課題を見てみますと、まず事業制度の内容の中の防災に関する区分で、消防防災施設整備事業の中に集落道と側溝の防災施設、小河川等の防災施設、そして住家防災対策事業の中に予防対策があります。ここでは災害に関する事業内容についてのみ触れましたが、この事業の中にはほかにも生産関連施設整備、文化教養施設整備、生活関連施設整備といったライフラインの確保や住民福祉向上策が盛り込まれております。そういったところで、先ほど申しました防災予防対策に戻りますが、この施策に関しては、いずれも災害を与える恐れがあると認められるものと、前兆現象はないが危険度が客観的に予想される場合、助成対象の枠に入れるという基準になっております。つまり、災害が起こる前でも、またその危険度や現実に災害を与える恐れがある事項であるならば、手だては講じられることになっております。しかしながら、課題といたしまして、その判定基準の厳しさと相まって、この制度の位置づけでございます。つまり、予算枠では総務管理費の中の1項であることから、予算が限定されることと、個別対応であるがゆえに調整の末にこの額でしか組めないとなっているのではないかと考えるところでございます。

少し視点を変えまして、このことについての事例を含めて申し上げますと、先ほどの個別対応という言い回しでございますが、本年度の予算書にもあるとおり、これは物部支所のみでの予算措置となっているという意味合いでございます。これは、とりもなお



さず旧物部村で実施されてきた災害の事前予防や水道、集落道の修繕、改修等ライフラインにかかわる、また住民生活に直結するなくてはならない、また弾力対応できることであったゆえに引き続き予算措置が、配慮がなされたものと認識をするところでございます。

そこで、このような住民の日々の暮らしに直結する身近な制度そのものを一歩進めていただいて、香美市全域を対象にした統一基準を策定し、明確に位置づけ格付する。例えば香美市集落整備事業制度としてランクアップを行い、助成制度を確立し、適切な予算措置を講じるとともに、機能強化と特にこれが行政の方では大事なんです、弾力運用を図っていくということです。ちなみに、この弾力という言葉でございますが、辞書を引いてみますと、状況の変化に素直に適応できるとあります。こうしたことを踏まえまして、住民の安全の確保、安心の担保に導いていく。そして、もう一つ大事なことは、冒頭申しました現状の制度に対する受け皿づくり、つまり国や県で事情により採択されなかった項目や事業について、この制度でカバーするという対策の意味合いでございます。一例挙げますと、これも旧物部村で実施され、現在も予算化されている集落営農パワーアップ事業という制度がございますが、この制度に至った経過ですが、農業政策に該当する高知農業確立支援事業や、中山間農業活性化事業に農業者がいろいろの施設の整備を要望して、不採択になった事業の受け皿、補完制度として策定をされたものです。この制度も集落協定が締結されている地域で大いに活用されまして、農業基盤整備に一役買っております。少し話がそれましたが、このような例からもわかるように、要するに今のこの香美市の現実を見据えたときの市民に対する課題解決に対する積極的な姿勢でございます。この場合は、香美市が要望する一項目でもある災害に強い、また安心して暮らせるまちづくりのための具体的第一歩と位置づけのもと、制度化に向けて関係部署が連携してデータを引き出し、課題を抽出し、特にこの課題の中には一番大事な裏づけともなる予算措置がありますが、これにつきましても、例えば香美市の年間総予算枠の0.2%をこの制度に手だてするといった考え方、こういった考え方もどうでしょうか。財政課長もちよっとしかめておりますが、とにかくこうした検討を加えて精査し、内容をくみ上げ、具現化を図るといった取り組みを求めるものであります。この点について市長の考えをお聞きします。

以上で質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 竹平議員さんの県立高校の再編計画について、大栃高校についてお答えさせていただきます。

ご質問のように、いよいよ大栃高校も平成19年度募集で、平成20年度から打ち切りという方向が示されました。市教育委員会といたしましては、市内の子どもたちみんなに、さらに一人一人を見据えたきめ細かい教育の推進に努めなければならない、そのためには教員の指導力の向上を含め、授業改善に取り組んでまいりたいと考えております。

また、学校評価を柱にいたしまして、学校経営についてもさらに工夫改善をしていかなければならないと考えています。大栃高校の今後につきましては、大栃、山田両高校の校長と、大栃中の校長とかと話し合いを持ちました。みんなが一堂に集まったわけではないですが、何回か話し合いを持ちました。また、高校教育改革課からは奨学金制度と大栃中の1、2年生、大栃小の6年生の保護者へのアンケートを取りたいという説明を受けました。大栃高校の教育のよさを山田高校に生かすについては、平成19年度、来年度から山田高校をどのようにすればいいのかというようなことも考えられます。また、現在の市としての助成制度もありますが、こういったことを市としてどうしていけばよいかということは、まず地域の人々のお考えをお伺いして、地域や学校との連携に市教委としては努め、よい方向にもっていきたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 市長にという答弁を求めておられましたけど、まず私の方からお答えさせていただきます。

自然災害に関する防災、減災対策に係る助成制度の統一基準についてというご質問につきましては、まず、企画課の所管をしております部分で言いますと、集落集会所整備事業というものがございますけれども、これは対象としては全市域に向けた事業でございます。しかし、この事業そのものもご指摘のとおり予算規模も限定をされておられて、今議会に補正をお願いをしている300万円にあわせても平成18年度は総額600万円でございます。その額で地域全体が対象と言えるのかと言われれば、答えに窮するところではございます。

ところで、その現行の制度は集落集会所整備に対して、その事業区分によりそれぞれ補助率は2分の1でございまして、補助限度額は新築の場合が600万円、改築が300万円、修繕が100万円と規定しているのみで、条件設定があれこれとない分、使い勝手はいいという制度であろうかとは考えております。ご質問のことにつきましては、例えばこの施設のみではなく、設備についても整備が必要であることから、そうしますと、この制度では機能しないということになります。

一方で、防災対策課が所管をしております自主防災組織に対する助成制度との関係もございまして、今後は防災対策課等と一体的に協議を行うこととしたいと思っております。また、今ご指摘ございましたように各課にわたる事業も相談しているようなお話でございましたので、こうした点も踏まえてですねちょっと執行部内部で話し合いを進めていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 竹平議員のせっかくのご指名でございますので、お答えをさせていただきます。十分な勉強をしておりますので、答えになるかわかりませんが、県立高校の再編につきましては、先ほど教育長の方からも答弁ございました。先日、私

もこの問題が起きてから大栃高校の方に教育長と出向きまして、地元の校長、また地域の方々との話し合いを持つ機会を得ました。そうした中で、大栃高校の設立をしてきた、また経営してきた経過、そうしたものにつきましては、十分お話をお伺いをし、そして大栃高校の果たしてきた大変大きな役割というものを認識をしたわけでありまして。そうした中で、今回県教委の出しております県立高校の再編の方針の決定をまた受けまして、大変残念な思いもいたしております。しかしながら、その話の中でありましたように、やはり今日大変児童数も少なくなってきた現状の中で、やはり将来の子どもたちのことを考え中で一定の方向を出すべきではないかという地元のお話もあったようでありまして、また同時に今日まで大栃高校の果たしてきた役割も、そうした時期を迎えた中では一定果たしてきたのではないかというふうなお話をお聞きをし、残念ではございますが、県の決定を受け、今後じゃあどうすればいいのかということ香美市として当然受けとめていかなければならないというふうに思います。香美市独自の補助制度、いわゆる奨学制度を含めたそうしたお話でございますが、現在のところ今香美市の中でこれを立ち上げるといふ部分にはないとは思いますが、なお、県立高校でありますし、また受け皿であります山田高校へのさまざまな対応等につきましては、県の教育委員会等にお話しもさせていただきたい、そのように思っております。

また、次に自然災害に関する防災、減災の対策に対する助成制度の統一基準でございますが、このことにつきましても大変私自身も関心を持っておる人間でございました、今までは。実は、(旧土佐山田町)町議会議員のときに何度となくこうしたお話をさせていただきました。山間部に住む者にとりましては、災害が起こってから、またいろいろそうした中でけがやそうしたことが起きた中でそれを対応する、いわゆるかげ災事業であるとか、さまざまな県の制度があるわけでありまして、そうしますと、大変負担も大きくなるわけですので、まず小さな崩れ、また同時にそうした災害が起こる前に予防措置としてやっていった方がええじゃなかということは何回か指摘をし、また県にも何回かこうしたお話しもさせていただきましたが、県の制度の中にはありますけれども、いわゆる災害が起きた箇所に対しての対応は、ある一定できてきておりますけれども、予防対策については本当に遅々として進んでいないというのが現実であります。そうした中で、この市としてどのように一つの助成制度を統一基準を決めてやったらどうかというふうなお話でございますが、現在の中で、今これを完全にカバーできる、やれるような状況にあるのかということにつきましては、予算を含めてまだ検討の余地があると思います。この制度そのものにつきましては、大変理解を持つものでございますが、今後予算等、あるいはまた横の各課の調整等を図りながら進めていかなければならないと思っておりますので、ここでわかりましたと即答できるわけにはいきませんので、その辺をご理解をいただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 竹平豊久君の質問が終わりました。

次に、12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君）

12番、久保信彦です。まず最初に直してほしいところがあります。（一般質問要旨）最初のところに「8月から」とありますが、これは「8月から」というのを消してください。以上です。

今年6月に、国会で自民、公明両党が強行成立させた医療費改悪に基づき、10月から実施をされます70歳以上の高齢者を中心に医療費の窓口負担が大幅値上げや、療養病床患者の食事、居住費の負担増、それから自己負担の限度額が引き上げられる、その内容であります。70歳以上のうち現役並み所得のある人は、病院や診療所の窓口で払う患者負担が現役世代と同じ3割負担に引き上げられる内容となっております。9月までは2割負担でございましたけれども、この人たちは7月までの1割負担が2割負担へと引き上げられ、10月から3割負担になります。厚生労働省は8月から現役並みの所得の年収基準を引き上げました。新たに対象となった人は約90万人であります。自己負担額が2年間現役並み所得より低い一般のまま据え置かれる主旨があります。医療受給者証に自己負担限度額一般適用と書いてあれば、その対象であります。課税所得というのは、ご承知のように、この税金を計算するときに差し引く公的年金控除や配偶者控除などの各種控除を除いた額であります。現役並み所得に該当するかどうかは、毎年7月に市・区・町・村が課税並み所得を判定し、対象者に通知をします。年収が基準額に満たなくても、課税所得が145万円以上であれば一律に課税並み所得の対象とされます。年収が基準額より低い人にも通知が来るので、その人の書類で申請しなければ3割負担になってしまいます。厚生労働省は8月から現役並み所得の年収基準を引き上げました。新たに対象となった人は、約90万人であります。自己負担限度額が2年間現役並み所得より低い一般のまま据え置かれる経過措置があります。医療受給者証に自己負担限度額一般適用と書いてあれば、この対象ということだそうであります。

そこで、香美市の現役並み所得の人は何人おられるのかお聞きをいたします。10月から患者負担が3割になる70歳以上の高齢者は住民税の課税所得145万円以上、単身世帯で年収383万円以上、夫婦2人で520万円のこの両方に当てはまる人だそうであります。役所からは基準を満たす人に患者負担の3割負担が、通知が届けられています。しかし、その中にはこの収入が基準額より少ない人も一定数いると思います。こうした人は、申請によって3割から1割に戻るということも聞いております。

2番としまして、年収が基準額に満たない人でも課税所得の申請がないと、現役並み所得として扱われるものか、その点をお聞きをします。

そして、3点目としまして、定率減税の廃止、これは来年は全廃になるわけですが、その前に配偶者控除、配偶者特別控除の縮小というものがございました。そして、公的年金控除の縮小などもありました。老年者控除の廃止、これらはすべてなくなったわけでございます。こうしたことによりまして、医療費の負担が増大をしたと見なされる人は香美市に何人おられるのか、あわせてお聞きをいたします。

次に、有害鳥獣の実態調査についてお尋ねをいたします。

人による適度な自然への関与が失われることによる猪、猿等の野生鳥獣にもあらわれております。奥山の自然地域に生息していた猪、猿等がその分布を拡大しているのが見られます。このような地域において耕作放棄地が拡大して、草や灌木等が繁茂し、そこが猪にとって人からの隠れ場となるような安全地帯となっていることも里山において人間の活動が低下したことにより、森林から耕作地へと猪の移動にとって適した状況となっております。鳥獣対策に関する行政及び農業団体に対するアンケート調査によると、猪については被害が増加したという、この回答ですね、この回答、農業団体等が約この半分を占めているということも聞き及んでおります。そこで伺いますが、広報に掲載されている防止対策について伺うものであります。

もう1点は、その鳥獣の保護管理に重要な役割を担っている猟銃者は減少しております。高齢化が進行しており、猟銃者の確保や次の世代への継承が困難になっております。保全整備に必要なシステムをそれぞれの地域においてすることが必要であります。猪、猿、鹿による鳥獣被害が深刻化していた滋賀県であります。この東近江地区というところでは、農業改良センターがプロジェクトチームを結成して、総合的な鳥獣対策に取り組んでおると聞いております。

そして、2番目の合併後の実態と制度運用はどのようになっておるのかという点をお聞きをいたします。

3番目の吉井勇記念館の溪鬼荘についてお尋ねをいたします。

吉井 勇のこの心のふるさとと申しますか、日本の土を踏みしめ、彼の作品、遺品に触れることによりその心の旅路を体験し、心を大切に思い、本当の意味での生きる力を得ると、このような場所となるように願って、吉井勇記念館が建てられたわけがございます。記念館は、厳しくも美しい自然と独自の文化、そして人々の温かな心に触れながら、楽しみ学ぶことのできる文化・研究施設を目指しております。吉井 勇を中心として、資料収集、それから調査・研究を進める機関として機能していくとともに、文化の振興を図るために建てられたものであります。この建物は土地、そしてこの建物全体の総工費は1億円かかったそうであります。一つここで歌を、私もわかりませんが紹介をさせていただきますと、「寂しければ、御在所山の山櫻、咲く日もいとど待たれぬるかな」という歌がございます。これは、吉井 勇の記念館に行った方はご存じかと思いますが、この玄関の向かって右の方に建っております。そして吉井 勇ですね、この少年時代から20歳、昭和38年に文壇に登場し、その文学世界は、境遇や心情の変化、そして家風などから東京と希望、そして漂泊と苦悩、香北町猪野々と隠棲、京都、円熟の4期に分けることができると聞いております。明治、大正、昭和にわたり文学界で活躍した歌人でもあります吉井 勇であります。吉井 勇のこの足かけ、これは5年にわたるかと思いますが、この地で、隠棲した香北町猪野々の地には自作や貴重な写真、映像などがありまして、勇の生涯がわかる記念館であります。香北町猪野々にまつわる歌としまして、もう一首紹介をさせていただきますと、「菰生路の秋深くしてさむさむと、山風そふ

く河風そふく」と、こうい歌もあるわけでございます。若干20歳で文壇に登場した勇は、与謝野鉄幹、そして晶子、そして北原白秋、石川啄木らの歌人、詩人はもとより、この谷崎潤一郎などの小説家とも交流を重ねました。この勇を語るあの有名な石川啄木であります、こういうふうには彼のことを、これはよくわからないわけで、私にはわかりませんが、そして、妙な男女と交わり日夜酒に浸っている。

○議長（中澤愛水君） 久保議員、簡潔に質問事項を述べてください。

○12番（久保信彦君） 勇がどん底に落ちた、もがけ、もがけ、そしてとまれと、このように言っております。吉井 勇は放浪の巻きを読んだともあります。そして、華やかな歌、ゴンドラの歌の作者としても知られております。明治17年10月8日に生まれ、伯爵の子として生まれました。晩年は宮中新年会の初めの選者にも選ばれた祇園歌人の吉井 勇であります。吉井 勇記念館が平成15年5月に建てられましたが、その平成18年の月数の入場者数は幾らなのか、この建てる当時でありますけれども、これには約1万とも聞いております、年間1万の入場者があるだろうと聞いております。そして、溪鬼荘が移設されてから約6カ月になりますが、その移設後の平均入場者数は幾らなのか、この点をあわせてお聞きをいたします。

最後に、生活保護について質問をいたします。

今年7月に京都市伏見区で起きた心中事件で、この承諾殺人罪に問われた事件の公判がありました。被告は認知症の介護で退職し、失業給付金などを使い切った後、生活保護申請を3回にわたって行ったが認められず、心中を決意したが、本人が生き残ったという事件であります。裁判官が、この生活保護のあり方や窓口の対応のあり方を考える余地があると、あえて閲覧をしなければならないような京都市の生活保護の実態が浮き彫りになっております。ほかにも8月に入って京都市が一律の打ち切り目標を持って保護行政を進めていたことが明らかになりました。このような例は数々あるわけですが、国の悪政に京都市政の市民切り捨てが加わり、黙っていても暮らしも命も危ないという実態がだれの目にも明らかになっております。保護基準が引き下げられ、さらに本格的な引き下げを断行しようとしています、そんな中で保護基準の貧困層が増加し、保護基準が高いと思っている人がいることも事実であります。低所得者層の増大、拡大、不平等が大きくなれば、国民相互間の足の引っ張り合いが始まり、社会の分裂と弱者に対する社会的な排除が見られるようになります。国民相互の足の引っ張り合いとなることか、それとも生存権を守り、人間に値する生活は何かを改めて考え、保護基準と連動する生計費原則に基づく課税最低基準、そしてこの引き上げこそが必要だと考えております。労働者の最低賃金を引き上げていかないと生活保護や失業保険などの給付水準が上がらないわけであり、別の言い方をすると最低賃金は生活保護や公的扶助よりも高くしなければならないということです。なぜなら、働いていないのに生活保護費をもらって働いている者よりもいい生活をしていると生活保護の受給者を攻撃することにもなるからであります。現行の最低水準を地域別の最低賃金の東京の例をとってみ

ますと、月額換算で9万9,389円ですが、生活保護基準は17万8,428円、民事再生法の最低生活が23万895円ですから、現在の最低の賃金の水準がいかに低いものであるかがわかります。生活保護よりも最低賃金が低いから生活保護も切り下げのような状態にもなっております。日本の場合、生活保護と基準という貧困と印象がありますが、社会的に合意のできる貧困の合意をつくる必要があります。貧困ラインがILO基準で平均所得の50%、EUでは60%というこの基準であります。国税庁の数字で換算しますと、日本の平均収入は450万円から460万円でありますから、その50%として、230万円であります。日本の場合、年収200万円以下が19%、860万人いるそうであります。230万円以下が24%、100万人、1,000万人もいるそうであります。これは大きな数字であります。これは生活保護基準よりも少し上のラインであります。大量失業を背景に95年以降生活保護給付世帯がじりじりとふえ始めております。現在では80万世帯を超え、保護の適用者も125万人を超えました。年間の保護支給総額が1兆8,000億円に達したので、厚生労働省としては社会保障全体の抑制の中で、保護基準を引き上げるしかないと考えたのでありましょうか。しかし、世界中で公的扶助にこれほど少ししかお金を使っていない先進国は日本しかありませんので、保護基準の引き下げはやめるべきであります。本当に一けた低いこのものと言わなければなりません。ヨーロッパの先進国では、この公的扶助は民間企業が生み出す失業の社会コストとしてとらえられていますから、失業多発の場合、セーフティネットとして国が基準をきちんと守るべきであろうかと思えます。

そこで、まず長くなりましたけれども2つのことをお伺いをいたします。必要な人が保護を受けられないなどの保護行政についてどのような認識を持っておられるのか。

そして、2番目として香美市になってからの申請者数と許可された数を問うものであります。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

（午前11時51分 休憩）

（午後12時59分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

執行部の答弁を求めます。保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 久保議員のご質問の高齢者医療に関してのご質問にお答えします。

まず、香美市に現役並み所得の人が何人いるのかというご質問ですが、平成18年8月末現在で224人です。

それから次に、申請がないと現役並み所得として扱われるのかというご質問ですが、申請がない場合は現役並み所得者と同じ扱いになります。

次に、いろいろな改定によって医療費負担が増大したと見なされる人数は香美市で何人いるのかというご質問ですけれども、これは申しわけありませんが、機械的に出てきませんので、一人一人計算してみなければわかりませんので、把握はしておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 久保信彦議員の広報に掲載してる有害鳥獣の被害防止策の活用状況についてお答えします。

この有害獣被害防止事業は、事業体系としましては個人単独で受けられる市単独事業と、農林業団体等が受けられる県補助事業の2本立てでございます。事業形態としては、合併前の旧土佐山田町を引き継いでおります。両事業とも種類としてはトタン、ネット、電気、有刺鉄線、鉄線等の牧柵の材料代や資機材の購入費用が補助対象であります。対象獣は猪と鹿であり、補助率及び上限を要綱で定めております。平成18年9月末現在の活用状況といたしましては、個人対象分である市単独事業、電気柵、香北町、物部町各1件の2件、ネット牧柵、物部町の3件、補助金額は約13万9,000円となっております。また、県補助事業では、電気牧柵、香北町5件、物部町1件、計6件、ネット牧柵、物部町の1件となっており、現在補助金合計金額は58万円でございます。

合併後の実態と制度運用についてですが、被害の実態としては猪、鹿による物部町地区における水稻、ゆず等の農作物被害と、ヒノキを主とした植林被害が深刻になっております。物部町の場合は物部町全域でございます。香北町地区は主に猪野々地区で猪の被害がふえておりまして、作物としては水稻、モモ等の被害がございます。土佐山田町は、主に繁藤地区で発生しており水稻被害が多く見られます。

次に、当補助制度は合併後は香北地区、物部地区で主に活用、運用されております。香北地区では比較的ほ場が平たんで、地区ごとに集中しておりまして、県補助事業を運用して大規模の被害防止柵を設置しております。物部地区はほ場が急峻な場所に点在しており、個人対象の市単独事業を運用し設置しております。土佐山田町地区は平成7年度から現在の市単独事業等で同じ形態で事業実施を図ってきたため、ほぼ全域に柵が行き渡っているような状態になっております。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 久保議員の溪鬼荘及び吉井勇記念館についてお答えをいたします。

まず、月ごとの入場者ということで、溪鬼荘につきましては入場者の対象としておりませんので、吉井勇記念館の入場者としてご報告を申し上げます。4月57人、5月100人、6月43人、7月48人、8月60人、9月66人、10月15日現在で79名でございます。合計しますと453人で、平均しますと1日3名程度ということになります。この人数につきましては、入場者だけでございますので、これまでの星祭りとかいろいろな行事等には地元の方々のたくさんのご参加をいただきましたので、実際に



はもう少したくさんの方が参加をされておると思います。

今後の構想でございますけれども、まず貴重な資料につきましては、その季節に合った歌、冊子の展示がえを年4回行っております。また、全国各地にあります文化館、記念館に写真や冊子の貸し出しを行いまして交流を図り、勇と記念館のアピールを行っているところでございます。8月に吉井勇記念館運営審議会を立ち上げまして、8名の委員さんによります今後の取り組み等についてご指導いただき、審議会、地元住民、記念館で計画を立てていく予定をしております。現在ですけれども、香美市の小・中学校での短歌の授業で、身近なものとして感じてもらい、子どもたちから短歌に親しんでもらうという思いを持っております。現在、山田小学校では楠瀬兵五郎先生に国語の授業を通して短歌の指導を、過去数年間実施をしてもらっておるところでございます。また、校長会で全校に広げていくよう推進をしていきたいと思っております。

10月に行いました吉井勇顕彰短歌大会には、香北中学校の生徒109名から217首の作品を寄せていただきまして、11首の賞のうち生徒の3首の作品が受賞しました。これを機会に香美市、香南市の中学校に参加をお願いをしまして、短歌大会の啓発活動を行うよう計画をいたしております。また、地域の方々のご協力をいただき、春や秋などの観光シーズンに合わせまして、猪野々のよさを知っていただくため、地域と記念館共同で猪野々でないといけないイベントを計画していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 生活保護についてお答えをいたします。

まず初めに、必要な人が保護を受けられない保護行政に対する認識はどうかというお尋ねでございますけれども、私としましては、保護の必要な人が保護が受けられるセーフティネットとしての保護行政であるべきだというふうに考えております。

次に、香美市になってからの申請者数等についてのお尋ねでございますけれども、申請者の申請数は61件、保護開始数は31件となっております。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） まず、医療費ですけど1点だけお聞きをしておきたいと思っております。

その私の聞くところでは、前田メディカルクリニックというところがあります、香北町に。そこで聞くと、何人か実はおりました。それは職員に聞いた話ですが、3割に10月から上がったというような話も聞いております。

それから、これに一つお答えを願いたいと思っております。控除がなくなると所得は当然上がってきますわね。老年者控除、私もそうですが、もう60超えまして、もう以前に、去年、おとしですか、なくなりましたわね、45万円か60万円でしたけど、もうそれだけでも違います。そういう点で、これは控除がなくなると上がってくるということです。これを答弁を願います。

鳥獣ですが、これ私も実はずっと回ってみました。土佐山田町は回ってないんですが、その油石地区でははや猪が来ておるといいます。とにかく、香北町萩野ですが、この電気柵をやっておるといいます。実はこのやっております、国道ぶちにずっともう、一切これをやらないともうつくれないというような状態です、山の方へ入ると。ほいで、猪もそうですが、鹿も特に物部にはよけおるといいます。この繁殖力が非常に強いということで、これ、条例にも出ておったんですが、あれ何頭でしたかね、忘れましたが、とにかく駆除班で何頭と決められております。猪も鹿もキジバトもそうでしたが、とにかく鹿にとっては非常に繁殖力が強くてふえやすいということからしますと、あの条例でええのかなという感じもしますがどうでしょうか。その点をお聞きをします。

とにかくもう香北町萩野、岩改、葎生野、永瀬、西川、猪野々、清爪、梅久保、永野、谷相、日ノ御子、これ私の住んでおる地域を回ったわけですが、もうすべてにやられておるわけですね。それで電気柵にしましても、集落協定ですか、あれでもうちくちくちためて、それと農業の共済で一部充てて、それを一緒にして負担はほとんど要らないそうです。それでやっておると聞いております。それで、聞くのは、先ほど言いましたその条例でええのかどうか、鹿のほかに、そういう点です。

それから、この何ですね、広報香美というのがありますけど、これ「平成20年3月31日まで補助限度額の範囲内であれば、何度でも申請ができます。」と、こうなっておりますね。もう31日というのは、これはどうしてなのかというようにも思います。これが特にもっとふえていきやせんかと、この今の状態が続けば、そこな辺をお願いします。

それから、アンパンマンですがね…。

○議長（中澤愛水君） アンパンマンは通告ありませんので、溪鬼荘じゃないですか。

○12番（久保信彦君） 溪鬼荘です。吉井 勇の溪鬼荘ですが、これ（入館者の予想が）約1万人と言いましたが、これはアンパンマンに来る方よね、これを以前に議会ですとこの方も誘ったらどうかというような話もあったと思います。そこで、アンパンマンに来る人たちは若い人が多いわけですね、子どもを連れて。どうしても、ほんで興味がないということで難しいわけですね。何ならこの看板を見かけませんけれども、香北町には道しるべがあります。こちらに看板立てればそれで人が来るかと言えばそうでもないようにも思いますが、その点はどうでしょうか。

それから、この生活保護のこれ簡単にやりますが、これ官報の資料ですね、資料によりますと、この平成12年を100とした場合に、平成18年ですね、6月だけ言いますけれども95.6というようになっておまして、非常にこう所得が落ち込んでいる状態がわかります。それから、可処分所得ですね、これが56万5,004円となっております。実質所得はマイナス6.6というようになっております。これが12カ月連続で減少しております。そして、消費支出も30万1,978円と、マイナス3.4と6カ月の連続の減少となっております。そこで、今2006年ですね、もう既に100万円を超

えまして、結局2006年には、106万8,523世帯となっておる状態です。厚生省の担当者は、稼働能力の判断について「稼働能力があることをもってのみ判断すべきでない。」と、こういうふうに言っておるわけですね、香美市はそうではないと思いますけれども、各地で提出先の、提出による生活保護の廃止が起こっておるそうです。それで、この辞退届けですね、これも本人が書かなければだめだということです。職員が書いてあげたらいかんということですが、香美市ではそういうことは実際ないと思いますが、どうでしょうか、その点をお聞きをします。

2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 久保議員の2回目の質問の所得の関係のご質問にお答えします。

昨年と収入が同じであっても控除が減額になったり、控除制度がなくなった場合は、課税所得は上がるということになります。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 久保議員の2回目のご質問にお答えします。

まず1点目は捕獲許可数についてでございますが、これについてはですね県の保護管理計画との関係とか、被害対策協議会等、あるいは有害獣の生息密度等の調査とか種々の条件を検討しまして、今後につなげていきたいと考えております。ちなみに銃器による許可期間が大体1カ月でございますが、その間の猪が1人の場合4頭で、鹿2頭、駆除班によりますと猪が10頭で鹿が10頭ということでございます。このご質問でございました。もう1点、防護柵の期限内なら何回でも申請することができるという件でございますが、これは1人の方が、補助金の額がこの平成20年3月31日までに補助限度額の例えば5万円にならなければ何回でも申請ができると、5万円までは3回でも4回でも申請ができますということでございます。

○議長（中澤愛水君） 教育次長、福島勇二君。

○教育次長（福島勇二君） 久保議員の2回目の質問にお答えをいたします。

市内の公共施設、アンパンマンミュージアムも含みますけれども、各公共施設にパンフレットを備えております。また、各行事の開催につきましては、市の広報や市内の大型店舗にポスターを掲示して啓発をしております。看板につきましても設置に向けて検討をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 生活保護に関する2度目のご質問にお答えをいたします。

ご案内のとおり、この11月でいさなぎ景気の57カ月を超えるような景気が続いていると、こういうことでございますけれども、実際は勤労所得の方では政府発表でも1.4のマイナスというふうなことで景気回復しても賃金減少だと、こういうことが高知

新聞の方でも報道されておりますし、また内閣が毎月調べております先行指数を見ましても、今後の景気の動向では50%ということで、なかなか景気回復を我々が実感するような状況ではございませんで、そうしたことが生活保護を申請する方もたくさんふえきている1つの要因になっておるかと思えます。とりわけ、ひとり暮らしの高齢者がふえておると、あるいは格差が拡大しまして、若年層においても低所得層にとどまっておると、こういうことが生活保護の申請を一層ふやしていることだというふうに思うわけですが、ただ、その生活保護に関しましては、やはり保護が必要かどうかであるかということが一番大事なことになるかと思えます。その点につきましては、しっかりとした調査をしなきゃいけませんし、生活保護法を初めとした関連法をしっかりと解釈して、それに適しているかどうかということを見きわめる必要があるのではないかと思います。その1つとして稼働能力の問題もございませけれども、稼働能力につきましては医師の判断をいただいてやっておるわけございまして、福祉事務所で独自に判断しているわけではございません。また、本人による辞退届けにつきましては、これはもう本人の意思でやっていただくわけで、そこに強要があったりとか、無理をさすということは絶対あってはならないことございませ。香美市においても、そういう必要な方は当然辞退届を出していただいておられますけれども、これはあくまでも本人の意思によるものでございませ。

○議長（中澤愛水君） 12番、久保信彦君。

○12番（久保信彦君） まず、鳥獣ですね、この保護及び狩猟に関する、適正化に関する法律の一部の改正の法律の施行期日を政令で定めるというのを、私これ初めて聞いて知りませんが、これは平成19年4月16日から実施をするというように聞いておりますが、この点で教えてほしいと思えます。

それから、生活保護ですね、稼働能力といいましても実際働ける人がよう働かないという、お医者とは直接関係ないわけですね。そこの辺どうでしょうか。

以上で質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 生活保護に関する稼働能力についてのお尋ねでありますけれども、稼働能力、動けるかどうかということではなしに、稼働働くとこう書くわけですが、その能力があるかどうかということにつきましては、やはり医師の判断が大変重くなってきます。その際には軽度で働けるかとか、あるいは重労働でも働けるかどうか、そういう判断が2つございませけれども、中にはここ3カ月加療をすれば稼働が可能だというふうな判断をいただいておられます。当然そういう判断をしていただきましたら、私どもとしましたら、その方にふさわしいような職業についても紹介をするというふうなことで、1日も早く自立した生活をしていただくと、生活保護でずっと過ごしていこうということではなくて、少しでも体を動かして生活に満たるだけの収入はなくともですね、少しでも収入を得て頑張ってくださいと、そういう応援をして

おるわけでございます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 久保議員の第3回目の質問でございますが、政令及び通達については本日は資料を持ち合わせておりませんので、後日報告させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 久保信彦君の質問が終わりました。

次に、7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 7番、千頭洋一でございます。一般質問通告書に従いまして、次の3項目につき質問をさせていただきます。

まず第1点目ですけれども、物部町山腹崩壊と物部川濁水の現況とその対策についてであります。

第2点目は、新庁舎建設規模と支所機能の充実でございます。

第3点目が県道、市道、林道の改修の今後の見解についてお尋ねしたいと思っております。

まず、第1点目でございますが、物部町山腹崩壊と物部川濁水の現況とその対策についてであります。門脇市長は、公約として政策推進の基本理念、基本目標を「輝き、やすらぎ、賑わいをみんなで作るまちづくり」というキャッチフレーズ、提言してこられました。物部町の山腹崩壊は平成16年度から平成17年度にかけてたび重なる豪雨、特に平成17年9月の台風14号にて壊滅的な山腹崩壊を受けました。特に、国有林中尾谷山地崩壊、別府地区の山林崩壊、中尾谷併用林道大栃道の道路も3号橋の流出等道路網は寸断され、また別府保勝会前の第2駐車場の崩壊、流出と。そういった道路、駐車場の大きな被害をもたらしました。その早期復旧が望まれますが、特にこの秋の観光シーズンには、観光シーズンを迎えまして観光客の来町、入り込み客の大幅な減少が予想され、ままならない状態であります。国、県への治山工事の改修要望等の現況と今後の対策、見通しについてお聞かせいただきたいと思います。

また、物部川濁水問題については、同僚議員も昨日質問をいたしておりましたが、よろしくお願いたします。物部川上流域での山腹崩壊により、川底にたまった土砂が大雨のたびに巻き上げられて濁ることや、下流ほどその濁りが深刻になっており、濁水の長期化が農業に与える悪影響と濁水問題を考える会が、過日10月1日にJA土佐香美の本所で物部川濁水問題報告会で報告されました。物部川の、特に上流のふちというふちは堆積の土砂で埋め尽くされ、アユ1匹も釣れないような死の川となった現在、この濁水対策に対してどのようなお考えをお持ちか、またお聞かせいただきたいと思います。

次に、第2点目でございますが、新庁舎建設の規模と支所機能の充実であります。

私は、旧香北町の定例会でもこの質問をいたしました。こうほく3町村合併協議会の協定書において合併後おおむね5年以内に新庁舎を土佐山田町内に建設するとうたわれていますが、近い将来、道州制等さらに大規模な合併も予想されるが、この高額な合併特例債を使つての新庁舎建設については必要最小限の建設としてはどうかと思ひ、その

見解をお尋ねいたすところでございます。特にまた支所機能の充実もありますが、同協定書によりますと、本庁方式とし、住民サービスの確保の視点から支所機能を充実させるとありますが、その現況はどんなものか伺いたいと思います。現在は、本所と支所間は電子媒体によりネットワーク、イントラネット等につながれていると思いますが、中山間地域の市民、地域住民は軽微な手続きとか再交付等決裁の要らない事務処理は、できるだけ支所で処理できないものか、中山間地域の市民は身近な福祉や暮らしの住民サービスの低下、特に高齢者には切り捨てられるのではないかというふうな懸念がしているところでございます。また、本所、支所間の情報の共有化をして、支所機能の充実、支所でもいろいろの情報の提供をもらい、発信等市民サービスが望まれるのが現況ですが、この両面から見まして、新庁舎建設には必要最小限で考えていただいたらどうかということをお聞きしたいと思います。

次に、第3点目でございますけども、県道、林道、市道等の改修の今後の見解でございますが、このことについては5月の定例会でもお尋ねをいたしました。また再度お尋ねをいたします。まず、国道195号線のアクセス路線としてのあけぼの街道ですが、現在八王子の東の方まで供用されていますが、前回のご答弁では平成21年度には鏡野中学校のところまで供用されるということがありましたが、早期開通を望みます。また、国道195号線の土佐山田町市街地の交通渋滞解消のためにも、土佐山田町杉田間の計画があると、あけぼの道路の計画があるとお聞きしましたが、その後の延伸についての整備計画等をお聞かせ願いたいと思います。また、物部川北岸の県道218号日ノ御子土佐山田線は幅員が狭い箇所がたくさんあり、また大雨があるとどこかで崩落があり通行どめになるのが現状でございます。さらに地震等災害のときには、香北町、物部町は交通が遮断され孤立になることも懸念されます。土佐山田町の本村から香北町五百蔵間は、幅員が一車線で狭く、対面交通もできず、災害時には予想を絶する交通マヒが予想されております。さらに、本市の約9割を占める森林資源の活用面からもいたしまして、林道、作業道の整備が急務であると思いますが、そのようなことからカーブカットや幅員の拡張をし、車両が通行しやすくすることにより生活基盤が整備され、まさに新生香美市の政策理念、基本理念であります「やすらぎ、輝き、賑わいをみんなで作るまちづくり」が実現するのではないかとお考えしますが、この改修整備計画等、今後の見解、見通しについてお尋ねいたします。

以上、3項目であります。よろしく願いいたします。以上で第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 千頭議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目の物部町の山腹崩壊と物部川濁水の現況とその対策についてであります。この具体的な取り組み、今の工事進捗状況につきましては林政課の方でお答えをさせていただきます。山腹の状況につきましては、先ほど議員もお話ございましたように、

昨年、一昨年あの台風の中で本当に物部町至るところで崩壊が起きているわけでありまして、大変今の物部町の、物部町に限りませんけども、山村地域の状況というものが如実にわかるわけでございます。その山腹の崩壊を含め、そうした影響によりまして、物部川の河川に土砂が流れ、それを河床に堆積をし、大雨ごとにそれを巻き上げて濁水が発生をしておるということでございまして、先日の物部川濁水問題報告会の中でも、その話もさせていただいたわけでありまして、上流のずっと支流部へ行きますと、濁水が発生しましても数日間で清流に戻ってきておる現象は今もう起きておるわけですが、しかしながら、例えばべふ峡温泉の下流域の方でその河床にたまった、いわゆる泥が巻き上げられて途中から濁水が発生しているというのが現状だというふうに思います。そうした中で、県の方におかれては河床の、いわゆる堆積した土砂、あるいは堆積等を採取をしてやられておるような状況もありますし、また先ほど言いましたように林政課の方から報告しますが、山腹の崩壊場所につきましては鋭意その復旧に取り組んでいるところであります。まだ、濁水の課題につきましては、恐らく先ほど言いましたように各地域の山村ではこの状況というものはあるわけですし、また同時にこれからの物部町の山腹の崩壊等もおきるのではないかという心配もされております。そうした中では、やはりずっと言ってきておりますように森林の、いわゆる適正な管理、そうしたものを行き届かさなければなりませんので、そうしたことについては県、あるいは国等にも協力をいただきながら、とにかく山地の崩壊、そうしたものが起きないように管理に環境をつくり上げていくということが大事だというふうに思っております。

次に、新庁舎建設規模と支所機能の充実についてであります。新庁舎建設につきましては早急に、仮称でございますけれども、庁舎建設検討委員会を設置をしまして協議をしていかなければならないものというふうに考えております。その中で協議をしていただくことになろうと思っておりますが、ご指摘のとおり道州制の動きも今回の安倍政権の中で担当大臣をおくというふうなことで、一定加速する気配も見せておるわけでありまして。また、高知県市町村合併推進審議会が今行われておりますが、その中の協議によりまして、長期的に見て望ましい本県の基礎自治体のあり方ということの中でも協議もされております。今後、庁舎建設に取りかかる上には、そうしたことも考慮に入れて行っていく、検討していく必要がありはしないかと思っております。当然、面積、規模等につきましては財政状況も大きな要因となりますことから、新たな財政計画のもとで私自身としましては余り無理をすることなく、コンパクトで機動性に富んだ、そして言っておりますように、私、前回も言わせていただきましたように、身の丈に合った方法で建設をしていきたいというふうに思っております。

支所機能につきましては、合併後、7カ月の経過の中でまだ十分な把握というものができておりませんが、今後支所長とも協議をしながら支所の機能を低下させないように努めていかなければならないと思っておりますが、しかしながら現在職員定数の削減も迫られております。これも大変大きな課題でございまして、こうしたことを今後

見きわめながら対応していかなければならないというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 千頭議員のご質問にお答へします。

崩壊した道路等の復旧の見通し等についてお答へいたします。

まず、国有林内の林道、治山関係では林道災害が9件、山腹崩壊等が3件ございまして、林道災害については別府の行者林道の一部を含む、現在5件が完了しまして、本年度中に残り2件が完了する見込みであります。後に残りしました2件につきましても、平成19年度には完了ということございまして、国有林道については平成19年度には全部完了でございます。

次に、国有林の崩壊地及び溪流荒廢地でございますが、西熊側の西熊溪谷を上を上がりましたところにあります光石でございます。それから、昨年台風14号で被災をいたしました別府山でございますが、これにつきましては、平成17年度の災害復旧予算等により順次対応しております。復旧完了見込みにつきましては、予算事情等もありまして、現在のところ平成20年末とのことございまして、また、三嶺手前のあの西熊山大崩壊でございますが、通称新ザレと呼ばれております。これにつきましては、現在復旧計画等、施工できるかどうか調査中でございます。

次に、民有林関係でございますが、林道災害が合計32件ございまして、平成18年度へ繰越工事等を行いまして25件が完了しました。別府西熊地区に限りまして言えば、西熊側の林道災害はすべて完了いたしました。資材の運搬等がございまして、手前側から順番にやっていかなければ次の工事に移れませんので、順次やっております。残る別府側の6カ所、7件につきましては、中尾線、1線ですけど2つの工事と、被災流出しました、先ほど千頭議員がおっしゃいました3号橋ですが、高麗橋という名もついております。高麗橋を含む大栃線3号箇所とその上流沿いの4号箇所から7号箇所までが残ります。西熊側から6号、7号と2カ所を順次復旧いたしまして、同時に別府側の大栃線3号箇所工事を進めてまいります。調査ボーリングが終わりましたので、橋梁設計、それから工場製作を行い橋梁架設へ移る予定でございます。しかしながら、中部森林管理署の治山工事と近隣工事の工程調整をする必要がございますので、完全復旧見込みは早くて来年の秋になるのではないかとおぼれます。

また、物部町内の山腹崩壊箇所7件のうち、国道上部等の6件が県営の治山工事で完了しております。残る別府中尾谷につきましては、現在平成17年度工事を施工中であります。この工事が完了後、引き続き平成18年度工事として11月に発注する予定となっております。全工事完了までには予算のつきようにもよりますが、あと3年から5年かかる予定でございます。

次に、本年度に繰り越された市道災害8件、及び河川災害4件につきましては、今月末完了を含め市道6件が完全復旧予定でございます。残り2件のうち本年度完成が1件、



他機関との調整が必要な未定が1件となっております。河川災につきましても、入札待ちが1件、そして関係機関と協議が必要な件が1件となっております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 千頭議員さんの県道、市道、林道の改修についてお答えを申し上げます。

さきの5月議会でも質問をいただきまして、内容には余り変化はないのですが、県道高知山田線、通称あけぼの街道でございますが、香美市内の工区の鏡野中学校の南の交差点までは平成21年度完成予定で事業を進めております。本年度につきましては、用地補償がほとんどございまして、あと遺跡などの若干の調査と側溝などの工事が見込まれております。それ以外の延伸ということにつきましては、現在の事業認可区域以上の延伸につきましては、必要性は認識をしておりますけれども、現在整備を進めております区間の整備を優先してしたいという県の意向がございますので、高知方面に向けて現在整備を進めております高知山田線につきましては、平成20年代前半の完成を目指して工事を進めているという状況でございます。あけぼの街道以外の県道につきましては、全体として1.5車線的な整備という方針があるようでございます。市町村の要望によりまして、制度に乗せた短期の計画で改良整備を進めてございますので、市としましては、住民の生活、防災等の面から毎年改良を進めていただけるよう要望をしていきたいというふうに考えております。地元からの要望等情報をちょうだいしたいというふうに考えております。

その他、市道、林道等の整備の計画につきましても、地元の要望を踏まえまして現地を確認し、それぞれの制度、交付金事業、あるいは過疎、辺地などの起債事業、市の単独事業等で区分をして実施をしてまいりたいと考えておりますので、要望書等で情報をちょうだいしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 7番、千頭洋一君。

○7番（千頭洋一君） 千頭です。2回目の質問をさせていただきます。

先ほど市長さんからは、非常にありがたい山腹崩壊のその後の国、県への対応、順次していただいているということをお聞きしまして安心いたしました。

特に、2点目の新庁舎建設規模でございますけれども、これはご承知のように道州制が思わぬ早く進むんじゃないかなということが、最近また言われております。この平成18年の2月28日の地方制度調査会の道州制のあり方に関する答申の骨子とか、10月7日高知新聞では県内を3ないし、もしくは6ブロックにした広域な合併も考えられると、その第一段階として四国の他県のように20市町村ぐらいにしてはというお話もお聞きしました。また、2030年には四国の県境は消えるのではないかなというようなこともあり、道州制は意外と早く進むのではないかなと、このように考えております。

そういった面からも庁舎建設の規模は、先ほど市長さんもお話しがありましたように身の丈に合った必要最小限の建設をお願いしたいと思います。

それから、山腹の崩壊、その復旧に対しましては、私の予想以上に早く何かやっていただいているようなことも考えまして、本当にありがとうございました。

これで2回目の質問終わります。もう答弁はいいです。

○議長（中澤愛水君） 千頭洋一君の質問は終わりました。

次に、1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元和哉です。初めての一般質問で大変聞き取りにくいかもしれませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、この場をおかりして皆様にお礼を申し上げたいと思います。高知工科大学1期生としてこの高知県にまいりまして、工科大10周年を迎えましたこと、皆様のご理解とご支援あつてのことと思います。どうもありがとうございました。

では、通告に従って3項目について質問をいたします。

まず一番初めの質問にまいります。職員の質的向上についての各課の取り組みについて問うということで質問させていただきます。

行政運営に不安要素の多い現在、市民と行政の協働によるまちづくりの推進が必要であるということ言うまでもなく、行政の職員はそのために市民からの信頼を得る必要があります。また、合併に伴いアンパンマンミュージアムなどの全国的規模の観光施設を有する香美市において、日常的に市役所訪問者やマスコミへの十分な対応による訪問者への印象は、香美市にとっての大きな利益と関係してきます。また、昨日の黒岩議員の質問、また片岡議員の質問、山崎晃子議員の質問の内容でご回答のあった内容に関しましても、今回の私の質問に関連づいております。昨日、黒岩議員が質問した内容、商店街活性化、この件は職員の意思が十分に、その商店街がこの香美市にとって重要なものであるという意思があればこそ、合意形成の段階、交渉の段階において、またほかの方法がとれたのではないか、新しいアイデアを生み出すことができたのではないかということ。そして、片岡議員の不法駐車に関する質問、この回答については柵を立て、看板立てるといった回答がなされましたが、これは職員が日ごろより出勤の際にその場所を確認すれば、柵を立てる必要もなく、また看板を立てる必要もございません。そして、山崎晃子議員の人間ドックキャンセル待ち、これを行わなかった理由、それは「職員と行政との間でよくない取引があつたと思われては困るから、そういうふうに判断されては困るから」というような回答をされておりましたが、これも日常の職員の対応次第によっては、キャンセル待ちを行ったとしても絶対に住民から文句が出るものではないと思います。そして、さらに、前回の臨時議会、本会議での議題になっている事務処理の不手際による遅延金問題、これも意思一つで回避をすることができたと思います。そういった点で、心がけ一つで解決できる問題は多くあるのではないかということで、今回の質問に至りました。各課管理職である課長単位の皆様、その方々が日ごろより職員へ

どのようなモチベーションの向上、そしてまた服装やマナーに関する認識と、常日ごろの職員のために質的向上について取り組みや工夫についてお尋ねしたいと思います。

まず初めに風貌についてでございます。見た目による印象というのは市民に最もわかりやすいものと、大きな影響を与えます。現在、夏場のクールビズといった職員の軽装等について工科大生と話しをしていたところ、「香美市の職員はクールビズというのを履き違えている。」これは18歳の学生が言った言葉です。18歳の学生から見ても、職員としてあるまじき服装ではないのかというふうに疑問を持つような、職員らしからぬ格好をしているような指摘もありました。そして、そういった職員の方々を管理されている執行部の皆様は、日ごろより指導に当たられていると今思いますが、末端の職員までそのように浸透していないのは、やはり日ごろの職員の皆様一人一人を確認していただいて、疑問の残る方が何名かおります。私の中学校の生徒手帳でも、「服装は心の鏡」と書いてあったことを記憶しています。本日、執行部の皆様の服装に関しましては正装として大変正しくされており、この点に関しましては職員に対して手を焼いておられるのかもしれませんが、そのクールビズがもたらした、そして軽装をもたらした、制服を廃止したという点で、制服のないこの香美市、制服がないから職員に与えた不信感、これはお金にかえることのできない評価であります。やはり職員に対して、この町（市）を支える人間である以上、町（市）の仕事をする人間である以上、職員が職務中であると判断がつくような正装をするように指導をしていると思いますが、日ごろどのような指導をされているかということについてお聞きしたいと思います。

そして、マナーについてです。近年、地域の活性化や印象の向上には人から人への情報、口コミが中心となってきています。市民や市役所訪問者の受ける印象は、香美市全体のイメージにつながる重要な要素です。もちろん、その市役所に訪問された方が香美市の職員を見て、その印象を受け、そしてまた戻って行ってその話をされるということがございますが、そういった点でまず服装ではない、このマナーの点では市民に対して温かみのない対応、来庁者へあいさつをしない、マスコミに対して横暴な対応などが目に映ります。これは、私の方が現在議員以外の仕事をしておりませんので、歩きながら人に尋ねたところ、もちろん「親切丁寧にやってくれる職員さんはたくさんいる。」というふうに言われる方もいますが、悪いうわさというのは少しでもあると、それは大きなものへと変わっていきます。そして、私が聞いた点によると、「市役所には腹が立つので行きたくない。」とおっしゃる方もおられます。中には、「建物が古くてすごく愛着がわくんだけど、どうも職員の方々は丁寧に言っているのか、それとも厳しく言っているのか、恐くて行けない。」という方もおられます。そして、前にこの選挙管理委員会の方で尋ねたときに、記者が「話を聞かせてほしい」と言ったときに、ちょうど私と職員の方が話しをされていたときに、記者に対して言った言葉の内容というのが非常に厳しい口調で、「今は話し中、出て行ってくれ。」普通マスコミに対してはそのような言葉を使うと大変イメージダウンにつながります。そういった点で、やはりマナーというのが、や

っぱり重要になります。もちろん職員を見ているのは大人だけでなく、親とともに訪れた子どもの目にも映ります。職員を見て子どもはあこがれの職業に市役所職員を挙げるかということに疑問を抱きます。また、その目に映った職員の対応によっては、子どもの教育そのものに影響が出ます。公の人間である以上、そういった最悪のケースも考えなければなりません。常に周りから見られているということを職員の一人一人へと自覚を持ってもらうように、皆さんは日ごろどのようにご指導をされているのかをお聞きしたいと思います。

また次に、職員としてのモチベーションの向上に関する取り組みです。仕事の効率化を図るために人を少なくしていく、機械を導入するといったこともありますが、まず一人一人のモチベーション、やる気の向上によっては、その取り組みの、仕事の向上につながります。香美市職員として認識をしっかりと持ち、香美市発展に向けての職員のモチベーションを向上させるために、常日ごろより取り組みや工夫を行うのは、執行部の皆様、管理職である皆様の責務ととらえております。そして、何よりだれが命令するではなく、何を目標とするのかということ、特に職員に必要な自覚と考えます。そういった点では市長の方からの職員に向けてのメッセージというのもしっかりと伝わっておかなければ、この香美市が一つにまとまることはなかなか難しいと思います。自分が全体の中でどういった役割を持ち、そして今の仕事は何を果たそうとしているのかの意思を持った職員、こういった職員が多くいればいるほど、これから訪れる南海大地震やその他の災害のときにリーダーシップを発揮し、行政職員が市民の命を守ることにもつながってきます。そういった点で、現在この職員が仕事に対して喜びを感じる、やる気が起こる、そういったモチベーションの向上のためにどのような取り組みを行っているのかをお聞かせください。

また、次に担当各課における職員の能力向上に関する取り組みです。先ほどの企画課長から住民協働といったお言葉もありました。そして、この香美市には高知工科大学という専門の大学がございます。大学との連携を初め、さまざまな団体、企業との協働を行っていく上で職員はただその場に行き、話を聞くというよりも、むしろ質的な向上を持って、同じく専門的な発言を持って協働を行わなければ、実際に大学の教員であったり、企業を動かすことはなかなか困難になります。香美市の職員一人一人が営業マンであるというふうに考えれば、専門能力を有し、そして協働の場へ立つ、そうすれば香美市全体のレベルアップにもなると思います。現在、その職員に対してそういった専門能力、その場における専門能力の向上にどのような努めておられるのかをお聞きしたいと思います。

次に、香美市における若者に、弱者に対する認識についてお尋ねいたします。

若者弱者という言葉が適切ではないかもしれませんが、少子高齢化の問題や過疎問題など、主にその問題の中心にとらえられる高齢者、しかしながら、このような状況下において若者もまた弱者になってきます。それは高齢者、そして少子化である子ども、そ

してこれから訪れる2007年問題の団塊の世代、そういった点を考えると、ぼんと抜けてしまうのが20代、30代、40代の年齢に対しての問題的意識の低下です。地域文化を継承し保存することは必要であるが、若者にとっては新たに生まれる文化をいち早く入手したいという思いも強いです。しかし、香美市内で現在CD、DVDなどのレンタル、購入などは困難で、香美市以外へ出かけなければなりません。もちろん、これはCD、DVDのみならず、そのほかの買い物に関しても大体高知市、香南市、南国市へと流れている状況になります。

また、土佐山田スタジアムや高知工科大学キャンパス内の施設などスポーツ面での施設の充実は近年ふえてきているように思いますが、文化的な施設、特に音楽に関する施設が乏しいのが現状です。実際に私と同年代の吹奏楽をやっている、活動している若者たちがいますが、そういった音楽の活動を十分に練習をする施設がなく、香美市以外の施設での練習を行わざるを得ない状況にあるという話を聞きました。こうした結果、若者の香美市離れが進み、工科大生もまた香南市や南国市へと居住を移してきています。若者の定住、この香美市で考えた場合、香美市は津波の心配がありません。南海大地震を迎えるに当たって、若者は必ず南海大地震を経験する確率となっています。そういった若者が南国市や高知市、香南市へ引っ越すということは、若者の命を捨てる、まさに命を保護しないという無責任なことにもつながってきます。ぜひとも若者の命を守りたい、皆様にぜひ住んでいただきたい、香美市に来て住んで、皆様の命を守ってくださいというぐらいの勢いで、若者の定住策を考えてほしいという気持ちでいっぱいでございます。しかし、現在の都市計画の状況というのは、古くにつくられた都市計画の市街化区域、市街化調整区域、大きな変動なく周辺の市町村が変化してきているにもかかわらず、その連携、そのつながりを考えた都市計画が進んでおりません。若者が定住するに当たっても市街化区域が狭過ぎ、また住居を構えるという土地がなく、そういった点でやはり定住が困難です。このような都市の構造状態で、今後どのような香美市は若者に対して考えを持っているのか、特に20代、30代、40代に対してどういった考えで取り組みを行っていくのか、その方針をお聞かせください。私は、若い議員の代表として、今後の議員活動の中心に考えていきたいと思っておりますので、その辺をどうかご丁寧にご回答をお願いいたします。

次に、3つ目ですが、香美市での使用されている公印の管理はどのようになっているかについて質問したいと思います。

先日、選挙管理委員会より文書が送られてまいりました。そのとき、内容を読みましたところ、修正がありましたので、修正をするようにと言いました。その最初の原文である資料は回収されましたので、そのときのコピーをここに持っております。読みますと、「18香美選第108号、平成18年9月21日、有元和哉殿。香美市選挙管理委員会委員長、松尾禎之。平成18年9月10日執行、香美市議会議員選挙に関する検証通知書。」ここからの一文が非常に間違っておりまして、「貴殿からの申し立てによって、

下記のとおり検証を行います。」というふうにあります。この点に、僕自身申し立てを行った記憶がなく、問い合わせに行きました。そして、その場で、まず選挙管理委員会の職員であろう2人が対応していただきまして、「申しわけございません。」と言って、最初にとった行動は、この公文書に斜線を入れて文字を消すという行為でした。それで、僕はちょっと啞然としてしまいまして、「公文書に斜線を入れてそれでオーケーという話なんですか。」と言うと、「まあ、案内状みたいなものですから。」とお答えされまして、ちゃんとここに組織印が押されて、代表印が押された文書でありましたので、「それは書き直すべきだ。」と、その場にたまたま同席していただいていた矢野議員からご指摘をされ、そしてその場で書き直していただきました。その場で書き直していただいたのが、また問題でございまして、そのときは職員しかいなかったにもかかわらず、その場で組織印と代表印を押して、僕にその場で渡したと、上司の許可なしに渡してしまっているのかなと、若干の不安を残しながら帰ってきたわけですが、こういった公印というのは、極めて重要なものです。今回の内容に関しては、通知書というものではございませんが、一応第何号というふうに書かれた公文書、これを上司の許可なく公印を使用し、文書を作成した職員がいるということは、非常に危険な可能性が考えられます。このように簡単に職員が公印を押すというような状況に置かれているというふうにわかれば、ほかの各課での信頼性というのが低下してしまいます。

以上のような出来事がございましたので、公文書の作成の際に使用される公印が、各課どのような種類が幾つあり、その公印はどのように管理され、それぞれどういった判断で使用されているのかをお尋ねしたいと思います。

若干ちょっと厳しい口調にはなりましたが、香美市の発展のために、何とか修正していただき、そして、今現在の取り組み等を聞かせていただきましたら、私もお手伝いしたいという気持ちからのちょっと厳しい発言となってしまいました。どうかご理解とまたご回答のほど、よろしく願いいたします。1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 有元議員のご質問にお答えをします。

有元議員の質問を聞きながら、何か新鮮な思いを受けました。私も16年前に初めて議会へ出させていただいたときに、足もとが震えながら質問をいたしました。中身はもう本当に忘れてしまいましたけれど、何か有元議員が本当に身近に行政を見た中で、そうしたふだん内らにいと気づかない、気づかなくてはいけないことを気づいてない部分をご指摘をしていただいたという思いがいたしております。職員の資質向上についての各課の取り組みについて、この中身につきましては総務課長の方から具体的な話はさせていただきますが、風貌、マナー、また同時に職員としてのモチベーションの向上に関しての取り組み、大変どれも一つ一つ大事なことであります。特に、全職員の見本とならなければならない市長が率先して行っていかなければならないことばかりであります。根ががさつな男でございまして、とても見本になれるようなことはしておりませ

んけれども、日ごろからは職員に対しては、こと行政の公務員としての姿勢をぜひ持っていくようにというお話は、常日ごろさせていただいておりますが、なお、足りない部分につきましては先ほどの有元議員のご指摘を踏まえまして、また検証しながら、そして職員とともに取り組んでまいりたい、そのように思っておりますので、よろしく願いをしたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 私の方から有元議員に対しまして答弁をいたします。答弁者は各課長ということになっておりますが、服務に関してということでございますので、私の方から総括的に回答させていただきます。

まず、職員の資質の向上についての各課の取り組みということでございますが、有元議員の申すとおりでございます。先ほど市長の方からも答弁をしていただいたわけでございます。まずその中でやはり風貌、まず服装の関係でございます。これにつきましては、ふさわしくない風貌のとらえ方といいますと、やはり個人的な差が非常にあるということでございます。それぞれの各職場において不適切な服装等をしている職員につきましては、各課長の方から注意と是正をしていただいております。ただ、この香美市におきましては消防を除く一般職の職員については、基本的には制服を貸与していないということもございます。そういう関係で、これは予算的な問題もございます。そういうことでありますので、この十分な管理ができない状況が現在あるわけです。この点につきましては、旧土佐山田町の議会でもございましたが、たびたび質問といいますか、指摘をいただいております。そのときは、ラフな服装じゃなくて、非常に派手なという服装に関して指摘をいただいて、その都度職員に注意を促したという経過がございます。合併後この点については、十分な指導が徹底してないということもございますので、まず各課長の方から職員に対しての指導をお願いしたいというふうに考えております。

次に、マナー等の認識でございますが、旧土佐山田町におきましての研修の話でございますが、平成16年、平成17年度に基本的な接客、電話対応等の接遇の研修を実施をいたしました。来庁した方を対象にサービス向上のためのアンケートも実施しております。それから職員一人一人のマナーの維持に注意を払ってきたところではございますが、香美市となりまして、組織が非常に大きくなりました。ということで、またこのマナーについての職員研修を積極的に進めていきたいというふうに考えております。

それから3点目の職員としてのモチベーションの向上ということでございます。これにつきましては、香美市役所の例規集の中に香美市職員提案制度という規程がございます。これページ数で言いますと89ページでございますが、職員の建設な提案促進に対しまして、職員の創意と意欲の高揚に資するとともに市民サービスの向上を図る目的でこれ提案された職員提案制度に対しましては、採用決定した提案のうち優秀なものについては提案者、これ職員でございますが、に対して賞状及び褒賞を授与するというところで、職員提案制度も一つございます。また、さらに香美市職員表彰規程によりまして、

公務員倫理の向上及び（職務）意欲の高揚を図るため、他の模範とするに足りる職員に表彰状を授与し表彰するというこの制度もございます。それからまた、課によってはこうち人づくり広域連合という研修の県下の組織がございます。そちらの方に申請をして、自主的な研修の取り組みを進めている課もございます。香美市の中でございます。この職員のモチベーションの向上に関しましては、今後、やはり人事評価制度の導入、これによりまして昇任とか勤勉手当の、こら給料面でございますが、反映の方も検討もしていきたいというふうに考えております。

それから次に、担当各課における職員の能力向上に関しての取り組みということでございます。まず、旧土佐山田町の平成17年度の職員研修の実績について、ちょっと報告をさせていただきます。平成17年度は、新採用職員に対しまして、まず研修を行っております。この中身につきましては、町長による職員の心構え、助役による職員の心構え、それから勤務条件、施設見学、各課案内ということで、講師が町長、助役、それからそれぞれの担当者によりまして新採用職員5名に対して研修をやっております。それから、全体研修といたしまして、自主防災研修、これにつきましては、講師が防災対策課の職員であります。出席者が124名ということで、出席率が68.1%ということでございます。それから、セクハラ防止研修ということでございまして、高知県の人権啓発センターの講師の方をお招きをいたしまして、4回開催をいたしております。出席者は84名で、出席率は46.1%。それから次に、指定管理者制度の研修でございますが、これはその指定管理者制度にかかわっておる担当課ということと、その当時の物部村の職員の方にもおいていただきまして、講師は高知女子大の教授の鈴木さんに講師をお願いをしております。この研修につきましては24名の出席者。ちょっと旧物部村の職員の方は、このうちの中では5名参加をしております。次に、接遇でクレーム対応研修ということで、NTTマーケティングアウト四国の講師の方2名をお招きをいたしまして研修を行っております。これにつきましては、若干行事等とダブリまして出席率が非常に悪かったわけです。これは46人でございます。それから、会計事務研修、これにつきましては、財務・会計事務の研修でございますが、講師は財政課の職員でございます。出席者は106名。それから不当要求防止研修、これにつきましては講師が高知県暴力団対策課と、暴力追放高知県民センターの方で2回開催をしております。出席者は124名。それから、旧3町村における主要公共施設の視察研修でございますが、これにつきましては、合併前ということもございまして、10月と11月に合併する前の各町村の公共施設、主だったところを見ておこうということで研修をしております。それから、そのほか保育所の研修等がされております。これが旧土佐山田町の研修でございます。

それから、同じく先ほども申しましたが、こうち人づくり広域連合への派遣研修でございます。これがまた新採用職員研修というのが3泊4日ございました。それから、採用後5年目の研修、それから採用後10年目の研修、それから係長研修、課長補佐研



修、課長研修、それから企業決算の見方の研修、自治体ホーム入門研修、それから地域づく研修、クレーム研修、自主防災組織づくり研修、地域づくり研修、それから財政危機に対する意識改革研修、それからエクセル・ワードの初級の研修、議会事務研修、会計事務研修、よくわかる行政法研修、基礎から学ぶ地方公務員法の研修、それからeラーニングの研修。それからこの人づくり研修以外では、管理監督者のためのメンタルヘルスの研修、それからeラーニングによる情報セキュリティ研修ということで、そういうふうな研修に取り組んでおります。

それから、2点目は企画課の方からの答弁になると思いますが、3点目の公印の管理ということでございます。先ほど選挙管理委員会へ出向いて、その中であったことと、それから、今回の異議の申し出の関係のときの立ち会いの案内文書につきましての件でございまして、これにつきましては直接有元議員と私もお話しもさせていただいた経過もございまして、その場で斜線で消すということは、そういうことはあってはならないことという認識でおります。それと、公印の管理につきましては、一応課長がといますか、管理者というのを置くようになっております、公印は。それから、ただその保管者につきましては課長が指定するということになっております、そういうこと。それから、この上司の許可なくということでございますが、ただ、この案内文につきましては、一応選挙管理委員会の中で議案として出された中で、山岡候補の方へ立ち会いの文書を出すということで、そうしたら、やはり有元議員の方にもかかわりもあるんであるので、案内をしてはどうかということで、その選挙管理委員会の中で決まったことで、その文書については、一つのひな形がございまして、様式が。それに基づいて職員が、そのひな形で送ったということで、山岡候補についてはそれで構わんわけですが、有元議員につきましては、その文書は非常にまずいということで、後で私もお話も有元議員からも聞きましたし、それから職員の方にもその経過もお聞きしました。注意もしておりますので、すいません、またそういうふうに2度とこのようなことのないように、十分注意をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、各課と申しますか香美市で使用されている公印の管理はどのようになっておるかということでございます。まず、市長部局の公印でございますが、高知県香美市印というのが1個、これは総務課でございます。それから、香美市役所印というのが2個ございます。これは総務課と保険課でございます。それから香美市長印というのが3個ございます。これは総務課の方にございます。それと、同じ市長印でも各課の所掌事務の市長名をもってするときというのが13個あります。これは税務課、収納管理課、住民課、財政課、保険課、包括支援センター、健康づくり推進課、香北支所、物部支所、繁藤出張所、消防本部、福祉事務所、幼保支援課でございます。それから、高知県香美市長職務代理者印というのが1個ございます。これは総務課でございます。それから、そのほかに同じく職務代理者印が10個ございます。税務課、収納管理課、住民課、保険課、健康づくり推進課、香北支所、物部支所、繁藤出張所、消防本部、福祉事務所。

それから香美市助役印というのが総務課に1個ございます。それから、香美市収入役印、これが1個収入役が保管をしています。それから、香美市収入役職務代理者印というのが1個出納室にございます。それから、所属長等の印が、個数が8個あります。それはそれぞれの所属長の印でございます。福祉事務所、農政課、建設都計課、下水道課、林政課、ふれあい交流センター、香北支所、物部支所。それから香美市契印が4個ございます。これは割印で使う分でございます。これは総務課と香北支所、物部支所、福祉事務所となっております。次に、選挙管理委員会でございますが、香美市選挙管理委員会印が2個、それから選挙管理委員長印が1個、委員長代理印が1個、選挙長印が1個、それから書記長印が1個、これはすべて選挙管理委員会でございます。それから香美市固定資産評価審査委員会の印が1個と、その委員長印が1個、それぞれこれは総務課にございます。それから議会の方でございますが、高知県香美市議会印が1個、議会議長印が1個、副議長印が1個、総務常任委員会委員長印が1個、教育厚生常任委員会委員長印が1個、産業建設常任委員会委員長印が1個、各常任委員会副委員長印が1個、議会運営委員会の委員長印が1個、それから議会運営委員会副委員長印が1個、特別委員会の委員長印が1個、特別委員会副委員長印が1個、議会事務局印が1個、議会事務局長印が1個、議会の契印、これ割印でございますが1個、これは先ほど申しましたのが議会事務局にございます。それから、監査委員、香美市監査委員規程による分でございますが、監査委員の印が1個、これは監査委員事務局にございます。それから農業委員会の方に香美市農業委員会印が1個、それから委員長印が1個ございます。それから教育委員会の方でございますが、高知県香美市教育委員会印が1個、それから教育委員会の分室印が2個、これは香北分室と物部分室にございます。それから、教育委員会の委員長印が教育委員会に1個ございます。それから、教育長印が1個、それから教育長職務代理者印が1個、教育委員会委員長職務代理者印が1個、教育委員会の契印が1個、これらすべて教育委員会にございます。それから香美市立学校契印というのが13個、各学校にございます。それから、高知県香美市立小中学校印が26個、各学校に各2個ございます。それから高知県香美市立小中学校長印というのが13個ございます。各学校でございます。それから施設長印というのが21個ございます。中央公民館、図書館、美術館、各保育園、これが12個ございます。それから少年育成センター、吉井勇記念館2個、給食センター、教育研修所、ふれんどる一むということでございます。それから、消防でございますが、高知県香美市消防本部印1個、それから、香美市消防長印が1個、消防署印が1個、消防署長印が1個、消防団印が1個、団長印が1個、それから契印が1個、これは消防本部と消防署にございます。それから水道課でございますが、香美市水道事業者印が1個、それから、これの職務代理者印が1個、それから香美市工業用水道事業者印が1個、それからその職務代理者印が1個、それから契印が1個、これは水道課の方にございます。合計で契印を含みまして162個ございます。この管理については、各課の所属長がかぎつきの机とか金庫等に保管をしております。また、

この公印の印影を印刷した文書、令書なんかがそうですが、これの電子公印は事前に決裁を受けまして、その事務の所管課長が不正使用その他事故が起きないように厳重に管理をしているということでございます。

どういった判断での使用ということにつきましては、回議書等により事前に決裁権者の決裁をもらい、決裁済みの文書を添えて当該保管者または取扱者に提示して公印をもらうという形でございますが、また各種行政委員会の方では、この議会なんかもそうなんですが、議案とか議題の決定により公印を使用するというふうな形になっております。以上です。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 有元議員の若者対策についてお答えをいたします。

CDとかDVD、あるいはレンタルビデオなどを取り扱っておりました書店が閉店したことによります利便性の低下は否めず、市外に出向いている状況は容易に察しがつくところですが、さりとて営業ベースに乗らなければ業者が立地を望むことは考えにくいと思います。その意味でも人口問題が課題であると認識をしております。どうしてこういう状況になっているのか。人口が減る、そして購買力が落ちる、そしてにぎわいが低下する、そして人が町（市）を離れる、実にわかりやすい構図であると思います。若者のことだけでなく、本当にこのままでいいのかということをもっと議論することが必要であるのではと、私は常々考えております。本会議や特別委員会でもたびたび取り上げられているのが、地域が、あるいは町（市）が均衡の取れた形で発展することを目指して取り入れた法や制度が本当にその役割を果たしているのか、目指した方向へそうになっているのか、あるいはなっていくのか。人口問題は町（市）の最も大きな政策課題であるとの思いから、具体の検証と議論をする場をつくらなければならないと考えております。下水道が整備された、道路が整備された。しかしその暁に使う人がいなかったでは、しゃれにはならないと私は思っております。

ところで、ご質問の具体の指摘へのお答えといたしましては、例えば文化ホールなどがあるにこしたことはないのでしょうけれども、合併して相当の施設がふえましたので、お尋ねのような練習施設につきましては、活用できる施設もあろうかというふうに思います。ぜひそうした施設の利用といいますか、活用につきましては相談を各施設等に照会していただければと考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元和哉、2回目の質問を行います。

まず、服装に関する内容ですが、制服がないのでというご回答で、課長の認識というふうにおっしゃられたんですが、びつくりするぐらいたくさんおられる課長さん、しかも認識の差が違ってきます。そしてまた、建設都計課や健康づくり推進課によっては、その服装はその業務に応じて変更しないといけない、そういったことが考えられます。

そのほかの課においても、またそのたびに状況に応じて変更しないといけません、実際に20歳に満たない高知工科大学の学生から見てもおかしな格好をしているというふうに言われる職員は、この本庁舎内にいるということでございます。一体、仕事をしに来ているのかどうかはわからないような、そういう服装をしてるといのは、課長さんそのものが指導がされていないという、まさに証明というふうになります。先ほどの回答によると、課長それぞれの認識に任せるという点で、認識のずれがやはり生じているということが、ここで明らかになったということなので、ぜひとも情けない話ではございますが、大まかな指定をするのではなく、細かな服装の指定を行うべきであるというふうに考えますが、そういった点で今後規程をつくるなどの検討はしないかどうかについてご質問をしたいと思います。

また、マナーに関しての話ですが、研修、接客の研修を行った、アンケートの実施を行った、実際アンケートに答えるというのは好印象を持った人しか答えてくれません。また、かなりの怒りを持った人が怒りをぶつけるためにアンケートを使用したかもしれません。来た方が全員答えているわけではなく、前回アンケート箱、意見書を入れる箱と思われるものはありましたが、血圧をはかる機械の裏側に置かれていたときもありました。そういった箱が機能しているのかどうかという話にもなります。また、接客の研修、恐らく講師を呼んでの研修になると思いますが、実際接客というのは実践を行ってこそ初めてできるものであると思います。そういった点で、まさに協働という話ですが、企業に頼み込んで接客のそういった店での接客をまず実践で身につけるといったような考え方はなされないのか。そういったことを今後しないのかについて具体的にお聞かせください。

また、モチベーションの向上についてですが、これは若干私が考えていたものとはちょっと違ったようです。職員提案制度、この内容を取り上げたものには賞状等を行う、また褒めたたえるといった、そういった話なんです、実際モチベーションというのは、提案するということから始まるものではなく、常日ごろの仕事にどれだけ自信を持てるか、実際全体の中でどういう意味をなして仕事をしているのかということです。モチベーションの向上というのは、職員がその町を守りたいというような考えでもって、そしてボランティアに対し率先して活動を展開していく、そういったことがモチベーションの向上ではないでしょうか。実際、その職員が提案するからそれを褒めるというのではなく、日ごろの仕事にどれだけ自信を持てるか、そしてまた市役所職員一人一人がこの香美市の代表である、営業マンである、そういった心意気で対応していく、そういうふうにしむけるような指導を行っているかどうかについて、僕はモチベーションの向上についての取り組みはなされているのかと質問したものであって、決して提案をしたから褒める、それでモチベーションを持ち上げるのではなく、日常的にどのようにやる気を起こさせているのかについて尋ねたものでございます。

また、1問目の4点目ですが、専門力の向上という話でお尋ねしたんですが、これに

についても研修、指定管理の研修、自主防災の研修までは許せますが、セクハラの防止の研修は、これは専門能力でしょうか。ちょっと若干疑問がうかがえます。そして、財務であったり公共施設視察、そういった点は、この行政内の専門能力であって、企業同士、団体との協働の図る際の専門能力には通ずるものではないと思います。そういった点で、実際企業、団体と協働を図るに際して必要とする専門能力を向上するための取り組みはどのようなふうに行われているのかを質問したいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 2回目のご質問にお答えをいたします。

ちょっと若干質問と私の答弁とが、ちょっと食い違っておったケースがございます。まず、風貌の認識のずれということがございますが、これが細かな指導が必要ということで、規程をつくるかどうかということがございますが、基本的に規程以前の問題だということに解釈をしております。やはり、公務員のサービスをしっかり認識をしていただくということが大事でありますので、ここらあたりの指導をしていきたいというふうにか考えております。

それから、2点目のマナーの認識でございますが、企業での実際の実践ということでございますが、確かに香美市独自でこの企業へ職員を派遣をするというふうな、今の段階ではその余裕はございませんが、しかしながら、そのこうち人づくり広域連合の中には、毎年そういうふうな企業へ出向いて、短期間ではございますが、そういう研修もございます。こういうところを活用していきまして、まずそういう研修の体系的なものを制度化していきたいと、まず、そういうふうにか考えております。

それから、モチベーションのとらまえ方でございますが、私はちょっとこの提案制度というか、やる気と、職員のやる気を向上するために、さすためにこういうふうな制度をつくっておるということを申し上げたかったわけでございます。確かに日常的なやる気、意識という、そういうふうな解釈はもちろん私の方もしております。

それから、4点目の職員の能力向上の取り組みでございますが、セクハラがこれが専門的な研修かということがございますが、いや、これは要するに平成17年度のその職員研修の中でこういう研修が行われたということでご説明させて頂いたわけでございます。これにつきましても、この専門研修につきましても、まずそれぞれ企画をしておりますが、そのほかに香美市の技術屋さんには独自にその研修会を、技術職ばかり集めた研修を独自に行っております。それもつけ加えさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 3回目の質問をさせていただきます。

服装に関して規程をつくるほどの問題ではないという話ですが、ここで意思統一がされたと思っておりますので、あすからはそういった職員がいないものというふうにか認識し、ゼ

ひ皆様ご統一をよろしくお願ひいたしたいと思ひます。実際に人の目というのは、また人の口コミというのはどれほど広がるものかわからない、そういった点で、常にこの香美市役所で勤務中ぐらひはまともな格好をしていただきたいと思ひますので、そういったことをよろしくお願ひいたします。

そして、モチベーションの話で出ましたが、職員提案制度、この話を聞きましたので重ねて質問していきたくと思ひます。やる気を向上させるために職員提案制度があるというふうにおっしゃいましたので、実際この職員提案制度、どれだけの職員が提案を行つて、それが採用され、またそれがどういったものがあるのかをお答えいただきたいと思ひます。そして、実際にその提案制度によってどれだけその職員が向上したのか、その職員は再度提案を行つたのか、それが実際に目に見える形で評価があらわれているのかについてお答えください。

そしてまた、専門力に関してですが、現在のところ人の余裕がないというふうにお答えをされましたが、実際合併をしてこれから職員を削減していくというふう考えた際、若者の育成を考えていただきたいと思ひます。どんどんと職員数が減少していくであろうと思はれるこの香美市において、人の余裕がない状態であれば、今後は人はこれ以上減らないというふうにとつてしまう。そうではなく、なるべく皆様苦勞を重ねて1人でもその専門力を有した職員をつくるためにも、ぜひとも若い人間を大学に向かわせる、また企業の中で研究に携わらせる、そういったことをして企業とのパイプ、または大学とのパイプをつくつて、この香美市の発展へと向ける方法はないものかと思ひます。そういった点で、今後の実際専門力を考えるに当たつて、どういうふうな取り組みをやつていく方針か、総務課長の個人的なご意見でも構いませんので、その意思をもって私も考えさせていただきたいと思ひます。

以上で3回目の質問、終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 有元議員の3回目の質問に私なりのお答えをさせていただきます。

先ほどから服装、あるいは接客等へのマナーの問題、また職員のモチベーションの向上、そうしたお話をいただいたわけではありますが、それぞれ一つ一つ、やはりそれぞれの職員の心構え、気の持ちようであろうというふうに思ひます。公務員、特にこの行政マンとして試験を受け、その入つてきたときに私も期間は短いですが職員採用の場に立ち会いまして、いわゆる面接もさせていただきました。その中では、学力テストもそうでもありますけれども、やはりこの仕事に携わるだけの心構え、そうしたものをきちっとどのように持つておるのかというは大変重要な部分を占めておると思ひます。ここにおる職員全員が恐らくこの公務員という仕事につくに当たつては、自分の思い、大変この公僕として頑張つていく、そういうモチベーションを高く持つて入つてきたというふうに思つております。しかしながら、長い間の中でそうした思いが、ともし火が消えてい

ってはいけませんけれども、再度そういう思い、この一般質問は本庁の中へ流れておりますので、職員も多くの職員が聞いておると思います。そういう意味では大変先ほどの有元議員の質問も一定職員にも通じていく面があったらというふうに思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 3回目のご質問にお答えをいたします。

風貌につきましては、服装ですが、市長の方から決意的なことを表明をしていただきました。あすからはそういう職員がいなくなるだろう、なかなかちょっと自信がございませんが、本日は執行部が全員おりますので、十分そこらあたりの管理監督をしていただきたいというふうに考えております。

それから、専門的な技術力をつけるということで、そういうふうな企業等へ出向いて、企業あるいは学校へ出向いてということで、今まで新聞でも報道されておりましたが、一度、西の方やったと思っておりますが、吉本興業の方へその職員が研修にかなりの期間出たケースもございます。それはちょっとどうかなという気もいたしますが、やはりその高知県内のそういう、特にその接客に対する、百貨店とかそういうふうなところへ出向いておるところの自治体が非常に、結構あります。やはり、ほんでこうち人づくり広域連合のそういうふうな企業へ派遣する分については、積極的に考えていきたいというふうに考えております。

それから、一つその香美市人材育成基本方針というのができております。これはもともと旧土佐山田町がつくっておった分が、3月1日に香美市になりました。その段階でちょっと見直しをした問題、基本方針でございます。これに基づいて研修計画を立案をして1年間の研修をやっておるわけでございますが、これは職員の意識、意欲というのがトップに出ております。要は、そういう意識を高める、能力を高めるということが一番今の職員に求められておることであるということの具体から入っております。これを基本に今後研修を進めていきたいと思っております。

それからもう1点の職員提案制度でございます。これにつきましては、香美市発足の3月1日にできております。これはもともとは旧香北町の方で制度的につくっておった分を、香美市になってこれ引き継いでおるということでございます。ほんで、今の段階では、この実績というのはございません。ただ、こうち人づくり連合にあるところの自主研修というのが、みずから自分たちの職場で今後必要であろうというふうな取っかかりで、費用はすべてこうち人づくり広域連合からいただいて、そういう先進地の自治体へ視察研修に出向いておると。これは水道課の職員が行っております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午後2時49分 休憩）

（午後3時00分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 6番、比与森光俊です。お疲れのこととは思いますが、もう少しよろしくお願いします。

6番、比与森光俊です。通告に従いまして一般質問を行います。

初めに、土佐山田町議会のときにも質問させていただきましたAED（自動体外式除細動器）の設置推進の立場から質問いたします。

土佐山田町では、消防署と土佐山田スタジアムに設置されていますが、広大な面積となりました香美市の設置状況と講習会受講者はどのようになっているのかを質問いたします。平成16年7月から医師にしか許されていなかったAEDを用いての救命措置が一般市民でも使用できることとなりました。私も昨年講習を受けましたが、本当に簡単な操作で救命処置ができるわけです。胸部に衝撃を受けることで不整脈が起こり、心臓の筋肉がけいれんして心停止する症状を心震盪と言います。頭に衝撃を受けたときに起こる脳震盪は耳にすることはありますが、心震盪は余り聞きなれない言葉であります。心臓の動きに対し、あるタイミングで衝撃が加わると、比較的弱い衝撃でも心震盪は起こります。昨年5月、友人の降ったバットが胸に当たり、小学1年生の男子児童が死亡した本山町の悲しい事故は記憶に新しいところであります。本年3月には、都営地下鉄での駅構内で初老の男性がうつ伏せで倒れ、顔は紫色、呼びかけには応答なし、呼吸、脈拍ともになし、駅の管理副所長は男性の上半身を裸にし、AEDパッドを張ると、あとは装置の音声ガイドによる指示どおり行動すればよいわけです。AED装置の音声ガイドが「電気ショックが必要です。離れてください。」と指示。男性の体が大きくはねました。その後、副所長が人工呼吸を続けると、初老の男性は突然うおーといびきのような声を上げ、息を吹き返したそうです。また、昨年4月から9月の6カ月間開催されました愛知万博では、アメリカ心臓協会の基準のもとに心停止から5分以内にだれでもAEDを使用できるよう、万博会場全域の300メートル間隔に1台の割合で設置しています。その結果、万博開催期間中5人の心停止患者が発生しましたが、そのうち4人の命がAEDを用いた救命措置によって救われています。スポーツ競技中の衝撃による心震盪に限らず、心筋梗塞や不整脈などの心臓疾患は場所とときを選びません。心停止の状態になると、酸素の豊富な血液を体内組織に送ることができなくなるため、1分経過するごとにその生存退院率は7%から10%低下すると言われていています。心停止の際、いかに素早い救命措置を行うかが大変重要となってきます。厚生労働省によりますと、AEDの普及率は消火器並みに普及している欧米と比較すれば、まだまだ低いようです。AEDの設置への取り組みに関しては、自治体によりかなりの温度差があります。非常に進んでいる宮城県仙台市では政令都市として初めてすべての市立中学校に設置しています。教職員を対象に講習会を定期的に行い、生徒たちにも救急隊員がAEDの使用



を教えているようです。仙台市の場合、部活動中の生徒が心停止による死亡事故が発生し、子どもの突然死を防ごうと医師会と協議の上、全国に先駆けて学校現場へAED導入を決めています。日本赤十字社高知県支部でもAEDの普及には積極的に取り組んでいます。高知県でも、県下すべての県立高校を含め県立の施設に70台が本年度中に設置されます。

そこでお尋ねしますが、香美市の現在のAED設置状況、今後の取り組みをどのように考えているのか、また講習会の開催も含めお尋ねいたします。

次に、教育関係について質問します。

1点目は、これまでも質問してきましたADHD（注意欠陥多動性障害）、LD（学習障害児童）への特別支援教育についてであります。本年度より教育支援センターふれんどる一むに教育相談員が配置され半年が経過しました。教育相談員は現場に出向き子どもたちの支援に当たるとのことでしたが、なかなかお忙しいようで、障害児童への十分な支援ができていないように思われます。保護者の方々の不安を解消するためにも、新たな支援体制づくりが必要ではないでしょうか。土佐の教育改革10年の県教委総括にも、特別支援教育に関して教職員の理解や専門家と連携した指導へ校内支援体制の整備が求められています。教育相談員の設置が障害児童への支援が目的であるなら、ふれんどる一むへの配置は少し無理があるのではないかと感じます。今、ADHD、LD児童に対し教育現場で求められているのは、幼稚園、保育園、小学校、中学校と連携のとれた支援教育の体制づくりではないかと思えます。現状をどのように考えられているのか、そして今後の取り組みについてお尋ねいたします。

教育関係の2点目、いじめ、不登校の問題について質問いたします。高知県のいじめ問題に関する調査結果では、決してよい結果が出ていません。不登校も出現率は全国4位と、その実態はかなり悪い結果となっています。そして、気になるのがその原因です。中学校では友達関係などによる学校生活に起因するとするものが増加し、49%になっています。数年前とは異なり、いじめと不登校は深いかわりがあるように思われます。私の知る中学生男子生徒はごく普通の生徒ですが、クラスの生徒からひどいいじめに遭い、不登校になったとのかを聞かされました。ADHD、LD児童の保護者の方々も障害を持つ我が子がいじめにあいはいはしないか大変心配しています。北海道滝川市で昨年9月小学校の教室で7通の遺書を残し首をつって自殺した悲しい事故は、学校、市教委に対し厳しい批判の声が全国から寄せられました。また、奈良県橿原市では、中学1年の男子生徒が先月下旬、生徒の携帯電話に「うっとおしい、死ぬ」などと書かれた中傷メールが原因で不登校となり、不眠、意欲の低下などのうつ状態と診断されたことが、今月になり、両親が橿原署に被害届を提出したことで明るみになっています。文部科学省の調査では、いじめ発見者で担任教師が発見する割合が下がる一方、児童・生徒や保護者の訴えで発覚する割合が高い数値をあらわしています。いじめに関しては、大変気配りの必要な調査だと思います。

そこでお尋ねしますが、香美市内の小・中学校でのいじめ、不登校の実態はどのようになっているのでしょうか。不登校の実態は、生徒が欠席するのですぐわかると思いますが、いじめに関してはどのような調査がなされているのでしょうか、お尋ねいたします。

教育関係の3点目として、文部科学省が来年4月に実施します全国学力テストについて質問します。全国学力テストの実施に関しては、賛否両論あるようですが、参加すると回答した全国の市区町村長は84.2%、1,546の自治体となっています。参加しないとの意向を示した首長は3.9%、71市町村といった結果のようです。また、テスト結果の公表に関しては、参加する1,546市区町村のうち、公表するが50.8%、公表しないが49.2%の760市町村と、ほぼ半々、県内に目を向けますと35市町村のうち参加するのは27市町村のようです。そして、公表する市町村は14市町村、公表しない市町村は13市町村と、これもほぼ半々の対応になっているようですが、そこでお尋ねします。全国学力テストに香美市としてどのように対応をされるのか。参加した場合のテスト結果の公表はどうするのか。それぞれそうした理由もあわせて質問したいと思います。よろしく申し上げます。

次に、観光地への案内標識についてお尋ねいたします。

5月定例会では、八王子宮入口の龍河洞への案内板が歩道の隅に横たわっていたことから、案内標識について質問させていただきましたが、本題に入る前、4年前の10月の議会で質問した際の質問の内容を少し述べさせていただきます。4年前の分です。「龍河洞は、土佐山田町が最も大切にすべき観光地であることは、今さら言うに及ばないと思います。その龍河洞への案内標識があげぼの街道において余りにも不親切ではないかと思うわけでございます。高速道路から南国インターをおり、農免道路からあげぼの街道へ、南国市のあげぼの街道付近には土佐山田町への案内標識があります。そして、秦山町3丁目交差点に龍河洞東へ直進の標識、次に八王子交差点に国道195号線への案内標識かあるのみです。龍河洞への観光客が国道195号線を目標にすれば、この八王子の地点で右折すると推測されます。龍河洞の標識を目標とすると、北本町1丁目のさくら保育所北側の地点で立ち往生します。私は、8月のお盆時にこの地点で県外ナンバーの車から十数分の間に4台龍河洞への道を尋ねられました。先日も立ち往生する県外ナンバーの車を目にしました。現在の標識では県外からのお客様が戸惑っているのは現実だと思います。山田高校東側の信号交差点にあるような龍河洞の文字の入った標識を早急に常設すべきではないでしょうか」という質問をした後、その後、龍河洞を指示する看板が、現在のものが設置されたように記憶しております。今後の香美市にとって観光産業は大変重要な行政の取り組むべき課題ではないかと考えます。その意味からも、市外、県外からの観光客に対し、香美市を訪れるお客様の目線での案内標識設置の充実を願うところです。魅力ある香美市の観光地への案内の今後の取り組みをどのように考えておられるのか、その考えをお聞きしたいと思います。

次に、観光の2点目として、やなせたかし先生に作成していただきました香美市の新しいキャラクターについて質問します。13体のユニークですばらしいキャラクターが誕生し、まだ日が浅く取り扱いや今後のピーアールについては手探りの状態かもしれませんが、過日の香美市観光協会観光事業部会においてキャラクターののぼりが完成していることをお聞きし、期待しているところです。

そこでお尋ねしますが、香美市の観光産業発展のため、今後どのように対応し、キャラクターを利用していく計画なのか、現状での思いをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 6番、比与森議員の救急救命についてのご質問にお答え申し上げます。

初めに、AEDの設置の現状でございますが、現在把握しているところでは、ご質問にございましたように県立の山田高校、大栃高校と山田養護学校でございます。また、市立では大栃の小・中学校でございます。そして、病院関係では同仁病院と八井田病院、それととさやまだファミリアというふうに聞いております。そのほか、山田スタジアムと消防本部、そして本署と分署のそれぞれ救急車には設置しております。ただ、現在先ほどご質問でもありましたように平成16年7月から一般市民を含む非医療従事者が使用できるようになったということで、心臓疾患のある方などは個人で持っておられる方については把握をしておりません。

それから、設置に関してどのようにということでございますが、AEDの使用はもとも医師の医療行為でございましたが、AEDの技術的など、進歩もございまして、先ほどご質問にもございましたように平成16年の7月から一般市民を含む医療従事者も使用できることとなりました。このため、救急救命とこれに至った経緯も含めましてお答えをさせていただきたいと思っております。ご存じのように救急救命士法が日本で初めて制定されましたのは、今から約15年前の平成3年でございますが、それまで救急隊員が救急車によって傷病者を病院に搬送しておったと。しかし、この救急救命士法によりまして国家試験に合格した救急隊員が救急救命士として、また医療職に位置づけられまして、心肺停止の患者に対し救命措置等の医療行為が行えるようになったわけでございます。その処置範囲というのは、医師の具体的な指示のもとで除細動、このときにはまだ今のように全自動ではなく半自動という形の半自動式の除細動、それと整脈確保のための輸液、乳酸化リンゲル液というものでございますが、それと気道確保の3つでございました。救急救命士によるこれらの救命措置によりまして心肺停止の傷病者の生存率がそれまで以上に向上したということでございまして、このため平成10年に救命の効果検討委員会というのが国の方でされまして、救急救命士の処置の範囲の拡大を図られたわけでございます。また、平成13年には厚生労働省が、そして平成14年には消防庁と厚生労働省が救急救命士の業務のあり方に関する検討会を行いまして、このAED

による除細動、気管挿管、それから薬剤投与について実施時期が決定されたところでございます。このAEDは、救急救命士法の施行の規則の改正によりまして、平成15年の4月からは医師の指示がなくても、救急救命士は処置ができるということで、迅速な除細動が実施され、また救命効果の向上が図られているところでございます。また、気管挿管は平成16年の7月から、薬剤投与は今年の4月からそれぞれ医師の具体的な指示の元で実施ができることとなりました。冒頭で申し上げましたように、AEDを一般市民を含む非医療従事者が使用できるようになったのは、先ほども申し上げましたように平成16年の7月からでございます。心肺停止の傷病者に対する除細動処置について、アメリカの心臓学会のガイドラインでは除細動処置が1分おくれた場合、成功率が7～10%低下するというふうに示されております。先ほど議員の質問にございました愛知万博で5分以内というのは、つまり50%の成功率、いわゆる生死の境というところで、多分5分以内に対応すれば生死の境、いわゆる生の方に行くということの対応ではないかというふうに思います。平成16年の数字が出ておりますので申し上げますと、全国で救急搬送された心肺停止の傷病者は、大体9万4,900人、約9万5,000人です。そのうち1カ月後の生存者というのは3.9%の3,700人程度でございます。しかし、そのうち家族等により応急手当が実施された患者の生存率は4.3%に上がっております。また、そのうち心肺停止を確知し、速やかに応急手当をした患者、つまり停止した脳をその時点を目撃して、すぐに対応した場合には7.3%と、約生存率は2倍に上がります。これらを考えますと、やはり救急隊が到着するまでの迅速な応急処置が重要でございます。このため、運動施設、スポーツ、またクラブ等を行う場所には設置すべきであるというふうに考えます。

また、講習会の開催につきましては、AEDを含めた救命講習を実施しておりまして、今年も市の職員の方、ほぼ全員の方が受講していただきまして、救急技能を取得しているという状況でございます。また、上級普通救命講習等の講習は、応急手当普及啓発活動として消防の方でも取り組んでおりまして、現在まで報告を年報によりまして、約1万3,000人の方が受講いただいております。先ほど申し上げました平成16年の7月から一般の方がそのAEDを使えるようになったということで、これからもこの講習には力を入れていきたいというふうに考えております。今後は、未設置の小・中学校、また武道館等への設置を進めるよう、関係部署、関係機関に働きかけていきたいと。同時にAEDを含めた応急手当の救命講習を引き続き実施し、なお一層普及啓発に取り組んでいきたいというふうに思います。

なお、講習につきましては、香美市のホームページの方で暮らしの情報というところで載せておりまして、毎月第3日曜日には講習を行える体制でおります。申し込みは1週間前と、お願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君）

学校教育課長兼学校給食センター、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター（和田 隆君） 比与森議員のご質問にお答えしたいと思います。

A D H D（注意欠陥多動性障害）、L D（学習障害）への支援の現状と幼・保・小・中と連携のとれた支援、教育体制の今後の取り組み、そして教育相談員について、そのような児童に対し支援ができていますのかということですが、診断の出ているL D、A D H Dの児童・生徒については、小学校で12名、中学校で1名、合計13名ということを経現在把握しております。ご承知のように香美市立教育研究小学校、香美市教育支援センターを合併とともに立ち上げたわけですが、教育研究所では2人の研究員がおりまして、特別支援教育や不登校問題にかかわる調査・研究及び援助を行っているという状況です。教育支援センターには3名の教育相談員がおりまして、児童・生徒の生活相談、学習指導等行っております。障害児学級については、小学校に12学級、中学校に3学級ありまして、教育相談員はそれぞれの学級に配置された加配教員とともに支援教育を行っておるといところです。教育相談員、障害児学級で直接支援をしている児童・生徒というのが2人になっております。13人中2人ということですが、また、鏡野中学校には県のスクールカウンセラーも配置されております。教育研究所、教育支援センター、そして学校教育課、幼保支援課、福祉事務所、健康づくり推進課と今後とも各部局連携を強めて教育支援のネットワークを広げていかなければならないと考えております。

2点目の小・中学校でのいじめ、不登校の実態とその実態調査についてですが、昨年度の小・中学校でのいじめの件数は3件、不登校15人、これは30日以上長期欠席ということですが、そういうことで報告を受けております。いじめについては3件、いじめられた児童からの訴え、他の児童からの訴えによるものが多いということです。学校によっては、生活調査等を行いまして、いじめ、その他子どもの実態を早く知るよう努力はしております。また、校長会でも学校の実態を出し合うて、共通課題として各学校の取り組みに生かしていくような形もとっております。

3点目の全国学力テストへの対応ということですが、来年の4月24日に小学校6年生と中学3年生の算数、数学、国語の2教科について学力調査が実施されるということです。これについては、義務教育の機会均等とその水準と維持向上の観点から、それぞれの教育委員会、学校が学力や学習状況を把握、分析して今後の教育、教育施策に生かしていこうというものです。このことについて、その学力調査まで特に検討等はまだしていないわけですが、今までのように基礎学力の定着と学力の向上を継続してそれまでは図っていくということです。調査結果については、今後の教育に十分生かされていくべきだと考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 比与森光俊議員の観光のご質問についてお答えいたします。

1点目の観光地への案内標識設置は、観光客の目線で取り組むべき課題である。観光地案内への今後の取り組みを問うてございます。

まず、あけぼの街道の龍河洞への看板設置でございますが、将来道路が延伸される予定ですので、簡易看板を道路わきに置かさせていただきましたが、台風等で傾きまして、現在手直しして置いております。3町村が合併いたしまして、香美市として紹介、宣伝する観光地、名勝地が多くなりましたことは大変喜ばしく感じております。そして、比与森議員のご指摘のとおり、観光客の目線に立つサービスが今後の観光の重要課題でございます。高知県、また香美市観光協会、高知県観光コンベンション協会などとタイアップしながら、観光客の方が目的地へ正確に到達できるように適材適所への案内標識、看板の設置を推進し、またその内容が正確であること等を念頭に置き、香美市並びに香美市観光協会が設置する看板、案内看板等につきましては、早いうちに整備したいと考えております。

2点目の観光産業発展のため13体の新しいキャラクターをどのように利用し対応していくか、計画か、現状での思いを問うについて述べさせていただきます。

やなせたかし先生にデザイン、ネーミングをしていただきました香美市の13体のキャラクターにつきましては、香美市内外を問わず1人でも多くの方に覚えてもらい、親しんでいただきたいと考えております。先日の高知市での二十四万石博でのぼり旗を掲げましたところ、アンパンマンやと喜んでくださるお子様もございました。利用方法につきましては、物産展やイベント会場、商店街、個々の商店、祭り、そのほか催し会場等におきましてのぼり旗、横断幕などを設置しまして、より多くの方に早く知っていただくことが大事であると考えております。また、香美市や各施設の窓口にもカウンターなどに置く卓上ののぼり旗を置くように準備をしております。現状ではキャラクターそのものが商品になることは、有限会社やなせスタジオと契約しておりませんので、香美市をピーアールすることに関して使用しております。将来的に商品化の要望がございましたら、やなせスタジオと相談してまいります。商工観光課では、キャラクターの使用申請も受け付けておりますので、ご相談いただきますようお願いいたします。また、アイデアも受け付けておりますのでよろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 2回目の質問をさせていただきます。

初めにAEDの関係ですが、大栃小・中学校には設置されているということで、もしなければ自分も要望したいと思っていたんですが、そのほかの香北中学校、以前鏡野中学校にと要望したときに担当課の課長さんからは消防署に近いからということで、設置を見合わせていくという答弁でしたけど、鏡野中学校には球技等非常に盛んなクラブ活動もあります。やはり鏡野中学校、それと香北中学校への設置推進も考えるべきではないかと思いますがいかがでしょう。

それと、アンパンマンミュージアムとか日ノ御子（キャンプ場）も今年は自分も何回か行きましたけど、7、8月にはものすごい人の数で、あそこにもやっぱり設置を進めて、いつでも対応できるような危機管理というか、意識の向上というか、必要ではないかと思えますけど、その点いかがでしょうか、お願いします。

それから、教育関係ですが、1回目の質問でも述べましたように教育相談員を設置して、以前教育長は学校に出向き障害児童の対応に当たるという答弁をいただいていたわけですが、現実問題としてふれんどる一むの中で、それぞれお忙しいようで、なかなか十分に障害児童への対応ができないという声が保護者の方々から耳にします。ぜひ、学校教育現場の中で、また教育委員会の中でその不登校児童とかいじめにかかわる先生以外に障害児童への対応をお願いしたいというふうな声を聞いています。先日の山田小学校で会った文科省の方との会話の中でも、学校への不満はいうことで、学校への不満というより私の方も文科省への不満として述べさせていただきますということで、ADHD、LD児童に対してもっと国が積極的に指導して、対応してほしいと、これは地方自治体ではいかんのやないかということも、文科省の方には直接述べさせていただきました。この辺、取り組みを来春からでも充実、強化できないものか、お願いしたいと思えます。

次、いじめですが、ちょうど自分がこれ通告を出した後に福岡県、今連日、筑前町ですか、中学校2年生男子が自宅の倉庫でいじめを苦しめて首つり自殺をしたということが報道されています。その中で、文科省の全国調査では、いじめによる自殺は、ここ例年ずっとゼロ、原因は文科省、今やり玉に挙がっているのは中学校の先生が今対応の、どう言いますかね、二転三転するその対応にマスコミ等も集中して抗議をしているわけですが、いじめの、1回目述べましたようにいじめを知る、その先生が知る度合いというのがだんだん下がっているという現実、先ほどの答弁にもありましたように、友達や保護者からの通報でそのことを初めて知ると、これが現実やと思うわけです。学校の先生にすれば、自分の管理する学校の中でそういうことがあっても、そう大きな問題にならない言いたくない、伏せておきたい、自分たちで何とかおさめたい、これはもう心情的にそうならざるを得ない部分もあると思えます。やはり、いじめ問題が同級生や保護者からの声で学校が知ると、そういうことであれば教育委員会なり、土佐山田町にはふれんどる一むもありますので、携帯電話の1台でももう受信だけで、（受信者）用（専用）の、どう言いますか、いじめ110番のような形で保護者、生徒に、今子どもさん皆携帯でメールもやりますので、話、声に出してよう言わん子どもたちにもメールでも携帯電話でいじめの実態を、あれば連絡をくださいというような、携帯電話1台設置すればできると思うんです、いじめ110番ということで周知徹底すれば。それはできないものか。

それから、学力テスト、これは春するということでええがですかね。参加しない自治体の理由の中に自治体や学校が序列化される、過度の競争につながる恐れがあるとか、生徒や教員の負担が増すといった不参加理由があるわけですので、その辺には、自分は

参加することには賛成ですけど、そういった参加しない理由のことには配慮して、成績の発表等も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、観光ですけど、今後課長、奈半利線、ごめん奈半利線の場合には、各駅にのぼり立てて缶バッチを販売をしたりもしてありますが、その辺を受け付けしてありますがいいですけど、なかなか皆取り扱ひについてはまだ周知徹底してないと思ひ部分もあるんで、商工会などもこういうことで販売に利用できますよとかいう、そういう自分らも全然知りませんでしたので、そういう指導もぜひお願ひしたいと思ひますが、その辺どうでしょうか。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 比与森議員さんのAEDも学校も含めまして、教育についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

AEDの設置につきましては、来年度中学校にはリースの形で設置するように計画しております。大柘小・中はこの前ご寄附をいただきましたので、そのほかにはそういう方向で考えております。校長会等で話し合ひまして、まだ小学校までは希望といひますか、ありませんので、そのような形をとるように計画をいたしてあります。

次に、特別支援教育についてでございます。何で相談員をそこに配置しているかという件でございますが、教員を1人割愛の形で市教委が雇うということになりますと、経済的にもいろいろ大変なことでございます。それで、市になりましたときも香南市は割愛の形で2人教員を残しましたけれども、香美市の方は残しませんでした。この香南市は特別支援教育に当たる目的で残しておるわけではございません。教育行政全般についてかかわっております。教育相談員は現在3人雇用しておりますが、そのうちの1人は週16日勤務ですので週4日になりますけれども、朝から晩まであるADHDの子どもにかかわりを持ってあります。直接学校の方へ出向きまして、子どもにかかわっております。それから、先ほど課長の方からADHDの子どもでも障害児学級へ入っておる子どもがおるといひ報告をしましたが、今の制度ではLDやADHDだけでは障害児学級は設置することができない仕組みになっております。それに加えて、身体的とか知的とかいうようなものが重なりましたときに、その障害児学級は7つの項目で設置できるようになってありますが、その7つのうちのどれかへかかわりましたときに、障害児学級が設置できるというような形になっています。3人の相談員のうちの1人はこれはもう子どもと親の相談員という形で県教委からくられておりますので、大柘小学校と楠目小学校へ1日ずつ行っております。1名は今言った、ずっと山田小学校へ行っておる者です。あと1名につきましては、ADHD、LDの子どもに毎日ではなくても、週に1日でもかかわれるというような形で、大宮小学校と片地小学校と楠目小学校と舟入小学校へ参っております。そういう形をとっております。それから、研究生は2人おって、研究所に通所しておる子どもにもかかわっておると、今報告しましたが、所長もかかわ



ってはおります。プラス1で所長も教員上がりですのでかわりを持っています。

それから、学校評価で2名の者を雇っております。学校評価で雇った2名もその教育研究所で仕事をしております。そのうち1名は、教員上がりですので、主に学校評価にかかわりますけれども、何かのときには教育相談とか指導もできるような態勢はっております。

次、子どものいじめの件でございます。確かに先生自身がいじめたとか、訴えが聞けなかったとか、子どもの叫びの聞こえる教師でなければなりません。なかなかそこまでみんながいなくて、風通しのよい職場づくりとか研究はしておりますが、十分にはできていないと思います。いじめの3件と課長が報告しましたのは、私が初めに大岸議員さんではない、問題行動、昨日でした、昨日島岡議員でしたが発表させていただいた問題行動の3件と同じであります。まだまだいろいろあろうかとは思いますが。私も運動会にも大柘中学校、香北中学校へもまいりました。運動会を見ましても、やはり鏡野中と繁藤中はよう行きませんでした。去年までの様子と比べまして中学校4校にも子どもの実態に特色があるということはよくわかりました。その特色がそれぞれよい点でもあり、またもっとこんなことを頑張りたいと思える点でもありました。いじめを訴えられることも大事ですが、いじめとか差別発言とかいろいろありますが、それもみずから訴えることも大事ですが、友達のそういうことを見たら、友達にかわって先生なりほかの友人に言うことができる。先生のしていることでも、これはどうかなと思うことは生徒会なりに訴えられることができるという子どもを育てることも大変大事ななかろうかと思っています。

携帯電話についてでございますが、携帯電話でおっしゃったような仕組みをとることもよい方法かとは思いますが、実は子どもたちが携帯電話を使用するという事自体につきまして、いろいろ課題もございます。学校へ持ってくるのはどうかというふうなことで、今のところ中学校に平素は携帯電話は、特別に病気であるとか、遠距離で親に知らせなければいけないことがあるとかいう以外は持ってこないように指導はしております。その辺をご理解いただきたいと思います。これから検討課題だと思っています。

学力調査につきましては、今、校長とか担当の者が集まりまして、私は行っておりませんが、詳しい説明を聞いておる段階です。私も初めの説明は受けております。これから詳しい資料も届きましたし研究していくのですが、香美市としましては、学力調査に参加しようということは、校長会、職員会でみんなが賛成して取り組んでいます。取り組むことになっています。ご心配いただきました公表することにつきましては、実はこういうふうな提案されています。「市町村教育委員会が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。また、学校が自校の結果を公表することについては、それぞれの判断にゆだねること。ただし、本調査により測定できる学力は特定の一部分であることや、学校評価の中で体力なども含めた教育活動の取り組みの状況等を示し、

調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策等をあわせて示すなど、序列化につながらない取り組みが必要と考えられること。」と示されております。C R T到達度検査につきましては、土佐山田町は平成15年度から広報を通じて全部の家庭へお知らせをしてまいりました。今年度も市としてまとめたものを小・中学校別に広報へ載せらせてもらおうと思っておりますが、ちょっと事情がありまして、11月1日と思っておりましたが、1月おくれました。幼保の方を先に載せたいと思っておりますので、そういうことも公表して、皆さん方に実態も知っていただき、大変いろんな形で学校へ入り込んでくださる方が土佐山田町では多くなりましたので、香美市全体がそういう取り組みをするということで、それも方向づけしてありますので、この学力調査につきましては、まだ決まってはいませんけれど、市としての平均点ですね、学校の序列化とかもちろんわかりません。そういったものは、公表して皆さんになお関心を持っていただくようになるのではなかろうかと考えております。まだいろいろ決定はしておりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 比与森議員の2回目の観光のご質問についてお答えいたします。

キャラクターの商品化につきましては、それぞれの協議会などの例を見ますと、マージンが発生し、商品につき何%かやなせスタジオにお支払いするといった、新たな契約が必要となっているようでございますので、今後検討させていただきます。また、キャラクターの使用申請受け付けにつきましては、商工会を初め広報などでも市民の皆様にもお知らせしてまいります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 6番、比与森光俊君。

○6番（比与森光俊君） 1点だけいじめのことについてですが、先ほどは自分も携帯電話等と言うたわけですが、ぜひ、教育長の言われるように友達がいじめられていたら、それをまた先生に言えるような学校づくりというのはもう十分わかります。わかりますが、現実はこのいじめ、自殺のあった学校を見たときに、やはり周りから第三者的にいじめを気軽にと言うとあれですけど、連絡しやすい、そういう場所の設置を設けるということは必要じゃないかというふうには思いますので、また検討をお願いしたいと思っております。

それから、これは質問じゃなし、スクールガードリーダーとかスクールフレンドの取り組みがテレビなどでも第三者というか、の人が学校に入ることによって、やはりいじめ、不登校も減少するのではないかという専門家の意見なんかも耳に、この問題に触れると耳にするわけです。自分も極力学校へは出向いて子どもたちと接したいと思っておりますけど、これの香美市においてはスクールガードリーダー、スクールフレンド、今後も充実をさせていただきたいということをお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 暫時4時から時間の延長をいたします。

教育長、原 初恵君。

○教育長（原 初恵君） 比与森議員さんの3回目のご質問にお答えいたします。

いろいろ市の中にも福祉事務所とか健康づくり推進課、教育委員会とかの中にもいろんな部署で子どもや親の声を聞くところはありますが、一応窓口は、子ども支援ネットワークの窓口は教育支援センターふれんどる一むということにはしてございます。おっしゃられましたように、土日とか夜間につきましても、何らかの方法で声が聞けるような措置はとる必要があると考えますので、検討していきたいと思っております。ただ、私のところへも、教育長になって数年間といいますか、いろいろ相談がありましたが、最近相談が少なくなっています。少なくなっていることがいいことかどうかわかりません。よりみんなの声も聞けるように自分自身も考えていきたいと思っています。

スクールフレンドにつきましても、大栃小学校も大宮小学校もできまして、皆さんに入っていております。ますます充実させていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

4時から延長いたしまして、続けて一般質問を行います。その前にお諮りをしておきたいと思っております。24番、山本芳男君から通告をいただいておりますが、質問の取り下げをしたいという申し出がございます。

お諮りをいたします。質問を取り下げることにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。それでは、そのように取り計らいをいたします。

それでは、続きまして、3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

お疲れのところ失礼いたします。3番、山崎龍太郎、通告に従い順次質問いたします。

最初に土佐山田観光開発、土佐山田ゴルフクラブの問題についてであります。

市長も諸般の報告でも冒頭に触れられました。また高知新聞一面にも掲載され、市民の間でも大きな話題となっております。私どもは、せんだっての市議選にて選ばれました議員として、今後この問題にもかかわっていかねばなりません。旧香北町、旧物部村、また新しい議員さんもおられます。昭和62年から動き出したゴルフ場建設は、平成4年に開業され現在に至っているわけですが、土佐山田町政とのかかわりから香美市へと引き継がれました。一連の出来事、流れをまずお尋ねします。

私どもの周りでは大旺建設が整理回収機構の支援を得、経営改革を進めていく上で、いずれこのような事態もくるのではと感じていたわけですが、市長は11日に社長が弁護士とともに来庁され、報告があったと言われましたが、それまでの行政としての情報

収集等はなされてなかったのか、対応についてお尋ねします。

記事に基づいて具体的にお伺いします。民事再生が受理されますと、債権者の50%以上の同意にて再生計画案が作り上げられていくわけで、90億円を貸している銀行がオーケーであれば進んでいくわけです。再生計画への同意に対する本市の対応はいかがいなるのでしょうか、お尋ねします。

しかし、担保に供している資産分の借り入れについては、有利に再建案がまとめられるのが常で、他の債権は最高5分の1以下からますます減額されていきます。ほとんど債権がただ同然になったゴルフ場の例も聞いております。この認識はお持ちなのか伺います。

また、「2006年3月期には資産評価を厳格化して多額の損失を計上し、100億円を超える債務超過になっていた。」と書かれておりました。執行部は、ゴルフ場からこの説明は受けていたわけでしょうか。確認をさせてください。たしか、行財政改革推進特別委員会で議論をした際、2年前の2004年3月期では50億円の繰り越し損失であったはずです。いかに評価を厳しくして2年間で50億円の債務超過が増大したのかお尋ねいたします。

次に気にかかる点は、開発公社が所有している株式についてです。諸般の報告では「寄附金をいただき、それに見合う株式を取得した。」とのことですが、実際はゴルフ場より3,000万円寄附金をいただき、町が400株分2,000万円を開発公社に貸与し、開発公社が600株、3,000万円を株を取得したとの認識でいいのかお尋ねします。普通民間企業の株式を所有する点、行政のスタンスとして問題はなかったのか。もちろん、それこそ歓迎ムードの中、その当時判断されたのでしょうか、今後もち続ける判断でよろしいのか、現在株の価値はないと考えますがいかがでしょうか。伺いますと100株で1会員権を得るということですが、私ゴルフ等しませんので詳しくないので伺いますが、預託金を支払っての会員というわけではないわけですね。その点、お伺いします。

それと、東京地裁へ申請されたということですが、債権者のほとんどは高知ではないのでしょうか。代理人等を立てた場合、東京まで行かねばなりません、高知地裁へ移送できないのでしょうか。関連していますので、お尋ねします。最も気にかかる点は、覚書に基づく山田北部ほ場整備負担金、残額約1億5,000万円が今後も返済されるかという点です。見通しについて伺います。

13日付高知新聞には、大手外資系が支援との記事が出ておりましたが、この情報は知り得ていたのかお尋ねいたします。

次に、税等の負担増についてお尋ねします。

今年6月から老年者控除の廃止、公的年金控除の縮小、定率減税の半減、65歳以上の住民税非課税措置の撤廃などが一挙に住民税に適用されたため、住民から悲鳴と怒りの声わき起こっています。多い人では住民税が8倍から10倍にもなったという話もうかがってあります。また、いきなり増税となった通知書を受け取った人は全国で5

00万人以上と言われております。それに合わせ、国保税や介護保険料も雪だるま式に値上げになりました。そこで、まず伺いたいのは、本市において税、国保税、介護保険料でこの負担増に対し窓口、電話等での苦情相談は何件あったのか。また、その内容を具体的に伺います。

老年者控除が取れなくなり寡婦控除へ切りかえられる条件のある方で、寡婦控除を取れた方は何人いたのか。当初、寡婦控除を取ってなく、修正をされた方はどれだけいたのか。あわせて税確定前後、一連の事務で65歳以上の寡婦の状況は完全に把握できたのかお尋ねいたします。

同様の視点で、障害者控除を適用した人数をお尋ねします。障害者手帳を持ってる方での控除されてない方もおられるはずですが、現状を伺います。要介護認定者における障害者控除証明書の発行は現在進んでいるのか、その点もお伺いします。

2007年から所得税の最低税率は5%になりますが、所得200万円以上の同じレベルの住民税は10%となります。定率減税全廃に合わせ激変緩和措置の3分の1課税が、3分の2課税となることで、高齢者のその階層の方は本当に生活は大変になりますし、年金収入の方は所得税は源泉徴収されていることとあわせ増税感は、今年と比べ幾分やわらいでくるわけですが、今までの数倍の住民税をみずから4期で支払わねばなりません。少ない収入でかなり計画性がなければ、払いたくても払えない状況が生まれる可能性があります。認識をお尋ねします。

住民税申告者には、賦課徴収をするわけですが、より丁寧な説明責任を経ての課税を行わねばなりません。例えば、先ほど来申した障害者、寡婦の状況、医療費等の聞き取りも一層大切と考えます。徴収も計画性を持たすための指導、援助が必要であります。住民税において大きな滞納を生じさせないための周知についてのお考えを伺います。

税金の最後に、住民税無申告者の現状と税条例第36条の4の適用についてお尋ねいたします。

続きまして、多重債務者の問題についてです。

サラ金等の問題は、今臨時国会でも大きく取り上げられているところです。香美市議会においても出資法の上限金利の引き下げを求める意見書も全会一致で採択され、国の方に送付されたところでもあります。しかし、サラ金業界の族議員を使った巻き返しもあり予断を許さない状況もあります。中身は、1点目には猶予期間を5年設けるなどの点、また現行利息制限法では借り入れ10万円までを20%、100万円までを18%、それ以上を15%と規定しています。それを50万円までを20%に持っていくなどの議論もなされているところです。私はグレーゾーンをすぐなくし、いかなる猶予処置も設けないことが多重債務問題の解決の一步であると考えているところです。過日の新聞にも載っておりましたが、サラ金業者は借り入れ契約を行うとき、本人の同意も得ることなく勝手に保険に入れ、債務者が死亡したときは保険会社からの死亡保険金で債権を回収する、俗に言う代位弁済をさせるなど、卑劣きわまりないことも行っていました。債務者

の自殺により何と43億円ものお金がサラ金業者に払い込まれていた事実も明らかになっています。金額で言えば、亡くなられた方の4分の1が自殺で保険金が業者に支払われていたのです。10月2日付高知新聞に次の記事が掲載されておりました。高知市市民相談センター主体の消費者問題講演会からの記事で、多重債務クレサラ被害の現場からということで、弁護士の木村達也氏が講演しております。短いので少し読ませてもらいます。「多重債務が問題になっている。陥る人は無計画な生活をしたというのが一般的な認識だろう。しかし、実は違う。理由は貧困だ。現在の貧困は多重債務という形であられる。確かに借金は自己責任だか、どうして多重債務になるのか考えなくてはならない。多重債務は結果で、原因は別にある。働いているのに貧困のワーキングプアや母子家庭、病気や高齢、詐欺や交通事故にあうなどの苦しい生活状況がある。行政がきめ細かな対応をしていれば救えるのに、空白になっているから次々と借金を重ねる事例が出てくる。必要な行政のカバーがないから多重債務者がふえるわけだ。今、国内にサラ金利用者は1,400万人いる。国民の9人に1人、労働者人口で考えると4人に1人が利用者。うち3カ月以上返済がおくれている人が260万人もいる。3カ月以上返してないということは支払い不能の状態、生活としては死んでいる。この数は大阪市の人口に匹敵する。サラ金以外にクレジットカードもある。国内で2億4,000万枚が発行されているが、このカードのキャッシング機能を気軽に利用する多重債務の原因となる。日本にはホームレスが3万人ほどいると言われているが、その4分の3はサラ金の借金を持って逃げている。大阪にも7,000人、高知からも逃げてきていますよ。多重債務に陥った際には、手遅れにならないように賢明な対応が必要だ。利息制限法に基づくやり方だ。今、サラ金は大体年26~27%の金利を取っているが、本当に支払わねばならない金利は15~20%、小額の場合18%を超えた金利は払い過ぎ。超過分は元金に充当することができる。そして払い過ぎは取り戻せる。長期間借りている人は多くはこれに該当するはずだ。私たちは、不当利息返還交渉や訴訟をどんどん行っている。利息制限法を使ってサラ金離れを進める運動だ。ぜひこうしたやり方を考えてほしい。利息制限法を超える金利は無効なんです。この20年間、司法による救済の道を切りひらいてきたので、そうした窓口にとどり着けば救済されるようにはなってきた。ただ、借金をゼロにしたいからといって問題の解決にはならない。根本に貧困がある。行政サービスを通じて国民が健全な生活を送ることができる社会にしなければならない。」という記事です。この記事のくだりに書かれているように、救済の窓口にとどり着けば救済されるようになってきた現実があります。しかし、最初はなかなか大変です。借金する人の3つの特徴は、私どもの経験から申せば、見栄、うそ、上手ということですね。いきついで相談される人も本当のことを話し出すまではかなり時間を要します。例えば借金取りに脅されて返済がおくれて困っているという話はあっても、結果的に多額の滞納を抱えていても税金で困っているなどと言う人は1人もおりませんでしたし、一度も聞いたこともありません。司法の手を借りることも大切ですが、みずからの手で解

決を図ることで見栄、うそ、上手の世界から脱出できるのです。その入口に立たせるためには、身近な行政に相談窓口があることが重要であり、常に徴収等の担当職員が窓口へ行くようにとアドバイスすることが大切です。多重債務者は必ず行き詰ります。本人が気づいたときがチャンスです。そうなれば人間は変わります。私の質問の趣旨は優良な納税者を育てるのも行政の役割であり、行政サービスを通じて健全な生活をおくれるぐらいのところまで多重債務者に立ち直ってほしいと思うからであります。

そこで、お尋ねいたします。徴収の現場においては、多重債務に陥り支払い困難な住民が増加していると感じますが、担当課の見解をお伺いします。

滞納問題を前向きに解決するには、行政の役割が大切であります。過払金で税金を完納した例もあるように、担当課の対応次第で市民の生活改善も図られるものと考えますが、見解を伺います。

また、関連部署等における職員等の学習は早急に取り組む必要があると思います。香美市等でもたくさんの多重債務被害者に会った経験がございます。ぜひこのことを一番先に取り組んでいただきたいとも思います。例えば、住宅新築資金回収問題にご協力いただいている司法書士等は簡易裁判所の代理店でもあります。こういう人も可能と考えますが、そのところ見解をお尋ねします。

市街地の住環境対策についてお尋ねいたします。

せんだって市道の補修、オーバーレイ等が一斉に行われ、道路の環境がよくなったと住民から大変大きな評価を得ていることを、まず報告させていただきますが、市内の市街地各所において道路幅員が狭く、並行して市道下を水路が流れているため、しょうばん、グレーティング等の敷設を余儀なくされているため、車の走行にて騒音を引き起こし、また安全面でも問題を抱えている箇所がたくさんございます。現在は市民からの苦情により個別対応していると思いますが、「担当課として日常的にチェックを行い、改善を望む。」という市民の声も多うございます。その点について見解を伺います。

また、グレーティングについては固定式に順次経変更していくなど検討できないかお尋ねいたしまして、1回目の質問といたします。よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） お諮りをいたします。本日の一般質問は山崎議員の質問までということで終わりたいと思います。

お諮りいたします。本日の会議はこまの程度にとどめ、延会にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議は、これで延会をいたします。次の会議は10月19日午前9時から開会をいたします。

(午後 4 時 1 5 分 延会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員



平成 1 8 年 第 6 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 1 8 年 1 0 月 1 9 日 木曜日

平成18年第6回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成18年10月12日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月19日木曜日（会期第8日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	建設都計課長	中井潤
助役	石川晴雄	下水道課長	久保和昭
収入役	明石猛	環境課長	阿部政敏
総務課長	鍵山仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	岡本篤志
財政課長	前田哲雄	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	小松清貴
収納管理課長	後藤博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中育夫	支所長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	事務管理課長	竹内敬
保険課長	岡本明弘	業務管理課長	横谷勝正
税務課長	高橋功	《物部支所》	
福祉事務所長	法光院晶一	支所長兼参事	萩野泰三
農政課長	宮地和彦	事務管理課長	几内一秀

商工観光課長 高橋千恵 業務管理課長 岡本博臣

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 吉村泰典

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 山崎泰広

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成18年第6回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第4号)

平成18年10月19日(木) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 3番 山崎龍太郎君
- ② 9番 門脇二三夫君
- ③ 21番 西山武君
- ④ 20番 大石綏子君
- ⑤ 5番 織田秀幸君
- ⑥ 2番 矢野公昭君

会議録署名議員

3番、山崎龍太郎君、4番、大岸眞弓君(会期第1日目に会期を通じ指名)

## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長（中澤愛水君） おはようございます。ただいまの出席議員は、25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。昨日お伝えをいたしましたように、本日8時30分から議会運営委員会を開いておりますので、委員長より報告を願います。22番、西村芳成君。

○議会運営委員長（西村芳成君） おはようございます。先ほど開催しました議会運営委員会の協議の内容及び結果についてご報告を申し上げます。

まず、協議事項の第1点目であります。香美市の新庁舎の建設に関して、庁舎建設特別委員会の設置についてを議題として協議をいたしました。この件につきましては、こうほく3町村の合併協議会の時点で、合併後おおむね5年以内に土佐山田町内に建設することが決定をしております。このことを受けて執行部の方では既に庁舎建設準備会を設置して、必要事項を協議をする体制を整えておりました。合併後の議員の在任特例中であつた去る8月21日に議員協議会を開催して事務方のトップである石川助役から当時の進捗状況について説明をいただきました。議員協議会で説明を受けた後の協議の結果、議会としての今後の取り組みや対応の方法は選挙後に発足する新議会で協議をして対応を決定するべきであるということで今日に至っております。この新庁舎の建設問題については、特別委員会を設置して検討するとともに、取り組みを進めることが賢明ではないかということで、特別委員会の設置の件を提案して協議をいたしました。

協議の結果、議員全員の参加によって庁舎建設特別委員会の設置をすることに確認をいたしました。それで、委員の定数につきましては25人以内ということで決まりました。正副委員長につきましては、議会運営委員会の案といたしまして議長に委員長、副議長に副委員長ということで案を決めまして、議員協議会でまた決定をお諮りをするということに決定をいたしました。

次に、協議事項の第2点目、決議案第5号、北朝鮮の核実験に厳重に抗議する決議案について協議をいたしました。この件に関しては10月17日に大岸議員から議長に対して提出の打診があつたもので、このたびの北朝鮮の核実験実施の発表については、世界で唯一の被爆国である日本にとってゆゆしき問題であり、厳重に抗議するため決議案を提出することについて提案があつたものであります。

そこで、この決議案の件について協議の結果、世界的に批判の声が上がっている現状に加えて、本市は本年5月に開催した定例会で「非核、平和都市宣言」の決議を採択していることなどにかんがみ、決議案第5号については、最終日に追加議案として上程することに決定をいたしました。なお、この決議案の提案者につきましては、副議長の山本芳男議員にお願いいたしますということに決定いたしましたし、賛成者につきましては、こういった大事な問題でありますので、全員の署名をもって決議をすることになりました。

たので、後日これできましたら、お回しいたしますので署名をお願いいたしたいと思  
います。

続きまして、協議事項の第3点目、報告第25号、専決処分事項の報告について、損  
害賠償の額の決定及び和解についてを議題として協議いたしました。この報告案件につ  
きましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づいた議会の委任による専決処分  
によって、市長の専決処分に規定された事項で、同条第2項の規定によって議会に報告  
されたものであり、この案件については今議会の最終日に市長から報告される予定とな  
っております。

そこで、この報告第25号、専決処分事項の報告について、損害賠償の額の決定及び  
和解については、財政課長から説明をいただきまして、本会議最終日に追加案件として  
取り扱うことに決定をいたしました。

その他につきまして、報告といたしますが、本日本会議が終了いたしましたら議員協  
議会をいたしますので、本会議終了したら帰らずにお願いをいたしたいと思いま  
す。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 委員長から報告がありました。

先ほど、委員長の報告のように決議案5号につきましては、この最終日までに署名を  
お願いをしたいと思います。

それから、1点目の庁舎建設特別委員会の設置につきましては、協議は先ほどの委員  
長の報告のとおり、本日本会議終了後に議員協議会を行いますので、よろしくお願  
いをいたします。

それでは日程第1、一般質問を行います。

まず、昨日の山崎龍太郎議員の第1回目の一般質問に対して、執行部から答弁をお願  
いをいたします。

助役、石川晴雄君。

○助役（石川晴雄君） 改めておはようございます。私の方から山崎龍太郎議員の第  
1点目のお答えを申し上げます。

まず、土佐山田観光開発、いわゆる土佐山田ゴルフ倶楽部の問題についてお答えをい  
たします。

土佐山田観光開発が民事再生手続きに入ったと報道されたが、本市にとって大きな問  
題であるということでございます。ゴルフ場の立地の計画が持ち上がった当時を思うと  
き、今日の事態をどれだけの方々が想定したであろうかと考えるものでございま  
す。当時、町（旧土佐山田町）の沈滞化の進む中で、税収、雇用、また活性化へのイメ  
ージアップなど大きな夢を描き、ゴルフ場の開発に対し庁舎内でもプロジェクトを組  
み、議会、町民挙げて誘致に推進してきたものでございます。そのような中で、土佐  
山田観光開発株式会社として昭和62年に設立されまして、本格的にゴルフ場の建設  
へ進展し、平成4年のオープン以来今日まで経営に努めてこられたものでございま  
す。この間、全国的

なバブル経済の崩壊と相まって、長期にわたる景気低迷が続き、懸命の経営努力にもかかわらず、厳しい経営状況にあることはいかかっておりました。が、民事再生法にもとる手続きについては、この10月11日の新聞報道で、それまでは承知はしていなかったところでございます。このことは、本市を初め会員の方々、また地権者や取引先など多くの関係者の方に及ぼす影響を考えると、その影響は甚大なものがあるかと想像されます。幸いにも、ゴルフ場の運営は土佐山田ゴルフクラブとして今後も運営が継続していけるよう、再生計画に取り組んでいるとの説明がございました。本市は、ゴルフ場運営によるゴルフ場利用税交付金、また固定資産税といった直接税収で見ても平成17年度の実績で4,300万円強となっております。間接的な経済波及効果を考えると、ご質問のとおり大変大きなものがございます。このようなことから、香美市としては今後も議会のご理解をいただきながら、でき得る支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

そこで、ご質問のゴルフ場建設について旧土佐山田町のかかわりを再点検する意味から、一連の流れをとということでございます。旧土佐山田町では、北部ほ場整備事業を県営土地改良事業として昭和63年に採択されました。一方、本町（旧土佐山田町）の長年の懸案事項としております市街地の排水対策に伴う関連事業として、土生川改修事業がまちづくりの根幹をなす重要課題でもありました。関係機関、また関係団体のご理解のもとに、ときを同じくして土生川改修事業も県の事業として採択をされております。ほ場整備事業と並行して河川改修工事が展開されることと、その当時になりました。町（旧土佐山田町）としては、農業振興の政策上ほ場整備の推進は不可欠の課題であると同時に、一方では都市計画の計画的な推進を図るという政策的課題を抱えておりました。このほ場整備事業の認可が河川改修の千載一遇のチャンスととらえておりましたところでございます。この土生川改修工事の推進に当たり、幾つかの農業用施設、また河川用地としての多くの農地の提供を要し、北部土地改良区からの協力がなくては成就に至らなかったものでございます。このことは、現状の河川が大きく蛇行しており、そのままでの改修は困難であった。そのため、抜本的な改良を要し、個々の地権者との対応では当然無理がございました。そのことから、改良区、またそれぞれの換地区からの協力が不可欠でございます。このことを踏まえ、町（旧土佐山田町）は北部土地改良区の一層の推進を図るため、通常の間営ほ場整備事業に助成する補助金に10%上乗せをし、支援することを政策決定をしております。これが平成元年に北部土地改良区と町（旧土佐山田町）との覚書でございます。このように、旧土佐山田町では、当時これら一連の事業推進の過程にありましたが、相前後して、このほ場整備区域に隣接してゴルフ場の建設計画が持ち上がり、ゴルフ場計画と隣接するほ場整備事業との関係が非常に多く、ことに県道前浜上野線、同繁藤西町線から東側の工区において、ゴルフ場の周辺整備と相乗関係が多く三又川の改修、ゴルフ場との連絡道路となります町道油石大法寺線、また夫婦ヶ池の改修など関連公共事業を改良区、町（旧土佐山田町）、また土佐山田観光開発の

三者一体のもとに整備が図られてきたものと考えております。

このようなことから、土佐山田観光開発より山田北部ほ場整備事業費に対し、県道前浜上野線、同繁藤西町線以東の区域において、事業が完成するまでに要する費用のうち、国、県の補助金を超える額、いわゆる町（旧土佐山田町）の負担する額の2分の1の額を町（旧土佐山田町）に支払うという覚書を町（旧土佐山田町）と土佐山田観光開発との間において締結に至ったものと認識しております。この覚書が平成3年の覚書でございます。このような経過を踏まえ、ゴルフ場も完成され今日に至っているものと認識をしております。

次に、数カ月前より大旺建設の整理回収機構による抜本的改革が行われている中で、民事再生が予測されていたと思うが、この間の本市の対応を問うということでございます。冒頭に申し上げたとおり、土佐山田観光開発株式会社の民事再生申し立てについては、その情報として報道で知り得たものでございまして、この知り得た時点で直ちに、これはさきの10月11日でございます。直ちに中谷貞社長に確認するとともに、また、諸般の報告でもありましたとおり代理人と社長が、これは申し立て代理人でございます。社長がその経過について市長に報告があったところでございます。

次に、100億円を超える債務超過への認識を問うということでございますが、実質138億円という債務超過に陥っております。数字的にはとてつもない額であります。今後、民事再生手続きの中でその内容、またその対応、処理について明らかにされ、近々のうちの債権者と裁判所との間において処理方法など協議が進められていくものと考えています。実質的には、この額すべては会員の方々、また地権者や取引関係者など多くの方々、それぞれにすべてがかかわっていることには間違いのないものと考えております。

次に、香美市開発公社所有株式の価値及び見通しを聞くとともに、覚書で確認されているほ場整備事業負担金の取り扱いについて聞くということでございます。今月14日、土曜日でございましたが、旭ロイヤルホテルにおいて個人会員、企業、法人会員を対象に説明会の開催がございました。対象者は全体で750人ということでございますが、そのうち約250人の出席がございました。会社側から中谷貞社長と浜田支配人、並びに民事再生申立人、弁護人の4名と、現在既に裁判所から土佐山田観光開発株式会社に派遣されております監督員の出席のもとに、会員説明会が開催されました。その中で、中谷貞社長から冒頭におわびと申し立てに至る経緯について説明がございました。その内容は、本年10月10日東京地方裁判所に民事再生手続き開始の申し立てを行い受理されました。直ちに同裁判所から弁済禁止、保全命令、保全処分命令と監督命令が発令されたということでございます。このことは、事業を再建させるために裁判所の監督下において土佐山田ゴルフ倶楽部の運営を従来どおり行っていくと。また、土佐山田ゴルフ倶楽部のオープン以来営業を行ってきたが、ゴルフ人口の減少、価格競争の激化による価格の下落などの中で、売り上げ増加に向け営業活動、また経費削減などの経営努力に努めてきたが、収益増にはつながらなかった。一方、金融機関からの多額の借入金、

債務があり、その利子負担の返済も困難であった。また一方、今後預託金償還請求に対してもその対応が困難な状態に陥った。このような事態となり、抜本的な再生を図るため、民事再生手続きを選択した。民事再生手続きは、裁判所の監督のもとで債権者の協力のもとに事業を再建するための手続きでありました。会社を清算するための破産手続きではございません。土佐山田ゴルフ倶楽部は、これまでどおり営業を継続していきます。これらを債権するためには、今後作成します再生計画案に総債務額の、これらの額の2分の1以上、かつ債権者数、これは頭数でございます。債権者数の過半数による承認が必要となってまいります。これは今後の再生の手続きに要する要件でございます。という説明がありました。このことから、香美市開発公社、また香美市も債権者となりますので、今後東京地方裁判所との協議を経て、香美市開発公社所有株並びにはほ場整備負担金、いわゆる覚書についてその取り扱いが決定されます。しかしながら、多額の債務超過を来たしておりますことから、現時点でご質問のその価値や見通しについてのコメントは期待も含めて差し控えさせていただきたいと存じておりますので、よろしくお願い致します。

次に、新しいスポンサー企業の情報を香美市として把握できているのかということでございますが、特に、当方からスポンサー企業の情報収集には至っておりません。説明によりますと、東証一部上場企業のパシフィックゴルフグループをスポンサー企業として再生計画を進めているとのことございました。経費については、民事再生申し立てに当たり、全国からスポンサーを会社として募り、そのうち数社から提示があった中で、支援の内容、条件、再生の実績などを考慮して同グループ企業の選定に至ったとの説明がございました。パシフィックゴルフグループは、9月末の時点で国内に106と多数のゴルフ場を保有して経営をしております。ゴルフ事業に精通をするとともに、債権についても識見を有しているとの説明がございました。

以上、土佐山田観光開発の今日までの一連の流れ、また今日の対応についておつなぎをしまして答弁とさせていただきます。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） おはようございます。山崎議員の税等の負担増についてというご質問についてお答えをいたします。

まず最初に、新市において今年の住民税の負担増に対して窓口、電話での問い合わせの件数と内容を聞くというご質問でございますけれども、今年の課税後の相談につきましては、件数はカウントしておりませんが、当初思っていた数字より極めて少ない、ごく少ない件数で問い合わせがございました。問い合わせの内容については税全般でございます。当然その中には今年の高齢者控除の廃止等のご質問もございました。

2番目の老年者控除がなくなり寡婦控除に切りかえられた条件のある方ということで、寡婦控除に切りかえられた方は436人、税確定後に修正された方は、人数の把握はちょっと難しいんでございますが、ごく少数であったと思われれます。



それと、次の担当課として一定の周知を図った中で寡婦の現状把握状況を聞く。寡婦の方かどうかの判定につきましては、納税相談の折行っております。

続いて、同様の視点で障害者控除の適用人数を問う。高齢者の方で障害者控除受ける方は、本人障害者538名でございます。障害者手帳の交付の障害者控除の適用はできているか問う。当然、納税相談のときには、そういうことも聞き取り調査をしながらやっておりますので、納税相談で確認し適用をしております。

続いて、要介護者の障害者控除証明書発行の現状を問うということでございますが、所得控除のうち障害者控除につきましては、控除の対象者は障害者手帳を持っている方等でございます。要介護認定者が障害者控除を受けられるということではございません。ただ、障害者控除を受ける障害者の程度に準ずるもので、証明書の発行があれば適用を受けられるということになっております。その証明書については、今回は適用された方はおりません。そういう証明がついた方はおいでません。

続きまして、2007年度から所得200万円までの住民税率が10%になるということでございますが、これは10%になるのは200万円に限らず全所得について一律10%になるわけでございますけれども、当然税がふえる方、同じ状態であれば税がふえる方というのはいけませんけれども、これ、国の三位一体改革のうちの国からの財源移譲と、国から地方への財源移譲という税制改革の趣旨を踏まえまして、説明し、理解を得て、納税についても理解を得たいと考えております。

続いて、申告時期における一層の説明責任が重要と、これはご指摘のとおり、これは非常に重要な問題でありますので、これは現在でも十分説明し理解を得ているところでございますが、なお説明、聞き取りを十分にし、内容を理解していただいて申告をしていただくというふうに行っていきたいと思っております。

最後の住民税無申告者の現状と条例第36条の4の適用について問うということでございますが、申告については申告のない方には申告を再度促し、ない方については追跡調査をしております。条例第36条の4の過料の適用は行った方はいません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） おはようございます。山崎議員の税等の負担増についてのご質問にお答えします。

保険課からは国保税、介護保険料の窓口、電話等での問い合わせについてお答えをいたします。件数はカウントしていないのでわかりません。内容は、ほとんどの方が増となったことに対する理由を聞いてきたものです。その中身は、国保税については税制改正によるもの、町村合併による国保税率の統一によるもの。これは旧土佐山田町の住民の方は上がったわけですので。資産割の合算などです。それから、介護保険料については、同じく税制改正によるもの。全体として、つまり基準額が上がったためです。それと、段階が変更になったことに対する質問などです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 山崎龍太郎議員の多重債務者問題についてのご質問にお答えいたします。

1点目の徴収の現場においては、多重債務に陥り支払いに困難な住民が増加していることの担当者の見解について。徴収の現場ではございませんが、消費者相談の窓口であります担当課からお答えさせていただきます。景気上昇が言われておりますが、地方はまだ厳しい状況でございます。長引く不況の中で多重債務に陥り返済に困っている現象も社会問題化しております。また、高金利の消費者金融の融資や取り立てのあり方も問題となりました。多重債務による支払い困難な住民が増加しているとの認識をしております。最近特に高齢者に対する悪徳商法の相談がふえておりますが、多重債務についての相談はございません。多重債務の相談には、山崎議員が大変ご尽力いただいておりますとお聞きいたしました。深く感謝申し上げます。

次に、2点目の過払い金で税を完納している例もあるように、担当課の対応次第で市民生活改善が図られるのではとの見解についてでございますが、多重債務問題につきましては、問題が深刻かつ他面にわたりますので、専門家と連携し、また生活保護や福祉政策、保険課、税務課、収納管理課など各課とも連携をとりながら並行して問題解決を図る必要がございます。行政としても救済の役割を担うことが必要であると考えます。専門的な知識や滞納状況などの把握ができ、相談者と十分対話のとれる状況であれば、市民生活改善を図ることは可能であると考えます。

3点目の関連部署における職員の学習の取り組みについてのお答えさせていただきます。関連部署が多岐にわたりますので、職員研修担当課と相談しながら進めたいと存じます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長（中井 潤君） 私の方から山崎龍太郎議員の市街地の住環境対策についての中で、しょうばん、グレーティングの音、あるいは安全性ということでお尋ねいただいておりますので、お答えを申し上げます。

道路側溝横断水路につきましては、通行可能部分の確保を目的としましてコンクリートしょうばんやアルミ製のグレーティングを敷設をしております。設置後の経過年数によりまして、がたつきや破損による騒音などが発生して、住民からの通報によって対応しているというのが実情でございます。建設都計課でも日々の業務の遂行の折に舗装の、あるいは舗装の補修に出た折には注意をしておりますけれども、全市内を把握することができておりません。住民の方々に気づいた場所があればお知らせをいただき、すぐできる場合はすぐに処置をいたしますし、大がかりになる場合には維持工事等の要望書を出していただきまして、市単独費あるいは制度を利用するなど予算の範囲で対応していき

たいというふうに考えております。

2点目のグレーティングの固定につきましても、全体の維持工事の中で対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） おはようございます。2回目の質問をさせていただきます。

1日たちますと、きのう何を言ったのかというのがをちょっと忘れてまして、今見直したところですが、助役におかれましては丁寧な答弁をありがとうございます。

土佐山田観光開発についての問題ですけれども、一連の流れ、助役の方から説明を受けましたけど、ちょっと私どもと認識が異なるところもありますけれども、また、初めて知ったようなこともありまして、その点は今回大きなことではないかもしれませんが置いておきますが、助役の話も最初の中で、今の事態をだれが予測できたでしょうかとか、新聞報道まで気づかなかったということはあるのかもしれませんが、その後の対応自体も行政としてやっぱりできることをやってるのかなと、説明会等には行かれたというふうなことを言われてましたけど、そこら辺が今後のことを考えると気にかかるころであります。この問題が起きてから、私どものところにも2人ほど、あればあ言うちょっとにというふうな、そのときにたまたまそのゴルフ場の土地の関係らあでトラブルと言ったらおかしいんですけど、いろいろ問題提起をされた方が、その当時の地域の議員さんなんか「大丈夫かよとか言うてくぎ差しちょっとに、やっぱりいかんかった。」というふうな話も具体的に、私どもの寄せられた声ですので、それはそれとして、なっってから言うという人もおりますけれども、そういうことを言われた方もおられたということはひとつおつなぎしておきたいと思いますが、なかなか見通し自体も一番重要にしたい覚書に基づく負担金の部分でも、期待も含めてコメントは差し控えておきたいというところはそうなんですけど、現実、どう言いますかね、その裏で行政としてかなりやはり新たにつくスポンサーの問題とか、やっぱり調べるところは調べてるのかなというところも、全国で106カ所展開してますわね、一部上場ということもありますので、やはりそこら辺もまだまだやることたくさんあるんじゃないだろうかというふうに思います。香美市も開発公社も債権者でありますのでね、やはりそこら辺が重要になってくるということは、まず最初に述べさせてもらいたいと思います。

今後の債権処理の中で議会にも諮っていかねばならないということで、市長も報告の中で言われてたわけですけど、私はまずこういう事態に陥って、民事再生するので倒産ではないとは言われてましたけど、限りなく私は倒産に近いというふうな方向も持ちます。もし仕組み上は違うとは思いますが、地方自治法施行令第171条及び（第171条の）4では、督促、債権の申出等、株式負担金に対して債権保全の動きを行う必要があるというふうに私どもは考えております。その中身ですけど、ちなみに地方自治法施行令第171条の4には債権の申出等で「普通地方公共団体の長は債権について

債務者が強制執行または破産の宣告を受けた場合（破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合）においては、法令の規定によって当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求、その他債権の申し出をすることができるときは、直ちにそのための措置を取らなければならない。」というふうに書かれております。現実、そこまでいってないという認識かもしれませんが、私はそういうことも踏まえて顧問弁護士等がおられますのでね、さまざまどういう手が打てるのかということはやっぱりやる必要があると思います。市の財政に被害を及ぼさないように最大限迅速に対応することが市民に対しての責任と思います。その点で、今後どういうふうな手だてを行っていくのか明解な答弁をお願いします。

それで、138億円の債務超過の内容であったということも言われて、私のそれは13日付ですかね、高新で確認したんですけれども、かなり資産の評価なんか厳しくしたということで、減価償却なんかも取ってなくて、取ったと思うんですが、取っても2〜30億円のもんじゃないろうかというふうに思うんです。特別委員会で50億円、51億円か52億円かというふうな繰越損失で、これは債務超過というふうに私は認識してるんですけど、それがそんなに資産を厳格にしたことでふえるのかなというふうな思いもあります。そこら辺、今後その数字等も債権者集会等で明らかになってくるというふうには言われたと思いますけれども、注意しておっていただきたいと思いますので、現時点でわかることがあればお答えをいただきたいとは思っています。それで、香美市開発公社の第17回株主総会で、当時の旧土佐山田町長が覚書に基づく負担金について総会で質問をされてます、たしか。中身で、端的に言ったら、その負担金について長期の前払い費用で明記せえとかいうことにたつと思いますけど、その後、私その点どういうふう処理されたのかね、聞いてないので、この場で今その負担金の分はどういう扱いになってるのか、ゴルフ場の関係で、それちょっとお答えいただきたいと思います。私はやっぱり、この件については、もし裁判で係争しなければならない部分になれば、やっぱりそれも住民の立場に立てばいたし方ない部分も出てくるんじゃないかと思います。その点で、債権者を集めた会議の中で、東京地裁に提訴にされた、10日付で、250人ほど出席されてたというふうなことですけれども、そんな高知に移送せえとかいうふうな話はなかったんでしょうか。それとも、ただ文書でやりとりするようなことで、何回も文書が行き来して、債権者と裁判所の間で、そういうふうになるのか、そこら辺の一連の流れについて伺いたいし、また今後私どもわかりかねますので、どういう流れが一般的に起こっていくのかということをお答えをお願いいたします。

それと、税等についてですが、税務課長、答弁ありがとうございます。ただ、ちょっと早口で私ちょっとわかりにくい部分もありましたが、さまざま頑張っている姿勢はわかるんですけれども、その要介護認定者の障害者控除証明書発行はなかったと、税の方ではなかったということですが、福祉事務所の方には、そういう税金に使うので要介護認定者の方が障害者控除の証明書を発行してくれというふうなことはなかったんでし

ようか。福祉事務所長は下向いてますけれども、なければいいですが。なかなか税の部分では、その部分つかみにくいというふうには思うんですけども、もちろん毎回前任の課長のときも言われてましたけども、税というのは法令どおり行うので、揺り動かしてはなかなかそんなことはできやせんと、一言で片づけられてましたけれども、もちろんそのとおりですけど、これだけ負担が上がってきているという認識は持たれてるとは思ってます。この中で、今日納期の細分化等は大変な事務を受け持つてる地方の職員の声として、機会があれば国なんかへも上げていくと、200万円という所得ですね、こっだけふえてローンなんかきれいに、確実に払えていくのかなというふうな思いが、私は常々持つておりますので、そういう気持ちはないのか、やはり納期の細分化が、もちろん税額が落ちることが一番ええことですけど、そらなかなか難しい中で、真っ先にそういうことができないのか。また、国保税についても負担感は特に大きいんですけど、これも今7期で支払ってますけど、そういう細分化が、こちらの裁量でできる部分ですけども、考えていないのか。それと、国保財政上、今後の見通しから国保税の軽減の方向性は、現在持ち合わせてないのか、お構いなかったらお尋ねいたします。

質問の趣旨で、所得200万円までの住民税率10%となるという、もちろん私の間違いですけども、5%の方が10%になるという意味ですので、そこら辺は課長の方もわかってくれていると思いますが、最後の無申告者の現状と、税条例第36条の4の運用についてですが、再度、出すようにということと、追跡調査を行うというふうなことを言われてましたけども、現実には条例の適用はしてなくて、結果的には前年並み課税をしているということに落ちつくわけですわね、無申告の方については。わかりますかね。私、無申告する方というのは2つの面があると思います。1点目は、もちろん税金に対してふまじめな方、2点目には低収入で申告しなくても同じと考えてる方があろうかと思えます。ただ、後者の場合の方が大変多いと思うんですね。その方々は結果的に2割、5割、7割の国保税の減額も活用できず、不利益を受けてる現状があります。やっぱり無申告者をなくす取り組みということは、大変大事になってくると思いますけど、そのところをどういうふうにも今後していくのか。放置していくということは、私は正しいことではないと思います。むしろ、条例の適用を3万円以下の過料ですかね、それをせえというふうには考えるところではないんですけども、やはりそのところは大事な視点だと思いますので、無申告者をなくすというところから、どういうことを考えられるのか。そのまま前年並み課税でいいのかというところを伺います。

多重債務問題についてお尋ねします。

大変、高橋課長、きれいなご答弁ですけども、多重債務自体の相談がね、やはり担当、商工観光課の方に全くないという現状は、私はやっぱりそもそもおかしいというふうには考えます。各課連携してというふうには言われてますけど、連携できてるのかなというふうに思います。平成17年度決算においても多額の不納欠損処理がなされているわけです。例を挙げましたら、学校給食費、これ3年ばあの部分で400万円以上あ

ったと思いますけれども、率から言えばやっぱり高額になってくると思います。私が申し上げたいのは、このような状況を生み出さないために、何をしなければならないかということであります。マニュアルに従って徴収します。しかし、現実には差し押さえる物件も、最終的にですね、差し押さえる物件も収入もないと。その中でたくさんおられます。結果的に不納欠損となっていくわけです。生活改善に対して必要なアドバイスを行政も行っていく。そんな時代になっていると考えます。そこが末端行政の直接市民とかかわる重要なところであると私は考えます。またまた例えて悪いのですが、ライフラインである水道を閉栓します。その方は、緊急な場合は、その方が多重債務者であった場合ですね、身近な人にうそをついて上手を言って借金して、ちょっと貸しちょっとということで、閉栓ときますわね。そんなことが日常的につながっていったら、近所の関係も壊してる現実も目の当たりに見えています。広島市では、水道局の担当職員が生活を含め困っていたら福祉事務所に相談に行くようにと指導を始めたそうです。うちはそんなことをしてるのでしょうか。ちょっとお構いなかったらお答えをお願いします。

徴収の現場ですけれども、本当に大変だと思いますが、日常的に多重債務者に出くわしてるというふうに、私は感じております。月10万円ぐらいの借金払いをしているので、税金・使用料等それどころではないと、担当職員頑張ってもその上手でこられますのでね、あとは法的手続き、マニュアルに従ってやってるかもしれないんですけど、そこら辺のところでは払えないということが続いている現状、たくさんあると私は感じております。1回目の質問でやはり言ったように、しかし、そういう根本的な問題が解決できれば人間は変わっていきます。より横断的な連携をして対応されることが重要だと思います。そういう現場の声がないのか、収納管理課長、お構いなかったら答弁を求めます。担当がそんな事例に行き当たらないかね。

それから学習等についてですけれども、小額ですが、当初に予算も消費者対策について組んでますね。その中で冊子等をつくるような予定でもあったんですが、それについて何をやるのか、またしたのか、私ども含めて皆さん方が消費者問題に明るくなることが第一であります。格差の進む今日、貧困層の現状を直視することが大事であります。ぜひその件を含めて、職員研修の部分と相談してというふうなお答えですけれども、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。過払いのことなんかも、本人がやれば結構簡単に、やる気を出せばできるんですね。もちろん弁護士、司法書士等に頼みますとお金、費用も要るんですが、要って大変な部分もありますが、その金もない方がやっぱり本人がやるために行政が援助するということが、私どもの経験からいいますと、本当に今後のことを考えると大事になってくると思います。ぜひ、そういう姿勢でやってもらいたいということで、2回目の質問を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 助役、石川晴雄君。

○助役（石川晴雄君） 山崎龍太郎議員の2回目のお答えを申し上げます。

まず、スポンサー企業の調査云々の関係でございますが、私も直接調査ということに

当たるかどうかはわかりませんが、その説明会の後で、いわゆるスポンサー企業はこうであるという話、説明を受けまして、帰って自宅でインターネットで見てみたところでございますが、その中では高知県内ではやってないですね。近くでは徳島県で山城町のゴルフ場が何か経営されている。それと四国では、それを含めて4カ所ぐらいの経営がされておるといふ状況でございました。深く内容について調査はしておりませんが、東証第一部上場ということで、ゴルフ関係ではほかにはないんじゃないかというように考えております。

次に、今後も一応調査、それからコンタクトの方等が取れるものなら対応していきたいと思っておりますけれども、一私どもで対応できるかなということも含めて、その新聞で最初自分も承知した時点で弁護士さんとも協議をして、今後の対応等についても伺ったところですが、まず先ほど質問にもありましたように、これからの手続きの中で、裁判所からのいわゆる問い合わせ、それと債権等々の確認の文書が届いてくるようでございます。その流れを最後に説明をさせていただきますが、以前に株主総会において（旧土佐山田）町の覚書云々について、いわゆる貸借対照表の中で確認できないということで、それを明記するように市長の方から申し出をしておりますして、一昨年の決算ではその貸借対象の中へ市から、当時町（旧土佐山田町）から請求のあった金額に対して未払い金という形で計上していただいております。ということで、それではいかんと、すべてを未払いという形で支払った時点でその分がマイナスで明記できるように、確認できるように計上してもらいたいという、いわゆる要請をしておりますして、昨年の資料の中では平成33年までに支払わないかん額すべてが計上されております。そういうことから、その額が債務の中へ今回も載ってきておるといふように考えております。

それから、債権保全の件でございますが、これもまた弁護士等を含めて詰めていきたいというように考えておりますが、先ほども申し上げたとおり、返済停止命令がもう既に出しておりますので、相手は裁判所という形になるんじゃないかというようにも考えます。この10月10日に受理されておりますので、10月9日までの原因はすべて債務の返済停止の保全処分がもうそこへついておりますので、そこらあたりの関係がどうなるかな、新たな覚書とかそういう対応ができるものかなというのが、ちょっと私では十分認識しておりませんので、そこらあたりも弁護士ともちょっと相談してみたいというように考えます。

続いて、今後の流れですが、その前にどうして東京の地方裁判所を選んだかということでございますが、その説明は、何で東京の地方裁判所を選んだという説明はございませんでした。また、改めてもうそこで聞いてもう既に手続きがそこでできておりますので、既存の東京地方裁判所との流れになっていくのではなかろうかというように考えております。

これからの一連の流れでございますが、この16日ごろから再生手続きが進んでまいります。開始されておりますして、16日ごろということでございます。もう既に始ま

っております。その後、裁判所から債権者の全員に対して開始決定の通知、または債権の届け出用紙が送られてくるということでございます。それを調整して債権者が改めて提出するという形になってまいります。その期限が、4週間後がいわゆる期限になってまいりますので、直ちに調整をして提出をしなくてはならないと考えております。

続きまして、再建計画案が提示されるのがその後1カ月半後ということになってまいりますので、11月の末か12月初めごろになるかというふうに考えております。それを踏まえて債権者集会、いわゆる再建計画案が提出された時点で、債権者集会が行われます。その中で先ほど申し上げましたとおり、債権額の2分の1または債権者数、いわゆる頭数での2分の1、一番は頭数での2分の1以上の賛同がなければ、再生は進まないということになってまいります。それで、この決定を受けた後に、直ちに再建計画に、内容に沿って、裁判所の方で法的に適応か否かをチェックして認可されるという手続きになってこようかと思っておりますので、年内には決定がされ、方向が出るものじゃないかというように考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、税の細分化ということでございますけれども、現在税につきましては、条例どおり4期で課税ということで、皆様にご理解をいただいております。今後もこの4期課税につきましては、皆様のご理解を得て行いたいというふうに考えております。

それと、無申告者の対応でございますけれども、無申告者、当然所得ございません。所得がないと課税はできないということになりますので、所得税の課税はできないという状況であります。なお、この所得の把握については、今後も一層努力をして、所得の把握に努め、課税になる方については課税をしたいというふうに考えております。無申告でありますので所得はないということになります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の2回目の来年度の国保税率の変更はというご質問にお答えします。

まず、国保税は医療分と介護分とに構成されておまして、介護分については、この平成18年度については合併の協議で税率が決まっていたので、適正に近い額にすることができませんでした。それで当初平成18年度については、恐らく3,000万円ぐらいの赤字になるだろうと予測をしておりますので、介護分については赤字にならないような率にしていきたいと考えています。

一方、医療分については、医療費との兼ね合いがありますので、旧3町村のこれまでの医療費の関係で税率を決めましたが、今年度の医療費の状況を見て、来年度に向けて検討していく必要はあると思っております。しかし、運営ができなくなるとは困りますので、



国保運営委員会にも諮りながら、適正な税率を検討させていただきたいと考えています。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 障害者控除に関しまして、証明書の発行についてお尋ねでございました。証明書の発行につきましては、これまで介護保険の要介護度によって証明を出さないかというようなお話もございましたけれども、これは直接リンクしないものだという国の指導もございまして、そういうものは発行しておりません。現在、発行を予定をしておるものは寝たきり状態の高齢者と、寝たきり状態の方ということになっておりますけれども、台帳等が今十分整備されておられませんので、包括支援センターと連携しながら調査して発行したいと思っておりますけれども、こうした例は現在まで報告はあっておりません。

それから、多重債務者に関して福祉事務所の紹介をしていないのかというふうなお話もございましたけれども、これまで直接尋ねていただいた相談件数は40件ほどございますけれども、住民の方が心配されて訪れたりとか、民生委員さんを伴っておいでたりとか、議員の皆さんと一緒にとか、山崎龍太郎議員さんもたびたびおいでいただいておりますけれども、最近では収納管理課を経たおいでの方も大変ふえておりますし、水道課、健康づくり推進課、教育委員会、そうしたところもですね、そうした心配のある方については紹介をいただいておりますけれども、ただ多重債務者といいますか、サラ金の返済に困っておるといふ、それを対象にした生活保護はしておりません。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、後藤博明君。

○収納管理課長（後藤博明君） 山崎議員のさんにご指名いただきましたので、私の直接徴収しておる最前線の現場の方から答弁させていただきます。

まず、徴収現場におきまして多重債務が主な原因で支払い困難に陥ったとかいうことの情報につきましては、一定、納分折衝、それから指導の中でしか把握ができておりません。現実にふえておるのかとか、少なくなっておるのかということについては、過去にデータがございませんので、どうとも申しかねますが、滞納する方はふえております。その原因が多重債務であるという、今現在つかめておる状況などでは保育とか給食の中では、本人が多重であった方が9件、それで保証人、いわゆる連帯保証人とかになって多重、そういった結果に陥っているのが2件、11件でございます。それから、住宅新築資金等、当課が扱っておるのは住宅新築資金、家賃、保育、給食、税、介護保険料等々でございますが、住宅新築資金の中には2件ありまして、この2件につきましては、回収の中の司法書士同席で面談しておる中でそういう債務が出てきたということで、逆にこの方につきましては、うちの債権があります関係で、その司法書士さんに債務整理をしてもらいまして、過払い金を還付されております。それで、新たに住宅新築資金の償還が開始されたという好ましい傾向もあります。それからもう1人は、同じように司法書士の方へ相談に行っております。ただ、うちの債権があればそういったこともございますけど、一般的な多重債務をうちの雇用しておる司法書士さんを個別に紹介すると

ということについては、ちょっと遠慮させていただいております。ただ、もう1点、資料の中で、(沖縄県)奄美市(の多重債務に対する取り組み)ですかね、こういった分担を持っており市民生活の中で消費生活、そういった相談的なことを積極的にですね一歩進んだ行政をしていくことについては、当課としては大いに賛成でございます。ただ、当課がやるかどうかはわかりませんが、こういったものが専門性を要することですので、かなり踏み込んだ話じゃないと、私はサラ金に追われてますよと、多重債務ですよというような言葉はなかなか出てきません。いわゆるいつもながら「市役所が仕事くれたら払うやらあや。」と、言い逃れですね、いわゆるそういったものが多いです。そういった中でうちのそれぞれ担当が行って、相談する中で見出すことが現状でございます。税の方で言えば、先ほど出ましたけど、今税は4期です。4期が難しいという相談がくれば、分割、4期の納期内の分割ということもあります。それから分納も賜っております。ただ、みずから進んでそういった方が来ることはごくまれでございます。ですから、うちの課ができた次第で、直接行ってこちらが相談しむけるというふうな形でしか、今の現状はできておりません。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長(高橋千恵君) 山崎議員の多重債務者問題についての2回目のご質問にお答えいたします。

サラ金などの多重債務の相談はなかなか行政にもっていくことは、敷居が高く行きにくいこともあり、相談がないとの実態になっていると思います。先ほど収納管理課長も申しましたが、徴収の現場でわかる状態であることが実態になっております。そんな中で、商工観光課としましても、消費者相談等をしてしておりますが、多重債務のご相談がございましたら、もちろん対応させていただきます。ただ、現在の商工観光課では観光も広域になりまして、イベントに追われ、職員全員が不在となっている状況では真摯に相談に乗っていないことがあるかもしれません。できれば、生活支援アドバイザーのような職員配置を置くことにより、一層相談窓口が充実できると考えております。

また、消費者に対する冊子につきましては、予算化もしておりますけれども、現在県や消費生活センターのパンフレットを利用しまして、婦人会のご尽力をいただき高齢者に対し啓発をしていただいております。今後もいろいろな機会をとらえまして進めていきます。なるべく国や県のパンフレットを利用させていただきたいと考えております。

3番目の学習については積極的に進めたいと考えております。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 水道課長、佐々木寿幸君。

○水道課長(佐々木寿幸君) 突然振っていただき、まことにありがとうございます。

水道料金の滞納、給水停止について福祉事務所等との連携はということですが、水道課、収納管理課におきまして滞納、うちの場合給水停止等に係るお客様はほぼ同じ

方々でございます。そういうことから、常日ごろから収納管理課とは協議を、連絡等を行いまして、また、福祉事務所との連絡も密に取っております。先日も給水停止をした方の件で児童保護の観点から福祉事務所に連携を取っていただきまして、解決をした案件もございます。福祉事務所によります生活保護を受けていただくようになりますと、その保護費の中からうちの水道料金は確実に徴収ができますので、水道課としてもありがたく思っておりますので、最後は福祉事務所の方でお世話を願っていくというふうな形で、現在は動いております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。3回目の質問をさせていただきます。

ゴルフ場のことですが、やはり市民の税金を少しでもむだにしないという立場で、ぜひ全体で熱意を持って取り組んでいきたいと。もちろん一連の流れの中ですけど、調査すべきは調査して、市長を含めて情報を共有されて、最善の努力を、これお願いになりますけど、現実なかなか、現在のところ負担金等どうなっているかわからないということです。それについては、なかなか私ども突っ込んで聞けませんので、ぜひ議会の場でもそういうことが明らかになるのであれば、前もってね、やはり全員協議会等でも話をいただきたいというふうにも思ったりもしてるところです。その点よろしくお願いいたします。

税務課長の1つ聞きますが、無申告者は所得がないという位置づけですかね。無申告者が所得がないのなら、そのまましておけばいいんじゃないですか、そうじゃなくて前年並みに課税するわけでしょう。その辺がちょっと私と認識が違うんですけれども、所得がないとか、所得ゼロであれば所得ゼロで通知を送るわけですか。それで新たにわかったら課税するという事なんでしょうか。ちょっとそのところ、再度お伺いします。

多重債務問題はなかなか大変ですけど、各課連携されて取り組んでいただきたい、これ要望です。

以上ですべての質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎龍太郎議員の3回目の質問というより要望であったというふうに思いますが、なお、ゴルフ場の件につきましては大変ご心配をいただいております。今後、債権処理等につきましては案が恐らく提示されるわけでありまして、その場合には、また議長を含め議員の皆さん方にも当然お諮りをしながら進めてまいりたいと、そのように思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 税務課長、高橋 功君。

○税務課長（高橋 功君） 山崎議員の3回目のご質問にお答えをいたします。

ちょっとこちらの表現が適正でなかったかと思うんですけれども、無申告者の方については、所得が確定していないという状況でありますので、その確定していない所得に

については課税できないと、こういうことになるがです。ただ、所得が確定していないということは、ほかへの波及がございます。その所得、いろんな所得証明が要る場合には出ませんので、国保の減額ということも当然受けられません。そういう波及がございます。ただ、税としては保留ということでもありますので、その無申告の状態では税がかけれないということにはなりません。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

ここで、暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時22分 休憩）

（午前10時34分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、9番、門脇二三夫君。

○9番（門脇二三夫君） 9番、門脇二三夫でございます。議長の許しを得ましたので、通告順に従って一般質問をさせていただきます。

その前にですね、15ページ、質問要旨にちょっと訂正をいただきたいのですが、観光産業の振興策についてというところの1行目の終わりの方に「管道」、括弧書きで南海道としてます、この「管」は公官庁の「官」に訂正をお願いをします。

それから2行目に「漸道」とありますが、さんずいがのく新しいという「新」に変えていただきたいと思えます。

まず、森林・林業について3点ほどお伺いをいたしたいと思えます。

まず、最初に物部川の再生のための方策についてお伺いをいたします。5月定例会の質問で永瀬ダム上流部の降水量とダムへの水の流入量調査結果について報告をいたしました。降水量は平成時代に入ると、昭和時代に比較して少ない年と多い年の差が2,000ミリとなって約2倍に広がっており、多い年の降水量は4,000ミリ近くになっております。本年7月28日の高知新聞に国土交通省が発表した2006年版の水資源白書の内容を載せてございましたけれども、日本の年間降水量は100年前に比べ減少傾向で、年による降水量の変動幅は100年前の2倍になっており、計画的な水資源確保に取り組む必要があるとしていて、全国的に同じような傾向をとっているであります。また、本年9月15日付日本農業新聞では、気象庁統計から1時間降水量、50ミリ以上の発生回数は100地点当たり調査、これは本年8月31日までの30年間で見たものでございますけれども、1976年からの10年間は16.6回、1986年からの10年間は17.7回、1996年から2005年までの10年間は21.8回となっております。その発生回数は確実に増加をしています。このように、物部川上流部だけでなく、全国的に災害を受けやすい雨の降り方となっており、物部川の濁水の原因となっている一昨年の台風16号による三嶺の崩壊、昨年の台風14号による別府峡国有林や別府中

尾集落近くの崩壊につながっていると考えられるとのであります。

また、そのほかにも、2つの原因があると考えています。そして、1つの原因となっているのが、材価の低迷から山林所有者が間伐などの手入れをしなくなった放置林が増加をしたことであります。これら放置林下には草木が見られず、表土がむき出しになっており、降雨のたびに表土が流され、植林されたヒノキや杉の根は浮き上がり、これを数回繰り返すと大崩落につながっていくのであります。

そして、もう一つは地球温暖化に伴うニホンジカの増加による被害であります。この問題は大台ヶ原、奥日光でも樹木の皮が食害を受け立ち枯れを起こすなどがマスコミを通じて報道をされました。宇都宮大学の小金沢正昭教授は、「30年前日光ではニホンジカはほとんど見かけなかった。鹿の個体数の増加は地球温暖化の影響による暖冬が原因」と結論づけています。日光の中宮祠にある気象観測所のデータによりますと、1980年に50センチ以上の積雪があった日は44日、その後50センチ以上の積雪が10日以上を記録したのは1985年と2005年だけ。1980年以前は、50センチ以上の積雪が10日以上あった年は、10年周期で訪れたとしています。これは、森林総合研究所、小泉 透チーム長は「大雪の年が一定期間で発生しないと、個体数は増加する。」としています。一般に鹿は積雪に弱く、50センチ以上になると足が埋もれて身動きが取れず、凍死、また餓死をすることがあります。そして、30センチ以上の積雪で主食の笹が埋もれるために、樹皮を食べると言われており、被害を受けた木は立ち枯れをするのであります。こうした被害は、最近物部町でも発生していて、昨年6月高知県緑のサポーター会員と石立山の北に位置します物部川の源流でもある中東山のシロヤシオ、ミツバツツジ、カツラの巨樹を見るために登りましたが、標高1,000メートルを超すと樹林下には通常笹が密生するのですが、ほとんど見られず、裸地化をしていました。また、こうした被害は、白髪山から三嶺方面でも見られるとのことであり、被害がこのまま続けば食害を受けた樹木や笹は枯れ、根が朽ちると地面がゆるみ崩落につながるのであります。しかし、県境に位置する山々は動物が自由に移動できる緑の回廊に指定されており、鳥獣保護区であることから狩猟による調整が困難であり、一定期間鳥獣保護区の解除がなければ最悪の事態になることは必至であります。

物部川濁水についての報告会では、県から濁りの原因となっているべふ峡温泉前の河床にたまった土石の取り除き状況や、ダムの水深による放水位置の検討など、現在実施している検討策が報告をされ、南国市、香南市、香美市の首長からは川に対する思いと、将来の考え方について述べられました。

また、土佐香美農協西村専務からは、ニラを中心とした葉物に井筋の水をかん水すると、葉が汚れ、農薬使用と誤解をされる。このため、濁りをろ過するためにつけたフィルターはすぐに目が詰まってしまう。そして、その水が乾けば葉に斑点が残り品質低下をしてしまう。農家にとっては、新しくかん水井戸を掘るなど農産物の価格が低迷する中で負担が大きくなっているとの報告がありました。本市の主要産業は一次産業で、中

でも農業、林業であります。しかし、これら一次産業は原油の値上がりや価格の低迷が続いており、本市の他産業にも大きな打撃を与えるものであります。香南市の仙頭市長によりますと、ルネサンステクノロジーの増設される新工場に伴う物部川の伏流水利用は、約6,000トンになると述べています。5月議会でも申し上げましたが、永瀬ダムに流入する水は、20年前に比べて毎秒1トン減少していますし、保水力を含めた試算上の水は2.5トン減少しているのであります。このように物部川上流部の水量は減少しているにもかかわらず、下流域では工業用水や飲料水、施設園芸の拡大から利用量は増加し、安定した供給が望まれます。門脇市長も発言をされておりましたように、私も放置林の増加は国の林業政策の誤りだと考えています。国は京都メカニズムの中で2008年から2012年の間に、1990年レベルで炭酸ガスを6%削減しなければなりません、そのうちの3.9%を森林に吸収をさせるとしていました。しかし、林野庁が昨年2月に「森林の炭酸ガス吸収量は2.6%にとどまり、目標に届かない。その原因は林業の経営不振や森林整備の予算が不足をしている。」としているのであります。この1.3%の差は、私有林の計画的な施業がされないためにカウントされていないのであります。こうした放置林に手を入れるためには、国は1世帯、年間約3,000円の環境税を考えていたところであり、その総収入は4,900億円、支出については環境にかかわるもの、これは太陽光発電等を含めてのものでございますけれども、3,400億円、そして社会保険料に1,500円としていました。この3,400億円の環境にかかわるもののうち、680億円を地方に譲与する。そのうちですね、10億円程度が本県の森林・林業に配分される予定となっております。現在の本県の森林・林業に対する予算をあわせますと、約倍の20億円となるのであります。しかし、この案は二次産業界の反対から実現されておらず、この目的税が不発になったなど、国が直ちにこうした放置林に対し手を差し伸べることは考えにくいですし、現在効果が上がるとして、国や県が進めている集団施業についても小規模な山林を所有する林家が多い本市の現状にはマッチしないのであります。このため、国や県に対しては、切り捨て間伐の対象となっている3～7齢、これは1齢が5年ですので、15年生から35年生ということになりますけれども、少なくとも10齢級、50年生ぐらいまでの引き上げや、山林所有者の負担の要らない制度の創設と、四国の山岳地帯を結ぶ緑の回廊での鹿の被害対策について要請をするとともに、流域では独自の改善策について取り組む必要があります。先ほど来申し上げておりますように、源流域の山々はいつ崩壊が起きてもおかしくない状況であり、早急に川の恩恵を受けている地方公共団体等と災害に強い森づくりのために行動を起こすべきと考えています。そして、その関係機関と森林に手を入れるための組織づくりや原資をどうするのか、具体的な方策について検討していくことが大切だと考えていますが、市長の所信についてお伺いをいたします。

続きまして、木材からのアルコール製造についてであります。原油高対策や、温暖化削減の一つとしてエタノール混合ガソリンの期待が高まっているところでありますが、

現在のエタノールの製造はほとんどがでん粉や糖が多く使用されているのであります。しかし、これらは食糧で、今過剰であっても今後の世界人口の増加から見れば安定した原料とは言えないのであって、セルロースを原料とする製造がベストだろうと考えているところでもあります。セルロースも糖の一種ですが、木材や稲わら、雑草などの植物、植物を原料とする紙などに含まれておりまして、丈夫なために発酵が難しく、発酵しやすい五単糖、六単糖に分解する必要がある、多少の問題はあるものの再生可能な原料だと言えるのであります。現在、セルロースを原料としてエタノール製造を実施または計画しているのは、知り得た範囲では国内で3カ所というのが適当かもしれませんが、3社ございます。大成建設では、建築廃材処理の大栄環境が集めた廃材を利用して、2007年から石油元売会社に販売することを目的に、大阪府堺市に年間1,300キロリットルの製造能力を持つプラントを建設し、2008年中には年間4,000キロリットルの製造能力に強化をさせるとしています。これを製造するためには、廃材4万8,000トンを使用するとのことでありまして。建物の解体で発生する廃材は、国内で年間5,000万トンと言われ、再利用は発電用に限られており、利用する割合は少ないことや、悪質業者による不法投棄の問題もあって、排出した責任を問われかねないなどの事情もあるようでありまして。木材からセルロースを取り出すには、希硫酸を利用して糖に変えて発酵させ、エタノールを抽出し、純度は99%を超える。そして、1リットル当たりの製造コストは50円程度で、ガソリンの税抜き輸入コスト35円、これは2006年8月現在ですが、とエタノールが15円程度高いのですが、廃材処理受託料等含めれば、採算がとれるとしています。また、岡山県真庭市には、三井造船と新エネルギー産業技術総合開発機構、通称NEDOですが、昨年6月建設したプラントがあって、おおむね4日で乾燥重量1トンの木くずから230キログラムのエタノールを得るというものであります。また、Hondaは本年9月14日共同研究先の財団法人地球環境産業技術研究機構が開発をした微生物を活用して、稲わらや植物の茎葉などからエタノールを効率的に製造する技術を確立した。そして、2～3年の立証期間を経た上で実用化を検討すると発表をしています。本市は、豊富な木材資源を持っていますので、先ほど申しました放置林の間伐や間伐材の有効利用や、近年の集材はもとを切っただけで集める全管と言いますけれども、になっておりまして、これらの枝葉や端材を活用することが大切だと考えています。現在の製造コストは高いものの、環境に対する負荷や行き先不透明感が増す原油事情から十分検討に値すると思われまして。また、環境省では、2007年には沖縄県でエタノールを3%混入をしたE3を、2010年には全国の新車すべてエタノールを10%まぜたE10対応にし、2030年には全車にE10の導入を目指すとしています。

そこで、例えば物部森林組合が使用しているストックヤード、または山元貯木場の一部を利用して、高知工科大学と連携し、セルロースを糖に分解する高性能微生物の探索等について研究する考えはないか伺いをいたします。なお、現在環境庁が平成19年

度新規要求額として100億円の予算要求をしております、この発電というか、アルコール抽出の分でございます。

続きまして、緑の募金についてお伺いをいたします。高知県森と緑の会では、森林や緑に関する県民の関心と期待にこたえるために、緑化事業、緑の募金事業、県の委託を受けた木の文化県構想普及啓発事業等についての事業を実施をしています。平成18年度の基本方針を抜粋しますと次のようなことが示されています。「県民一人一人に森林の重要性や森への関心を持ってもらい、地域や学校での緑化活動やボランティア活動の推進、そして県民と一体となった森づくりという当会の本来の目的を実現するために、地域や学校が行う緑化運動の支援や森林環境教育の実施、ボランティアリーダー養成を含めた活動支援などの取り組みを一層進めていきます。緑の募金活動が当会の主要な事業であるとの認識のもと、その趣旨について普及啓発を図りながら、募金を集めることと、それをより効果的に使い、県民の皆様へ緑の募金を普及する活動をよりよい形で行っていきけるよう取り組んでいきます。特に本年度は地域での募金活動を重点的に行うこととし、地域で集まった募金は地域での森林整備に使ってもらい、緑の募金の普及啓発を地域活動の中からは行っていくこととします。そして、この地域での募金活動のリーダー的な役割を担ってもらい緑の募金推進員整備を進め、支部や地区と連携しながら地域での活動を推進し、家庭募金の増加につながる取り組みを行うこととします。」以上のような方針で事業を進めてきたようではございますけれども、会の機関紙、森と緑の会だより2006年の秋の号によりますと、「平成18年の春期の緑の募金の集計結果では、森の恩恵を受けている都市部と、東部や西部で取り組みが弱い市町村が多いのが現状です。また、市町村合併をしたところは、今まで取り組んでいた旧町村が取り組んでいなかったところへ足並みをそろえる残念な傾向が見られました。」としています。ちなみに平成17年度の本市の募金実績は、旧物部村が42万6,185円、旧香北町が55万9,339円、旧土佐山田町が6万円の計104万5,524円で、緑の募金の公募事業交付金は107万2,000円となっており、楠目子どもエコクラブ、山田堰井筋土地改良区、中央流域林業活性化センターなど7団体が対象となっています。私は、交付金をもらえるから募金を集めろと言っているのではありません。広く市民に森の大切さを理解していただくためには、地区により呼称は異なりますが自治会長に協力をいただいて、募金活動を行うべきでないか、また全市的にできないのであれば、可能なところから徐々に拡大すべきです。この点についてどのようにお考えかお伺いをいたします。特に、この緑の募金は保育園児、小・中学生の環境教育にも使われ、緑の少年団、学校緑化活動の支援や、山の一日先生派遣事業なども行っており、平成17年度の本市関係では香長、楠目、片地、山田、佐岡小学校などを中心に、延べ28件、906名が自然観察や体験活動を実施をしています。昨年7月、森と緑の会から要請があって、緑と水の会、これ私もその1人ですけれども、物部町別府でキャンプ中の大栃小学校5年生の巣箱づくりに参加をしたところでありまして。当日、1人で5名の児童を手伝う予定でしたが、くぎに手を添



えずに槌を打つためにくぎが飛んで作業が進みません。ちょうどそのとき現場にこられた人たちにも応援をいただいて、何とか完成をしましたが、現在の児童ですと大人1名が2名を見るのがやっとならざるを得ないです。このことは、夫婦共働きの方が多いということ、それから、学力を優先するために、以前のような自分たちが工夫した遊びができなくなったためではないかというふうに思っています。今の子どもたちには環境教育とともに、危険だからやめろではなくて、ナイフやのこぎりなど道具を正しく使う方法を指導することの大切さを体験した1日でありました。その後、つくった巣箱は友達と秋の西熊の治山の森に取りつけたところでもあります。そこで、小学生、中学生の環境教育についてどのように評価をし、今後どのように取り組まれるのかお伺いをいたしたいと思います。

続きまして、観光産業の振興策についてお伺いをいたします。

高知県緑のサポーター会物部班では、香北町猪野々地区と物部町を中心に1泊2日のモニターツアーを実施をしているところでもあります。緑のサポーター会の主な活動は、樹木医のサポートと、県内の巨樹、古木めぐりなどがありますけれども、猪野々地区は歌人吉井 勇の隠棲の地であることと、日本滝100選に選ばれた轟の滝、香北町と物部町の境界から少し物部町に入ったところにある八京峠は、純信・於馬の恋の逃避行の道で知られているところでもあり、将来の観光ルートにならないかとの思いからであります。その後は神池の大日寺の大杉、男池の赤目柳、槍水星神社の大杉、さおりが原のイヌザクラ、トチ、ケヤキなどを見学の後、べふ峡温泉で1泊をしています。そして、その秋の場合ですと、その夜の酒は滝嵐、茶わん蒸しにはユリ根とギンナンを入れたらどうですかということ、旧物部村議会でも発言をさせていただきました。ご承知の方がおられるかもわかりませんが、吉井 勇が(香北町)猪野々の地を選んだのは、高知酒造、井野部さんという方ですけれども、その人が紹介をし、井野部さんの隠居を移築をしたのが溪鬼荘であります。そして、吉井 勇が好んだという酒は轟の滝のイメージである酒の名称でございますし、当時の猪野々の地酒でもあります。そして、吉井勇の歌の中に、「おさなけき、歌を歌いて山の子が、ユリの根を振る秋の夕暮れ」そういう歌があります。やっぱりその観光というのは、1つはムードづくりというか、イメージをつくっていくというふうなことも大切ではないかという意味で、そういうふうにしてますけれども、秋、翌日は秋の場合ですと紅葉を、春の場合は日本一の群生地と言われてます高板山のシロヤシオ、それからイジ山のオオヤマレンゲなど、花や新緑を楽しむように組み立てをしているところでもあります。しかし、今後観光産業の振興を図るためには、本市の歴史、文化の掘り起こしをし、既存の観光施設や体験型観光と組み合わせることが大切だと思っています。私も勉強不足で全市的にはわかりませんが、2、3物部町の例で申し上げますと、以前も少し申しましたけれども、神池地区には龍神が住んでいたと言われる男池、女池があり、この2つの池の間には神通寺という古代寺院があって、三善為康編さんの「朝野群載」には、永久3年、1115年ですが「神通寺にあった梵鐘を土佐の国司であった父が20年前に京に持ち帰った。寺が再建をさ

れたときは返すという藤原重基の書いた手紙があって、建立の後、星霜不知機廻、いつ建ったのかわからない。」というような文書が残っているのであります。その当時、既に廃寺となっていたという内容から見ますと、1000年以上前の建立だというふうには思います。今、その寺跡と言われるところには経塚、寺を取り壊したものを集めた塚が2つあって、平凡社の「高知県の地名」では「神通寺の跡は阿波の国境に近いこの地にほぼ間違いなく、物部川下流に式社、大川上美良布神社、また山を越えた槇山沿いに同じく小松神社が鎮座することなどから、養老2年、718年に阿波の国から直接土佐に入る官道として開かれた新道は物部川沿いであったとする節もあり、都人の往来があったと言われている。」と結んでいます。また、小松神社は大部分の方が平家の落人を祭っているとの認識を持っておられましたが、実際は秦の始皇帝が不老不死の薬を求め派遣した家臣だろうというのが定説になりつつあります。そのほか、(物部町)神池にありません高板山は、京都聖護院の修行の場でありました。それから、物部町西部、香北町東北部、端的に言いますと(物部町)神池、(物部町)楷佐古、(香北町)猪野々、(香北町)永瀬の森本氏は、下克上として知られています嘉吉の乱を起こした赤松左京太夫満祐の子孫だと言われている。また、文化面では、先ほど申し上げました小松神社では、夏祭りの参拝者に麦酒を提供していますし、上葦生側では土佐の3大銘茶、これは津野山の六蔵茶、大豊の碁石茶、葦生の大抜き茶であります。1戸だけ現在も製造を続けています。歴史や文化は可能な限り文書化などによって後世に残すべきであり、史談会等の協力をいただき掘り起こしを行って、先ほど申しましたように既存の施設や自然体験型観光と組み合わせた観光産業の振興が必要だと考えますが、所信についてお伺いをいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長(中澤愛水君) 市長、門脇榎夫君。

○市長(門脇榎夫君) 門脇二三夫議員の森林・林業対策について、物部川再生のための方策についてというご質問と、エタノール関係についてのご質問にお答えをさせていただきます。

門脇議員もお触れになりましたように、先般の物部川流域ふるさと交流推進協議会によりますところの物部川濁水問題報告会でも論議がございました。また同時に今議会でも多くの議員の皆さん方から物部川濁水についての質問も出されてきておるわけでありまして、その中でもお答えをしておりますが、濁水発生の原因は物部川上流域の山腹の崩壊によるものでございまして、これをいわゆる原因になっております大変な異常気象の中でも降雨とあわせて、そうした中で先ほどおっしゃられましたニホンジカによる食害の地盤のゆるみ、保水力の弱さ、そうしたものが要因になりまして、山腹の崩壊等が起きておるといふふうに思っております。しかしながら、やはりその根にあるものは先般の報告会でも申し上げましたように、国の進めたきた造林政策のいわゆる国策の今大きな誤りであるといふふうに思っております。戦後、国の復興の中で、願った中で国土

の約70%と言われる山林地域に人工造林を国が進めきたわけでありまして、そうして山間地域の振興を図ってきたわけでありまして、その後大きく政策を転換をし、工業立国へとかじを切ることによりまして、山間地域の労働力は都会へと流出をし、そして過疎化が進むと同時に、また工業製品の輸出のかわりに農林産物を輸入するという政策にかわってきたわけでありまして、今日の日本の繁栄は地方の大きな力があってのものだと言っても過言ではございませんし、地方の犠牲の上で築いてきたわけでありまして、そうした繁栄の陰で、今地方は大変取り返しのつかない現象があらわれてきていると言ってもいいというふうに思っております。安倍首相は「美しい国日本」というふうな言葉をよく使うようになってきておりますが、しかしながら、この荒廃が進む一方の地方、特に山間地域の現状を認識すべきであろうというふうに思っております。我々末端行政を受け持つ私たちにできることは、やはり限界があるわけでありまして、限られた厳しい財源の中で郷土を守っていくことしかできないわけでありまして、しかし、これからはやはり国として、この国のありようを真剣に論議をする必要があると思っております。私自身、市長としては常に川を守ることは山を守ることであり、海を守ることはまた山を守ることである。そして、この国地球を守ることは、やはり山を守っていくことが重要だということを念頭に置きまして、常に機会あるごとに話をさせていただいております。特に、物部川の現状を今後改善をしていくためには、多くの人たちに、いわゆる源流域の現状を知ってもらうということが非常に大切であろうというふうに考えております。下流の人たちにも森の恵み、そしてその森の持つ効果の多さ、大きさを理解していただくことが大切であろうというふうに思います。今、そうした中で企業等が協力等を申し出てくれて、いわゆる山に対する理解を深めていただいているということもあるわけでありまして、地方公共団体におきまして、それぞれ力は尽くしておりますとは思いますが、しかしながらそれぞれ財政的な厳しさもありまして、直接的に補助金等の支出も限界があるであろうというふうに思われますが、今後も物部川流域の自治体として共同歩調の中で国や県への要望、要請に取り組んでいくことをお互い確認をし合っておりますので、そういうふうな方向で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、2点目のいわゆる木材からのアルコール製造についてのエタノールの製造をというふうなお話をいただいたわけで、大変門協議員勉強をされておられまして、私、なかなかこうした分野ではわかりかねますけれども、しかし、今新エネルギーの開発につきましては、国も大変力を入れてきております。問題になっております二酸化炭素排出削減への取り組みの中で、この、いわゆる化石燃料である石油の代替品として再生可能燃料であります、いわゆるエタノールが注目をされておるといこともお聞きをいたしました。また、ブラジルでは年間販売されている新車の半数以上がエタノール燃料の適用車であるということでありまして、また、アメリカでもそのようなエタノールとガソリンの混合燃料に対応できる車の製造もされておるようであります。今後、この香美市の持つ木材を供給源としまして、このエタノールの製造等も1つのヒントであろうかと

いうふうに思っておりますし、また森林のいわゆる活性化を図るためにも、そうしたことにも着目をしていかなければならないというふうな思いはいたしておりますけれども、今のところ、なかなかここへ手をつけていけるような現況にはございませんが、今後とも勉強を重ねまして、そうしたことにもやはり着目していく努力はしていく必要があるかと思っておりますので、なお、今後とものご指導を門協議員にはお願いをしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 門協議員の緑の募金についてのご質問にお答えします。

緑の募金について今後の取り組み、地区長扱いが困難な場合は、できる地区からでもやってはどうか、今後の森林環境教育についての3点であったと思います。今回の緑の募金の家庭募金を断念した経過を踏まえ説明させていただきます。答弁とさせていただきます。

緑の募金月間は、春と秋の年2回ありまして、集まった浄財は森林整備、緑化の推進、海外協力等を目標にしており、合併後市には高知県森と緑の会香美市支部があります。緑の募金については、旧香北町、旧物部村では家庭募金を中心に積極的に取り組んできましたが、旧土佐山田町では職場募金のみで家庭募金は実施されておりました。本年の募金について、香美市支部では合併間もない春の募金、3月から5月でございます。は、準備不足もあり見送った経緯があります。したがって、秋の募金強化月間、9月から10月でございます。これに向けて取り組みを進めてまいりました。県森と緑の会と連携し、市役所内部での協議を行い、土佐山田町地区の家庭募金についての手法等を検討してまいりましたが、自治会を通じての募金の見込みが立たず、また事務局や支部の会員で土佐山田町の全戸を訪問するのは極めて困難性があるとの判断から断念をいたしました。地区長扱いが可能と思われる香北町、物部町も含めて今回の募金を中止いたしましたのは、ご家庭から浄財を募るわけですので、募金を依頼するのは各地区平等でなければならない。合併後間もなく対応に差が出ることについては無理があるという支部総会の決定をもってでした。事務局としては、募金が森林教室や林業体験、植樹等を初め、森林理解、森林整備、森と水の果たす役割などを学ぶ森林環境教育等各種事業に活用され、地域限定ではなく、森と水の恩恵を受けている全市を対象に取り組むを進める必要があると考えております。今後は、来年の募金に向け、県森と緑の会とさらに連携し、まず土佐山田町地区の自治会長さん宅の訪問等働きかけを行い、募金についての理解、協力を求めていきたいと考えています。

来年度、地区長扱いが困難な地区のみ、できる地区のみやってはどうかということにつきましては、まだ支部の総会が2月でございます。それ以降になると思います。現在は結論は出ておりません。

それから、林業サイドとしましては、今後林業関係団体、関係機関、特に市の教育委

員会との連携を図りながら、地域の人々の力もお借りして、今後森林環境教育に関する体験等の学習を行っていきたいと考えております。

○議長（中澤愛水君） 学校教育課長兼学校給食センター所長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 門協議員のご質問にお答えしたいと思います。

緑の募金、交付金が学校関係の環境教育にも使用されているがその効果についてということですが、先ほど門協議員言われましたように、多くの香美市の小・中学校で募金をいただいて活動しております。物部川と森林の関係の勉強についてとか、酸性雨の調査とか間伐体験とか、巣箱やいすをつくってみるとか、そのような活動の中で、川や森林でのそのような体験活動を通してふるさとの森や水に親しむとか、楽しむとかいう機会を得ております。そのような中で、川や森林の持つ役割とか機能について関心を持ってきておりますし、森や川を守り育てる人たちの活動に気づき、自分たちができるようなことを考えて実践していこうとするような子どもたちも育成されておると考えています。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長（高橋千恵君） 門協二三夫議員の観光産業の振興策についてのご質問にお答えいたします。

史談会などの協力をいただき、歴史や文化を組み入れ既存の施設や自然をあわせた体験型も取り入れた観光体系をつくったらどうかという門協議員のご意見に全く同感でございます。合併しまして、観光の情報収集をすることに精いっぱい状況でしたので、今まで新たな観光ルートの開拓まで範囲を広げることができませんでした。香北、物部と散策する中で、まだまだおもしろく興味を抱かせるところや、人材という地域資源が数多くあると認識いたしております。時間はかかると思いますが、香美市観光協会や史談会、教育委員会、また地域に詳しい方にも入っていただき、新たな観光体系を組み立てて進めていきたいと考えておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 9番、門協二三夫君。

○9番（門協二三夫君） 9番、門協二三夫です。2回目の質問をさせていただきます。

1点目のですね物部川の再生を願うというのでは、市長もあれ以上のお答えは無理やと思いますが、できるだけ連携をとって企業等を誘致をしていくということを前提に考えて、ますます力を入れてほしいと思っておりますし、私の方でもできることは協力をさせていただく考え方でおります。

それでですね、エタノールですけれども、これなかなか難しいということではなしに、暫時というか、急いで調査することがええと思っております。導入する、せんじゃなしにど

ういうシステムでできているのかということ。例えば、環境省の方が100億円の要求をしましたよ。ただでできるかもわからないですね、場合によっては。というのは、ブラジル、今エタノールを輸出できる能力のあるのはブラジルだけです。それで、その単価が50円なんです。それに27.2%の関税がかかります。それから、今のガソリン税は53円です。本当に国が国策として地球温暖化を防ぐエタノールを製造するとすれば、税制を下げたらええ、ガソリン税を。やっぱりそれも一緒に要求をしていくということを考えんかったら、今の国の林業行政、農業行政と同じになるがですよ。エタノールは推進をしますよ。ガソリン税は同じながですよ。そうではなくて、コストを下げるという方法を考えるやったら、ここで税制の見直しをかけてもらうような要請を同時にしていっていいと思います。私はそういうふうに考えてますが、市長のお考えについてちょっとお聞かせを願えたらと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇榎夫君。

○市長（門脇榎夫君） 門脇議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

エタノール関係につきましては、先ほど門脇議員からも詳しく説明がございました。今国の新エネルギーについてのいわゆる取り組みが進めておるわけでありまして、そうした中で補助事業等も出てこようかと思えます。ただ、私が難しいと申し上げましたのは、今、この時期の中で特に森林のいわゆる活用につきましては大変重要だというふうに思っておりますが、しかしながら、このエタノールにつきましては、すぐこの市がこれの研究、研究をすることはできると思えますが、その研究の中でどこまで取り組んでいけるのかということなかなか、ここで私が門脇議員に明確なお答えができるような状況にはまだないわけでありまして、そうしたこともあわせて、なお勉強もさせていただきますと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 門脇二三夫君の質問が終わりました。

次に、21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 21番、西山でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきますが、大変簡単な質問でございますので、明確なご答弁よろしくお願ひいたします。

まず、市の所有するマイクロバスの利用について2点お尋ねしたいと思います。

まず、香美市と一体になり福祉行政に協力している社会福祉協議会を利用団体から除外した理由でございます。少子高齢化社会の進行に伴いまして、社会福祉協議会や民生委員・児童委員の福祉における役割は、市の社会福祉政策の一端を担うものとしてますます重要になってくると考えておりますが、市当局としてはどのように考えているのかお伺ひしたいと思います。といいますのは、先ほど指摘しましたとおり、社会福祉協議会は民間の福祉団体と異なり、市とタイアップして福祉事業を推進しております。そのためもありまして、旧土佐山田町時代には町有のバスを利用できる団体であったと理解

しておりました。ところが、今回合併して香美市になりますと、利用団体から除外されたのは理解に苦しむところでございます。合併して広大な地域を所管することとなり、事業を実施する上でも、また事業計画を作成する上でも大変困っていると聞き、市の社会福祉に取り組む考えを危惧してその理由をお伺いするものでございます。明確なご答弁をお願いいたします。

次に、民生委員・児童委員は住民の最も近い福祉の担い手として市民に直接接する重要な働きをしており、社会福祉協議会とも協力、連携して市民の福祉に多大な貢献をしてくれている方々だと私は理解しております。この方たちの資質向上のため、今回高知県民生委員・児童委員協議会中央東ブロック研修会が香南市野市町のふれあいセンターで一昨日、10月17日に実施されました。このことにつきましては、高知県よりも関係市町村に協力の要請も出ておりましたし、土佐山田町、香北町及び物部町の各民生委員協議会会長3名と社会福祉協議会長との4名でマイクロバスの利用をお願いしたにもかかわらず断られたということでございます。市の福祉の最先端で市民と直接接触し、協力してくれている方々の研修会参加に対して、マイクロバスを貸さないというのは全く理解できません。納得できる理由をお聞かせ願いたいと思いますし、今後このようなことがないようにお願いをしたいと思います。

続きまして、事務処理を迅速に、また横の連絡ということでお尋ねしたいと思います。

公務員は住民の立場に立って仕事に取り組まなければならないのは当然のことです。また、的確で迅速な処理も求められていることだと思います。さて、7月末まで国民健康保険の被保険者でありましたが、8月より就職し健康保険の被保険者となりました。諸般の事情により届け出は9月1日となりました。8月分の会社からの給料からは社会保険料は引かれております。そのため2期分、8月支払い分の国保税を支払わないでおりまして、9月19日付で収納管理課より2期分全額の督促がきました。そして、保険課からは9月25日付で過誤納付金還付金の通知が来ました。すなわち国保税は1期分でまだ余りがあるということです。督促どころではなく、取り過ぎの状態を返すという通知がきたところでございます。収納管理課に問い合わせましたところ、課としては期日までに納付がないものについては、猶予期間が過ぎるとすぐ督促を出しているとのことであり、保険課からの連絡がなければ当然のことです。滞納整理にも積極的に取り組んでいる現在、担当課としては当然のことであると感心しましたが、しかし、9月1日に手続きをして、2週間の猶予期間があるにもかかわらず、その手続きがされず、督促がきたということは保険課では何の手続きもされていないということになると思います。

そこで、保険課の窓口に聞きますと、異動が多くてその都度処理するのは大変だからまとめて処理するという返事でした。窓口で議論をしても仕方ありませんので、本日の質問になったわけですが、このように2週間も余裕があっても、もらい過ぎをまだ足らんからくれというような請求を出したら、民間企業なら大問題になるとこ

ろでございます。私も小さな会社を経営しておりますが、このような過ちがあれば、即連絡をし謝りにいくのは当然のことでございますが、そのように民間企業なら会社の存続にかかわるような重大なことを、ただの還付通知だけで済ます、またその2週間何もしないというのはどういうことですか。このことについてどのような理由でこの2週間何も処理をせず、収納管理課が督促を出さなければならないかということについて明確なお答えをいただきたいと思います。また、そのほかの課におきましても、いろんな収納金があります。それと、収納管理課との横の連携はどうなっているか。当然納付金ありますので、その後に納付されたり、また事情が変わったりすることもあるわけですが、それが適切に迅速に横の連絡が取れていれば、こんなことは起こらないと思います。このようなことが起こりますと、市民の行政に対する不信感というか、信頼感が失われていると思います。2週間も猶予期間があるのに督促がきた。払って、不足があれば我慢できます。その後にお返ししますよときてるわけです。こんなことが許されるでしょうか。この点について担当課の明確な答弁をお願いしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 西山議員さんの市有マイクロバスの利用につきましてお答えさせていただきます。

まず、1点目の社会福祉協議会を利用除外団体とした理由はという件でございますけれども、香美市の所有しておりますマイクロバスは白ナンバーでありまして、道路運送法に基づく旅客自動車運送事業の認可は受けておりません。自家用、すなわち市の業務にしか使用できないものと、このように理解しております。この点が、いわゆる同じ白ナンバーでも道路運送法第80条の許可を受けました市営の路線バス、大栃、香北、繁藤で走っております、こういう市営の路線バスとはこう成り立ちが違うわけですが、社会福祉協議会は、香美市が市として対応し切れない福祉の仕事をしていただいております。いわば兄弟のような、市とは兄弟のような関係にある団体であると認識しております。ただ、兄弟のような団体ではありましても法的には別個の団体でありますので、今回の処置になったわけですが、旧土佐山田町の規定では社協の役割を重視しまして、町と同等の扱いとしておりました。新市の利用規程ではそこの部分をですよね、今申しましたように厳密に解釈をいたしまして、利用除外としたと。新市になる際に、検討した際にそういう除外処分にしたと、違う団体であるということ根拠に、こういうことでございます。しかし、おっしゃいましたように社協の役割、社協と市の関係、また歴史等を総合的に判断しまして、社協の行っております事業のうちで、社会福祉事業に関する事業に限りましては、本来は香美市がすべき事業であるという見地から、市の業務に準じた扱いとしましてマイクロバスをご利用いただきゅうと、こういう状況でございます。

2点目の、市民に最も近い福祉の担い手である民生（委員・）児童委員の中央東ブロック研修会への参加のための使用要望に協力しなかったかということでございますけれ



ども、ご指摘の市長あての文書でございますけれども、県は市に対しては出し忘れていたそうでございます。市長あての文書を県は香美市長へは送らずに、なぜか香美市の民生委員さんの会長さんに送ったと、これが事実であるそうであります。正式な要請は、そういうことでございますので、正式な要請は受けておりませんでしたけれども、仮に正式に受けていたとしましても、香美市の業務ではございませんので協力はできなかったものと、このように考えます。福祉のためにお力添えをいただいております民生（委員・）児童委員さんのために、市が職員を派遣してマイクロバスを提供することには異議があると、このようには考えますけれども、市のマイクロバスはあくまでも自家用のバスであるということ、また、旅客自動車運送事業の許可を受けて活動されております民間業者も市内にはおられますので、公的な機関である香美市が無償で輸送することによって、公然と民業を圧迫するということは適当ではないという判断で、現在のところ市有のマイクロバスの提供は控えさせていただきゆうと、こういう状況にあります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 西山議員のご質問にお答えします。

事務処理を迅速に、また横の連絡をというご質問にお答えします。ご質問の方のケースについて説明をさせていただきます。まず、8月2日に健康保険に入られたということですので、本来は異動が発生した場合の届け出は2週間以内に届け出の義務がありますが、9月1日に届け出られていますので、1カ月くらい後での届け出でありましたので、早目の届け出をお願いしたいと思います。そして、9月1日の届け出ということは2期分の納期、8月31日は過ぎていきますので、9月に入った時点で滞納となっています。そして、賦課係が異動処理を行うのは1カ月まとめて行っていますので、9月1日の異動届けについては10月に入ってから行うこととなります。一方、2期の納期が過ぎ滞納が発生していますので、その後納入がなければ督促状が出ることとなります。この方の場合、9月に届け出がきていますので、10月初めに他の9月分と一緒に異動処理を行い、再計算して10月中ごろに還付か追加納付の通知をするところですが、個別に国保係に電話があり計算したところ、納入していただいています1期分で足りるということがわかりましたので、個別に異動処理を行い9月25日付で還付通知を出したところですが、この方の場合、結果的には国保に入っていた期間が少なかつたために、1期分のみで足りた状態になりましたが、本来は納期までに払っていただき、その後届け出に來られて、異動処理後に再計算して還付通知の発送ということになると考えています。異動件数は、1カ月に二百数十件から多いときは三百件を超えることもありますので、異動の届け出のたびに処理を行うのではなく、1カ月まとめて処理を行っています。電算集計処理に1日、その後内容の確認や事務所理に約5日間かかりますので、時間のずれは発生しますが、異動の届け出のたびに処理を行うことは事務効率の面でロスになりますし、月の途中に出入りする人もいますので、1カ月まとめて処理を行っています。今

後も同じようにやっていきたいと思えます。

○議長（中澤愛水君） 収納管理課長、後藤博明君。

○収納管理課長（後藤博明君） 私の方から西山議員さんの原課と収納管理課との連絡体制についてお答えさせていただきます。

収納管理課で扱っておるものにつきましては、原課が税務課、保険課、給食センター、幼保支援課、財政課、それからもう1つ住新は別に原課はございません。この部分でございます。基本的に納期を過ぎて20日以内、税法で決まっております20日以内に督促を出さねばならないという部分に全部のものを準じてやっております。ですから、通常納期限は毎月末日でございますが、それ以後20日以内、大抵の場合は17～8日ごろに督促を出します。そこからの事務が収納管理課の事務であります。基本的に本日は国保がまた出ているというふうな状況でございます。

それで、徴収、納付データ、それから異動、調定異動、それについては全部原課の方が行うことになっております。そういった部分で、今回のケースのような部分につきましては、緊急を要する場合と、そういった部分につきましては随時連絡をしております。取り合ってはおります。なお、ただこういった指摘の部分が出てきておりますので、今後なお一層連絡をとり合って、できる範囲で直させていただきたいと思えます。

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 21番、西山でございます。2回目の質問をさせていただきます。

まず、社会福祉協議会と民生委員のマイクロバスの利用についての答弁、全く理解できません。社会福祉協議会は、兄弟的な団体であると理解しているというのは、してくれているというような答弁でございましたが、民業を圧迫するとかいうことで、というような答弁ですけれども、このマイクロバスを有料で利用して、出していただいて、お金を取って利用さすというなら当然そうだと思います。まして、市の福祉事業に協力する事業に参加するために市のバスを使うというのは、何ら、バスがあれば民業を圧迫すると私は言えないと思うんですけれども、そここのところ、旧土佐山田町できて、の説明をなぜ香美市となって適用できなかつたか。当然土佐山田町時代よりは香美市となりますと、社会福祉協議会の所管する範囲も広くなり、足の確保が大変重要になるのは理解されていることだと思います。そして、そういうふうになったからといって、社会福祉協議会に対する市からの助成金がふえたわけではありません。協力できるものは協力してですね市民の福祉のために少しでも市の所有する財産を利用、バスを利用して事業がスムーズにいくようにするのが市役所として当然の務めではないでしょうか。民間の圧迫というようなへ理屈を言わずに、市長、このマイクロバスの利用規程があるわけなんです。で、土佐山田町時代には利用できる団体であったとさっき言ってました。おっしゃってました。それを香美市にも利用できるように、この利用規程を見直すというように、市長の決断を重ねてお願いしたい、結論のところをお願いしたいと思えます、決

断のほどをお願いいたします。ご返答、よろしく申し上げます。

また、民生委員・児童委員の事業に対する件につきましても、県の要請文書が間違っているとか、事情により民協の会長のところへ行ってたということですが、こういうこともある、きてるだろうということで、各土佐山田町、香北町、物部町の民生（委員・）児童委員の会長、福祉協議会の会長が説明をして利用をお願いに来てるわけです。当然、民生委員は県の所管ですが、働いているのは香美市で、香美市民のために働いてるわけです。そして、その方たちが遊びに行くんじゃないんですよ。研修に行くんですよ。県からそういうことをやってるのに、市の所有するマイクロバスを出すのが民業を圧迫するというような理屈には到底賛成できませんが、今後もこれに対して協力せんかと、しないとすると民生委員・児童委員はやっていけないと思います。ここに今年の土佐山田町の民生（委員・）児童委員協議会の予算書があるんですけども、去年よりは約100万円予算が少なくなってます。市に約67名の民生（委員・）児童委員がいらっしゃって、県から5万2,560円、市から同額の補助金がありますけれども、旅費とか活動費とか諸費用を引きますと、この民生（委員・）児童委員の1人当たりの月の手当て、2,500円です。交通費にも足りないんです。その方たちの研修に、市が持っているバスの協力、わずかなことですよ、それをできないとなると、この方たちは自分の仕事に対して誇りを持ってやってくれておるにもかかわらず、また、ボランティア精神旺盛でやってきている気持ちにこたえるためにも、そういう研修等にはバスを出せることにすべきじゃないかと思いますが、重ねてそのところをお願いいたします。

次いで、この事務処理の件でございますが、当然8月中にどうにかしなきゃいけないのはわかっておりました、私の家庭のことですから。しかし、届けが1日おくれました。月に、先ほど説明聞きますと2~300件あると、毎日その都度都度一人一人をせえというわけじゃないんですよ。まとめてやるのが、その入力的时间だけを見れば、当然能率的でしょう。しかし、市民と直結したサービスを担ってるのが保険課とか窓口業務なんです。それが当然20日以内に督促を出さないかと、そういうことは皆わかってるわけです、原課は。1日といえ、それが1日でも5日でも私はいいと思うんです。それに出して、19日付の督促がきた。何事やと思います。それでも、今後ともそういう方法でやるというんだったら、考え改めてもらわなきゃならん。だから、届けがおくれたのはいいとは言っていないんです。しかし、1カ月まとめて入力せないかんと理由はないんですよ。1週間おきとか5日おきとか、督促に関連をすれば20日以内ですと、19日督促状が出るのはわかってるんですよ、月末の場合で。そしたら、その処理をしていつまでにやれば督促を出さずに間に合うとか、その日数は逆算したら15日とか14日とか出るわけなんです。それまでに各種届けがあったものは処理をして、市民に不快な思いをさせない。そういう配慮した行政をするのが公務員の皆さんじゃないですか。こういう指摘をしておるにもかかわらず、続けて月に1回しかやりません。○

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。あんたはだれのために仕事をしてるんですか。市民のための仕事ですよ。そこのところをもっと公務員という立場を自覚して、物事の処理に当たっていただきたいと。ぜひ、保険課、この国保だけじゃなくて、そういう処理に対しては市民に不快な思いをさせないように、たまたまうちは還付であったにかかわらず、また、足りない場合でも全額足りないか、何ぼ足りないかはその計算したら出るわけなんですよ。それに対して督促されたら何も文句をだれも言わないんです。それで、私が電話したんじゃない、窓口で文句言ったんです。そしたら、途中でもう翌月の入力するというのが25日ですか、(還付の通知が)きた。文句いったところにはするけど、言わんところにはせんということになるでしょう。それは公平なあれじゃないですよ。やはりきちんとして市民から言われても、こういう事情でこうなってます、納得できる基準に基づいて事務処理をしていただきたい。それも重ねてお伺いして、2回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 西山議員の2回目の質問に答えさせていただきます。

市有のマイクロバスの利用についてであります。原課の方からはいわゆる市有のマイクロバスにつきましては白ナンバーであるということと同時に、やはり民業への圧迫、そうしたものを考えての中での原則的な今取り組みの中での発言があったわけでありませう。そうした中で、マイクロバスの利用につきましては、だんだんの方々からいろんなご意見もいただいております。これから、使用範囲をどれくらいの広げていけるのか、その範囲を、それを今後原課とも話し合いながら研究・検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 西山議員の2回目の質問にお答えします。

確かに1カ月まとめて処理を行うということは、時間のずれが発生をしまして、まれにご質問の方のようなケースが出てくるとは思いますけれども、今の人員ではすべての方への個別対応というのは困難です。電算処理による事務効率の面からも1カ月まとめてするということがいいのではないかと思います。特別な方のケースごとにやるというのは、結局は全部のケースを見てみないとわからないことになってきますので、結局は1カ月まとめてやった方が効率はいいと、私は思っております。

また、特別な場合には申し出ていただければ、個別の処理はしております。例えば、海外へ帰られる外国の方とかいう方がいる場合には、そこで計算をして納付が発生すれば納付していただいて、それから還付が発生すれば還付するという格好にさせていただいております。よろしくお願いたします。

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 21番、西山でございます。3回目の質問は予定しておりませんが、重ねて質問をさせていただきます。



〇〇〇〇〇〇〇」というような発言がありましたが、その部分を撤回させていただきたいので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤愛水君） お諮りをいたします。ただいま、21番、西山 武君から一部撤回の発言がございましたが、これを認めることにご異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。それでは議事録から撤回をしたいと思います。議事録といいましても、配付用の議事録でありますので、その点。

それでは、一般質問を続けます。

20番、大石 綏子君。

○20番（大石 綏子君） 20番、大石 綏子です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

3点ございますが、まず1点目は介護保険制度改正後のサービスと介護予防についてでございます。

介護保険制度はスタートから6年目に入っていますが、制度の定着と同時に利用者とその給付費の増大、また今後の高齢社会に対応するため、4月より制度の見直しとなりました。その中で、今までの要支援や要介護1は新しい介護区分に分けられ、要支援1と要支援2が新設され、いずれも介護予防給付になりましたが、見直しをされまだ日も浅いことから、またちょうど香美市の合併と制度の見直しが同時期となりましたので、理解が得られていない点もあると思います。いずれにしましても、要介護1の方が要支援2になり、また要支援1と2の方が認定サービスが減っていくということになると思いますが、このことにつきまして今後サービスの低下を招かない取り組みをどのようにお考えでしょうか。そして、自立して生活ができるよう支援を行う方向に向けての施策・方策にはどう取り組まれるのでしょうか。このことは介護保険料を抑えるためにも、地域での支え合いによる介護予防に取り組まなければならないと思いますが、ボランティアでの支え合いには限度もあると考えます。やはり場所、人、マンパワーですね、そして金、財源ですが、それが必要だと思いますが、現在のその現状、そして今後の取り組みをお聞きするものです。ということは、介護保険制度改正後の新制度の介護予防サービス、新予防給付ですね、そして地域支援事業、また施設サービスの保険給付の見直しについてお伺いをいたします。

2つ目は、観光行政の問題点と今後の取り組みについてでございます。

香美市には、全国に誇れる名所旧跡、観光地があります。現在、行政としましてどこにどのように力を入れていこうとされているのか。あるいは何を、どこを観光ととらえているのか。それぞれの問題点と、またその活性化についてどのような方策をお持ちでしょうか、お聞かせください。観光行政は市の活性化を考えると重要な施策の1つでもありますし、香美市にとりましては注目されているところであると思います。その中で、轟の滝、全国滝100選に入っております轟の滝は非常に珍しく美しい滝だと思

ます。かつては土佐10景の1つ、これは高知新聞の前身かどうかは私も調べておりませんが、この土曜新聞が行いました中で、高知県で10景の美しいところ、風光明媚なところを指定しましたその土佐10景の1つに数えられておりましたが、現在は岩盤のかたいところにある甌穴による滝であることで天然記念物となっています。あの滝をごらんになった方々から、なぜもっとピーアールをし、大勢の人に見てもらおうようにしないのかという声をいただきます。県内外の方です。そこで、ここは中型バスが入らない道路事情と書いてありますが、私はちょっと研究不足でして、「せめて、そうよね、中型バスが入ったらええにね」とか、そんな話を方々でしてまして、そのまま「中型バス」と書いてしまいました。「観光バス」と本当は訂正したいところですが、今となりましてはお答えはそれはいただけませんので、ともかくもその観光のことから、そのバスが入れない道路事情があるため、せめてこの解消に着手したらどうかと思いますが、市のお考えをお聞きいたします。

3点目は、マイクロバスの使用についてでございます。

先ほど西山議員も質問に出しましたこのとおりでございまして、私は私なりに聞かせていただきます。お聞きいたします。

マイクロバスの使用につきましては、合併前は旧3町村それぞれの使用規程があり異なっていたと思います。合併後は新たな規程をつくられたのか、旧土佐山田町の規程に倣ったのか、いずれにいたしましても各種団体が不便さを感じています。その各種団体とは、たくさんありますが、先ほど西山議員のご質問にもありましたように社会福祉協議会に事務局を置いている団体、あるいは各課が受け持っている団体、また学校関係も含めたさまざまな団体を指しています。例えば、子ども会、婦人会、老人クラブなどもあります。いずれの団体にしましても、趣味や個人がつくった団体を言っているのではないということはおわかりいただけると思います。このそれらの団体の組織活動は、香美市の活性化や市の発展に大きく貢献をしており、行政への協力や参加という点につきましては必要不可欠の存在であるということは言うまでもありません。これらの団体が研修や大会に出席するための市のマイクロバスの使用につきましては、県下的な状況を見てそれに倣うか、あるいは近隣の市や町と同等の使用を認めていただけるよう、使用見直しをすべきではないかと思えます。現況をお伺いいたします。所見をお伺いいたします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大石議員の介護保険制度改正後のサービスと介護予防についてのご質問にお答えします。

介護保険サービスについては、制度の改正により、ご存じのように回数が制限されたり、利用料が月単位になるなど利用しづらくなっていることは承知しています。広報でお知らせしたり、説明もしてきましたので、わからないまま利用している方はいないと

考えています。心情的には納得できないということだと思います。利用していた人にとっては、制度改悪であると思われても仕方ないと思います。しかし、市としては、国によって決められた枠の中で事業を行うしかないと考えています。

地域の支え合いに関する事業ですが、平成17年度まではそれぞれの町村でアクティビティ事業などがあり、国や県の補助金で事業運営をしてきましたが、補助金の打ち切りにより香美市としてはできなくなったものです。この事業にかわるものとして現在社協に協力をお願いし、本年度から高齢者の交流の場づくり事業ということで、香美市で今年度は5つの地区で進めています。来年度以降も引き続き他の地区へ拡大して実施していく予定です。また、幾つかの地区では独自にこういった取り組みを進めているところもあります。

次に、保険給付の見直しについてですが、現在は第3期介護保険事業計画に沿って事業が進んでいますので、この3年間は見直しを行う予定はありません。見直しは次期計画後となると考えます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大石綏子議員の観光行政の問題点と今後の取り組みについてをお答えをさせていただきます。

香美市として、既存の観光地と言われるところは、日本三大鍾乳洞として全国的な知名度のある龍河洞、またアンパンマンミュージアムや奥物部地域の別府峡を含む山岳観光が筆頭になろうというふうに思います。それぞれ、特色ある観光拠点であり、魅力もあると思います。また同時にこのほかにもたくさんの先ほど言われました轟の滝を初め、たくさんの観光ゾーンがあろうというふうに思いますが、近年の観光客のニーズと申しましょうか、そうしたものは大変多様化をしていることもございまして、龍河洞におきましても大変来客数が減っておる状況にあるわけでありまして。旧態依然たる経営の運営では、なかなか今日の観光として取り残されていくというふうな現実があるかと思えます。このことは、全国多くの観光地も直面している問題ではなかろうかというふうに思っております。いかに観光客のニーズに合ったものを提供できるのかということが、今後がかぎになろうというふうに思います。

また、一方、香美市全体的に考えますと、香美市全域が新しい観光地としての考え方もできる時代であろうというふうに、私自身は考えております。本市の持つ純田舎風イメージというものは、今の時代に貴重な資源であり、また資産でもあろうと思います。そうしたことから同時に地域に住む人々の純朴さ、あるいは優しさというものは香美市ならではのものであろうというふうに思っております。山と川、緑と水は人の心をいやす大きな要素を持っておりまして、そうした香美市全域を売り出すということも大変大事な要素ではないかと思っておりますので、今後、そうした取り組みも必要だというふうに思います。



次に、轟の滝の件であります。轟の滝は私も何回か見せていただきましたが、大変見る人を魅了する美しい滝であるということは承知をいたしております。多くの人にぜひ見ていただきたい滝でございますが、ご指摘のとおり、ここへ、滝へ行くまでの道中、市道ですか、これは狭隘な部分もありまして、中型バスは入るようでございますけれども、大型バス等なかなか出入りが難しいことだというふうにもお聞きをし、また地元からもそういう要望もあるというふうにも聞いておりますが、今日の財政状況の中で今すぐこれを、大型バスを始め観光客の方が来やすい道に改良するというのがなかなかできるのかなという部分もございまして、なお、原課とも相談し、またまた財政との裏づけも必要でございますので、なお、検討をしてみなければならぬというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 大石議員さんの公用車、マイクロバスの使用についてにつきましてお答えさせていただきます。

さきの西山議員さんのご質問にもお答えいたしましたように、香美市の所有しておりますマイクロバスは白ナンバーでありまして、緑ナンバーではございません。あくまでも自家用のバスと、こういう認識をしております。このため、香美市マイクロバス利用規程では利用の範囲を、「バスは香美市及び香美市が条例により設置する機関及び団体が主催または参加する事業を行う場合に利用する」と、このように規定しているわけでありまして。子ども会等の各種団体につきましては、香美市が設置した団体ではなくて自主的に組織された団体であると認識しております。議員さんのおっしゃるとおり各種団体の活動は香美市の活性化や発展には欠かすことはできないと、そういう認識はしておりますが、市は同時にですね発展に欠かせないという認識をしておりますと同時に、市は同時に団体育成のための支援もしていけないかと、このようにも考えてはおりますけれども、支援するということとマイクロバスの提供ということとは違うと、このように認識をしております。ただ、先ほど市長が西山議員さんのご質問にお答えしまして、利用規程については見直しを検討するという答弁をいたしましたので、今後は事務方としましては、この自家用であるという、自分ところの市の業務としてやれる範囲内でマイクロバスを運用するよという、そういう1つの制約と同時に民間企業もあるわけですから、民間企業の圧迫、民間の団体の圧迫にならないとかいうような部分のバランスをとりながら、今後慎重に改正については検討していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 20番、大石です。2回目の質問をいたします。

まず、介護保険ですが、広報で知らせたといいますのは私の記憶では合併前に広報に

載ってたようにも思います。その後、どれくらいお知らせしたのでしょうか。そういう、もう少し丁寧に知らせていただきたいと、こう思いますけれども。もちろん決められた介護保険の中でのことはできませんし、補助金の打ち切りでできなくなったということはわかりますし、5つの地区で進めているということですが、これは現在どの程度まで進んでおりますでしょうか。それから、また、ご答弁の中で独自に取り組みを始めているところ、こういう、そこはどこでどういうことなんでしょうか。例えばですね、旧香北町でしたら井戸端会議とかそういうことがありました。これもボランティア団体と健康推進協議会と食生活改善、そこからお金を出し合って、その地区で自主的にやっておりました。これはもう古いことですので、例えば香南市ではリフレッシュサロン、そういったことに取り組んでおります。それは利用者が自分で利用料を払ってこういったことをやっておりますので、やはり香美市としましても、健康づくりとあわせ介護保険料を抑えていく、介護予防と介護保険を抑えていく、この取り組みは幾ら補助金がなくなった、県の補助金がなくなったとはいえ、国や県がなくなったとはいえ、何らかの形でやっぱり取り組んでいかなければならないことだと思いますが、もう一度そのそういう方向づけとしてお聞きをしたいと思います。

それからですね、この質問を私は今までのやり方としまして、一般質問を出す場合に全部を答弁は（旧香北町では）町長あてに出してたんです。皆さんそうだったと思います。旧香北町の場合では。だから全部市長の名前を書いておりますので、どういうふうに振り分けてくださったかですけれども、介護保険ですから保険課長ということですが、このお答えをいただくに当たりまして、包括支援センターの所長さん、あるいは健康づくりの方と、これは密接な関係がありますので何らかの相談、あるいは現場の声、そういったものをお聞きになりましたでしょうか。やはり現場の声を聞くということが、今何が一番問題なのかということが一番よく把握できると思います。お答えをいただく前にそういう作業をされましたでしょうか。

次に、観光行政ですが、なかなか大型バスが入れるところまでにはいかなというの私も承知してます。財源的なことがありますので、そこで商工観光課長さん、あるいは建設都計課長さんあたりに、あたりにとといいますか、こういうやはりあの滝はすばらしいと市長も認めておいでだから、このどこに問題点があるかという、目でもって視察をしていただきたいと思いますが、やっていただけますでしょうか。

次に、マイクロバスの使用についてでございますが、確認のために私もちょっと間違っているところがあるかもしれませんがお聞きしたいと思います。今年の春、中学校のクラブ活動で県大会、中体連でしょうか、何でしょうか、その参加につきまして、学校行事にはマイクロバスを出す、クラブ活動は学校行事ではないから出さないということで観光バスを借りるのに補助をしているということがあったようでございますが、学校によってはクラブ活動は全員参加という学校もあると思います。そういうことが1点。それからですね、バスを、そのマイクロバスを使うのはだめだが9人乗りを3台、4台、

5台、何台でも、それを使うのはよいということですね。それは職員さんがそんなにお暇なんですか。マイクロバスがあるにもかかわらず、どういうことなんでしょうか。それから、西山議員も言われましたように、合併しましては広範囲になりました。やはり生涯学習、社会教育そういった点におきまして、送迎ということは、例えば高齢者学級とかありますよね。そういうところなんかはいかがでしょうかというふうに、それは確認の意味でお聞きいたします。

それから、その白ナンバーということですが、これはいろんな方法、やり方、抜け道と言ったら言い過ぎかもしれませんが、あるそでございしますが、それではですね、私が聞きました近隣の市や町と同等の使用、あるいは県下的な状況に倣う、この点どのようにお調べになりましたでしょうか。はやはやあしたのこと、春野でスポーツ大会がありますけども、本当にそこへ行くのに近隣の市町村はみんな送り迎えがあるのに私たちはないのよと、肩身が狭い思いをしております。そういう県下的な状況ですね、お調べになったかどうか。

それから、合併した当初ですから、旧町村のことがよく出てきますが、旧香北町の場合はマイクロバスを出してもらった場合に、運転手さんがいないときはバス業界の方をお雇いしたという、そういう例もあります。何も民業を圧迫しているなんてそういうことは、これによって何か答弁に出してくるのもどうかと思われましても、そういうことがありました。市長の方から見直しをとというお答えを先ほどいただいておりますので、今後はこれをどれくらい広げていっていただけるか、それに期待したいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大石議員の2回目の質問にお答えします。

担当によく聞いて答弁をしているかというご質問ですが、まず、課長が全部把握していなければならないとは思いますが、なかなか全部をよう把握、私はしていませんので、一応担当に話を聞いて、それで答弁をしています。

保険給付については、介護保険係が本庁舎の中にあります。それから、その他の支援事業なんかについては、保険課の地域包括支援センターが福祉事務所の隣に事務所を構えておりますので、その担当に話を聞きました。

次に、広報でのお知らせですが、確かに3月か4月かの広報だったと思いますが、それでお知らせをいたしました。

それと、介護認定が年々増大をしております、保険給付の額も増大しておりますので、介護が進まないような事業も必要かとは思いますが、それよりも大石議員が言われたように、介護になってない人に対する事業を充実、ふやしていくべきだと思っております。介護にならない、やっぱり取り組みを今後は進めていかなければならないと考えています。団塊の世代と言われる方が高齢になって、認定を受けられる方がかなり増加をしてくる可能性もありますので、その歯どめをかけるためにも介護にならない

取り組みというのは重要であると思います。

それで、そういった事業の一環として一般高齢者に対する事業として先ほどお話しをさせていただきました高齢者の交流の場づくり事業ということで、香美市で5地区、その5地区ですけれども、(物部町)大柵、(香北町)永野、(土佐山田町)明治、香長、繁藤の5地区で、繁藤は2つに分かれておりますが、という、その5地区で進んでおります。内容はビデオを使った体操とか、それぞれの地区でやり方は異なります。住民と話し合いながらどんなことができるだろうかということで進めていますので、先ほどお話しがありました井戸端会議という話もありましたが、香北町永野では井戸端会議の流れからそういった集まりがあります。内容ではビデオを使った体操、頭の体操、それから老人クラブ等を中心に歌とか手芸などをやるところもあります。

それから、自主組織では、地域包括支援センターの方で把握している自主組織では、旧土佐山田町では5地区、それから旧香北町では3地区、旧物部村では2地区が自主的に運動とか頭の体操とか、健康体操とか何かそういったようなことを、大体月に1回ぐらいやっているようです。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 商工観光課長、高橋千恵君。

○商工観光課長(高橋千恵君) 大石議員の2回目の質問に商工観光課からお答えさせていただきます。

轟の滝の視察でございますが、何度かさせていただきました。轟の滝は、広葉樹等の多くの自然林が生殖しており、三段の滝と調和が取れた風光明媚な景色で、滝100選にも選ばれたと思います。道路につきましては、道幅も狭くカーブも多いことから通行しにくい状況でございますが、バス運行のための道路拡幅をするためには多大な経費が必要となります。そして、高知県都市計画課の指導計画にもかかわってまいります。また、秘境であるからこそ自然が生かされるという点も考えられますので、商工観光課としましては、道路改修はお答えを控えさせていただきます。ただ、滝の美しさは機会あるごとに広くピーアールしてまいります。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 建設都計課長、中井 潤君。

○建設都計課長(中井 潤君) ご指名をいただきましたので、私の方からお答えを申し上げたいと思います。

行ったことがあるか、見ていただきたいということなんですが、以前にも行ったこともありますし、合併の折の旧香北町の視察のバスで現地を踏まさせていただきました。相変わらずすばらしい滝で、改めて感動をいたしましたものです。そのアクセスの道路ですが、道路改良につきましては、延長もかなりありますことから多額の費用がかかるというふうに考えます。当然一般財源では対応できないという状況にありますので、現在の厳しい財政事情の折、ほかの事業との兼ね合いもありますので、今後の検討とさせてい

ただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 大石議員さんの2回目の質問に答えさせていただきます。

まず、1点目のクラブ活動は学校活動ではないと、これは事実であります。クラブ活動は生徒さんの一部の同好の志といいますか、の方々がやっておられることであって、学校全体で行っている事業ではございません。このことに関しましては、県教委の見解もいただいているというふうに聞いております。学校活動ではないということで、マイクロバスはご利用いただけなかったと、こういうことであります。

それから、マイクロバスはだめだが9人乗りのバスを3台連ねてやったら構んよとか、そらどこがそんなことを言ったのか知りませんが、少なくともうちはそういうことを申したことはございません。合併しまして事務の合理化ということをして新市では進めております。そのために、職員も退職者の2分の1しか雇わないと、そういう中で職員は時代とともにいろんな業務が発生しますので、その業務に当たっていると、こういう状況でありますので、とても余裕のある配置をしておられる課等はないというふうに考えますので、そういう話はちょっとおかしいんじゃないかというふうに考えます。

それから、県下の状況はどうかということをございますけれども、県下にうちと同じような利用規程を持っているような市町村があるかと思ひまして、主立ったところを探して、インターネットで今検索できますので探してみましたけれども、県下には利用規程をこしらえて運用している市町村は、自分が探した中ではありませんでした。なかったということは、それぞれ運用規程は、内規のようなものはあるかもしれませんが、その例規集なんか載せているような、公然と載せているようなところはなかったということですね。ということは、臨機応変によその市町村は運用しているんだろうというふうに推測されます。全国的にはいろんな規程の仕方をしているところがございます。けさほどの西山議員さんの質問にもありましたように社協は特に市との同じ業務をやっているんじゃないかというご指摘ありましたけれども、特に、例えば大分県の佐伯市なんかは市の機関はもちろん利用できますけれども、佐伯市の社会福祉協議会の主催する事業も利用できるよと、そういう規程をこしらえているところもございます、他県では。ただ、うちとしましては今までの考え方の中では、とにかく白バスであると。何回も言いますが、自家用ですので、自分ところの事業、市の業務しか使えないと、このように解釈しておりますので、市としてお手伝いができる事業等が、もう広く考えたら、市がお手伝いできるような、積極的にお手伝いできるような事業があるというような形にならなければ、なかなかですねそのマイクロバスを利用することは難しいのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 20番、大石綾子君。

○20番（大石綾子君） 3回目の質問をさせていただきます。

介護保険制度につきましては、5つの地区ということです。それから、独自の取り組み、これらに対しましての補助なりなんなり財源ですよ、それはどうなっておりますでしょうか。これから先、やっぱりかちっとやるところはやるで、やっぱり補助はしていくべきだと思いますのでお伺いいたします。これが一番大事だと思います。やっぱり地域で支え合うことに、単にボランティアだけでやってくださいでは、なかなか長続きはしないだろうと。

それから、マイクロバスのことにつきましては、これはどう言ったらいいでしょう。白ナンバーですからということで、見解の相違なんではないでしょうか。市のサービス事業、あるいは支援とはとれませんでしょうか。ある、見直しをどの程度まで今も課長の頭の中でちらちらと動かれてると思いますけども、ちょっとそこらあたり、もう少し見直しについてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大石議員の3回目の質問にお答えします。

現在行っております高齢者の交流の場づくり事業ですけれども、これは基本的な考え方は人件費とか事業費などに係る財政的支援は全くと言っていいほど期待できませんので、お金がかからない方法で交流の場づくりを進めるという必要があります。それで、基本的な考え方では行政が構えたサービスを住民が利用するという今までの感覚から、自分たちの場を住民みずからがつくるということで、社協の支援をお願いして事業を進めております。確かに、言われるようにお金がなかったら、場所もなかったら人もおらんかったら事業が進みにくいという考え方もあろうと思いますが、今後その事業の進みぐあいを見ながら考えていかなければならないと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 市のマイクロバスの件につきましては、先ほど西山議員にもお答えしたような中で、今後どれくらいの範囲の中で移動なりができるのかということ、検討していきたいと思ひます。先ほどの介護保険の分もありますが、大変、私もそちら（議員）の席におったときには大変、こればあのことがなぜできんろうという思いをぎっちりしました。しかし、こちら（執行部）の席へ来ますと、なかなか今の法の部分、あるいは財政的な部分、こればあのことがなぜしちやれんろうという思いがして、そのジレンマは大変感じてます。しかしながら、先ほど言ったように、状況が状況でありますので、検討ができる部分は今課長も一生懸命、全部の分ですが、しております。しかしながらそれでもまだまだという思いがするのは、皆さん方は当然だというふうには思ひますが、その辺は一生懸命取り組むことを、我々は一応考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうには思ひます。

○議長（中澤愛水君） 大石綏子君の質問が終わりました。

次に、5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番、織田秀幸と申します。通告に従いまして、私からは5点についてお尋ねをいたします。新人でして、わからないことばかりでございます。一つ一つ勉強しながら、また皆様にご指導を仰ぎながら微力ではございますが、市政の発展に向け頑張りたい、そのように思っております。どうか今後ともよろしくお願いをいたします。

一般質問も3日目、最終日となり、各先輩議員からも同類の質問があり、少々私の質問がダブっているところもありますが、その点ご了解をいただきたいと、このように思います。

まず初めに、森林問題及び山村地域の活性化について質問をいたします。

合併によりまして538平方キロの中山間地域を抱える広大な香美市が誕生しました。この美しい香美市を守り支え、そして活性化に向け大きく発展させるためにも、今最も何が必要である、森林環境問題は素人の私ではありますが、現状を見るにつけ、また実際森林に従事してきた人々の話を通し、このままでは物部の山林も川も大変な事態を招くとの危機感を覚えるのは私1人ではないでありましょう。最近のテレビニュース等で熊、猿、ニホンザル、鹿などの野生獣が森から逃げ出して人里近くの畑や果樹園、場合によっては住宅地にまで出没し、人々の暮らしや人命に多大な危害を加えるケースが急増しています。山林を住みかとして生きてきた鳥類も、村や町に生活の場を移していません。フクロウや鷹などは荒れ果てた山間部ではえさとなる小動物を見つけづらく、生息の地域を狭められつつあります。こうした山林の荒廃は、戦後の急激な木材需要の増大を当て込んだ全国的で大規模な杉やヒノキの植林に端を発するもので、これらの人工林では1960年代になって外材の輸入自由化による国産材の値下がりにより、利益が期待できなくなると、必要な作業が放棄されました。さらに、森林所有者の不在と、伐採して資源にしたいとの意欲の低下がそれに追い討ちをかけ、加えて山村人口の高齢化や過疎化、林業従事者の激減により森林の健全性は急速に損なわれてまいりました。国有林も例外ではなく、国有林野事業特別会計の仕組みにより、一斉伐採、杉、ヒノキ、植林を軸とする拡大造林計画を大規模に推進していきました。初めは、これらの森や山林では苗木が光を求めて真っすぐに伸びるように密集して植林する。苗木の成長に即して間伐、下枝打ち、下草環境の整備、倒木や枯れ枝の排除など、不断の人手を経て豊かな林層が形成されます。ところが、打ち捨てられた山林では、密集してモヤシのように伸び、杉やヒノキが春ともなれば大量に花粉をまき、今や国民病となったのが花粉症であります。また、枯れ枝、倒木が放置された急斜面は山火事に対しても無防備であります。産地災害や下流域の治水だけでなく、緑野を育て海の豊穰化を促すなど、山林経営は森林の持つ多面的機能を重視したものであります。また、鳥獣保護の観点からも、生物多様性に根差した森林層が不可欠であります。その意味で、森林問題は環境問題に直結するのであります。また、山村は森林を支える基盤であり、そこに人々が定住し得るためには林産物の供給及び利用、このサイクルが円滑に機能することが大事であります。

さて、今日まで別府峡を望む山々を源流とした物部川を守りはぐくんできた山村地域の人々のおかげで、下流域の土佐山田町を初め香南市、南国市と多大な恩恵を受けてまいりました。しかし、住民の高齢化や過疎化が進み、植林から50年経たこれらの人工林は、育成とともに手入れが必要であり国有林、民有林を問わず一見緑に覆われ自然豊かに思われるでしょうが、一歩足を踏み込めば木々の間に光が差さない、根がむき出しで草木は育たず、根の張りが弱く保水力は劣り、豪雨ともなれば土壌が流出しやすくなり、多大な被害を招く状況であります。まさに、物部の山々は瀕死の状態であると言っても過言でないでしょう。さらに温暖化による異常気象は集中豪雨を招き、多大な被害をもたらしています。こうした災害による復旧工事に何億円とも言える膨大なお金が充てられているのも事実であります。早急にこうした問題解決に向け取り組み、次世代のためにも美しく、そして健全な形で山林や川を残さなければなりません。話がダブりますが、先日物部川濁水問題報告会がJA土佐香美本所で行われました。想像を上回る参加者と、すばらしい内容に驚きました。カメラマンで須崎市出身の高野さんは、スライドを通して物部川の近況を語りながら、アユの生態系の変化から事態の深刻さを詳しく説明していただきました。さらに、この濁りがニラ農家にも影響を及ぼすなど、いろいろと学ばせていただきました。また、門脇市長を初め南国、香南、それぞれの市長が1人でも多くの市民や企業の協力を得ながら、3市が力をあわせ問題解決に向け取り組むとの力強い表明があり、多くの参加者の共感を得たのではないかと、そのように思っています。美しい森もアユの住めるきれいな川も、まさに車の両輪のごとくどちらも大事なこととして取り組む必要があります。以前、テレビアニメの番組で多くの動物たちが住みなれた山が火事になりました。すると、大変だ大変だ、火事だ火事だと言いながら、猿も鹿も猪も必死で逃げています。そのとき、1羽の小鳥が近くの池の水をついばんでは火事を消そうとしています。それを見ていた動物たちは、最初は腹を抱えて笑っていました。それでも小鳥は火を消そうと飛び回っています。やがて、動物たちも小鳥の必死の姿に胸打たれたのか、そのうち1匹、2匹と消火に加わり、最後はみんなが力をあわせ火事を消したという内容でありました。森林や川の改善には多くの問題が山積しています。中長期的なスパンで計画を立てながら、みんなで協力し合い、一つ一つ取り除く以外解決策はないのではないかと、そのように思っています。地球温暖化とか京都議定書といえば、どこかよそ事のように私は思っていたのですが、ボランティア団体などを初め、懇談会やイベントを通し1人でも多くの人の関心事が深まれば深まるほど、やがてそれが行動に結びつき、必ず本来兼ね備えた美しい森や川を取り戻せると信じています。

以上のことからお聞きをいたします。

1点目といたしまして、物部の森林で間伐などの手入れが必要な面積と、そのうち土地の所在や境界がわからないため作業の妨げになっている地籍調査の現時点、推進状況についてお伺いをいたします。

2点目、全国一の森林県である高知は、平成15年に森林環境税を導入しました。5



年間の予定で法人、個人ともに年額500円県民税に上乗せするものでございます。平成17年度は101億5,700万円と伺っておりますが、今後この制度を推進し、また理解をいただくためにも、この年の旧3町村の用途内容と金額をお伺いいたします。

3点目、上記で林産物の供給及び利用、これが活性化に向け最重要であると述べましたが、合併後5年以内に建設予定の庁舎については、耐震強度の問題もあり、3階建て以上は鉄筋コンクリート造りが予想されます。市長の方からも庁舎についてはコンパクト、また機動性、そういった話もありました。また、道州制とかいう、そういう声も聞かれておりますが、この新庁舎はなくなるわけではありません。ぜいたくをしなくても構いませんが、木質化を図り温暖化対策の一環で屋上庭園や自然エネルギーを活用するためにも太陽光発電も設置する方向で検討してはどうか。さらに保育所の移転改築については、木の持ついやし効果や乳幼児の健康のためにも木造建築でお願いをしたい、このように思いますが見解をよろしくお伺いいたします。

4点目、今後の過疎化対策についてお伺いをいたします。

香美市の高齢化もますます顕著になり、過疎化が進む中、空き家の利用を含め地域再生のため団塊の世代などが定年後に田舎暮らしを希望する人を対象に相談体制の整備、定住情報や居住、就農体験の機会を提供するなど、行政の立場からではなく相談者の立場に立った定住対策を講じてはどうか、この点をお伺いいたします。

最後に、高齢者の福祉に関する緊急通報システムについてお伺いいたします。

少子高齢化が進む中、ひとり暮らしの老人世帯もますます増加傾向にあります。また、家族が仕事などのために、日中は1人になり不安な日々を送っている高齢者に対し、何か異常があればボタン1つで24時間対応していただけるシステムがあります。これは既存の固定電話に簡単に取り付けができ、ボタンを押すとセンターにつながり、受話器を取らずに話ができます。そして、前もって協力いただいた近隣の方にすぐさま連絡がとっていただき、119、消防にもつなげ、さらに相談事がある場合は相談ボタンで話もできます。高齢者はいつ何時体調の変化により不調を伴う場合があるかもわかりません。リモコン操作も可能なため20メートル以内であればベッドからでも通報ができ、防犯にも役立ちます。この装置を取りつけることにより、日々安心して生活ができるとの、大変好評であります。現在、土佐山田町で30世帯、香北町で62世帯、物部町で36世帯が利用されていると伺っていますが、いざというときの速やかな対応が医療費の軽減にもつながる場合もあると思います。厳しい財源の中でのやりくりが必要と思われませんが、香美市となり新たな試みとして高齢者に対し安心して安全な日々が送れるよう、福祉面で温かい手を差し伸べるためにも、こうしたシステムがあることの再周知と、ひとり暮らしで、現在は健康な高齢者でも希望があれば利用できるように推進してはどうか、以上5点についてお伺いをいたします。

○議長（中澤愛水君） 地籍調査課長、田島基宏君。

○地籍調査課長（田島基宏君） 5番、織田議員さんのご質問であります森林問題の

1点目の、物部の森林で間伐など手入れが必要な面積と土地の所在や境界がわからないため作業の妨げになっている地籍調査の推進状況に問うにつきましてお答え申し上げます。

前半の間伐などの手入れの必要な面積につきましては、この後林政課長から答弁をいただく予定でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。私からは、地籍調査の推進状況につきましてお答え申し上げます。

さて、地籍調査におきましては、何らかの理由で境界が確認できない場合は、やむを得ず筆界未定という処理をしてございます。その筆界未定の件数でございますが、直近の調査によります平成15年度の状況は、香美市全体で51件、面積で48万8,000平方メートルとなっております。その筆界未定の主な理由といたしましては、土佐山田町地区におきましては1件、6万8,000平方メートルございまして、調査前の面積と調査後の面積の違いにより同意が得られないことが原因になっております。そして、香北町地区におきましては39件、約26万1,000平方メートルございまして、自作農創設特別措置法関係による紛争解決の見込みがつかないためや、地権者の立ち会いがなされていないためでございます。また、物部町地区におきましては11件、15万9,000平方メートルございまして、県道用地買収の境界と調査を行った際の境界が合致しないためによるものと、永瀬ダムの管理区域が定まらないためによるものでございます。

以上が主な理由でございますが、調査当初にはやはり境界がわからない事例もございまして。それで数筆は確認がなされていない状況とはなっております。なお、これは古い資料でございます。それで本年度の状況につきましてでございますが、9月から一筆調査を行っております。12月まで調査をする計画でございます。議員のご質問であります土地の所在や境界がわからないため、作業の妨げになっている土地につきましては、これは直接一筆ごとには拾った数値でございませぬので、確かな数字ではございませぬが、職員の大体の感覚と申しますか、で前につくっておりますので、それによりますと、10月現在のところ、地籍調査課が直営で一筆調査を行っております土佐山田地区の佐竹の一部、それから香北町地区の五百蔵の一部につきましては、10件ぐらいつつあろうかということでございます。また、香美森林組合に委託してあります香北町地区の西ノ峯の一部、古井で20～30件、そして物部森林組合に委託してあります物部町地区の大栃、山崎、仙頭の各一部につきましては20件ほど境界がわからないのではないかと森林組合からお聞きしてございます。このように年度によりまして調査地域によりまして、いろいろこの境界のわからない原因というのがいろいろばらつきがございませぬ。今年あたり、このままいきますと一調査地区で最高多く出た場合は60筆ぐらい、約出てくるのではないだろうかと予測されております。

以上が地籍調査の推進状況でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（中澤愛水君） 林政課長、小松清貴君。

○林政課長（小松清貴君） 織田秀幸議員の森林問題、物部の森林で間伐など手入れ

が必要な面積についてのご質問にお答えします。

森林整備の必要な面積は多少考え方によっても違って来るわけですが、保育等の必要なものから、国、県の方針に従い間伐等を実施している齢級で言いますと9齢級までの森林、1齢級は5年でございますが、をとした場合に人工林面積は約6,800ヘクタールでございます。これは物部町の人工林面積の56%となります。しかし、木材価格の低迷等のため、10齢級になっても取伐、次世代の森林を育てるための伐採ができずにいる森林を加えた場合は約80%程度になるのではないかと考えられます。約80%程度は9,700ヘクタールということになります。

次に、森林環境税の平成17年度の旧3町村の用途と金額についてですが、旧土佐山田町でございます。旧土佐山田町では甫喜ヶ峰森林公園で社団法人高知県山林協会が実施した森林環境学習に対して9万円の補助金の交付を受けております。旧香北町は、ボランティア団体が直営もしくは請負によって、川ノ内地区ほかの人工林の間伐、切り捨て、搬出両方ありますが、約18ヘクタールほど行っております。これに約381万3,000円の交付を受けております。物部町は、間伐ボランティアによるアカギウの村有林の間伐1ヘクタールで4万円となっております。合計金額は394万3,000円でございます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 織田議員の森林問題についての新庁舎等についての質問にお答えをさせていただきます。

庁舎建設につきましては今後、規模やまた同時に先ほど提案がございました木材使用につきましては、強度の問題などいろいろクリアしなければならない課題が多いと思われれますが、可能な限り木を使った建築方式には私も同感でございます。また、省エネ対策の点からも十分な検討をしていくことも必要と思われれますので、今後そうしたことには努めていきたいと思っております。また、香美市は広大な森林面積を有しております。そうしたことから木材消費の観点からも木材使用につきましては、保育所を含め、建築につきましては考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 織田議員の過疎化対策についてお答えをいたします。

県におきましては、これまでのU・J・Iターン事業とともに団塊の世代の大量退職者に本県に移住をしてもらう取り組みといたしまして、リタイヤメントタウン事業を立ち上げ、専任職員を配置し、具体的に動き出しております。この間、県におきましては各市町村とこの事業についての意見交換を行ってきたところですが、本市といたしましては、この事業については人の生活とか財産に直結することから、片手間で対応できる事業ではなく、専任体制をとらなければならないことであるとの観点から、県として人材の派遣をしてほしいと要望したところでございます。市町村の振興に大きな影響のある人口対策は、県自身にとりましても、県政浮揚へと直結することでございます。

から、共同作業として展開したいと考えております。現段階ではそのことにつきまして回答いただいております。が、しかし、手をこまねているわけにはいきませんので、新たな提案をしようかと考えております。一つの策といたしましては、県と地域住民とをつなぐことを目的として現在配置をされております地域支援企画員ですが、本市には総括を除きましても3名の県職の方が配置をされておりますので、このうちの1名の方をリタイアメントタウン事業市町村派遣駐在員としていただくことができればと一方的ではありますが、そんな考え方を持っております。県政課題への対応としてのプロジェクトを現場で展開するというのも一つのあり方だととらえておりますので、こう言ったことを県にお願いをしていきたいというふうに考えております。織田議員さんのご指摘の件につきましては、こうした条件整備が整いますと、本市としての対策も前に進むのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 織田議員から緊急通報システムに関しまして再周知と、ひとり暮らしの高齢者への配置という積極的なご提案をいただきました。

このシステムにつきましては旧3町村時代から制度がございまして、ご案内のとおり、香美市では今128の高齢者のお家に設置をしておるところでございまして。このシステムにつきましては、私は、今見直しをしなければいけない時期にきているというふうに感じているところです。その1つとしましては、財政負担の問題がございまして。2つ目には、通報装置のこの機能の問題があります。3つ目には、利用者の意識の問題、こうした問題もございまして、見直しが必要ではないかとこのように考えております。例えば、現在では携帯電話が大変普及をしております、高齢者向けの機能を備えたもの、非常に簡単に操作ができますし、早く目的のところに連絡ができるというふうな内容にもなっております。そうした変化などを配慮しましてですね、見直しが必要であるというふうに考えておるところであります。一方で現在社会福祉協議会、民生委員（児童委員）の皆さんにご協力いただきまして、見守りの必要な高齢者について直接にうかがったりとか、そういう訪問をしたりとかいうシステムも、人的な面でのシステムをつくらうという取り組みもやっておりますので、今回、ご提案をいただいた内容も含めて全面的な見直しを今後行いたいというふうに考えております。

○議長（中澤愛水君） 5番、織田秀幸君。

○5番（織田秀幸君） 5番、織田秀幸、2回目の質問をさせていただきます。

先ほどは丁寧な答弁をいただきありがとうございました。1点だけいま一度お聞きしたいと思いますが、緊急通報システムの件ですが、現時点、土佐山田町で30世帯、香北町で62世帯、そして物部町で36世帯、このように私ほうかかっておりますが、人口比率等から言いましても、この土佐山田町で30世帯というのは、いろいろ周知徹底、そういったことに対しての抜かりがあったんではないか、これはもう個人的な所見なん

ですが、そのように思います。なかなか、本来であればこの香北町で62世帯、物部町で36世帯というのであれば、土佐山田町では100世帯前後ぐらいの方が利用されているという、そういう状況にあるのではないかと思ひまして、話しをさせていただきました。そして香北町、物部町はこのシステムのセンターが徳島県で対応していただいております。土佐山田町につきましては高知市内の方で対応しております。そして、合併になりまして、このような違いが出てきておるということで、私が今質問したわけなんですけれど、これリースにした場合は、4,000円そこそこのお金が要ると。そして非課税者に対しては取り付け料等も無料、利用料も無料、そして私が言いたいのは、これは1人でも多くのそういった高齢者に対しての温かい手を差し伸べていくという、そういう思いからですね、この土佐山田町の30件というのはちょっと少ないのではないか、そのように思ひまして、ちょっとそこの点また教えていただきたいと思ひます。

以上。

○議長（中澤愛水君） 福祉事務所長、法光院晶一君。

○福祉事務所長（法光院晶一君） 2回目の質問にお答えをいたします。

土佐山田町の部分については30件ということで、世帯数に比べては少ないのではないかと、こういうお話でありましたけれども、さきの答弁で申し上げましたように、合併前からこの制度はありまして、それぞれの町村の位置づけによってこの設置の状況も違って来たのではないかなというふうに思うわけです。30件が少ないのか、30件で事が足っておる状況にあるのかと、山間地と比べてどうなのかとか、あるいはそれを推進しているやり方がどうなのかということもあります。たくさんあるからいいというわけにもいかないという事例も一つございます。と申し上げますのは、この制度が補助もありました関係で、負担をいただかないと、そういうふうな制度として配置をしたわけですが、負担をいただかないということで、容易につけるということがございました。また、勧めるということもありました。必要がなくなっても連絡もないと、そのままにしてあるというふうな、そういうふうな運用の仕方も実はございました。やはり、一定のご負担をいただくとかですね、一定クリアするべきものをクリアして設置をすれば、そういうこともなかったのではないかなというふうに思うところもあるわけです。ですから、やはり設置をするときにどういうふうな基準でやったかということもあるので、土佐山田町が少ないという方の評価だけでなく、また多かった方についても検証しなければならぬんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（中澤愛水君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

ここで暫時10分間休憩をいたします。

（午後2時19分 休憩）

（午後2時32分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野公昭でございます。質問の前にいろいろございまして、非常に緊張しておりますので何を言っておったのか、考えておったのか、先ほども議長さんからも1つ前に呼ばれまして、まだ心構えもできておりませんので非常にあせってしましまして、私の頭同様すべて抜けたように、そんな感じがいたしますが、それでも気を取り直して、2番、矢野公昭、通告にのっとりまして一般質問をさせていただきます。

まず、農業関係についてお伺いをいたします。

今、我が国の農業、これは香美市内におきましても同様であります。農産物価格の低迷、そしてまた残留農薬規制、英語ではポジティブリストですか、最近では横文字が多くて困っております。せめて香美市内ではできる限り日本語を使っていたきたい、このように願うものでございます。

本題に戻ります。そういうことによりまして、作物を栽培するのに非常に厳しい現状にあります。また、工業で日本は確かに発展はしてまいりましたけれども、その工業立国のしわ寄せが輸入農産物の増加であります。しかしながら、最近の中国経済の目覚ましい発展と、そして世界的な砂漠化現象、また日本では人口は減少いたしております。しかしながら、全世界では毎年1億人の人口が増加をいたしておるのも、これもまた事実でございます。これなどを兼ね合わせ考えてみますと、この安い農産物輸入がいつまでも続くことは到底考えられないところであります。しかしながら、まだしばらくはこの状態が続くと思わなければなりません。そして、農業は、農家は日に日にその生活範囲を狭められ、離農者はふえ、そして遊休地も増加をしております。そういう状況の中で安い輸入農産物に対抗するために、また生産コスト削減のために国の政策といたしましては場整備事業が進められてまいりました。また、以前からありましたけれども、最近特に認定農業者、担い手農家、あるいはまた集落営農、また品目横断的経営安定対策、こんな声が高らかに聞こえてまいりました。そこで、まず認定農業者に関してであります。その昔には、この制度は個人向けでありました。しかし、最近では広く地域向けと変わってまいりました。すなわち、認定農業者の多い地域には援助もします。また大きいですよ。しかしながら、少ない地域には援助は難しい、また少ないですよと、こういうことになってまいります。いわゆる農政すべてにおきまして、ばらまき型助成方式から集中型助成方式へと移行しております。それはそれで、ある意味よいことかもしれません。しかしながら、ここで私が1つ問題としておりますのは、認定農業者であっても国の行っております生産調整に参加しない者、あるいはまたそれを達成できていない者は、この数に入らないということでございます。このことは、少し前の3町村の認定農業者設立総会でお聞きをいたしました。このときにも質問はさせていただきましたけれども、明確な答えはありません。もしもこれが事実であるとするならば、農家が一生懸命に経営計画を立て、そして認定農業者になっても生産調整が達成できていなければ、

地域に貢献できない。また生産調整に協力すれば、自分の経営計画を立てにくい、これは変な話だと私思っております。

そこでお伺いをいたします。これが事実か否か。もし事実であれば、行政として今後どのような対処をしていくのか。また事実でないとするならば、この認定農業者に関連した助成方式の内容をご説明願います。

次には、担い手農家についてお伺いをいたします。

担い手農家といいますのは、簡単に言いますと、その地域でいろいろな理由から田畑の耕作が難しくなった人たち、そしてその田畑を守るための請負人、このように解釈をしてよろしいでしょうか。そして、もう一つには、前段で述べましたところの認定農業者とこの担い手農家との違いといいますか、それぞれの役割をご説明願います。

次には、集落営農でございます。

この集落営農につきましては、その範囲、解釈がだんだんと難しくなっておるように思います。理解しにくい内容になっております。そこで、集落営農の内容と来年度より導入されますところの品目横断的経営安定対策、そして認定農業者、担い手農家、集落営農の関連性についてお伺いをいたします。

それと同時に、さきの3月議会で品目横断的経営安定対策の抜本的見直しを求める意見書が全員賛成で提出をされておりますけれども、その後の経緯をご説明願います。

次には、企業の農業参入についてお伺いをいたします。

身近にもそのような例がありますことは、だんだんの方もご承知のことと思われまます。これは遊休地を放棄してはいけません。そしてまた、食糧自給率の観点から考えますと、よいことかもしれません。しかしながら、規模の拡大を図っておる農家に行きまして借地料の件、賃金の件など手離しで喜ぶわけにはまいりません。また、最初は農協を通じての生産物の出荷でありましょう。しかしながら、ある程度流通の仕組み、また生産のノウハウがわかってまいりますと、自分でやろうとを考えます。いわゆる生産から出荷までをすべて自分たちの会社で行うことになりはしないか、それを懸念しておるところでございます。仮にそうなりますと、今でも経営が非常に厳しい農協に行きまして、その上、企業までをも相手にしなければならなくなるとまいります。これは農協だけでなく農家の死活問題であると私は考えております。今までお話をさせていただきましたことが、私の思い過ごし、また考え過ぎであれば、それはそれでいいんでありますが、これは香美市のことではないと前置きをしておきまして、猫の目行政、その場しのぎの行政と言われて久しい中で、今できることから取り組んでいくのはもちろんでありますけれども、中長期的に見て起こり得るかもしれないことも視野に入れながら、もしもそのときになってあわてることのないように協議をし、そして備えをしておく、このことが行政すべてにおいて非常に大事なことであります、私このような思いを強く持っているものでございます。この質問に対しましては、もしもということがかなりありますので、答がしにくいかもしれません。しかしながら、農家にとりましては、先ほど申しました

ように非常に大事なことであります。そこで、企業の農業への参入に関しまして、地域と住民の暮らしを守る、その義務のある行政、またその頂点に位置するところの市長の見解を問うものであります。

次には、寄附金についてであります。

これは市の財源にも関係してまいります。今、国、県からの補助金等は、いわゆるひもつきがほとんどであると思われまゝです。私が今から説明させていただきます寄附金案は、市が独自に行うものであります。これは少し前の高知新聞、また農業新聞でありましたか、それを探しましたけれども、ちょっとよう見つけんとところでえらい申しわけございませんが、これに載せてありました。県外のある自治体では、寄附金自体を最初から区分をいたしております。例えば道路整備だけに使用する寄附金、福祉関係だけに使用する寄附金、教育関係だけに使用する寄附金、また森林保護のためだけに使用する寄附金等々であります。その用途別に最初から区分するわけでありまゝです。このようにしますと、市民の方がそれぞれに、今自分がここをやってもらいたい、そういうところに寄附が行えるわけでございます。そして、それは100円であっても200円であっても本人の希望どおりのところに100%使用できます。何のひもつきでもなく、市が単独で使える財源となってまいります。また、このことによりまして、今市民の方々が何を一番望んでいるのか、それもかなりの割合で把握できると思われまゝです。とは申しましても、これが果たして1年、2年でどれくらいの額が集まるのか、それはわかりません。しかしながら、どこへどのように使われていくのかわからない寄附金よりも、確実に100%香美市内で自分の思っているところに市が自由に使える寄附金ということになります。この件につきましては、今後ぜひ協議をしていただき、また検討していただきたい、このように強く願うものでございます。もし、以前にこういう制度が行っていましたならば説明願いたいし、またなければ行政としてこの件に関しましてどのようなお考えをお持ちでありましょうか、お聞かせを願います。ちなみに県外の例と申しますのは、成功例であることをつけ加えておきます。

以上をもちまして私の第1回目の質問を終わります。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 矢野公昭議員のご質問にお答えをいたします。

でき得る限り横文字を使わないように一生懸命ご答弁をさせていただきます。また、お答えの順序がですねお構いなければお許しをいただいて、担い手農家をまずにお答えをさせていただきます。地域の現状とともに担い手農家、担い手農家とご質問をいただいておりますが、私の立場では担い手という言葉でご説明させていただきます。今、日本全国的な形はおっしゃるようには変わりません。この香美市においても地域農業は高齢化や後継者不足、そして荒れていく農地や農道、水路などの問題が深刻化をしています。特に水田作におきましては兼業化、そして高齢化が進み農地を預けたい人もふえる一方で、受け手がいなければ耕作放棄地になる、地域農業を維持できなくなるような状況になっ



ています。そんな状況がこれからも進展し、まん延する前に地域の将来像を描き、担い手を明確化し、農地や作業を集積し、農地や水路の保全管理の役割分担をするなど、担い手を意識的に作り、地域で支えていく姿をつくる必要があります。その中で、香美市の担い手の位置づけ、解釈としましては、農業者として頑張っていこうと市の基本構想に基づく経営改善計画の作成者である認定農業者、そして地域で話し合いを通じて組織化される集落営農組織、農事組合等のことも含めまして農業生産法人、それから農業サービス事業体、これは作業受委託とかオペレーターとかそういうような部門の事業体でございます。そして、新しく就農される新規就農者、その他担い手といたしまして家族経営協定者、また直販所運営などにかかわる女性農業者や高齢者にも対象者として位置づけをしております。かいつまんで、私のお答えが間違っていないと思っておりますが、認定農業者は担い手の一員であり主役であると、そのように理解していただけたらと思います。

まず、ご質問の認定農業者との生産調整のかかわりでございますが、ご質問の認定農業者についての生産調整との関係には、生産調整が考慮されていない経営改善計画は、その計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であると認められず、著しい支障となる場合は認定取り消し事由に該当するとされています。しかしながら、集落内の農地保全、そしてまた米づくりの担い手などの目的で農地を集積し、稲作面積が増となる計画も一定の合意形成のもと必要不可欠な事案であり、認定要件に当たるものと判断されます。生産調整対策の支援は、利用権設定の事由などから判断し、担う面積相当分の生産目標数量の傾斜配分などの方法も考えられますが、このようなこともですね今ある地域、水田農業協議会の中で議論のもと進めていきたいと、そんなに思っております。

また、お聞きの地域貢献、認定農業者についての地域貢献におきましては、まず事業導入をする場合、認定農業者などの担い手を優先する方向に進んでおります。おっしゃるように、当初してきた基盤整備等が大きな事業と思いますが、その基盤整備なんかのほかにもいろんな共同施設の整備や農道、水路、いろんな基盤整備、それからまたソフト事業、支援をしていく事業についても、その認定業者がいるか、また確保、育成に取り組む地域が優先をされるということになってます。既に、従来の野菜価格安定制度におきましても、認定農業者の取り組み状況なんかによりまして、価格差がもう、価格というか補てんの格差が出ております。今までは、確かにメリット論、すいません、横文字ですけど、長所、今まではその長所論で認定農業者の拡大を、広げるということをしてましたけど、逆にそういう担い手、認定農業者と位置づける方がいない地域については、やはり価格差もランクは下になっていくということになっております。もう既にこの価格安定事業については発動しております。個別の、今まで認定農業者にかかる個別のメリット論については大分今までも矢野議員の方もご理解はいただいております。税制の問題とか、それから資金の融通とか、いろんな個人への、個人メリットの

部分は今までもお知らせをしてきたと思っております。

続きまして、集落営農の件についてでございますが、営農組織のうち一元的に経理を行い、将来法人化する計画を有し、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを基本としていることから、規模の小さな農家や兼業農家も集落営農に参加することにより政策支援の対象者となります。集落営農の内容として個別の営農だけでカバーできない場合、将来的に効率的で安定した経営を行うことができるよう共同で営農を行うことを言い、組織規約の作成、主たる従事者の所得目標、経理の一元化、法人化計画の作成、農用地の利用集積目標の自立などの要件のもと、地域合意をされた農業組織を言います。なかなか香美市において、その集落営農組織がすぐできるかという、いろんな中では課題がございます。しかしながら、集落営農という、集落で合意形成された営農組織については国の担い手として認めましょうということがございます。

続いて、品目横断的経営安定対策についてでございますが、この関連性については支援の対象を意欲と能力のある担い手に限定している中で、市が認定した農家、法人、これは認定農業者になるだろうと思えます、及び一定の条件を備えた集落営農です。大使用品目は米、麦、大豆、てんさい、でん粉原料バレイショの5品目でございます。国の基準では、認定農業者は4ヘクタールの経営面積、集落営農については20ヘクタールがこの規模でございますが、条件が不利な当地域も中山間地域とか、やはり複合経営などの特例基準が設けられておる中で、香美市においてもその特例基準の申請を今非中山間地域としては3.4ヘクタール、その他中山間地域では2.6ヘクタール、集落営農においてはそれぞれ16.8（ヘクタール）、10ヘクタールであります。これも今申請の中で協議をされている内容でございます。また、地域の生産調整面積の過半を受託し、生産調整の推進に貢献している営農組織については、8.7ヘクタール、5.5ヘクタールに緩和される予定となっております。

続きまして、企業の農業の参入について、市長にお聞きでございますが、私の方で答えられる限り答えられる分は答えておきます。生産者の減少とともに担い手の育成や産地維持、新規就農支援などの観点から法人組織の参入があります。ご指摘のとおり地域の生産基盤の安定や耕作放棄地などの解消には役立ちながら新規就農したわけで、流通や生産の過程から一定の制約のもと参入し、生産者団体や県園芸連を通じて農業経営が進めていくと考えています。生産者として懸念もあろうかと思いますが、これからの地域農業の振興を考えた上で担い手と位置づけした法人組織としても、これからのいろんな協議会の場がありますが、その協議の場で理解を求めながら、農業構造の確立のために諸施策を展開していくことが大切と考えています。

以上、お答えをいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 矢野議員のご質問にお答えをします。

高知農業の同級生であり、また卒業以来ずっと農業一筋に取り組んでおります矢野議

員からは、多岐にわたって農業についての質問を出されました。特に、先ほど農政課長の方から認定農業者、あるいは担い手、また集落営農等々についてのご質問にお答えをしたわけではありますが、お答えの中にもありましたように、今本当にご質問にもありましたように、本当に今農業というものを取り巻く状況というものは、大変複雑になってきておるといふふうに思います。私自身も先ほど答弁等もお聞きをしながら、これだけ今の、現在の農業、農家、農村というものがまことに厳しい状況の中で、特に限定をされた農業、農家が今後特に、いわゆる認定農家、あるいは担い手としての位置づけをされてくるということで、補助金等もその中での取り組みが進んでいくという部分がかかってきておるわけであります。先ほど、企業参入につきましても、課長の方からお答えをさせていただきました。ほぼ同じような私も思いをしておるわけでありまして、特に、私からということをございますので、お答えをさせていただきますが、平成17年の農業経営基盤強化促進法の改正によりまして、一般企業あるいは法人組織の農業参入が認められるようになったわけでありまして、いわゆる農業も生産者の高齢化や後継者難などによりまして、耕作放棄地が増加している中で、農地の有効利用を図るために企業による農業生産が進んでおるといふふうに理解をしております。地域によりましては、その参入のための補助や、あるいは融資施策がとられているわけでありまして、このような施策を推進をし、そうした法人組織が農業参入をするならば、当然地元生産者、あるいはJAとの連携のもとに進めることが求められておるといふふうに思っております。系統出荷、系統利用、いわゆる一元出荷ということになるかと思いますが、これは農家だけでもなかなか系統外出荷の問題あるいは系統外利用の問題等も問題が出てきておりますけれども、しかし、新たなこうした参入の中では、系統出荷、あるいは系統利用など、当然地域の農業生産者と同じ条件で進めていかなければならない、そういう思いがいたしております。そうすることによりまして、産地が守られ、あるいはまた同時に既存農業者との共存が図られるものであるというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 矢野議員さんの市が行う寄附金についてにつきましてご答弁させていただきます。

寄附金は、税のように公法的なものではなく、全く司法上の贈与でありまして、寄附する人の自由意思に基づくものであります。これは当たり前なんですけれども、この寄附金には用途を限られない一般寄附金、用途を特別に指定した指定寄附金、そして寄附を受ける際に一定の条件が付され、その条件に基づく義務を履行しない場合は、当該寄附金が解除されるという負担つき寄附金の3種類寄附金がございます。で、ご質問の寄附金はこのうちの指定寄附金のことをおっしゃってるんだらうと思いますけれども、寄附金は個人の自由意思に基づく歳入でありまして、歳入額を予想することは非常に困難であるというふうに考えております。その関係で当初予算策定時には不確実な財源は計

上しないという見地から一般寄附金のみを香美市では計上していくという手法をとっていると。ここが矢野議員さんがおっしゃられていた県外の自治体とは違う予算計上の仕方であるわけです。しかし、香美市では通常一般寄附金の項目で受けましても、寄附をされる方の意志を尊重しまして対応しております。つまり、寄附金相当分をこういうことに使ってほしいとか、それからこの事業にやってほしいとかいうことで特に申し出がございましたら、寄附金相当分に対応する歳出も組むなどの対応をしていると。いわゆる補正予算でそのような対応をしていると、こういうことでございます。

それから、特にご要望がある場合につきましては、それからまた指定寄附金として処理した方が望ましいと判断した場合につきましては、指定された歳出の特定財源としまして充当するべくですね指定寄附金として受け込む対応もしております。その結果が今回提出されました決算書にも、例えば中学校費寄附金とか、民生費寄附金とか個々に区分されて、載っているわけでありまして。このように最初からボックスを決めて座を構えているわけではございませんけれども、寄附をされる方の意思を尊重するべく、予算上では対応していると、こういうふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野でございます。2回目の質問をさせていただきます。

まず、担い手についてでありますけれども、これは先ほどの答弁に中にありましたように、担い手はすべて認定農業者と、このように解釈してよろしいでしょうか。これが1点でございます。

そして、企業の農業への参入についてでありますけれども、一定の制約の上で参入を許していると、このようにお答えがございました。そしてまた、市長の方からもお答えがありましたけれども、系統出荷をしなければならないとか、そういうことでございますが、この一定の制約というのはどのような制約でありましょうか。これをお聞かせ願います。

そして、寄附金についてでございます。不確定な財源は計上しないと、このように返答いただきましたけれども、不確定な財源であっても、それを蓄えるということではできないでしょうか。1年2年と、これは私も初めてでございます。わかりませんが、そのとどし計上しなくても、ためておいて使うということではできないでしょうか。それが1点でございます。それで、申し出があった場合には、例えばこれは道へ使ってくれと、申し出があった場合にはそこへ使うと、このような返答でありましたけれども、私の言いますのは、申し出があるなしにかかわらず最初から、先ほど答弁でもありましたように座は決めてないと、その時々でその申し出があったところに使うと、このように申し出ておりましたけれども、私の言いますのは最初から座を決めておくということでございますので、申し出があるなしにかかわらず、最初からここは道、ここは福祉関係、ここ

は教育関係と、こういうふうに座を決めておくわけですが、そういうことをひとつ検討していただきたいと。これはもし何でしたら私一生懸命探しまして、その新聞を、毛の抜けるばあ探して新聞を取ってきますが、ぜひこれはやってもらいたいと思っておりますが、成功例でありますので、ひとつ検討してもらいたいと、そのように思っております。

以上をもちまして、私の質問すべて終わりとさせていただきますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） 農政課長、宮地和彦君。

○農政課長（宮地和彦君） 矢野議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

説明の中でしたつもりですが、担い手は認定農業者かという再度のご質問についてはですね、担い手農家と故意に省かせていただいた部分は、担い手は個人体ではないというご説明をさせていただきます。集落営農ももちろん担い手でございますし、その作業受委託組織ももちろん担い手でございますし、農業に従事して頑張っていこうとする個人、個人については認定農業者で経営改善のもと認定をいって、認定農業者が集落で話し合いをしたら、集落全体が1つの組織になりますし、逆に認定農業者がいなければその地域にとっては集落営農組織で集落の農業経営をやっていくかという扱いになります。生産法人もそうですし、サービス事業体も新規就農者の多様な担い手としての位置づけも、皆さん担い手でございます。認定農業者は経営改善、将来の経営改善を前向きに農業に主要農家として前向きに将来計画を、改善計画を立てて市によって認めていく方が認定農業者と位置づけしております。

それから、企業の一定のことを、故意に一定という言葉を使わせていただいたいろんな支援事業についても、今まで企業支援をしてきた経過の中で、やはりレンタルハウス事業とか、地域の農地利用集積とか、いろんな部分で支援をしてきております。それは、やはり営農組織を通じての系統出荷のもとでやるという中で支援をしてきたわけで、一定の制約というのは、やはりレンタルについても15年間、その系統出荷を続けなければなりません。それからまたこの15年間のいく過程の中にもですね支援事業が企業が要らないということにはならないと思います。いろんな過程で関連はしてきますので、やはり支援事業を受けた以上は、一定の制約のもとに支援事業を導入してくると。支援が要らないときに、矢野議員の心配されゆう企業離れが、その自立をするというようなご心配をしゆうと思いますけど、その点はこれからもそういう担い手を支援する協議会の中に、もちろんこの方も入っておりますので、やはり理解を求めていくと、地域農業の振興に対しては理解を求めていく、そういう形でございます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 矢野議員さんの2回目のご質問にお答えします。

寄附金はためちよくことはできんろうかという、まず1点目ですけれども、寄附金に

つきましては、ためるとかいうことはできないと考えております。基金という制度がございますので、基金費に積んでほしいというご希望で何々基金とかいうて幾つか基金ございます、条例で定めた。そういう基金に対してこの寄附金は充当してほしいとかいうご希望があればその基金へ充当することは可能です。そういう形で積み上げていくということは可能です。

それと、2点目の当初予算の最初から座を決めて受け口を構えちよってほしいというお話でございますけれども、一応、予算を策定する上では一定のルールがございます、歳入に応じて歳出を構えるという形で予算というのは作成しております。そうしますと、根拠のない、根拠のない言うたら語弊がありますがけれども、想定しかねる額を計上しても可ということにすれば、架空の歳入を幾らでもふやして、歳出も組むと。予算ですから、そうして組んでおけば、使うのは幾らでも使えると。そのかわり入ってこざったらそこが穴があくと、こういうような理屈になるわけです。そういう関係もございまして、香美市では厳正に歳入というものは厳格に査定をして本当に入ってくる額だけをというものを計上しておりますし、また、先ほども説明させていただきましたように、年度途中で確定できる、歳入が確定できる場合には、補正予算でそれを受け込んで、このために使いますよとか、もしくはこういう形で使ってほしいということがあれば、そういう目的を入れて節をこしらえて受け込んでおりますので、最初から箱を構えて、受け口を構えてという形にはしておりませんが、極力寄附をされる方のご意思を生かす予算配慮をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 2番、矢野公昭君の質問は終わりました。

以上で一般質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をします。次の会議は10月20日午前9時から開会をします。

（午後3時11分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 6 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 1 8 年 1 0 月 2 0 日 金曜日



平成18年第6回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成18年10月12日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月20日金曜日（会期第9日） 午前9時06分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	建設都計課長	中井潤
助役	石川晴雄	下水道課長	久保和昭
収入役	明石猛	環境課長	阿部政敏
総務課長	鍵山仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	岡本篤志
財政課長	前田哲雄	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	小松清貴
収納管理課長	後藤博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中育夫	支所長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	事務管理課長	竹内敬
保険課長	岡本明弘	業務管理課長	横谷勝正
税務課長	高橋功	《物部支所》	
福祉事務所長	法光院晶一	支所長兼参事	萩野泰三
農政課長	宮地和彦	事務管理課長	几内一秀

商工観光課長 高橋千恵 業務管理課長 岡本博臣

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 吉村泰典

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 山崎泰広

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 山岡紀夫 水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

- 認定第 1 号 平成 17 年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 17 年度土佐山田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 平成 17 年度土佐山田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 平成 17 年度土佐山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 平成 17 年度土佐山田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 17 年度土佐山田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算(事業勘定)の認定について
- 認定第 7 号 平成 17 年度香美郡香北地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 平成 17 年度土佐山田町介護保険特別会計歳入歳出決算(保険事業勘定)の認定について
- 認定第 9 号 平成 17 年度香北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 10 号 平成 17 年度香北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 11 号 平成 17 年度香北町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 12 号 平成 17 年度香北町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 13 号 平成 17 年度香北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 14 号 平成 17 年度香北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 15 号 平成 17 年度物部村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 16 号 平成 17 年度物部村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 17 号 平成 17 年度物部村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 18 号 平成 17 年度物部村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第19号 平成17年度物部村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第20号 平成17年度山田消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第21号 平成17年度土佐山田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第22号 平成17年度土佐山田町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第23号 平成17年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第24号 平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第25号 平成17年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第26号 平成17年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第27号 平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第28号 平成17年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第29号 平成17年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について
- 認定第30号 平成17年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について
- 認定第31号 平成17年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第32号 平成17年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第70号 平成18年度香美市一般会計補正予算「第3号」
- 議案第71号 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」
- 議案第72号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第73号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第74号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第75号 平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（保険事業勘定）
- 議案第76号 平成18年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」
- 議案第77号 香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について
- 議案第78号 香美市安全で安心なまちづくり条例の制定について
- 議案第79号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 8 2 号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 3 号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 4 号 香美市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 5 号 債権の放棄について
- 議案第 8 6 号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 7 号 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 8 号 香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

#### 議員提出議案の題目

な し

#### 議事日程

平成 1 8 年第 6 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 9 日目 日程第 5 号)

平成 1 8 年 1 0 月 2 0 日 (金) 午前 9 時開会

- 日程第 1 認定第 1 号 平成 1 7 年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 認定第 2 号 平成 1 7 年度土佐山田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 認定第 3 号 平成 1 7 年度土佐山田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 認定第 4 号 平成 1 7 年度土佐山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 認定第 5 号 平成 1 7 年度土佐山田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 認定第 6 号 平成 1 7 年度土佐山田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算(事業勘定)の認定について
- 日程第 7 認定第 7 号 平成 1 7 年度香美郡香北地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 8 号 平成 1 7 年度土佐山田町介護保険特別会計歳入歳出決算(保険事業勘定)の認定について
- 日程第 9 認定第 9 号 平成 1 7 年度香北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 認定第 1 0 号 平成 1 7 年度香北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第11 認定第11号 平成17年度香北町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第12号 平成17年度香北町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第13号 平成17年度香北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第14号 平成17年度香北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第15号 平成17年度物部村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第16号 平成17年度物部村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第17号 平成17年度物部村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第18号 平成17年度物部村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第19号 平成17年度物部村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第20号 平成17年度山田消防組一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第21号 平成17年度土佐山田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第22号 平成17年度土佐山田町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第23号 平成17年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第24号 平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第25号 平成17年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第26号 平成17年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第27号 平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第28号 平成17年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第29号 平成17年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について

- 日程第30 認定第30号 平成17年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について
- 日程第31 認定第31号 平成17年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第32 認定第32号 平成17年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 議案第70号 平成18年度香美市一般会計補正予算「第3号」
- 日程第34 議案第71号 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第35 議案第72号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 日程第36 議案第73号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 日程第37 議案第74号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 日程第38 議案第75号 平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（保険事業勘定）
- 日程第39 議案第76号 平成18年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」
- 日程第40 議案第77号 香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について
- 日程第41 議案第78号 香美市安全で安心なまちづくり条例の制定について
- 日程第42 議案第79号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 議案第80号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第44 議案第81号 香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第45 議案第82号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第46 議案第83号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第47 議案第84号 香美市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第48 議案第85号 債権の放棄について
- 日程第49 議案第86号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第50 議案第87号 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第51 議案第88号 香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

**会議録署名議員**

3番、山崎龍太郎君、4番、大岸眞弓君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前9時06分)

○議長(中澤愛水君) それでは、本会議を開会をいたします。

ただいまの出席議員は、25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議案質疑に入る前に、提出議案の一部に訂正がありますので説明を願います。収入役、明石 猛君。

○収入役(明石 猛君) おはようございます。まことに申しわけございませんが、決算書の一部を訂正をお願いをいたしたいと思えます。

まずですね、旧香北町の決算書をお開きいただきたいと思えます。その決算書の242ページ、財産に関する仕分けの調書の中で、242ページの有価証券「(6)有価証券」というのがございます。これで区分のところに「株式」となっていますが、これは「株券」、「式」を「券」に直してもらいたいということです。「株券」です。わかりますかね。242ページの「(6)有価証券」の中の区分の欄の「株式」を「株券」に直してもらおう。

それで、その次に、次は平成17年度のこの香美市の決算書でございます。この香美市の決算書の214ページ、これは訂正というよりも、お手元へお配りをしてございませぬのが張ってもらいたいんですけど、それは先ほどの香北町の欄にあったその株券がですね、これ(香美市決算書)から欠落しておりますので、それを入れてもらいたいということ、それも直してもらいます。それも「株券」に直していただいて張っていただくということでございます。ほんで、(4)にしてもありますが、もう(2)と(3)の間にスペースがございますので、恐れ入りますけど順序逆になりますけど、ここへこの「有価証券(4)」を張っていただきたいということでございます。裏のなかなか張りにくいがあるかもわかりませんが。

以上が訂正でございます。まことに申しわけございません。

○議長(中澤愛水君) 議案の一部訂正を終了いたします。わかりましたですかね。

議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

これから、議案質疑を行います。なお、水道事業会計決算及び工業用水道事業会計決算の認定を除く各会計の決算の認定議案につきましては、付託された委員会において議案精査のため継続審査となると思われまますので、議案精査のために必要な質疑のみにするようお願いをしておきます。また、議案第70号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第3号」については、本会議散会后連合審査会がありますので、その時点で質疑を行っていただくようお願いをしておきます。その他の案件につきましては、各常任委員会へ付託となりますので、各議員は付託されていない議案についての、自分の所管でない議案についての質疑を行うようお願いをいたしておきます。

日程第1、認定第1号、平成17年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。



- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますから、これで質疑を終わります。  
日程第2、平成17年度土佐山田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第3、認定第3号、平成17年度土佐山田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますから、これで質疑を終わります。  
日程第4、認定第4号、平成17年度土佐山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第5、認定第5号、平成17年度土佐山田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第6、認定第6号、平成17年度土佐山田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第7、認定第7号、平成17年度香美郡香北地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第8、認定第8号、平成17年度土佐山田町介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第9、認定第9号、平成17年度香北町一般会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
日程第10、認定第10号、平成17年度香北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。  
「進行」という声あり
- 議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第11、認定第11号、平成17年度香北町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第12、認定第12号、平成17年度香北町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第13、認定第13号、平成17年度香北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第14、認定第14号、平成17年度香北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第15、認定第15号、平成17年度物部村一般会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第16、認定第16号、平成17年度物部村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第17、認定第17号、平成17年度物部村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第18、認定第18号、平成17年度物部村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第19、認定第19号、平成17年度物部村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第20、認定第20号、平成17年度山田消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第21、認定第21号、平成17年度土佐山田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第22、認定第22号、平成17年度土佐山田町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第23、認定第23号、平成17年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第24、認定第24号、平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第25、認定第25号、平成17年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第26、認定第26号、平成17年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第27、認定第27号、平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第28、認定第28号、平成17年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 29、認定第 29 号、平成 17 年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 30、認定第 30 号、平成 17 年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 31、認定第 31 号、平成 17 年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 32、認定第 32 号、平成 17 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 33、議案第 70 号、平成 18 年度香美市一般会計補正予算「第 3 号」。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 34、議案第 71 号、平成 18 年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第 1 号」。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 35、議案第 72 号、平成 18 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第 2 号」。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 36、議案第 73 号、平成 18 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第 2 号」。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 37、議案第 74 号、平成 18 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第 2 号」。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第 38、議案第 75 号、平成 18 年度香美市介護保険特別会計補正予算「第 1 号」

(保険事業勘定)。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番(大岸眞弓君) 2点、お伺いします。

議案75-26ページの特定高齢者施策、これにどういう施策か、介護保険の制度が変わったのとの関連かと思うんですが、その制度の、事業の説明と。

それから平成18年度から1号被保険者と2号被保険者の負担割合が変わったというふうにお聞きしたんですが、2号被保険者がこれまで17%やったものが19%になって、1号が33%から31%になったというふうに介護保険の保険料の負担割合ですが、その平成18年度から現役世代の負担の方がふえたのはどういう理由によるものかわかりましたらお願いします。

○議長(中澤愛水君) 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長(岡本明弘君) 何ページですか？

○議長(中澤愛水君) 4番、大岸眞弓君。

○4番(大岸眞弓君) 最初の質問は26ページです。

○議長(中澤愛水君) 4番、大岸眞弓君。

○4番(大岸眞弓君) わかりにくいようですので。その26ページの目で言いますと1目、それしかありませんが、介護予防特定高齢者施策事業、特定高齢者、どういうふうに変更されるのか、それからその事業の内容、わかりましたらお願いします。

○議長(中澤愛水君) 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長(岡本明弘君) これは健康づくり推進課が行っております健診で、健診に加えて本人へのアンケート調査によって、いろいろな項目があるわけですが、その項目に該当する人をピックアップして行う事業ですが、この特定高齢者というのは介護になる前の人で、一般の人の中のかかなり弱ってきて介護になる前の人、一般的には虚弱高齢者とかと言いますけれども、そういった人を対象にした運動教室を実施するためのスクリングというか、選び出すというものです。それで、それによって運動教室を実施するという事です。事業内容はそういうことです。

それと何です？

負担割合はですね、この介護の給付費の負担割合ですかね、先ほど言われた19%、31%というのは。平成17年度までは、給付費に対するその国とか県とか市町村、それから住民の負担割合のことだと思いますが、平成17年度までは国が25%、県、市町村が12.5%、これが全部で50%になります。あと50%が住民負担ということで、第1号被保険者、高齢者の分ですよね。これが平成17年度までは18%で、3年ごとに変ってます。最初が17%だったと思うんですが、2期目の計画のときに18%になって、それから40歳から65歳までの第2号被保険者と言われる方が32%でしたが、平成18年度からは1%変わってます。多分、これは国からの支援によるものですが、多分人口比によって変わってくるのではないかと思います。平成18年度か

らは19%と31%となっております。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） そうすると、その特定高齢者の、その特定というふうに決める方については、要支援1でも2でもない方、その一歩手前の方ということですね。

それと、先ほどの負担割合ですけれども、17%から18%になっていることをちょっと知りませんでしたけれども、3年ごとにそういうふうに人口割合で変わっていくということは、今後もそういうふうに変わっていくことが予測されるのか。そうなると、現役世代の負担がちょっとふえていくというふうなとらえ方でいいですかね。どうでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 負担割合については、人口比に関係してくると思いますので、現役世代が少なくなると思います。高齢者がふえていきますので、それで18%から19%へ上がりましたので、また次期の計画のときにはどのくらい上がるのかわかりませんが、その比率で上がっていくだろうと。

それと、虚弱高齢者の件ですけれども、認定になってないと要支援、要支援1と2の人は認定で要支援1、要支援2になってますので、そういう人は除外されます。認定になる前の人になります。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） すいません、逆のとらえ方をしてました。給付割合がふえるので、逆に負担が減っていくというとらえ方でいいんですね、さっきの2号被保険者の分、1号被保険者の分、逆のとらえ方をしておりました。給付割合が変わっていくので、負担の方が逆に2号被保険者の方は減っていくと、そういうとらえ方ですか。前田課長が首を横に振ってますが、すいません、もう一度だけ説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 介護給付費というのは、その年度年度で決まりますよね。

100とします。その中で公費が50%で、住民が50%、65歳以上の人が、その給付費に対して18%の割合で負担をする、これは保険料になりますが、18%の負担をせないかんが、今度は19%の負担をせないかんということになってますので、まあ言うたら高齢者がふえたらそれだけ多くの負担をせないかんということになります。現役世代が少なくなってますので、32%から31%に変わったと、こういうことになります。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第39、議案第76号、平成18年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第40、議案第77号、香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について。本案について質疑を行います。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） お尋ねいたします。この条例ですが、人数の規定がございませんけど、普通何名以内とかいうことがあるべきではないかと思えます。第9条に「必要な事項は別に定める」と書いてますけど、やはり構成等も第3条で書かれてる中で、人数規定を設ける必要があるのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） お答えいたします。

実は、この検討委員会の設置につきましては、当初は市内に現在運行しております市営バスと、それから業者が運行しております路線バス、これについて検討しようということを考えておりましたけれども、実は前田課長も今回議会で一部答弁を、一般質問でしておりましたが、道路運送法が改正をされまして、この地域の中でと言いますか、専門家の方なんかを含めた委員を入れないかというような規定が入っております。これが法施行、いわゆる10月1日から施行されておりますけれども、現行乗合自動車につきましては、1年間猶予がございまして、この間にそれぞれ検討せよということになっておりますので、今回設置条例をお認めいただきましたら、この後1年の間にそういった対応をしなければならないということは、委員の数をふやさなければならないということになってくるんですが、どういった状況で対応していくかということ、少し決めかねておるところがあるものですから、委員の人数については今回外しておるということにしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 関連して伺いますが、ということは、今後規則か何かで決めていくということになりますか。

それと、予算計上をされておりますわね。それはどういう根拠で、そしたら予算計上されているのか、その点お尋ねいたします。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 規則等によって人数については変えていきたいと思っております。なお、予算につきましては、今回考えておる段階での人数について金額を計上させていただいております。とりあえずスタートは14～5名でスタートをしたいと思っておりますけれども、そのうち報酬を支払わなければならない人については、現在予定しておりますのは9名ということで考えておりました、6回開催をしたいということで考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） もう1点だけお伺いしたいのですが、この業務の中の第2条ですね、「各号に掲げる事項について検討し」とありますが、これはやはり地域の実情を反映したきめの細かいものでないという意味がないと思うんですが、検討の中に入るのかもしれませんが、「調査」という言葉を入れておくのはどうでしょうか、その検討の手前に。これは提案といいますか、それが必要なのではないかと、ただ検討と言いますと非常に漠然としてきますがどうでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） お答えいたします。

検討していくためには、当然前提に調査が必要であるというふうに考えておりますので、ここには書いておりませんが、作業としては当然そのことが必要になってきます。なおですね、これまで地域支援企画員の方が地域に入って、いろんなその状況等把握したりとか、それから住民の声を聞いたりしていただいたような資料もつくってくれておりますので、そういった前提に調査もしていただいちゃう、なんかの資料も活用して、この香美市内地域交通対策検討委員会の中で検討材料にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第41、議案第78号、香美市安全で安心なまちづくり条例の制定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 何点かお尋ねをしたいです。

まずですね、この目的です。趣旨は全くこれと反対でもないですし、今大変不安が広がっておりますので、こういうものもあるいは必要かもしれませんが、例えば市民生活に危害を及ぼす、それで人命が奪われたり、体に傷を受けたりとかいうことがないよということであると思うんですが、それには災害も入ってきますし、またここにちょっと統計がありますけれども、高知県では毎年8,000人余りの方が亡くなっているそうです。そのうち、病気とか老衰以外の理由で亡くなった方、外因による死亡が600人、それから自動車事故死が100人前後、その内訳がね。それから、事故死以外の自動車事故以外の事故死が300人、自殺者も年々ふえて二百数十人、他殺を死亡原因とする人が、2000年が3人で2001年が4人で、2002年が3人、2003年が4人、それから高知労働局の方でつかんでおるところによりますと、県内で毎年10名以上の方が労働者災害で亡くなっていると。このように市民の安全ということになってきますと非常に広範囲になってきますが、これでその犯罪とか事故を対象としているというところがですね、条例として何かその目的が全部に対応をできるものではないん



じゃないかと思うわけですが。

それと、理念的なものであるというふうなことも、さきの6月県議会の質疑であっておりますけれども、もう1点、その第2条の(2)自主的または、これは組織的なそういう社会を、「安全、(安心で住みよい)地域社会を実現するための自主的または組織的な活動をいう」とありますが、次のページに第4条市民の責務として、「生活安全対策に協力しなければならない」とある。これは、それから事業所に対しても「協力するものとする」。この生活安全対策は具体的にどういうものか。それで、この自主的な組織、自主的、組織的な活動であるのにもかかわらず、義務規定がこういうふうに入るということがどうなのか。こういうものは自発的なものであるべきじゃないかという思いがするんですけど、その点について、すいません、まとめませんけどわかりますでしょうか。

○議長(中澤愛水君) 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長(鍵山仁志君) 大岸議員のご質問にお答えをいたします。

まず、この条例の目的ということでございますが、やはりこれは市の責務の宣言的な条例ということでございます。それで、いろいろこの組織のこととか内容についてでございますが、この第3条の第1項につきましては啓発活動、学童、高齢者対策、自主的活動に対する支援、環境整備、これらの総合的な地域安全対策でございます。

それから、この第2項につきましては、その地域安全対策の実施に当たり必要と認められる場合につきましては、市の区域を所管する警察署とか、あるいは隣接の自治体、また関係機関につきましては、警察を初め道路等の整備に関する行政機構、青少年育成や高齢者対策にかかわる行政機関を言い、関係団体とは交通安全協会とか、あるいは金融機関の防犯協会、少年補導員連絡協議会、これらのことを考えております。

それから、次の第4条の方の責務でございますが、これにつきましては市民のこの自主的な地域活動の推進についての規定をさせていただいております。そういうことでございます。

以上です。

○議長(中澤愛水君) 3番、山崎龍太郎君。

○3番(山崎龍太郎君) 関連ですが、課長のご答弁では宣言的なものということでありながら、その自主的な、第4条では自主的なということをおっしゃってたんですが、それであるのなら、その文言をやはりしなければならない、あくまでも強制につながるように私どもは聞こえますが、この第4条、第5条について文章の変更等はできないものなのかお尋ねします。

○議長(中澤愛水君) 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長(鍵山仁志君) この「協力しなければならない」ということが強制的ではございません。協力義務規定と私の方とはとらまえておりまして、罰則の規定のない宣言的な規定というふうなとらえ方をしております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番片岡です。

これは、県下で今議会をやりゆうから、ここだけやと思うけどね、これほかの自治体ではこのことがやられずに、ここが突発じゃないかと思うけど、それはどうですか。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） さきの高知新聞にも、この県の方で検討しておる、来年の2月議会の方で県の方は制定するようでございますが、その中にも出ておりますが、県下35市町村のうち、今現在21市町村で制定がされております。それで、香美市につきましては、以前から警察とこの件については協議を進めてきておりましたが、ただ合併をするということでちょっとこの制定の時期が若干遅くなったということでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 1点お伺いしますが、第3条の関係ですが、「次に掲げる事項を実施するものとする」ということで、第2号に「少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の浄化」となっておりますが、これについては旧土佐山田町のと時から白いポスト、有害図書について、社協なんかに寄附をいただいてようやく2基を据えらると。これが香美市になりましたので、アンパンマンのところとが、例えばですけど。それから物部町のセンターとか、そういったところも、土佐山田町もまた計画をしなきゃならんということで考えておるわけですが、今までなかなか経費がなくてですね、非常に苦慮しておったところですが、表面ではそういった青少年育成の問題言いますけれども、やはりそういった財政が伴うものについてはなかなか財政課の方もなかなか厳しくて、やっぱりその厳しさ、わかるわけですけど、やっぱり青少年育成のための、そういう必要なものはやっていくという基本がなけりゃいかんわけですけど、ここに目的で挙げておりますので、その点ぜひそういったことも含んで、検討を今後財政的なものにしていただけるかどうか、ちょっと確認したい。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） まず、私の方からこの第3条の第1項第2号の少年の健全育成の関係で、白いポストが寄附によりまして、庁舎とかあるいは鏡野公園の方へ設置されました。それについては市の方からのお金は出ておりません。今後、確かにその範囲が広がりますと、そういうふうな設備の方も全体的に考えていかないかんというふうには私の方では考えております。ほんで、この説明の中にもう早速私も同じように白いポストというふうな形で、ずっとこれを見たときに一番先に思ったのがその白いポストの関係でございました。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 財政としましては、限られた予算の範囲内でバランスを保ちながら予算配分をしていきたいこのように考えております。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 財政課長のお答えのとおりであります。そのとおりであります。青少年育成の問題はやはりこれからの将来の香美市を担う方々を育成していくわけですので、それは足らずの中でも、やっぱりそのところは強力な推進が必要だと思いますので、その点も考慮しながらこれから財政のことを考えていただきたいというふうに申し上げておきます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） ちょっと重ねて確認をしておきたいですけれども、例えば、うちの地域でも子どもがそのいろいろな被害にあう事件がふえてきまして、うちの地域でも非常に心配しまして、子ども応援団というのができまして、子どもたちと一緒に通学路の点検もしたりして、危険箇所の改修を県に要望したりして、それから工科大学の方とも話し合っただけでなく、補修していただくとかいうふうな、そういういろいろな取り組みをしているところなんですけど、やはり親がなかなかよう参加しないと、共働きで、そういうご家庭、いいことはわかってるけれども協力できないといったときに、この協力しなければならぬというふうにやられますと、なかなか肩身の狭い思いを逆にしてしまうと。こういう運動というのはやっぱり自発的なもので、あくまでもあると思いますので、それを自主的なものであるということ、あくまでも尊重していただくということで、その1点を確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、鍵山仁志君。

○総務課長（鍵山仁志君） 大岸議員の言われたとおりですね、これは自主的な地域活動の推進ということを協力をしていただくということでございます。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第42、議案第79号、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第43、議案第80号、香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第44、議案第81号、香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第45、議案第82号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第46、議案第83号、香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第47、議案第84号、香美市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第48、議案第85号、債権の放棄について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） ちょっとお尋ねしますけど、債権の額ですね、括弧書きのところですが、内訳、使用料5万9,400円で平成6年の1月分から平成8年の3月分までとなっておりますが、3月から今日まで、これは退去をされておるので、債権の放棄につながっておられるのか、そこのところをちょっと説明をいただきたい。3月からこっちの、現在ある。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） ご質問にお答えいたします。

債権の内訳は、この平成6年の1月分から平成8年の3月分までのこの額でございます。これ以外のものはございません。

○22番（西村芳成君） 3月からこっちはどうなっちゃう？議長、質問。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 3月から今日まで状況はどういうふうになっておるかということ。債権の中身はわかっております。4月以降はどうなっておるか。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） やっと意味がわかりました。すいません。この方はこの

期間住宅を占有しておりまして、いなくなったと、こういう状況でありまして、それ以降は発生してないということであります。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） これは住宅はどこかね。これ、5万9,400円ということは、月2,200円ほどの家賃じゃなかったかと思うけど。この人の年齢は幾つほどのあれじゃったか。この保証人を立ててないということはどういうシステムでこの人にこのお家貸すことができたか。それから現在この市営住宅いうものはどういう状態であるのかどうか、その点を。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） お答えいたします。

この住宅は黒土2号団地でございます。黒土2号団地で部屋が3号室ですね。第1棟の3号室になっております。で2,200円であったと。現在住居不定になっておりまして、いなくなっていると、こういう状況でございます。その非常にこう申しわけないんですけども、保証人がいないのは、その保証人の、普通は保証人をとって入居いただくというのが通常の事務でございますけれども、その通常の事務が行われていなかった。保証人をようもろてなかった、こういう状況にあると思われまして。もしくはその後その書類が紛失しているのかということでもありますけれども、現時点ではその保証人に関する書類がないというのが現状です。ようとなかったのか、その紛失したのかはちょっと定かではございません。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） その何かすごくさらっと普通のことのよう説明されますけれども、違法状態ではないですか。本当に何か信じられません、そのさらっと説明できるのが。ほかにこういう物件がもしかして、またこういうことがあったときに出てくるようなおそれがあるんでしょうか。

それから、さっき出たかな、いつからこの方は入居をされてるんですか。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 入居しているのは、ここに書かれているときからでございます。平成6年の1月から。（後に「入居は昭和63年の4月からと判明した。」と訂正あり。）

それと、現在は住宅に関しましては、今までの議会での行財政改革推進特別委員会の指摘も受けまして、すべての住宅について洗い出しもして、現在では高額滞納者とか不良入居者につきましては立ち退きを求める等の手続きも、法的な手続きもしているという状況でありまして、この時点ではなかなかそこまでの対応をようしていなかったと、こういうことでございます。別にさらっと言うわけではございません。非常に心苦しく。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） もう1点お伺いしますが、現在この方行方不明ですので、

荷物があるかないか、入れておるかどうかをお伺いすることと、それから、これは平成6年というとまだ12年前、最近ですが、この当時の担当者が現在職員でおるかどうか、それをちょっとお伺いしたい。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 荷物はないというふうに聞いております。それから、担当者が現在職員でおるかどうかというのは、その当時の担当者がだれであったか、今すぐわかりませんので、ちょっと答えることはできません。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 荷物はないと聞いておりますでは困る。なけりゃないとはっきり答えていただかんと、そこがやっぱりルーズなやり方ですので、人がこう言いゆうからというこでは困るわけです。

それから、担当者については当然新しいわけですのでわかるわけですので、だれという、名前を聞きゆうわけではございません。どなたが、やっぱり現在おるかどうか、そういうこの新しいこの時期に、こんなルーズなこと、保証人も立てずにやりよったということについては、非常に公務員として失格じゃと思うわけですけど、疑問に思うわけですので、これぐらい、この当時も住宅の問題はかなり、今特別委員会を議会がつくることほどのことはなくても、かなり厳しく一般質問でもそれぞれ追及があってきたところですので。その中でこうしたことがやられるということで、非常に職員として不謹慎であると思いますので、その点についてお伺いいたします。

○議長（中澤愛水君） 議長の方からも注意をしておきますけれども、やはり答弁をするときには正確な答弁をしていただきたいと思います。債権の放棄をする段階で、明け渡しをする場合もですが、荷物がある場合は、これはまた保管義務が生じてまいりますので、そういうことも含めて十分調査をして議案として提出をしていただくように申しておきます。

財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 申しわけありません。確認が、自分自身確認をしておりますので、その件につきましては、荷物があるのかないか、ないと自分はそういうつもりでございましたけれども、正確に聞いておりませんので、なお、確認してお答えしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 僕は、この当時は、これは不法入居やと思うちゅうわけよ。黙って入ってよね、それを認めてきたという形が僕はとられてたと思う。

それから、僕はこの関連してよね、これ一般質問でもお話させてもらったけど、街宣車がとまってるときもよね、管理者と打ち合わせなんかも全然行政としてはしないでしよう。管理者を立てちゅうでしょう、市営住宅のね。この人たちと相談してよね、どういいう実情か、だれが運転しゆうかというようなことについてもよね、何ら打ち合わせし

たような形跡もないんじゃないの、あんだ。だからそういう点では本当に役場の中で目をそむけちゃう？というかね、現地の状態なんか全然つかんでないんじゃないかと、その点はもうちょっとしっかりしたねこの態度というか、わかるような格好をせんと、僕はこの1号から2号はあそこの10世帯がね、あそこはもう言うたら、つぶすかつぶさんかの論議も行政としてはしよったとか、してないとか言うけどよね、もう本当に目を向けたくないような環境におるわけよね。新しいところはうんときれいになったけどよね、あそこの10世帯なんかものすごい状態が続いちゅうことなんかも、課長さんも知っちゅうやろう。そういう中でこういう問題が、負の遺産としてよねずーっと引きずってるということについては、きょうなんかももっとしっかりしたね、現地も見てよね、しっかりした答弁ができるように今後よろしく頼みます。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 今後はしっかり答弁ができるように対応したいと思います。

それから、なおあれですけれども、今回の議員さんから質問にありました駐車場の関係は、あれは黒土2号団地のその敷地内の部分ではなくって、普通財産の市有地ということでございましたので、住宅の管理人さんとはそういうお話はしませんでした。そういうことですのでご了承いただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） すいません、ちょっとだけ確認させてもらって、この方1回も1カ月分2,200円を支払ってないということですかね。この期間が入居されてると。先ほど西村さんも申しましたけど、その当時の（職員の）方がおられたらその方に事情を聞いてみる、邪推になるかもしれませんが、こう言ったら失礼ですが、圧力があるとか何らかの障害があったとか、そういうことの、今片岡議員も言われたけど不法入居やないろうかというふうな、推測だけの域ではあれですので、そこら辺、確認するご意思があるのかお尋ねします。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） ご質問にお答えします。

収納状況の台帳を見ますと、1月から2,200円を払ってない。1回も払った形跡がないというふうに理解しております。

それからまた、個々の確認事項につきましては、担当とも再度確認をしまして、委員会に臨みたいと、このように思っております。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番です。先ほど大岸議員の方からの話もありました。私もこの今後のことについてちょっとお聞きをしておきます。

この債権の放棄と、これは金額はともかくとしてですね、貸したものは返してもら

というのは、これはもう基本的な原則なんですね。そういうときにおいて、こういった場合に、例えば民間ではこういった不良債権というものを分類型にこう分けてやっておりますが、例えばこれに当てはめた場合に、通常1カ月で支払いをこれはもう順調と、それから2、3になると、3カ月滞納、6カ月滞納と、1年滞納になると、もうこれは昔で言う5分類というような格好に、こう進んでいくわけですが、そういった状況把握といいますか、常に皆さんだれが見てもわかるような、そういった基準ですね。この方は現在3カ月滞納しちゅうと。ほなこの3カ月の間にそれぞれ担当者なり、その責任者が、こういったところに出向くなり面談なりして回収すると、そういったような記録もとって順次こうやっていくと。そうしたら先ほどの同僚議員もありましたように、記録として残しておけば、後々の参考にもなる、こういう経過でこういう結果に至ったということにもなりますが、ただここで、先ほどの課長の説明の限りでは、おらんかったきにもう取れなかったと、議会の方で議決よろしくと、これではちょっとね、我々税金を払う側としても納得できん部分が、これはできると思います。ですからもう少し、そこを具体的に担当部署の担当者がかかわっても、次々引き継いでいけるそういった仕組みづくりをやっていくことが非常に大事と思いますが、そのあたりはどのように考えておりますか。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） ご指摘、ごもっともでございます。そのご指摘に沿った線で、現時点では対応するようなシステムになっております。住宅の条例によりましたら、3カ月を越して滞納した場合には、退去勧告が出せるようになっておりますし、また、現実今こういう問題が起る起こってきたということもございまして、今収納管理課と、サービスを提供する課と収納をする課と分けて作業をしていくという事務組織の改善もしまして、今、現時点では収納管理課が適時その条例に即した形で督促もしておりますし、また催告もしている。そしてまた呼び出しもして、呼び出しに応じてもらえない方については法的な手続きもとるように、今はやっております。ただ、過去のこの事例に関しましては、そういうことができていなかったものであります。そういう流れの中で現時点は動いてますけれども、その収納管理課の方で一生懸命この方を追跡調査もしていただきまして、住所はあるんです。住所はあるんですが、高知市、公法上の住所はあるわけです。住所をたどっていったらですね山の中に住所を単に置いてると。そこも一応収納管理課の担当者も行って、その地番まで確認して、一応写真も撮ってきたと、こういう状況であります。この方に関しては、どうしても今どこにおるのかわからない。それからまた保証人もないために、債権を回収することが不可能であるので、今回議会にご提案をさせていただいたと、こういう状況でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、ただいまの課長の説明で、今の提案の理由は承知



をいたしました。ということは、今からのことですが、先ほども私の聞いたことに対しての課長のお答えでは、今後はその収納管理課でかちっとやっておるということで、このような状態に至るまでは、まずいかないであろうと、そこまでは努力するということがよろしいでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 組織としてまして、システムとしまして、こういうことの起こらないような体制で、今臨んでおります。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第49、議案第86号、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第50、議案第87号、香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

日程第51、議案第88号、香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

以上で、日程第1、認定第1号から日程第51、議案第88号までの質疑はすべて終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案付託表のとおりであります。それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は、10月22日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって付託の案件は10月22日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定をしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会をいたします。

次の会議は、10月24日午前9時から開会をします。

（午前10時10分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 6 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 1 8 年 1 0 月 2 4 日 火曜日

平成18年第6回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成18年10月12日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月24日火曜日（会期第13日） 午前9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	14番	島岡信彦
2番	矢野公昭	15番	依光美代子
3番	山崎龍太郎	16番	黒岩徹
4番	大岸眞弓	17番	竹内俊夫
5番	織田秀幸	18番	石川彰宏
6番	比与森光俊	19番	前田泰祐
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	21番	西山武
9番	門脇二三夫	22番	西村芳成
10番	山崎晃子	23番	坂本節
11番	片岡守春	24番	山本芳男
12番	久保信彦	25番	中澤愛水
13番	竹平豊久		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	建設都計課長	中井潤
助役	石川晴雄	下水道課長	久保和昭
収入役	明石猛	環境課長	阿部政敏
総務課長	鍵山仁志	ふれあい交流センター所長	甲藤みち子
企画課長	濱田賢二	健康づくり推進課長	岡本篤志
財政課長	前田哲雄	地籍調査課長	田島基宏
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	林政課長	小松清貴
収納管理課長	後藤博明	《香北支所》	
防災対策課長	田中育夫	支所長	二宮明男
住民課長	山崎綾子	事務管理課長	竹内敬
保険課長	岡本明弘	業務管理課長	横谷勝正
税務課長	高橋功	《物部支所》	
福祉事務所長	法光院晶一	支所長兼参事	萩野泰三
農政課長	宮地和彦	事務管理課長	几内一秀

商工観光課長 高橋千恵 業務管理課長 岡本博臣

【教育委員会部局】

教育長 原初恵 幼保支援課長 吉村泰典

教育次長 福島勇二 生涯学習課長 山崎泰広

学校教育課長兼学校給食センター 和田隆

【消防部局】

消防長 竹村清

【その他の部局】

農業委員会事務局長 山岡紀夫 水道課長 佐々木寿幸

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 松浦良衛 議会事務局書記 尾立陽子

市長提出議案の題目

- 認定第 1 号 平成 17 年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 17 年度土佐山田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 平成 17 年度土佐山田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 平成 17 年度土佐山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 平成 17 年度土佐山田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 17 年度土佐山田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算(事業勘定)の認定について
- 認定第 7 号 平成 17 年度香美郡香北地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 平成 17 年度土佐山田町介護保険特別会計歳入歳出決算(保険事業勘定)の認定について
- 認定第 9 号 平成 17 年度香北町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 10 号 平成 17 年度香北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 11 号 平成 17 年度香北町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 12 号 平成 17 年度香北町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 13 号 平成 17 年度香北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 14 号 平成 17 年度香北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 15 号 平成 17 年度物部村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 16 号 平成 17 年度物部村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 17 号 平成 17 年度物部村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 18 号 平成 17 年度物部村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第19号 平成17年度物部村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第20号 平成17年度山田消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第21号 平成17年度土佐山田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第22号 平成17年度土佐山田町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第23号 平成17年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第24号 平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第25号 平成17年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第26号 平成17年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第27号 平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第28号 平成17年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第29号 平成17年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について
- 認定第30号 平成17年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について
- 認定第31号 平成17年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第32号 平成17年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第70号 平成18年度香美市一般会計補正予算「第3号」
- 議案第71号 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」
- 議案第72号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第73号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第74号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 議案第75号 平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（保険事業勘定）
- 議案第76号 平成18年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」
- 議案第77号 香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について
- 議案第78号 香美市安全で安心なまちづくり条例の制定について
- 議案第79号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第80号 香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 8 2 号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 3 号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 4 号 香美市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 5 号 債権の放棄について
- 議案第 8 6 号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 7 号 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 8 号 香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 9 号 黒土 2 号団地 D ブロック建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について
- 議案第 9 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

#### 議員提出議案の題目

- 決議案第 3 号 行財政改革推進特別委員会の設置を求める決議について
- 決議案第 4 号 公共事業の県内業者への優先的発注及び地元産品の優先使用を求める決議について
- 決議案第 5 号 北朝鮮の核実験に厳重に抗議する決議について
- 決議案第 6 号 庁舎建設特別委員会の設置に関する決議について
- 意見書案第 1 3 号 J R 四国への経営支援の延長と、公共交通機関の維持・存続を求める意見書の提出について
- 意見書案第 1 4 号 「障害者自立支援法」等による障害者施策の改善を求める意見書の提出について
- 意見書案第 1 5 号 郵便局の無集配局化によるサービス低下の改善を求める意見書の提出について

#### 議事日程

平成 1 8 年第 6 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 1 3 日目 日程第 6 号)

平成 1 8 年 1 0 月 2 4 日 (火) 午前 9 時開会

日程第 1 諸般の報告

1. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 2 4 号 専決処分事項の報告について

住宅新築資金等貸付金にかかる訴えの提起について

(2) 専決処分事項の報告について

報告第25号 専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第2  | 認定第1号  | 平成17年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定について             |
| 日程第3  | 認定第2号  | 平成17年度土佐山田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第4  | 認定第3号  | 平成17年度土佐山田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第5  | 認定第4号  | 平成17年度土佐山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 日程第6  | 認定第5号  | 平成17年度土佐山田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第7  | 認定第6号  | 平成17年度土佐山田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について |
| 日程第8  | 認定第7号  | 平成17年度香美郡香北地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第9  | 認定第8号  | 平成17年度土佐山田町介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について |
| 日程第10 | 認定第9号  | 平成17年度香北町一般会計歳入歳出決算の認定について               |
| 日程第11 | 認定第10号 | 平成17年度香北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第12 | 認定第11号 | 平成17年度香北町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第13 | 認定第12号 | 平成17年度香北町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第14 | 認定第13号 | 平成17年度香北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について            |
| 日程第15 | 認定第14号 | 平成17年度香北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第16 | 認定第15号 | 平成17年度物部村一般会計歳入歳出決算の認定について               |
| 日程第17 | 認定第16号 | 平成17年度物部村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第18 | 認定第17号 | 平成17年度物部村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第19 | 認定第18号 | 平成17年度物部村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について           |



- 日程第20 認定第19号 平成17年度物部村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 認定第20号 平成17年度山田消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 認定第21号 平成17年度土佐山田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 認定第22号 平成17年度土佐山田町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 認定第23号 平成17年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 認定第24号 平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 認定第25号 平成17年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第27 認定第26号 平成17年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第28 認定第27号 平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第29 認定第28号 平成17年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 認定第29号 平成17年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について
- 日程第31 認定第30号 平成17年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について
- 日程第32 認定第31号 平成17年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第33 認定第32号 平成17年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第34 議案第70号 平成18年度香美市一般会計補正予算「第3号」
- 日程第35 議案第71号 平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」
- 日程第36 議案第72号 平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 日程第37 議案第73号 平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 日程第38 議案第74号 平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」
- 日程第39 議案第75号 平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（保

険事業勘定)

- 日程第40 議案第76号 平成18年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」
- 日程第41 議案第77号 香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について
- 日程第42 議案第78号 香美市安全で安心なまちづくり条例の制定について
- 日程第43 議案第79号 香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第44 議案第80号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第45 議案第81号 香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第46 議案第82号 香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第47 議案第83号 香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第48 議案第84号 香美市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第49 議案第85号 債権の放棄について
- 日程第50 議案第86号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第51 議案第87号 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第52 議案第88号 香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第53 議案第89号 黒土2号団地Dブロック建設工事(建築主体工事)の請負契約の締結について
- 日程第54 議案第90号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第55 決議案第3号 行財政改革推進特別委員会の設置を求める決議について
- 日程第56 決議案第4号 公共事業の県内業者への優先的発注及び地元産品の優先使用を求める決議について
- 日程第57 決議案第5号 北朝鮮の核実験に厳重に抗議する決議について
- 日程第58 決議案第6号 庁舎建設特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第59 意見書案第13号 JR四国への経営支援の延長と、公共交通機関の維持・存続を求める意見書の提出について
- 日程第60 意見書案第14号 「障害者自立支援法」等による障害者施策の改善を求める意見書の提出について
- 日程第61 意見書案第15号 郵便局の無集配局化によるサービス低下の改善を求める意見書の提出について

日程第62

閉会中の所管事務の調査について

**会議録署名議員**

3 番、山崎龍太郎君、4 番、大岸眞弓君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前9時00分)

○議長(中澤愛水君) おはようございます。ただいまの出席議員は25人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、諸般の報告を行います。

市長から地方自治法第180条第2項の規定により報告第24号及び第25号の専決処分事項について、報告書のとおり報告がありました。

これから、報告第24号及び第25号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番(片岡守春君) 報告第24号、この新築資金の関係ですけどね、こら借りた本人は一体どうなっているのか。全員が相続人ということになってるんですけど、この〇〇さんから始めて〇〇〇〇さんまでの、この関係がどんなことになってるのか、その2点をお願いします。

○議長(中澤愛水君) 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事(奥宮政水君) お答えします。

借受人の方は、平成14年2月18日に亡くなっております。それが第1点。

それから、持ち分、最初の3名の方が子どもです。それから、同じく平成14年に連帯保証人兼相続人でありまして〇〇〇〇氏が亡くなっておりまして、その方の奥さんが入っております。それから、その方の子どもさんが3名、以上でございます。

○議長(中澤愛水君) ほかに質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番(片岡守春君) これは、建物のそのものは現在もあってよね、だれが入居してるの。

○議長(中澤愛水君) 住宅新築資金担当参事、奥宮政水君。

○住宅新築資金担当参事(奥宮政水君) 平成14年に相続されまして、この相続人の1人の方に相続されております。

○11番(片岡守春君) これ、だれで?

○住宅新築資金担当参事(奥宮政水君) はい?

○11番(片岡守春君) だれですか。

○住宅新築資金担当参事(奥宮政水君) この〇〇〇〇氏。

○議長(中澤愛水君) ほかに。

21番、西山 武君。

○21番(西山 武君) 報告第25号ですけども、最近、この車の事故が多いような気がするんですが、安全運転に気をつけてほしいと思います。ただ、この場合、過失

割50%と書いてますけど、公道へ駐車場とかああいうところから出る場合のは、出てくる方に過失割が多いと思う、一般的には。なってるはずですけども、何で50%になったかということ。50%といえば相手も市有車の方の補償をしなければならんと思うんですが、相手はどれくらい負担してるかということ。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 西山議員さんのご質問にお答えします。

過失割合は50%ですけども、これは出てくるタイミングとかいろいろあると思いますけども、事故の状況としましては公用車の方も減速して、出てくることを確認しておりましたので、減速しながら直進していたと。相手の方も確認して出てきよった、お互いにそういう状況で、ほとんどスピードは出てない状態でぶつかったというような状況でございます。そういうふうな形の中で、過失割合につきましては、間に保険会社に入ってもらっておりますけども、保険会社の方でそういう状況を加味して、今回の場合は50%になったと、こういう次第でございます。障害賠償額もほんで50%をうちが負担し、相手の方も損害額の半分は自己負担、こういう理屈になろうかと思えます。この事故につきましては、物損でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 50%というのは、相手の車のこれ損害金の50%、市有車の損害についてはどうなってる。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 市有車も板金塗装で1万8,000円ぐらいのあれがありますけども、それもほんで損害割合は50%ですので、ほんでその損害についてはお互いに50%、50%で見合うと、こういうことになっております。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑なしと認めます。以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第2、認定第1号、平成17年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第52、議案第88号、香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、以上51件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） おはようございます。19番、前田でございます。今期定例会において、総務常任委員会が付託を受けた案件は、認定第1号、第2号、第9号、第15号、第20号と第23号、第24号の、認定案件は7件であります。次に、議案第70号、第71号、第77号、第78号、第79号、第80号、第81号、第84号、第85号、第87号の合計17件であります。慎重に審査をいたしましたので、順次その審査の経過と結果のご報告を申し上げます。

まず、認定第1号、平成17年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定について、続いて、認定第2号、平成17年度土佐山田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号、平成17年度香北町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第15号、平成17年度物部村一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第20号、平成17年度山田消防組一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第23号、平成17年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について、続いて認定第24号、平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についての7件は、調査・研究のため、なお引き続き慎重審査の必要を認め、継続審査といたしました。

続きまして、議案第70号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第3号」を議題としましたが、この案件は既に連合審査会で質疑が終わっておりますので、直ちに採決に入り、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第71号、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」を議題とし、収納管理課の担当参事から1,358万円の歳入歳出をそれぞれ追加をしたとの補足説明の後、質疑に入りました。

まず、「国、県の支出の割合は」との問いに対しまして「全額県の支出金であること」とお答えがあり、また、「任意競売費用の内訳について」の質問がありましたが、「抵当権を取っている物件について、特に支払いが困難なことについては、裁判所に申請をするための費用であり、評価をいたしますので1件60万円かかる。その4件分の費用である」との答弁がございました。「公債費の内訳」との問いには「起債の償還に充てるものである」という質疑応答があり、採決の結果、議案第71号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第77号、香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定についてを議題とし、執行部から「香美市発足後3年を目途に市営バスに関する協議、調整をすること等確認をされており、地域住民に密着する地域内交通についてのあり方を協議する必要があるために制定されるものである」との説明の後、質疑に入りました。

「制定後のスケジュールはどうなっているか」との質問に対しまして、「この決定をされれば、まず委員の委嘱をすることになる。できれば11月中旬には第1回目の会議を開催したいと考えているが、とりあえず今年度中には市営バス、それぞれの委託内容の形態が違っているので、統一化するための検討を始めたい」との答弁がございました。また、「構成人員が14～5人とのことであるが、工科大の先生等にも入っていただいているかどうか」というご質問もありまして、それに対しましては、「今、委託をしておる3業者、地域審議会、また各種団体の代表者と議会からも参加を考えている」との質疑応答の後、採決に入り、議案第77号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第78号、香美市安全で安心なまちづくり条例の制定について、執行部の

補足説明の後、質疑を行いました。

まず、「市民の自主的活動に対する支援とはどのようなことか。またピアール方法についてはどうか」との問いがございました。「例えば、高齢者宅を訪問する団体を支援するとか、また市のそれぞれの課にある交通安全対策でいえば、必要に応じたガードレールの設置等の支援、財政の支援がある。また、これまでも行われてきた事業であり、ピアールについては広報等によることになるというふうに考えている。」また、「今まであったものを条例化するとの理解でよいのか」との質問には、「地方自治法第2条第3項に地方公共団体の責務がうたわれており、現在、県下では21団体が制定をしておるところでございます。その責務に基づいて制定をするものである」等々の質疑応答があり、採決をいたしました。その結果、議案第78号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第79号、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案理由の説明を求めた後、直ちに質疑に入りました。

これに対しましては、特段の質疑がなく採決をいたしました。議案第79号は、全員賛成をもって原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第80号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から「昨年的一般職の職員の給与の人事院勧告等を考慮して、学校医等の報酬額を引き下げるとともに、新たに香美市内地域交通対策委員会委員の報酬額及び費用弁償額を定めるため、本条例を改正するものである」との提案説明がございまして、質疑に入りましたが、これのことに対しましても、質疑もなく、採決を行いました。全員賛成をもって、議案第80号は原案のとおり決定すべきものと決しました。

続いて、議案第81号、香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、消防長より消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正する必要性が生じたと説明を受け、採決を行い、全員賛成をもって議案第81号は、原案のとおり可決をいたしました。

次に、議案第84号、香美市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から補足説明があり、質疑を行いました。特段の質疑はありませんで、採決をいたしました。議案第84号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第85号、債権の放棄についてを議題とし、執行部に説明を求めました。提案理由として、「債務者は住居不明であり、債権回収が不可能であるため、債権の放棄をすることについて議会の議決を求めるものである」との説明の後、質疑を行いました。

本議会でも質疑がありましたが、「この方の入居日から不明になる日までの経緯を知

りたい」との質問がありました。それに対しまして、「入居日は昭和63年4月1日と判明している。そして、平成5年12月まで家賃が支払われているが、平成6年1月から平成8年3月までが滞納となっている。現在、この2号室（後に「3号室」と訂正あり）には別の方が入居していること。また、債務者の移転先にも行きましたが、（高知市）重倉の山の中でとても人の住んだような跡がなく、全く行方がわからない状況である」との答弁がございました。また、「このようなケースはこの件だけではないと思うが、どのような手だてをこれまでしてきたのか」との問いもございました。これに対しましては、「今までは滞納者については、年1回の催促をしていたところですが、これではいけないということで、呼び出しをしたり、退去を公の場に訴えたりして厳しい対応をしているところである」とのお答え。また、「もっと早い手だてをしていれば、こんなことにはならなかったんじゃないか」との意見もありましたし、また、「今後はこのような放棄事案はないのか」という質問もございましたけれども、「可能性としては絶対ないとは言えないので、放棄せざるを得ない事案が発生すれば、報告をさせていただき、議会の判断をいただきたい」ということでありましたが、なお一層の努力を要望して採決に入り、議案第85号は、原案のとおり可決すべきものと決定をしました。

続きまして、議案第87号、香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、質疑に入りました。

「消防組織法の一部を改正する法律の施行の伴い、本条例を改正する必要性が生じたためであるが、内容に変わりはなく、条例があるだけだ」との説明があり、採決の結果、全員賛成をもって議案第87号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 続きまして、教育厚生常任委員会委員長、小松紀夫君。

○教育厚生常任委員長（小松紀夫君） おはようございます。それでは、今期定例会におきまして、教育厚生常任委員会が付託を受けた案件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

当委員会が付託を受けた案件は、認定第5号、第6号、第7号、第8号、第10号、第12号、第14号、第16号、第17号、第19号、第28号、第29号、第30号、議案第75号、第82号、第86号、第88号、以上の17件でございます。順次ご報告をいたします。

まず、認定第5号、平成17年度土佐山田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号、平成17年度土佐山田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について、認定第7号、平成17年度香美郡香北地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号、平成17年度土佐山田町介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について、認定第10号、平成17年度香北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第12号、平成17年度香北町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第14号、平成17年度香



北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第16号、平成17年度物部村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第17号、平成17年度物部村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第19号、平成17年度物部村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第28号、平成17年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第29号、平成17年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について、認定第30号、平成17年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定についての、以上13件の案件につきましては、慎重審査の必要があることを認め、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

続きまして、議案第75号、平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（保険事業勘定）を議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後、直ちに質疑に入りました。

質疑の中では、「国庫支出金には上乗せ分があると聞くが、幾らか。また、その根拠は」という問いに対しまして、「国庫支出金は保険給付費の25%が基準であり、そのうち国庫負担金が20%、国庫補助金が5%である。上乗せ分は国庫補助金に反映されており、当市では当初予算で上乗せ分を考慮し、国庫補助金を8.31%と見込み計上している。上乗せ分は保険料の地域間の格差を解消するためのものである。ちなみに旧物部村は9%を超えるものであった」との答弁がございました。また、「介護予防サービス等諸費1億5,840万円の減額の内容は」との問いに対しまして、「香美市の3カ年計画の見込みにより、当初予算を計上していたが、見込みより介護1が多く、支援1、2が少なかつたため、介護予防サービス分を減額し、介護サービスに組みかえた」との答弁がございました。また、「認定調査費の報酬126万6,000円の内容は」との問いに対し、「当初、5名の体制であったが、件数がふえたため業務が追いつかず、8月より1名増員した」との答弁がございました。また、「介護予防特定高齢者施策事業費に関して、ボランティアを活用した施策の推進はなされているか。またボランティアリーダーの育成についてはどうか」との問いに対しまして、「社会福祉協議会に委託をし、地域における高齢者の交流の場づくりをシステム化する作業を現在行っている。その後、各地域で交流の場を立ち上げる計画である。また、ボランティアリーダーの研修会は検討をしている」との答弁がございました。さらに「一般管理費の賃金108万6,000円の内容は」との問いに対し、「職員の病欠があり、かわりの臨時職員の賃金である」との答弁がございました。また、「特例居宅介護サービス給付費の内容と、特定入所者介護サービス費の特定入所者とは」との問いに対しまして、「特例居宅介護サービスは、入浴サービス分である。また特定入所者とは低所得者のことであって、食費等を補助をしている」との答弁がございました。

以上、質疑を終え、審査の結果、議案第75号は、全員賛成をもって原案のとおり可決するものと決しました。

続きまして、議案第 8 2 号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受けた後に、質疑に入りました。

質疑の中では、「第 1 1 条の 2 の第 2 項に前 2 条の規定を準用するとあるが、この前 2 条とは」との問いに対し、「それは第 9 条と第 1 0 条のことである」との答弁がございました。また、「第 1 2 条中前条を前 2 条に改めるとあるが、この場合の前 2 条とは」との問いに対しまして、「それは第 1 1 条と第 1 1 条の 2 である」との答弁がございました。

以上の質疑を終え、審査の結果、議案第 8 2 号は、全員賛成をもって原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第 8 6 号、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から提案理由の説明を受け、直ちに質疑に入りました。

格別の質疑はなく、採決の結果、議案第 8 6 号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 8 8 号、香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部の説明を受け、直ちに質疑に入りました。

質疑の中で、「休校から廃校となることにより、地域住民から寂しいなどの声はないか」との質問に対し、「そのような声は聞かれなかった。休校中も施設等は地域住民の手により利活用をされてきた。今後も含め学校跡地の利活用の意欲の方を強く感じる」との答弁がございました。

以上、質疑を終え、審査の結果、議案第 8 8 号は、全員賛成をもって原案のとおり可決するものと決しました。

以上で、教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 続きまして、産業建設常任委員会委員長、竹平豊久君。

○産業建設常任委員長（竹平豊久君） おはようございます。13番、竹平です。

今期定例会におきまして、産業建設常任委員会が付託を受けた案件について、去る 10 月 20 日、出席委員 8 名で定足数に達しておりましたので委員会審査を行いました。その審査の経過と結果を報告いたします。

今期定例会において、当委員会が付託を受けた案件は、認定第 3 号、認定第 4 号、認定第 1 1 号、認定第 1 3 号、認定第 1 8 号、認定第 2 1 号、認定第 2 2 号、認定第 2 5 号、認定第 2 6 号、認定第 2 7 号、認定第 3 1 号、認定第 3 2 号、議案第 7 2 号、議案第 7 3 号、議案第 7 4 号、議案第 7 6 号、議案第 8 3 号の 17 件でございます。順次報告を申し上げます。

まず、認定第 3 号、平成 17 年度土佐山田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑の中で、継続審査との意見が出され、審議（審査）の結果、認定第 3 号は継続審

査と決定されました。

次に、認定第4号、平成17年度土佐山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑の中で、継続審査との意見が出され、審議（審査）の結果、認定第4号は継続審査と決定されました。

次に、認定第11号、平成17年度香北町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑の中で、継続審査との意見が出され、審議（審査）の結果、認定第11号は継続審査と決定されました。

次に、認定第13号、平成17年度香北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑の中で、継続審査との意見が出され、審議（審査）の結果、認定第13号は継続審査と決定されました。

次に、認定第18号、平成17年度物部村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑の中で、継続審査との意見が出され、審議（審査）の結果、認定第18号は継続審査と決定されました。

次に、認定第21号、平成17年度土佐山田町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑といたしまして、まず「地方公営企業会計と特別会計の基本的な違いを」という質疑に対して、「水道事業の中の簡易水道事業については、特別会計にて一般会計からの繰り入れ、繰り出しによって会計運営を行っている。一方、上水道事業、工業用水道事業は、地方公益法に基づく公営企業との位置づけで、一般企業の経営手法で使用料等を徴収することによって運営していくことを目標としている。そうした中で、香美市の場合は、諸法に記載されるとおり、独自経営がなされているが、他の市町村にあっては独自経営、つまり黒字経営が困難ということで、一般会計からは寄附金の形で補完されている。香美市の独自運営がなされている要因として、上水道が土佐山田町の市街化区域に位置することと、長年の運営の中で既に減価償却が済んでいることが挙げられる。ただ、発生している利益については、議会でも説明しているとおり、今後の水源地の確保や設備等の更新の際の財源に充てるために留保する必要があるということで、定期預金にて積み立てを行っている。一方、特別会計の簡易水道事業については、通常の下水道事業などと同様に、簡易水道事業のみでの運営はできないということで、現在のところ一般会計からの繰り入れ、繰り出しによって不足額を補完している。これらの要因といたしましては、効率面にある。つまり簡易水道の場合、例えば100メートルの水道管を敷設しても、その間に家1件もない場合でも水道事業としてその役割を果たしていかなければならない。一方上水道の場合は、その間に数十件の家があり、効率よく配管設

置ができ、供給することで収入が得られるということになる。そういった要因で黒字経営がなされている」と答弁。次に、「人件費に関して職員7名分の支払いができて、なおかつ黒字経営ができていますが、水道課職員の簡易水道事業部門に出向している職員の給料の出所の内容」という質疑に対しまして、「職員については、水道課職員は7名、臨時職員1名の計8名であるが、支払い内訳は、職員6名については上水道事業で、1名は簡易水道事業の特別会計で支払っている」と答弁。また「収支決算額の明細で事業収益の額と明細の合計額と微妙に違うが、これはどういったことか」との質疑に対し、「損益計算所の内容について説明すると、企業会計では複式簿記で行っており、見にくい面があるが、使用料について言えば、例えば2月末で、末決算の場合、1、2月は既に給水はしているが、料金収入は3月でないと発生しない。この場合未収金扱いということで、その差額が決算書に出てくる。つまり入金のない額について、それを見込み収益として計上することにならない。実際に入金があって収益へ計上する仕組みになっている」と答弁。次に、「一般会計の決算である場合、未収額の科目が出てきてバランスをとるということになっているが、公営企業会計だからそういった形にならないというところらえ方か」との質疑に対し、「年度末で決算書を作成するが、公営企業においては継続的に事業を行っているということで、3月末で締め切った場合、当然未収金が発生する。その額が残高という形で次年度に持ち越すといった形になる。これは継続的に会社として運営していく中での一区切りというところらえ方で行っている。そのため、水道課では月の収支について監査を受け、そのトータルが決算書となっている」と答弁。次に、「経営状況が良好な中で資金の借りかえはできなかったのか」との質疑に対しまして、「課として調査したが、二通りの見解があって、大蔵省資金運用部の方は困難であると。一方公営企業金融公庫ではできないことはないとのことであった。課としては、これを踏まえ検討したが、今まで借りていた額のすべてトータルしても、その差額は90万円程度ということと、順次返還するとなると、会計上の積立金も取り崩さなければならないので、現状のまま置くという形をとっている。したがって借りかえを行うとすれば、公営企業金融公庫の方のみが可能である」と答弁。次に「他会計からの繰り入れの中で、一般会計負担金とあるが、これの内容について」との質疑に対し、「通常の事業でなく、公共下水道工事等に伴う消火栓のことで、これは消防施設であるので、そのやりかえ、新設、改修等はすべて一般会計から繰り入れをもって課として事業に当たっている」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、全員賛成をもって認定第21号は、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第22号、平成17年度土佐山田町工業用水道事業会計歳入歳出決算についてを議題とし、執行部より提案理由の説明の後、質疑に入りました。

質疑として、「工科大学との研究をするという広島会社はどのような内容の会社か」との質疑に対し、「水道課としては、工業用水を使用するかしないかの点からの打診であり、その方面については商工観光課の方で把握しているのではないかと。水道課としては

水を使用しないとのことで、そこから先の事業の話は進んでいない状態である」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、全員賛成をもって認定第22号は、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第25号、平成17年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑の中で、継続審査との意見が出され、審議（審査）の結果、認定第25号は継続審査と決定されました。

次に、認定第26号、平成17年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑の中で、継続審査との意見が出され、審議（審査）の結果、認定第26号は継続審査と決定をされました。

次に、認定第27号、平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてを議題とし、質疑に入りました。

質疑の中で、継続審査との意見が出され、審議（審査）の結果、認定第27号は継続審査と決定をされました。

○議長（中澤愛水君）            ちょっと待ってください。こちらのミスプリをちょっと訂正します。

それでは、お手元に配ってあります審査報告でありますけれども、認定第21号、第22号、それから認定第31号、第32号が審査結果が「可決」ということになっておりますけれども、「認定」でありますので、訂正をお願いをしたいと思います。わかりましたかね。

どうぞ、続けてください。

○産業建設常任委員長（竹平豊久君）            次に、認定第31号、平成17年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、執行部からの提案理由の説明の後、質疑に入りました。

質疑といたしまして、「神母ノ木簡易水道、香長簡易水道との統合を今後検討していくということであるが、上水道の水源に関しては過去毎年毎年新水源を確保しようと言われていた中で、戸板島地区の試掘も行ったこともあるようだが、今の水源でポンプ1基をとめたら半分も供給・給水できなくなるので、それらを統合して水を確保し、給水するといった考え方であると思うが、香長簡易水道は今でも余裕があると考えているのか。また、新水源は試掘して3,000立方近い水源が確保できるであろうという話が今まであって、それを利用して現水源の整備事業を行っていくという考えをしていたが」との質疑に対し、「新水源については、過去ボーリング調査を行ってきたが、水量不足や周辺地への影響等さまざまな要因がある中で、現在給食センターの中で350ミリ管用のポンプを設置すれば取水できる井戸を3年ほど前に試掘した。課として実際にポンプを入れて計算上の数値より実際の数値把握のための用水試験を検討していきたい。その際は、

周辺地の井戸等含めて、特に下流域の雑菌の少ない農業用取水井戸もあるので、それらの井戸の調査も十分行った上で計画に挙げていきたい。また、山田堰簡易水道については、地域の節水や水量が豊富なことから、余裕はある。ただ、施設面においては毎年簡易水道事業に挙げているように、管の老朽化が進んでおり、その更新も含めて検討していかなければならない。香長簡易水道においては、新改川上流からの取水で沈殿物等の影響で水質に若干の問題もあり、山田堰簡易水道や上水道のように塩素投入だけでは処置できないこともあり、その辺も含めて総合的に今後検討していくべき課題としてとらえている」と答弁。次に「新水源に関連をして、監査委員の意見にもある安定的な水を供給するために、新水源確保について、今説明のあった給食センターにポンプを設置すれば、取水可能な状態にある旨の報告はしているのか」との質疑に対し、「具体的に報告している。ただ、その時点で方法等について具体的な計画ができていなかった。したがって現在、2社に対し給食センターの井戸を使用して周辺に配水池を設置して、そこから放水する方法、また八王子の配水池等、系統の中での可能性、排水ポンプのインバーター化、地震対策としての2系統、3系統化等についてさまざまな提案とともに、それに伴う事業見積もりをいただいて、具体的な検討を行っていきたいと考えている」と答弁。また、「仮定の話となるが、山田堰簡易水道と香長簡易水道が上水道に統合したときの戸数と給水人口はどう変わるか」との質疑に対し、「山田堰簡易水道の給水人口は5,000人、香長簡易水道が1,530人、両方で6,530人、それに統計での給水人口計画1万4,191人、あわせて約2万人の給水人口となる」と答弁。次の質疑として、「明細書の中に食糧費が計上されているが、水道会計でこれが発生するのはどのような場合か」との質疑に対し、「年度初めに検針員との勉強会を行っているが、その会合のときの昼食費である」と答弁。「営業外費用で不用品売却原価とあるのは何の売却か」との質疑に対し、「水道メーター代のことで、水道メーターは計量法で8年で交換する。交換したメーターの下取り売却の金額である」と答弁。次の質疑として、「貸借対照表によると、積立金は1億1,200万円、1億4,300万円、そして本年度も積立金が出て、大きな積立金額となっているが、この資金の運用はどのようになされているのか」との質疑に対し、「定期預金として四国銀行、高知銀行、愛媛銀行、土佐香美農協、高知信用金庫の5行へペイオフの絡みもあり、上限枠いっぱいの各1,000万円ずつ、計5,000万円預け入れをしておる。ほかに普通預金及び国債の購入がある。ちなみに平成18年9月末現在の金額総計は2億8,767万9,491円となっている。なお、国債の保証、これは予備型でございますが、定期預金等としている」と答弁。

以上、質疑を経て、採決を行い、結果、全員賛成で認定第31号は、原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

次に、認定第32号、平成17年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、執行部の提案理由の説明の後、審議（審査）を行いました。

結果、質疑なしと認め、採決を行い、認定第32号は全員賛成で、原案のとおり認定

すべきものと決定をいたしました。

続いて、議案第72号、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」を議題とし、執行部の提案理由の説明後、審議（審査）を行いました。

出された質疑として、「消費税の中間報告が必要とのことだが、消費税金額が確定したということによろしいか」との質疑に対し、「8月に税務署と協議を行い、中間報告であったが、現時点で消費税が150万円程度不足するということで、今回の補正で処置している」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、全員賛成で議案第72号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第73号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」を議題とし、執行部の提案理由の説明の後、審議（審査）を行いました。

出された質疑として、「繰入金について減額のみとなっているが、なぜ繰り入れの必要がなくなったのか。発生の原因は」との質疑に対し、「繰越金が17年度決算において見込みより多く黒字になったということで、繰越金と利益を相殺したことで減額することになった」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、全員賛成で議案第73号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第74号、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」を議題とし、執行部の提案理由の説明の後、審議（審査）を行いました。

結果、質疑なしと認め、採決を行い、議案第74号は全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第76号、平成18年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」を議題とし、執行部の提案理由の説明の後、審議（審査）を行いました。

結果、質疑なしと認め、採決を行い、議案第76号は全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後になりますが、議案第83号、香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、執行部の提案理由の説明の後、審議（審査）を行いました。

出された質疑として、「水道料金については基本的には料金を滞納したら供給停止となっており、2年を過ぎるということは、通常の場合はないと考えるが、もし発生するとすれば遅取料金200円を払わず転居した場合、または行方不明だけと認識するところであるが」との質疑に対し、「今までの督促手数料、つまり今後の遅取料金は納期がおくるとすぐに発生するので、それを含めての支払いは現在もあっている。1年、この遅取料金も積もれば結構な金額になるので、課としては1つの収入源としてもとらえている」と答弁。

以上の質疑を経て、採決を行い、結果、全員賛成で議案第83号は、原案のとおり可

決すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の審査結果の報告を終わります。

○議長（中澤愛水君） 常任委員長の報告を終わります。

常任委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番、山崎です。総務常任委員長に伺います。

議案85号の債権の放棄についてですが、議案質疑のときと答弁が若干、若干というか、異なるようではけれども、入居日が昭和63年4月1日からということをおっしゃっていただきましたけど、私が議案質疑のときに伺ったら、平成6年から平成8年というふうに担当課長、お答えになったというふうに思いますけど、その休憩の間に聞き取り等の調査をされて、担当課長の方から訂正等の話があったのか、その点お尋ねいたします。（10月20日定例会で、「入居期間は平成6年の1月から。」と執行部は答弁）

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） 議案の審査の中で、こういった答弁がございましたので、そのとおりの報告を申し上げました。（後に「入居は昭和63年4月からと判明したが、委員会の中で報告がなかったの、委員長として報告できなかった。」と訂正あり）

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 前段に議案質疑されておりました、さまざまなことを各議員が聞かれたわけですが、常任委員会の中で違った答弁をするということであるのであれば、その間の調査等の結果、訂正させていただく旨の話があつて当然だと思いますが、その点のことはなかったわけですね。その点をお伺いします。

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） その「答弁の内容が違うが」という質問はございませんでした。

○議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） 関連いたしますが、議案第85号ですが、山崎議員の質問のとおりですので、委員長として、そら答弁が違っておりますので、その訂正箇所をそのことを報告をきちっと、執行部がそういうことを入れてくれということをおっしゃらないかんです。それとですね、私のその付託のときに、その当時の担当者がおるかおらないか、それも含んで、責任を問うとかじゃなしに、経過というものをきちっと調べておくべきだったと言っていましたので、そのことに基づいて委員会は審査をしてもらわんといけません。そのことがやられたのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） 私は、テープを聞いてですね起こして、これは報



告しておるだけで私ございまして、何をですか、もう1回言ってください。

- 議長（中澤愛水君） 22番、西村芳成君。
- 22番（西村芳成君） 委員長は、テープ起こしはそら当然ですが、それ以前の問題を今質問しておるわけですので、付託のときですね、そういう今、山崎議員の質問あったこと等を含んで、当時のことも含んで質問が付託のときあっておるわけですので、そのことについては委員会としては委員長の責任ではなしに、委員会全体としてそういうことが付託のときあったということについては頭に置いておいて、再度その審査をしなければならん。その審査をされたかどうかということをお聞きしておりますので、テープを起こした起こさんじゃなしに、以前の問題ですので。担当課長がそのとき、後に付託を受けたことを頭に入れてちよって報告がなされたかどうか。それから委員が質問をそれをされたんでしょうか、それをお聞きします。
- 議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。
- 総務常任委員長（前田泰祐君） その質問はありませんでした。
- 議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。
- 議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。
- 11番（片岡守春君） 総務の委員長さんお尋ねしますけれども、今の演壇での報告では、この問題の部屋の番号は「2号」ということで発言したのではないかと思いますが、その確認をお願いします。
- 総務常任委員長（前田泰祐君） 何？もう一回言うて。
- 11番（片岡守春君） 家の番号、この前田さんの。何号室？
- 議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。
- 総務常任委員長（前田泰祐君） はい。「2号室には」という発言をしました。（後に「3号室」と訂正あり）
- 議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。
- 11番（片岡守春君） この部屋の番号は、この2号室ではないのではないかと思いますが、再度確認をしてください。（10月20日の定例会では、執行部より「3号室」と報告されている。）
- 議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。
- 総務常任委員長（前田泰祐君） 委員会ではですね、たしか「2号室」（後に「3号室」と訂正あり）というふうに言われました。
- 11番（片岡守春君） これは事実と違うやろう。
- 議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。
- 11番（片岡守春君） これは、議案審議の中では、これは執行部の答弁はよね「3号室」ということで僕らは理解しとったけど、そこのあたりはどうなんです。2号が正解？3号室やろう？
- 議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○総務常任委員長（前田泰祐君） いや、これはそのテープを聞いていただければわかるわけで、私確かに2号というふうになっておりましたのでですね、発表させていただきました。もし間違っておるとすればですね、その訂正をまたさせていただきます。（後に「3号室」と訂正あり）

○11番（片岡守春君） 黒土2号団地の3号室よ。

○議長（中澤愛水君） 今、委員長に対しまして、審査の経過、内容を質問をいたしておりますので、後日、過誤がありましたら訂正を後で。  
22番、西村芳成君。

○22番（西村芳成君） この際、申し上げておきますけれども、委員長報告ですね、質疑をされた、「審査の結果」として報告してもらいたい。質疑の、「審議の結果」ということで報告されてますので。これ、委員会は「審査」ですので、そのことも今後とも頭に入れておいていただいて、この事務局のつくってくれた議案書で審査した結果ということになるようになっておりますので、よく目を通しておいていただいて、また委員会は「審査」でありますので、そのことを審議した結果じゃございませんので、委員長はその点気をつけていただきたい。

以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質問はありませんか。

○議長（中澤愛水君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようでありますので、討論を終わります。

これから、認定第21号と認定第22号及び認定第31号から議案第88号までを一括して採決をします。

認定第1号から認定第20号まで及び認定第23号から認定第30号の案件については、各常任委員長から閉会中の継続審査の申し入れがあります。

お諮りをします。常任委員長からの申し出のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第20号まで及び認定第23号から認定第30号の認定議案についての各案件は、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

これから、認定第21号、平成17年度土佐山田町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案について、委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、認定第21号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第22号、平成17年度土佐山田町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、認定第22号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第31号、平成17年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、認定第31号は、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、認定第32号、平成17年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、認定第32号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第70号、平成18年度香美市一般会計補正予算「第3号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」(保険事業勘定)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、平成18年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定についてを採

決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号、香美市安全で安心なまちづくり条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号、香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、香美市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、議案第84号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号、債権の放棄についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、議案第85号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第86号、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、議案第86号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第87号、香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第87号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) 全員賛成であります。よって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りをします。日程第53、議案第89号、黒土2号団地Dブロック建設工事(建築主体工事)の請負契約の締結についてから、日程第61、意見書案第15号、郵便局の無集配局化によるサービス低下の改善を求める意見書の提出についてまでの案件は追加案件であります。会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(中澤愛水君) 異議なし認めます。よって日程第53、議案第89号から、日程第61、意見書案第15号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

暫時10分間休憩をいたします。

(午前10時12分 休憩)

(午前10時25分 再開)

○議長(中澤愛水君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

22番、西村芳成君。

○22番(西村芳成君) ちょっと動議を提出したいと思いますのでよろしくお願ひします。

「賛成」という声あり

○議長(中澤愛水君) ただいま、22番、西村芳成君から動議が提案されましたが、賛成議員がおりますので、動議成立いたしました。

22番、西村芳成君。

○22番(西村芳成君) 22番、西村です。動議について議長の許可を得て、賛成者がございましたので、ちょっと動議でお聞きをしたいと思ひます。

動議というのはですね、今議会の追加議案も、もう提案をされておりますので、ないものと思ひましてお聞きをいたすところですが、去る17日に香北町で道路建設と聞きました、建設事業の請負契約が、入札が行われておるといふことですので、それであ

れば中身は私は全然わかりませんので、専決処分事項か、それから金額も全然工事の内容等もわかりません。そうしたものにつきますと、専決処分等につきましても特に最寄の議会へ報告するということがありますので、そのことについてまずお聞きをいたしたいと思って、動議を提出いたしましたので、執行部にお答えいただきたいというふうに思います。入札はされておると思います。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） あの、休憩に。

○議長（中澤愛水君） それでは、ちょっと休憩にして質疑を進めていきたいと思えますけれども。

○財政課長（前田哲雄君） すいません、事実確認のためにちょっと。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時29分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） はい。ご質問の件につきましてお答えいたします。

17日に3件入札を行っております。それは林道西又河野線改良工事、西又河野改良舗装工事、それから林道美良布岩改線開設工事、この3件でございます。議会に報告するのは、設計金額が1億5,000万円以上の分につきましては、同意を得る必要がございます。これにつきましては、すべて設計金額が4,600万円、4,900万円、それから6,200万円余りと、こういう金額でございますので、今議会に専決の報告はいたしませんでした。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 先ほどの件につきまして、補足をさせていただきたいのでちょっと時間をいただきたいのですが、いいでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 委員長報告の件ですか。

○19番（前田泰祐君） 委員長報告の件です。

○議長（中澤愛水君） そしたら前で、訂正ですか。

○19番（前田泰祐君） 質問のあった件の報告を、まだ報告抜かりがありますのでしたいと思えます。

○議長（中澤愛水君） そしたら、演壇でやってください。

○19番（前田泰祐君） 19番、前田でございます。先ほどの総務常任委員会の報告の中で説明が抜かっておったという指摘をいただきましたので、少し報告をしておきます。

まず、本会議とのその内容が違うという点をいただきました。この入居日についても



昭和63年4月というふうなことであったけれども、これがおかしいということと、もう1点は、黒土2号団地の「3号室」というふうに言ったのが、私は「2号室」というふうに発表しました。報告をしました。それは後に課長さんとお話をしてみましてところ、これはこの「2号室」と「3号室」の言い間違いであったということをお聞きしております。申しわけないですが、報告させていただきます。

それと、本会議の後に書類をいろいろ精査をしてやったところ、昭和63年の4月から入居ということが判明したということの説明が、委員会の中ではなかったのもので、私も報告することができなかったわけです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 本議会におきましては、委員会方式をとっておりまして、委員長の報告、他の所管の委員さんにとりましては、委員長の報告をもって議案の決断をして採決に臨んでおりますので、委員長さんは正確な報告をお願いをしておきます。

それでは、会議を続行します。

日程第53、議案第89号、黒土2号団地Dブロック建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） 議案第89号、黒土2号団地Dブロック建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について。

平成18年10月13日、指名競争入札に付した標記の工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、下記のとおり請負契約の締結について議会の議決を求めます。

平成18年10月24日提出。香美市長、門脇楨夫。

1. 契約の目的 黒土2号団地Dブロック建設工事（建築主体工事）
  2. 契約の方法 指名競争入札による
  3. 契約金額 金2億1,840万円
  4. 契約の相手方 北村商事株式会社 代表取締役 角原清二
  5. 支出科目 平成18年度香美市一般会計予算 8款土木費 6項住宅費
- でございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 数点お伺いします。

まず、指名業者20社の中で11社という多くの業者が失格になっておりますが、これにはかなりの問題があるかと思えます。まず、第1点にお伺いしたいのは、最低制限価格についてでございますが、香美市契約規則によりますと、予定価格の3分の2から10分の8までの範囲とするものとなっております。今回の入札の予定価格は2億

5,300万円であり、最低制限価格は2億300万円となっておりますが、これは80.24%で、80%となりますと2億240万円になるわけです。この最低制限価格はこれ以下で入札をすると適正な工事ができないであろうということで定められておる金額だと思いますので、が、これが高いほど入札業者はいいわけでございます。だから80%を超した金額に切り上げた理由がわかりません。といいますのは、さきの大宮小学校の入札の時には、最低制限価格が75%でした。それも端数までぴったり出ておりました、建築主体工事、機械設備工事が予定価格が8億6,700万円、最低制限価格は6億5,025万円、75%とぴったりでございます。そういう最低制限価格を設けているにもかかわらず、今回は80%を超した最低制限価格にしてる。これはこの規則違反じゃないかと思えます。

それと、旧土佐山田町時代は、この最低制限価格は大体3分の2ということで、小工事が入札されておりました。香美市になって入札に付された建築工事では、先ほど言いました大宮小学校の工事ですが、これは建築付帯設備工事も75%、電気設備の工事も最低制限価格が75%に設定されております。ところが、今回の黒土の場合につきますと、先ほど言いましたように80%の規則をオーバーする80.24%に設定されていると。これは規則違反であり、この入札は正常なものでないというふうに思えます。また、最低制限価格をその工事都度、パーセントを変更するというのは、何かそこに意図があるような感じを一般の人が受けかねませんので、建築工事であれば香美市になった第1回目の大型入札の大宮小学校を75%、そのときの入札業者及び今回入札業者も最低制限価格は75%というのは公表されて知っております。ですから、今回の入札結果に参加した企業も予定価格を推計し、その75%を想定した入札をした結果、このように大量な失格企業が出たというふうに思われます。やはり、入札は透明性が求められるわけでございますので、ころころこの最低制限価格のパーセンテージを変えるのはいかがかと思えますが、その点のすべてのお答えをお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 西山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

予定価格、最低制限価格の決定につきましては、私の方で決定をさせていただいておりますが、その決定につきましては、までのプロセス等、あるいはまた状況等につきましては、助役とともに相談をしながら進めさせていただいております。その考え方につきましては、また助役の方から述べさせていただきますが、今回のご指摘をいただいております最低制限価格の設定に対して、予定価格の3分の2から5分の4の範囲内で設定をするということで計上されております。下位で今回の場合はいわゆる80.24%ということになったという結果でございますが、これは切り上げての結果でございます。これにつきましては、大変私自身も申しわけないという思いでいっぱいでございます。

○議長（中澤愛水君） 助役、石川晴雄君。

○助役（石川晴雄君） 私の方から市長の補足説明させていただきます。

予定価格または最低制限価格の設定につきまして、香美市になりまして、いわゆる市制施行ということで、近隣の市、または県等々の調査もさせていただきます、最低制限価格等についてはどのような対応をされているかということについての調査をさせていただきました。その結果で、質問にもありましたように、3分の2から5分の4、いわゆる10分の8、その中で大型の建築等につきましての対応につきましては、4分の3から5分の4の間でやっておるというのが現状でございました。そういうことで、一応、最低制限価格の設定につきましては、設計金額を基準にしまして、入札の物件の諸条件を考慮し設定をしております。諸条件といいますと財源の内訳、ことに一般財源の多寡、または工種、建築それと土木事業、ほかには機械、いろいろ出てきております。それから、施工の場所、いわゆる工事の難易、数量の多寡、施工期間の長短などを考慮しながら、いわゆる予定価格、最低制限価格を設定しておるのが現状でございまして、そこで黒土の場合で見えますと、場所的には市街地に位置しておりまして、比較的高層の鉄筋コンクリート4階建ての集合住宅という状況でございまして、そのようなことから、施工が比較的難易度が高い、また大型建築工事ということがございまして、最近の需要動向から受注者間の競争の激化も予想されるなど、適正価格でより適正な施工を期待して最低制限価格を規定内の上位に設定をいたしました。ご指摘のとおり、えらい申しわけございませんが、従来的に、いわゆる下位で最低制限価格を設けておりましたので、通常切り上げ措置をしております、今回2億240万円という金額になるんではございますけれども、切り上げて2億300万円ということになってしまいまして、えらい申しわけなく、ここで深くおわびを申し上げたいというように考えております。

以上、入札の考え方については、そのようなことではございますが、結果といたしまして、最低制限価格を、皆半数以上が下回ったという結果となりました。ちなみに、先に入札しました大宮小学校の件がございましたが、その場合の最低制限価格をこの工事に当てはめてみますと、約7業者ぐらいがそれでも失格という形になっておるといような状況でございまして、今後も敷札の設定に際しましては、十分、より慎重を期していかなければならないと改めて考えているところでございます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） 説明いただきました。要は最低制限価格は規則に違反しているということで、切り上げる理由はないんですよ。というのは大宮小学校がぴったり80%で金額出しているわけですので、これが80%であろうが、75%であればちょっとした金額を出すべきだと、今後はそういうことになられる額だと思います。

また、近隣の市を研究したということですが、私の調べたところにおきますと、高知市では80%、南国市では75%になっておると聞いております。そしてまた、土木工事とですね建築工事は経費率が違いまして、土木工事は経費がかなりあるわけですので、

下位の最低制限価格でもいいと思うんですが、建築工事はそら経費率が少ないわけですので、この規則ぎりぎりでもそれは結構で、私は何%がいいということを行うつもりは全然ございませんが、まず参考になる大宮小学校で75%という最低制限価格を設定したとなると、やはりそれに近い受注、20社と指名業者がある中で、入札に応札するという事は、かなりの競争があるからできるだけ受注をしたいという企業は、この予定価格を今までのその企業の経験から推測して出すわけですけども、その推測が当たってなければ高目に設定すれば75%の場合でも失格にならない。ところが低めに設定すると、当然失格になるのは、そらその企業努力のことで仕方ないことですけども、建築工事によって75%あり、80%ありというのはいかかなものかと思うんですよ。やはり基準はかちっと設けていくべきだと。いつ決定になるかわかりませんが、庁舎建設や、大型、ああいう工事の場合は慎重に審議して、その最低制限価格を決めるべきだと思うんですけども、日常のこういう工事については、建築工事は最低制限価格は何ぼに、幾らにする。土木工事は幾らすると。旧土佐山田町時代がそのような3分の2をやって、工事ができなかったことはありませんし、ほかの市においてもその75%を採用してる南国市においても、80%の工事においても工事に支障ないわけですので、その基準をかちっとしてですね、その工事ごとに、類似の建築工事を以前75%であったら、今度80%にする。次がまた75%にするじゃいうことになりまして、変なかんぐりをされかねませんので、それはもう建築工事は何ぼ、土木工事は何ぼという最低制限価格を当然設定、パーセンテージを決めるべきだと思います。それで当然、予定価格は執行部というか、担当部署から漏れいされん限りわからんわけですので、それが無いという前提のもとでやってるわけですので、そこのところはかちっと、今後してほしいと思いますので、もう1回答弁お願いします。

○議長（中澤愛水君） 助役、石川晴雄君。

○助役（石川晴雄君） ご指摘をいただきまして、まことにありがとうございます。なお、この設定等については、いろいろと市長のご意向もいただきながら検討して、市長とともにつくっていらっしゃるわけでございますけれども、今回の教訓を生かして、今後につきましても十分慎重に対応していきたいと考えております。なお、幾つかのご指摘もいただきました。そのような観点で今後は進めてまいりたいというように考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番。この議案89号-2のところに出てる工事場所と、それからその次のページの（議案89号-1）3の方の工事場所とは、場所が違うんじやがどちらが正確かな。

○議長（中澤愛水君） 財政課長、前田哲雄君。

○財政課長（前田哲雄君） ご指摘を受けて初めて気がつきました。黒土2号団地は、

通常2019番地ということで通してっております。細かく言えばいろいろ番地ありますけれども、黒土2号団地というその代表して言う場合には「2019番地」を使いゆうと、こういうことをございますので、ここも建築主体工事の計画書の中では正確な地番をですよね、2019番地いうたら広うなりますので、事業課の方で特にここだと指定するために、こういうふうに書かれたものというふうにご理解いただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第89号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、議案第89号は、原案のとおり可決されました。

日程第54、議案第90号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

執行部から提案理由の説明を求めます。企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 議案第90号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、総合整備計画を策定したので議会の議決を求める。

平成18年10月24日提出。香美市長、門脇槇夫。

2ページ目を飛ばしまして、3ページ目提案理由でご説明させていただきます。

今回の整備計画につきましては、本年度におきまして平山小学校校舎を宿泊が可能な社会教育研修施設に改装し、来訪者等との交流人口をふやすとともに、地域住民の生きがいや元気づくりの拠点として、当該地域の活性化を図るため、所要の整備をしようとするものです。なお、事業費につきましては、別紙、手前のページになりますけれども、計画書のとおりであります。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 1点お尋ねしたいのですが、これ議員協議会等でも説明を受けたときには、やはりその社会教育研修施設というふうに位置づけで聞いたんですが、

この施設名の区分の施設名が観光レクリエーション施設となっておりますのは、これはどういうことでしょうか。この総合整備計画、議案第90号-2の下の方です。施設名が社会教育施設ではないのですか。観光レクリエーション施設になっておりますのが、意味合いが違ってくると思いますが。

○議長（中澤愛水君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） お答えいたします。

大ぐくりな部分で社会教育的施設という表現をこれまでさせていただいたかと思えますけども、具体的なその利用していく場合に施設名称といたしましては、その宿泊施設を伴うものですから、観光とそれからレクリエーションを含む施設ということで、具体的にここでは標記をさせていただいてるというふうにご理解をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第90号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、議案第90号は、原案のとおり可決されました。

日程第55、決議案第3号、行財政改革推進特別委員会の設置を求める決議についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。24番、山本芳男君。

○24番（山本芳男君） 24番、山本でございます。

決議案第3号、行財政改革推進特別委員会の設置を求める決議について。

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。平成18年10月24日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、山本芳男。賛成者、香美市議会議員、前田泰祐、同、竹平豊久、同、小松紀夫。

提案理由につきましては、朗読をいたしまして説明にかえさせていただきます。

（案文朗読）

以上でございます。よろしく申し上げます。

【決議案第3号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、行財政改革推進特別委員会の設置の件につきまして、在任特例期間中の特別委員会の委員長でありました私の方から、若干の補足説明を申し上げたいと思います。

行財政改革推進特別委員会の設置の件につきましては、合併後にも旧3町村からそれぞれ委員を選出していただき、4月11日から7月20日までの間に延べ5回の会議を開催してきました。この特別委員会の審査・研究とあわせて執行部への提言が一助となって、行政の執行体制が従前と比較して相当に改善されたことは評価できるものと思っております。

また、議員任期満了の前に開催した会議では、全委員から感想や意見等を提起していただき、8月21日には議会議長及び特別委員会委員長の連盟で市長に対して住宅新築資金等貸付金の回収を初めとする5項目につきまして継続して、積極的に審議・研究していくよう提言書を提出しました。

また、今後は従来にもまして地方自治体の財政運営が困難をきわめるような状況が想定されることから、議会としても改選前に引き続いて行財政改革推進特別委員会を設置することが提案されました。

提案者の提案理由の説明及び私のただいまの補足意見が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。  
これから、決議案第3号を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、決議案第3号は、原案のとおり可決されました。  
暫時休憩をいたします。

（午前10時58分 休憩）

（行財政改革推進特別委員会委員名簿を配付）

（午前11時02分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、決議案第3号で議決されましたので、行財政改革推進特別委員会の委員の選任を行う必要があります。そこで、香美市委員会条例第8条の規定によって、特別委員会の委員は議長が会議に諮って指名するとされておりますので、お手元にお配りしました名簿のとおり議長において指名をしたいと思います。これにご異議はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 今、私の名前が入っております、こういうものにもどんどん入って勉強もさせていただきたいところなんです、これはやっぱり実質的な効果を早急に上げんといかんというふうな方向でいっておると思います。それで、会派からということ、うちの場合、片岡議員が非常にその団地のこと等、新築資金等にかかわるのは詳しいんですが、内情がよくわかっておりますが、交代ということはいきませんか。もしだめであればお受けします。

○議長（中澤愛水君） 今回は、4番、大岸眞弓君にお願いをしたいと思いますが、お受けをいただきたいと思います。

○4番（大岸眞弓君） はい。

○議長（中澤愛水君） ほかにご異議ございませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議がないようでありますので、このように決定をしたいと思えます。

したがって、特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

【行財政改革推進特別委員会委員名簿 巻末に掲載】

先ほど決定いたしました行財政改革推進特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

（午前11時04分 休憩）

（行財政改革推進特別委員会の委員長、副委員長を互選）

（午前11時13分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告をいたします。休憩中に行われた委員会におきまして行財政改革推進特別委員会の委員長と副委員長が選任されました。

行財政改革推進特別委員会の委員長は西山 武君。同じく、副委員長は山崎龍太郎君。

以上のように決定されました。

ここで、行財政改革推進特別委員会の委員長及び副委員長にごあいさつをいただきたいと思えます。

行財政改革推進特別委員会委員長、西山 武君。

○行財政改革推進特別委員長（西山 武君） 21番、西山でございます。

このたび行財政改革推進特別委員会の委員長という大役を指名されました。前委員長のように法律にも詳しいわけでもなく、いろんなことにも詳しいわけではございませんけれども、委員各位のご協力並びに議員各位のご協力を賜りまして、これから香美市の課題であります行財政改革に副委員長ともども精いっぱい取り組んでいきたいと決意をし



ておるところでございますので、執行部の皆さん方もよりよいまちづくりのために行財政改革にご協力をよろしくお願いいたします。

以上でごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長（中澤愛水君） 同じく、副委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会副委員長（山崎龍太郎君） 山崎龍太郎です。

急なご指名で大変緊張しているところですが、副委員長に選ばれた限りは西山委員長と協力し、行財政改革推進特別委員会の設置の目的に少しでも尽力できるように頑張っておりますので、皆様方のご指導・ご鞭撻よろしくお願いいたします。

(拍手)

○議長（中澤愛水君） よろしくお願いをいたします。

日程第56、決議案第4号、公共事業の県内業者への優先的発注及び地元産品の優先使用を求める決議についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。24番、山本芳男君。

○24番（山本芳男君） 24番、山本でございます。

決議案第4号、公共事業の県内業者への優先的発注及び地元産品の優先使用を求める決議について。

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。平成18年10月24日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、山本芳男。賛成者、香美市議会議員、前田泰祐、同、竹平豊久、同、小松紀夫でございます。

提案理由につきましては、朗読をいたしまして説明にかえさせていただきます。

(案文朗読)

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【決議案第4号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、決議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、決議案第4号は、原案のとおり

り可決されました。

日程第57、決議案第5号、北朝鮮の核実験に厳重に抗議する決議についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。24番、山本芳男君。

○24番（山本芳男君） 24番、山本でございます。

決議案第5号、北朝鮮の核実験に厳重に抗議する決議について。

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。平成18年10月24日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、山本芳男。賛成者、香美市議会議員、坂本 節、同、西村芳成、同、西山 武、同、竹平豊久、同、島岡信彦、同、依光美代子、同、黒岩 徹、同、竹内俊夫、同、石川彰宏、同、前田泰祐、同、大石綏子、同、久保信彦、同、片岡守春、同、山崎晃子、同、門脇二三夫、同、小松紀夫、同、千頭洋一、同、比与森光俊、同、織田秀幸、同、有元和哉、同、矢野公昭、同、山崎龍太郎、同、大岸眞弓。

提案理由につきましては、朗読をいたしまして説明にかえさせていただきます。

（案文朗読）

以上でございます。よろしく申し上げます。

【決議案第5号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

21番、西山 武君。

○21番（西山 武君） これは、議運で全会一致で出す、全員の賛成をもって出すというときに、上から6行目の「自由な共同社会」というのを「自由な国際社会」というふうに訂正して皆さんに説明した経緯があると思うんですが、この文面は一番最初の共同社会というのは、文面になってるんですが、訂正されておられませんので、これ抜かっていると思います。

○議長（中澤愛水君） 提案者の方、訂正をして提案していただきたいと思いますが。

24番、山本芳男君。

○24番（山本芳男君） 先ほどの決議案につきまして、字句の誤りがありましたので訂正をお願いをいたしたいと思います。6行目でございますが、「自由な共同社会」とありますが、「国際社会の実現に向けて」でございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、決議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、決議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第58、決議案第6号、庁舎建設特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。24番、山本芳男君。

○24番（山本芳男君） 24番、山本でございます。

決議案第6号、庁舎建設特別委員会の設置に関する決議について。

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。平成18年10月24日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、山本芳男。賛成者、香美市議会議員、前田泰祐、同、竹平豊久、同、小松紀夫でございます。

提案理由につきましては、朗読をいたしまして説明にかえさせていただきます。

（案文朗読）

以上でございます。よろしく申し上げます。

【決議案第6号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、決議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって、決議案第6号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

（午前11時32分 休憩）

（午前11時37分 再開）

○議長（中澤愛水君） それでは、正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、休憩の中でお諮りをいたしました庁舎建設特別委員会の委員長、副委員長につきましては、正・副の議長が充て職として当たるということをごさいますか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

日程第59、意見書案第13号、JR四国への経営支援の延長と、公共交通機関の維持・存続を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） 11番、片岡守春でございます。意見書案第13号を朗読して提案にかえます。よろしくお願ひします。

JR四国への経営支援の延長と、公共交通機関の維持・存続を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。平成18年10月24日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市会議員、片岡守春。賛成者、山崎龍太郎、同じく、大岸眞弓。

（案文朗読）

以上でございます。

補足として、4点にわたってお願いをします。JR四国の経営を安定化するためには次の諸策が必要であるということで、4点掲げておりますが、この意見書の理解のためにもよろしくご理解ください。

第1は、経営安定基金は設立当初から見込まれた営業損失を基金の運用収益でもって補てんするために設けられたものであるから、経営安定基金を自主運営という名目で市場原理にゆだねることは、その本来の性格、目的と矛盾する。したがって、鉄道運輸支援機構は貸付額を見直すとともに、固定金利で一定の運用収益を恒常的に保証し得るようにならなければならない。

第2は、三島会社、北海道、九州、四国の三島の箇所などで前述したように固定資産の減免等の施策の継続が必要である。

第3、本州四国連絡橋公団（2005年10月から本州四国連絡高速道路株式会社）から借りている本四備讃線の鉄道施設の維持管理に、年間10億円余りの使用料が支払われているが、この使用料の軽減である。

第4に、人口減により輸送市場の縮小がさらに深刻になる中、JR四国の存続のためには、地元四国4県との連携、協力体制の構築は必要不可欠である。地元自治体との連携は上述の諸施策を政府や鉄道、運輸支援機構に対して働きかける場合には不可欠であると訴えられておるわけでございます。

どうかよろしく申し上げます。

【意見書案第13号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番です。

ただいまの意見書、まことにこの公共交通機関のあり方ということで、非常に重要なことです。特に後段にありますように安全性とか、それから公共交通機関の理念と社会的位置づけ、こういった役割、非常にこのあたりは理解するところですが、ただ、お聞きしたいのが先ほど補足説明も加えてこの提案説明がございましたが、この書式はですね、いわゆるJR、ここにはJR四国と言わせてもらいますが、JR四国とのすり合わせというものはできておるのでしょうか。つまり、この意見書の内容についてはJRも承知した上での書式でしょうかということでございます。もし、JRも承知しているのなら抽象的な表現にとどまっております、経営安定基金の趣旨や目的、取り決めの内容、これは先ほど補足説明的にはありました。しかし、こういった期限切れなどについて具体的に列記がされてない等あるのでは、ここに標記されているのは、あくまでもこのままでは何ともしがたいから、従来どおりのやり方をお願いしたいというような形になってると思うんです。こうした事項については、分轄民営化のときにわかっていたと思うんです。JRでも、企業ですわね。当然そうしたことを見据えての対策ですか、例えばここにある期限切れを見通して企業内での資金運用部等を設置して、それに備えるといったような手だてがなされなかったかというように思うんです。これに関連して、少し古い話になりますが、コンピューターの2000年問題というような大問題が世界的に、また日本でも持ち上がったことがありましたが、こうしたときの対応はどうであったかと。これはもう少なくとも2000年すべての企業がクリアしたということは、企業がそういった並々ならぬ努力においてそうやったことを順次クリアして、現在平穏な継続的なシステム化社会の構築されておるといような中で、そのあたりが少し不足しているような部分もあると思うんですが、どうでしょうか。

ちょっと長々言いましたが、要するにこういった意見書を出すということは、このJR四国というお名前が出た以上は、JR四国の責任者ですね、そのあたりと十分なすり合わせが出て、香美市議会からこういうものを出しますと、そういった場合に、JR四国もぜひそうしてくれといようなことです。その点をよろしく申し上げます。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） その四国、JRとのすり合わせとか、そういうことではないですけど、この新聞紙上のよね、このJRの弱体化していく、このままでは弱体化していく基盤を補う、やっばの命綱として今まで守ってきたものを継続してくれという訴えは、この半井部長と、JR四国の半井部長さんの発言なんかも見てよね、その必要性

があると。特にこの地方議会としての議員としては、この公共の交通機関をどのような形で守っていくかいうことを、やっぱり全体としてやっぱり四国の住民、県民、四国の皆さん方に対する責任があるという立場で、この意見書は提出されているものです。よろしくをお願いします。

○議長（中澤愛水君） 13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 13番、竹平です。

まさに、今のお答えのとおりです。いうようにJR四国、このさっきも言いましたように公共交通機関、これ我々は足の確保という面から非常に重視しております。ただ、私が言いたいのは、先ほど新聞等でこういった経営難が伝えられているということではなくして、私が言いたいのは責任ある香美市議会が国に対してこういった意見書を出すということは、かちつとしたその根拠に基づいて提出しなければ、かえって香美市議会がそのあたりをJRなり、それから国になりにいぶかしがられる面があるんじゃないかということでお聞きしてるんです。お答え願います。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） そういう相手方というか、JRの了解を得なかったら意見書は出せないという性格のもんではないし、今までもそういうことでやってきたという経験もあるしよね、あくまでもそれはこの住民の足を確保するということでの大きな立場からね、この問題を理解していただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

13番、竹平豊久君。

○13番（竹平豊久君） 3回目に、最後になります。わかりやすく言えば、我々も当然地元の交通、JRを含めていろいろの公共交通、足の確保ということは非常にこれはもう重要視しております。そういったことは常々察知をして、状況が困難ならそういったことをそれぞれの部署に上げていくと。それはもう我々のこれは責任です。ただ、今、私が2回ほどお聞きしたのは、いわゆるJR四国、これはもう民営化されて企業ですがね、一般の会社をそうやって特定してこう、この意見書をですよ、名前を貸して出しておると。だから、その公共交通の最重要課題がこうなっておるから大事であるということをつなぐのであれば、直接そこを我々市議会がそういったことでやるべきで、民間企業をここへ挟むというのは、若干意見書としてそぐわないんじゃないかという点から、そういうお聞きをしたわけです。

以上です。

○11番（片岡守春君） 一言だけ。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） この提出そのものに疑問視をされてるということですけども、私はこの今読み上げた案文についてもよね、言うたらそらJRの四国の持つてる過去のやっぱり負の遺産といいますかね、この民間経営に移ったときからのそういう支

援策をよね、そういう支援があったからこそ今までがやってこれたという、やっぱり過去の問題と、現在どうかということと、将来のよね、この公共機関を守っていくためにはこういうやっぱり必要性の部分もあると、これがすべてじゃないにしても、こういう部分もあるということでの認識を深めてもらいたいというように思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

23番、坂本 節君。

○23番（坂本 節君） 23番、坂本。

この文案にある用語を拾ってみると、確かになるほどというような意味合いもありますけれども、こういう実情があるとすれば、JR四国はこの議会へこういうことでひとつ陳情を出してほしいという要請があつてしかるべきかと思うんですが、それもないという現時点においては、議会として果たしてこういうことに、出す意見書というのが妥当なものかどうかという点をちょっと1点お伺いしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 11番、片岡守春君。

○11番（片岡守春君） まあ、言うてる趣旨が僕はつきり理解できないけどね。やっぱり四国からこういうJRという機関をやっぱりなくなっていくということにとって、どういう結果が想定されるかいうことを考えたときよね、僕は細かなことでいろいろ言う必要ないし、これをやっぱり、僕は何もこのことによってすべて解決すると思わんけど、こういう支援策を今考えてやらなければよね、打ち切られてからでは遅いよということをご理解していただきたいと思います。

○議長（中澤愛水君） ほかに。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 賛成少数であります。よって意見書案第13号は、否決されました。

昼食のため1時まで休憩をいたします。

（午前11時54分 休憩）

（午後12時59分 再開）

○議長（中澤愛水君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

松浦局長。

○議会事務局長（松浦良衛君） 再開早々で申しわけございません。訂正をお願いしたいですが、午前中の11時ごろにお配りをしました閉会中の所管事務の申し出書でご

ございますが、4枚とじの一番最後に庁舎建設特別委員会の申し出者が、ちょっと事務局の方で考え過ぎをいたしまして、委員長が議長に（同一人物に）対してやるのもおかしいんじゃないかというような思いもありまして、副委員長名でさせていただきましたが、やはりご指摘がちょっとありまして、長から長にすべきであるということで、庁舎特別委員会、提出者でございますが、「庁舎建設特別委員会委員長、中澤愛水」というふうにご訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

「印影も変えるか？」という声あり

○議会事務局長（松浦良衛君） 印影はもう、変わりませんので、まことに申しわけございませんが、名称だけ、名前だけを訂正をお願いしたいと思います。

○議長（中澤愛水君） 公式でこちらへ残す、事務局へ置く正本だけは印鑑と名前も訂正をしますが、皆様方にお配りするのは、用紙の省略ということではありませんけれども、一応訂正を各自していただいて、印鑑も座りなおしたというご了承をいただいでですね、正本には正式なものを残しますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、日程第60、意見書案第14号、「障害者自立支援法」等による障害者施策の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。8番、小松紀夫君。

○8番（小松紀夫君） 8番。

意見書案第14号、「障害者自立支援法」等による障害者施策の改善を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。平成18年10月24日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、小松紀夫。賛成者、同、前田泰祐。賛成者、同、竹平豊久。

（案文朗読）

以上、よろしくお願いをいたします。

【意見書案第14号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第14号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって意見書案第14号は、原案のと



おり可決されました。

日程第61、意見書案第15号、郵便局の無集配局化によるサービス低下の改善を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提案者から提案理由の説明を求めます。19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 19番、前田です。

意見書案第15号、郵便局の無集配局化によるサービス低下の改善を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。平成18年10月24日提出。香美市議会議長、中澤愛水殿。提出者、香美市議会議員、前田泰祐。賛成者、同、竹平豊久。賛成者、同、小松紀夫。

（案文朗読）

以上であります。よろしくお願ひします。

【意見書案第15号 巻末に掲載】

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、意見書案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 全員賛成であります。よって意見書案第15号は、原案のとおり可決されました。

日程第62、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表並びに決算に係る継続審査表のとおり、会議規則第99条の規定によって、各常任委員会及び特別委員会から閉会中の所管事務調査及び継続審査について申し出がありました。

お諮りをします。各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって各常任委員会及び特別委員会の申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することに決定をいたしました。

以上で、今期定例会に付された事件はすべて議了しました。

平成18年第6回香美市議会定例会を終わるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会には専決処分事項の報告案件6件、決算の認定案件32件、議案第70号から第90号までの21議案、追加案件として決議案4件、意見書案3件の盛りだくさんの案件が上程され、それぞれ継続審査案件を除いて慎重に審査・審議の上、適切、妥当な決定がなされました。また、改選後の議会であり、各議員におかれましては住民の負託を受けた議員として19名から一般質問の通告があり、18名から行政全般にわたっての一般質問が行われました。

申すまでもなく、議会には議決機関、チェック機関としての使命が課されております。つまり、住民から直接選ばれた議員で構成する合議体である議会において、まず第一に地方公共団体の具体的政策を最終的に決定することであり、第二には議会が決定した政策を中心に行う執行機関の行財政の運営や事務処理ないし、事業の実施が適法・適正に、しかも公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判、監視することであるとされており、本議会での質問や審議を通じて、行政全般、香美市全体を見据えた議論がなされました。議員自身による政策の提案は、具体的には質問、質疑という間接的な方法をとる場合が一般的であります。意見書、決議という形をとったり、ときには議員立法で条例を制定したりして、間接的に政策形成を行うことが重要であります。憲法第15条で「公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と明記されていますが、議員は全体的な立場に立っての一般的な意思による判断と、また地区や組織の立場に立っての意思による判断が求められているという側面を持っております。その意味で、市民の代表者である議員は、2つの義務を有し、2つの機能を行うことを宿命づけられております。特に、今議会は選挙後の議会であり、市内隅々の市民の声が反映されたものであったと考えます。議員各位の一言一句は、とりもなおさず住民の意見であり、住民からの声であると言うべきであり、議員が行う質問や質疑、討論は同時に住民の疑問であり、意見であり、票決において投ずる1票は住民の立場に立っての真剣な1票でなければなりません。執行部各位におかれましては、本議会で議論の経過を、本議会で行われました議論の経過を今後の行財政運営並びに施策の展開の上に十分留意されますように申し添えておきます。

今回、設置されました庁舎建設特別委員会、行財政改革推進特別委員会の閉会中の審査も始まります。また、11月には決算審査が、さらには12月定例会も迫っておりますし、秋の深まりとともに寒さも厳しくなっております。各自、健康に十分留意をしてご活躍をいただきますよう、祈念を申し上げまして閉会のごあいさつといたします。

次に、市長からごあいさつがあります。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

10月12日に開会をいたしました平成18年第6回定例会も、議長の円滑なる議会

運営と議員各位のご協力によりまして、今期定例会に提案をいたしました議案に対し、慎重なるご審査をいただき、私どもから提案した全議案、全員賛成のもとに可決をいただきました。まことにありがとうございました。

今議会は、議会改選後の初の定例会でございまして、一般質問には18名の議員の皆さんが登壇をなされ、医療制度改革における問題点や、農林業問題、市有マイクロバス使用について、市議会議員選挙に係る問題、そして物部川濁水問題など、ほかにも多くの重要なご質問をいただきました。今議会を通じ、ご指摘いただきました一つ一つを真摯に受けとめ、また反省すべき点は謙虚に反省をし、いただきました貴重なご提言やご意見は、全職員とともに市政に十分生かしていくよう努力してまいり所存でございますので、今後ともご指導をよろしくお願いをいたします。

また、先ほどは改選後も引き続き行財政改革推進特別委員会の設置と、あわせて庁舎建設特別委員会の設置を決定をいただきました。私ども執行部にとりましてもまことにありがたく、また心強い組織の設置であり、感謝申し上げます。今後、委員会での意見、あるいは提言に対しましては真摯に受けとめまして、生かしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

また、この11月8日には財政状況の説明会をさせていただきたいと思っております。ご承知のとおり、合併をいたしましても大変将来にわたっての財政状況は厳しい状況が続くと思われております。そうした中で中期の財政計画を立てるべく協議をいたしておりますが、そのもとになる現在の財政状況、議員の皆さん方にぜひともご認識をいただき、また同時に19年度予算減に向けてのスタートを切るべく、よろしくお願いをしたいというふうに思っております。

季節もいよいよ秋たけなわとなり、奥物部のもみじも美しく紅葉が始まっていると思います。山越え林道は災害のため通行できませんことは、まことに残念でありますけれども、山を愛する多くの人たちに紅葉を楽しんでいただけたらありがたいと思います。季節の移り変わり目、議員の皆様には健康に十分お気をつけいただきまして、今後とも市の発展と住民福祉向上のためにご尽力賜りますことを、切にお願いを申し上げまして閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君）                      ありがとうございました。

これをもって平成18年第6回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午後1時19分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 1 8 年 第 6 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成18年第6回香美市議会定例会  
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	10月 12日(木)	本会議	会議録署名議員の指名、会期決定、諸般の報告・議長の報告、市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。
第2日	13日(金)	休 会	【一般質問通告期限（午前10時）】 ----- 議案精査のため
第3日	14日(土)	休 会	〃
第4日	15日(日)	休 会	〃
第5日	16日(月)	休 会	〃
第6日	17日(火)	本会議	一般質問 ①
第7日	18日(水)	本会議	一般質問 ②
第8日	19日(木)	本会議	一般質問 ③
第9日	20日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 ----- 本会議散会后、連合審査会（議案第70号） 連合審査会終了後、各常任委員会  総務常任委員会の審査 （認定第 1・2・9・15・20・23・24 号、議案第 7 0・71・77・78・79・80・81・84・85・ 87 号） 教育厚生常任委員会の審査 （認定第 5・6・7・8・10・12・14・16・17・1 9・28・29・30 号、議案第 75・82・86・ 88 号） 産業建設常任委員会の審査 （認定第 3・4・11・13・18・21・22・25・ 26・27・31・32 号、議案第 72・73・ 74・76・83 号）
第10日	21日(土)	休 会	議案審査整理のため
第11日	22日(日)	休 会	〃
第12日	23日(月)	休 会	〃
第13日	24日(火)	本会議	議案採決（付託議案の報告～採決） 追加議案の提案 （委員会付託省略し、説明から採決まで。）

平成18年10月24日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

総務常任委員会委員長 前田 泰祐

印

常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

1. 審査の年月日 平成18年10月20日(金)

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
認定1	平成17年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定2	平成17年度土佐山田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定9	平成17年度香北町一般会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定15	平成17年度物部村一般会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定20	平成17年度山田消防組合一般会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定23	平成17年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定24	平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
70	平成18年度香美市一般会計補正予算「第3号」	可決
71	平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」	可決
77	香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について	可決
78	香美市安全で安心なまちづくり条例の制定について	可決

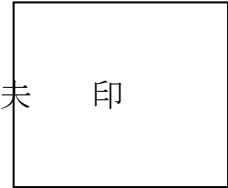
議案番号	議案名	審査結果
79	香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
80	香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
81	香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
84	香美市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
85	債権の放棄について	可決
87	香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決



平成18年10月24日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

教育厚生常任委員会委員長 小松 紀夫 印



常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成18年10月20日(金)

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
認定5	平成17年度土佐山田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定6	平成17年度土佐山田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算(事業勘定)の認定について	継続
認定7	平成17年度香美郡香北地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定8	平成17年度土佐山田町介護保険特別会計歳入歳出決算(保険事業勘定)の認定について	継続
認定10	平成17年度香北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定12	平成17年度香北町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定14	平成17年度香北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定16	平成17年度物部村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定17	平成17年度物部村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定19	平成17年度物部村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	継続

議案番号	議案名	審査結果
認定 28	平成17年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定 29	平成17年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について	継続
認定 30	平成17年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について	継続
75	平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（保険事業勘定）	可決
82	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
86	香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決
88	香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	可決

平成18年10月24日

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

産業建設常任委員会委員長 竹平 豊久 印



常任委員会の審査報告について

本常任委員会に付託された議案を審査した結果、下記のとおり決定しましたので会議規則第104条の規定により報告します。

記

1. 審査の年月日 平成18年10月20日（金）

2. 審査の議案等及び結果

議案番号	議案名	審査結果
認定3	平成17年度土佐山田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定4	平成17年度土佐山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定11	平成17年度香北町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定13	平成17年度香北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定18	平成17年度物部村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定21	平成17年度土佐山田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定22	平成17年度土佐山田町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定25	平成17年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定26	平成17年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続
認定27	平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続

議案番号	議案名	審査結果
認定 31	平成17年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認定
認定 32	平成17年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	認定
72	平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」	可決
73	平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」	可決
74	平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」	可決
76	平成18年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」	可決
83	香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	可決

決議案第3号

行財政改革推進特別委員会の設置を求める決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成18年10月24日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 山 本 芳 男

賛成者 香美市議会議員 前 田 泰 祐

賛成者     "     "     竹 平 豊 久

賛成者     "     "     小 松 紀 夫

## 行財政改革推進特別委員会の設置を求める決議（案）

香美市議会は、香美市議会委員会条例第6条の規定により、下記のとおり行財政改革推進特別委員会を設置するものとする。

### 記

1. 名 称 香美市行財政改革推進特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び香美市議会委員会条例第6条
3. 設置の目的 現在の地方自治体における財政運営は、国の進める地方分権改革により極めて大きな打撃を受け、予算編成や市民のニーズに多大な支障をきたしている。このため、財政調整基金の取り崩し等により一時をしのぐ状態を余儀なくされている。  
今後においても、国のこのような「改革」がなお更に進み、国庫負担金・国庫補助金の減額や廃止、地方交付税の削減、更に税源移譲の先送り等により、香美市の財政運営は基金も底をつき危機的な状態となることは必至である。  
以上のことから香美市においては、今後一層の行財政改革を図り、併せて市民負担の公平・公正を図り、均衡ある行財政運営を進めるため、全般に亘って調査及び研究を行い、執行部に対し強力に意見の提言を行う目的をもって行財政改革推進特別委員会を設置する。  
なお、特別委員会としてその成果と反省を速やかに取りまとめ、定期的に執行部との意見交換を行い、確実に実効ある改革が進められるよう確認してゆくこととする。
4. 委員の定数 10名以内
5. 会 議 委員会が必要に応じ委員長が招集する。
6. 設置の期間 本委員会の設置期間は、3に掲げる目的が達成される見込みが認められるまでの期間とし、なお議会の閉会中及び各会期にわたり、継続して付議事件について調査・研究ができるものとする。
7. 施行期日 平成18年10月24日

以上、決議する。

平成18年10月24日

高知県香美市議会

行財政改革推進特別委員会 委員名簿

議席	氏 名	備 考
19	前田 泰祐	総務常任委員長
8	小松 紀夫	教育厚生常任委員長
13	竹平 豊久	産業建設常任委員長
22	西村 芳成	議会運営委員長
21	西山 武	
20	大石 綏子	
15	依光 美代子	
3	山崎 龍太郎	
4	大岸 眞弓	
6	比与森 光俊	

1. 委員会の名称      香美市行財政改革推進特別委員会
2. 委員定数          10人以内
3. 付議事件          行財政改革推進に関する調査・研究

決議案第4号

公共事業の県内業者への優先的発注及び  
地元産品の優先しよをを求める決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成18年10月24日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 山 本 芳 男

賛成者 香美市議会議員 前 田 泰 祐

賛成者     "     "     竹 平 豊 久



公共事業の県内業者への優先的発注及び  
地元産品の優先使用を求める決議（案）

公共事業については、交通などの社会基盤の整備を促進する面と併せて、災害復旧時の中山間地域のライフラインの確保、経済効果を高めていく面があり、地域経済の活性化や雇用の確保に大きな役割を担っている。

高知県内の経済において公共事業は大きなウエイトを占めており、長期にわたる地方の景気低迷により、民間からの受注に多くを望めない現状である。

このような厳しい経営状況にある県内業者にとって、公共事業に係る工事等の受注を確保することは、技術力や経営力を向上させるうえで極めて重要であり、そのことが県内の経済の活性化に寄与することは明らかである。

また、県内面積の大多数を占める山林の木材資源を、公共事業に有効活用する知恵と努力を官民が共同して研究する努力も必要である。

よって、香美市議会は、下記のことについて関係者及び関係機関にその実現を強く求めるものである。

記

1. 公共事業の発注に当たっては、これまで以上に県内業者を優先的に指名・発注すること。
2. 県内業者の下請けの優先的活用を図ること。
3. 県内で産出される森林資源等の地元産品の優先使用を図ること。

以上、決議する。

平成18年10月24日

香 美 市 議 会

決議案第5号

北朝鮮の核実験に厳重に抗議する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成18年10月24日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 山本 芳男

賛成者 香美市議会議員 坂本 節 賛成者 香美市議会議員 片岡 守春

賛成者 " 西村 芳成 賛成者 " 山崎 晃子

賛成者 " 西山 武 賛成者 " 門脇 二三夫

賛成者 " 竹平 豊久 賛成者 " 小松 紀夫

賛成者 " 島岡 信彦 賛成者 " 千頭 洋一

賛成者 " 依光 美代子 賛成者 " 比与森 光俊

賛成者 " 黒岩 徹 賛成者 " 織田 秀幸

賛成者 " 竹内 俊夫 賛成者 " 有元 和哉

賛成者 " 石川 彰宏 賛成者 " 矢野 公昭

賛成者 " 前田 泰祐 賛成者 " 山崎 龍太郎

賛成者 " 大石 綏子 賛成者 " 大岸 眞弓

賛成者 " 久保 信彦

## 北朝鮮の核実験に厳重に抗議する決議（案）

北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）は、10月9日、国際社会の強い懸念と非難を押し切って「核実験を実施した」と発表しました。

これが事実とすれば、国際平和に対する重大な脅威であり、世界で唯一の被爆国として看過できるものではありません。

本市は、非核・平和都市を宣誓し、人類共通の悲願である核兵器の廃絶と、平和で自由な国際社会の実現に向けて努力しているところです。

よって、本市議会は、国際平和ならびに市民の生命と財産を守る立場から、北朝鮮の核実験に対し厳重に抗議するとともに、10月14日、国連安全保障理事会において全会一致で採択された北朝鮮制裁決議（国連憲章第7章第41条に基づき、同国に対する非軍事的な制裁措置を加盟各国に求め、6カ国協議への無条件復帰を促す決議1718）を速やかに受け入れるよう求めます。

以上、決議する。

平成18年10月24日

香 美 市 議 会

決議案第6号

庁舎建設特別委員会の設置に関する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成18年10月24日 提出

香美市議会議長 中 澤 愛 水 殿

提出者 香美市議会議員 山 本 芳 男

賛成者 香美市議会議員 前 田 泰 祐

賛成者     "     "     竹 平 豊 久

## 庁舎建設特別委員会の設置に関する決議（案）

香美市議会は、香美市議会委員会条例第6条の規定により、下記のとおり庁舎建設特別委員会を設置するものとする。

### 記

1. 名 称 香美市庁舎建設特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び香美市議会委員会条例第6条
3. 設置の目的 

香美市庁舎の建設については、こうほく3町村の合併協議の時点で、合併後概ね5年以内に土佐山田町町内に建設することが決定されている。

現在の本庁舎は、老朽化のうえ狭隘であることと併せて市内の各所に散在しており、統一的な事務管理と効率的行政の執行上、新庁舎建設は喫緊の課題である。特に、来庁される市民が極めて不便を困っている現状であり、早期にこの解消に努めることが市民に対するサービス向上の一環とも考えられよう。

一方、県内においても道州制を含めた広域合併が議論されている。しかし、前述のような事態をこのまま放置することはできない状況である。

そこで、合併協議の決定を受けて庁舎を建設するために、議会に庁舎建設特別委員会を設置して、庁舎建設に関する調査・研究を深めることを目的とする。

なお、特別委員会としてその成果を取りまとめ、定期的に執行部との意見交換を行い、市民にとって有益な庁舎を建設するために、執行部と相互に協力してゆくこととする。
4. 委員の定数 25名以内
5. 会 議 委員会は必要に応じ委員長が招集する。
6. 設置の期間 本委員会の設置期間は、上記の3に掲げる目的が達成される見込みが認められるまでの期間とし、なお議会の閉会中及び各会期にわたり、継続して付議事件について調査・研究ができるものとする。
7. 施行期日 平成18年10月24日

以上、決議する。

平成18年10月24日

高知県香美市議会

意見書案第13号

J R 四国への経営支援の延長と、公共交通機関の  
維持・存続を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並び  
に関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年10月24日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 片岡 守 春

賛成者 〃 山崎 龍太郎

賛成者 〃 大岸 眞 弓

J R 四国への経営支援の延長と、公共交通機関の  
維持・存続を求める意見書（案）

J R 四国の経営を揺るがしかねない国の支援策の見直しが行われようとして  
います。

現行の支援策は、その一つが固定資産税を半額程度に軽減し、年間約12億円  
減免する措置です。また、本業の赤字を補う経営安定基金2.082億円につい  
て、運用益を安定的に確保するための下支え策として、鉄道・運輸機構に優遇金  
利で貸し付ける手立てが行われてきました。そもそも、これらの支援策は198  
7年の分割民営化の際に、収入基盤の弱い「北海道、四国、九州」の会社を支援  
するため適用されてきたものですが、今年度で期限切れを迎えます。

打ち切りになれば赤字転落は避けられず、経営に及ぼす影響は計り知れません。  
それを、経営安定基金の運用益で補うには「ハイリスク・ハイリターン」の運用が  
必要になり、金利の動向や運用成果によって左右される不安定な経営状態に陥りま  
す。また費用削減では、営業赤字が民営化初年度の半分近い90億円前後にまで縮  
小しており、これ以上の費用削減には限界があり、行き過ぎは安全性にも支障を生  
じさせかねません。

高齢化と過疎化が進み人口が減少する中での「大幅な増収は困難」であり、公共交通機関の理念と社会的位置付けからも、国の責任において保障すべき課題となっています。

よって、衆・参両議院及び政府におかれては、J R 四国への経営支援策の延長と合わせて、第3セクター鉄道の経営安定のための支援制度創設など、国の責任において公共交通機関の維持・存続を保証し、その利便性の確保に努めることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年10月24日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	菅義偉	殿
法務大臣	長勢甚遠	殿
財務大臣	尾身幸次	殿
国土交通大臣	冬柴鉄三	殿
内閣官房長官	塩崎恭久	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第14号

「障害者自立支援法」等による障害者施策の改善を  
求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに  
関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年10月24日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者	香美市議会議員	小松 紀夫
賛成者	〃	前田 泰祐
賛成者	〃	竹平 豊久

「障害者自立支援法」等による障害者施策の改善を求める意見書（案）

昨年成立した「障害者自立支援法」は多くの課題を抱え、全国から改善を  
求める声が上がっています。

本年4月1日から、法の一部施行により「応益(定率)負担」が実施され、施  
設利用を控えざるを得ない事態が起こっています。さらに、授産施設では「働  
くためにどうして負担があるのか」という悲痛な声が上がっています。

障害者が生きて行く上で必要な支援(サービス)でさえ「益」とみなし、当事  
者や家族にこれまで以上に負担を強いることは、まさに障害者の自立を阻害す  
るものになりかねません。

一方、福祉施設では「障害者自立支援法」による報酬基準の低さや、日額支  
払い方式の導入により運営が厳しさを増し、利用者へのサービス低下を招きか  
ねない状況となっています。

障害があっても「慣れ親しんだ地域で暮らしたい。働きたい。」というのは、  
誰もが持っている当たり前の願いであり、その基本的人権が保障されるため  
には、所得保障と障害者福祉サービスの充実が不可欠です。



よって、衆・参両議院及び政府におかれては、障害者とその家族の置かれている現状を考慮され、その生活権・生存権を保障するため下記内容を要望します。

## 記

1. 利用者負担は「応益(定率)負担」ではなく、負担できる能力に応じた「応能負担」を原則とすること。
2. 月額負担上限額の大幅引き下げ、各種減免制度における所得要件の緩和、食費軽減措置の拡充・恒久化などを行うこと。
3. 施設・事業者の収入の基準となる報酬単価の水準を抜本的に引き上げ、月額支払い方式を見直すこと。
4. 障害のある人たちが、地域で生活していくことが可能となるような所得保障のために、障害基礎年金の見直しや社会雇用制度(保護雇用制度)を含めた就労支援を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年10月24日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	菅義偉	殿
法務大臣	長勢甚遠	殿
財務大臣	尾身幸次	殿
厚生労働大臣	柳沢伯夫	殿
経済産業大臣	甘利明	殿
内閣官房長官	塩崎恭久	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

意見書案第15号

郵便局の無集配局化によるサービス低下の  
改善を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成18年10月24日 提出

香美市議会議長 中澤 愛水 殿

提出者 香美市議会議員 前田 泰 祐

賛成者           "           竹 平 豊 久

賛成者           "           小 松 紀 夫

郵便局の無集配局化によるサービス低下の  
改善を求める意見書（案）

来年の郵政公社の5分社化・民営化に向けて、郵便事業の縮小・合理化の動きが強まっています。

特に、9月から「縮小・合理化の先取り」として実施された「無集配局化」は、その地域からの郵便職員の激減と、広域化によるサービスの低下を招いています。これは「郵政ネットワークの水準を維持する」という国会答弁にも反するもので、実際に、無集配局化による深刻な影響も各地で出始めております。山間地には誤配、遅配の苦情も聞かれますし、豪雨等により国道が通行止等度々発生をすることからしても地域の実態を無視した施策だと言わざるを得ません。集配局がなくなる事により「声かけ安否サービス」なども後退してしまい、高齢化・過疎化に追い討ちをかける事は必然であります。

郵政事業は、国民がつくり育ててきた社会的な財産であります。それを一方的に切り捨てることは許されるものではありません。歴史ある郵便事業の培っ

てきた理念にも背くものであります。

よって、衆・参両議院及び政府におかれては、地域の声を無視した「無  
集配局化によるサービスの低下」を早急に改善することを強く求めるもの  
です。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成18年10月24日

衆議院議長	河野洋平	殿
参議院議長	扇千景	殿
内閣総理大臣	安倍晋三	殿
総務大臣	菅義偉	殿
法務大臣	長勢甚遠	殿
財務大臣	尾身幸次	殿
文部科学大臣	伊吹文明	殿
厚生労働大臣	柳沢伯夫	殿
農林水産大臣	松岡利勝	殿
経済産業大臣	甘利明	殿
国土交通大臣	冬柴鉄三	殿
内閣官房長官	塩崎恭久	殿
金融・再チャレンジ担当大臣	山本有二	殿
経済財政担当大臣	大田弘子	殿
行政改革・道州制担当大臣	佐田玄一郎	殿

高知県香美市議会議長 中澤愛水

平成18年10月24日

香美市長 門脇 槿夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水

印

## 議決した議案等の送付について

平成18年第6回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

## 記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の結 果
認定 1	平成17年度土佐山田町一般会計歳入歳出決算の認定について	H18.10.24	継 続
認定 2	平成17年度土佐山田町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 3	平成17年度土佐山田町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 4	平成17年度土佐山田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 5	平成17年度土佐山田町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 6	平成17年度土佐山田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について	〃	〃
認定 7	平成17年度香美郡香北地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 8	平成17年度土佐山田町介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について	〃	〃
認定 9	平成17年度香北町一般会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 10	平成17年度香北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 11	平成17年度香北町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の結 果
認定 12	平成17年度香北町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	H18.10.24	継 続
認定 13	平成17年度香北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 14	平成17年度香北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 15	平成17年度物部村一般会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 16	平成17年度物部村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 17	平成17年度物部村老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 18	平成17年度物部村簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 19	平成17年度物部村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 20	平成17年度山田消防組一般会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 21	平成17年度土佐山田町水道事業会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
認定 22	平成17年度土佐山田町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 23	平成17年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	〃	継 続
認定 24	平成17年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 25	平成17年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 26	平成17年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 27	平成17年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 28	平成17年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 29	平成17年度香美市国民健康保険特別会計歳入歳出決算（事業勘定）の認定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の結 果
認定 30	平成17年度香美市介護保険特別会計歳入歳出決算（保険事業勘定）の認定について	H18.10.24	継 続
認定 31	平成17年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について	〃	認 定
認定 32	平成17年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
70	平成18年度香美市一般会計補正予算「第3号」	〃	可 決
71	平成18年度香美市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算「第1号」	〃	〃
72	平成18年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算「第2号」	〃	〃
73	平成18年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」	〃	〃
74	平成18年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算「第2号」	〃	〃
75	平成18年度香美市介護保険特別会計補正予算「第1号」（保険事業勘定）	〃	〃
76	平成18年度香美市水道事業会計補正予算「第1号」	〃	〃
77	香美市内地域交通対策検討委員会設置条例の制定について	〃	〃
78	香美市安全で安心なまちづくり条例の制定について	〃	〃
79	香美市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
80	香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
81	香美市消防団の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
82	香美市立高齢者生活福祉センターこづみの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議決の結 果
8 3	香美市上水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	H18. 10. 24	可 決
8 4	香美市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
8 5	債権の放棄について	〃	〃
8 6	香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
8 7	香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
8 8	香美市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
8 9	黒土2号団地Dブロック建設工事（建築主体工事）の請負契約の締結について	〃	〃
9 0	辺地に係る公的施設の総合整備計画の策定について	〃	〃
決議 3	行財政改革推進特別委員会の設置を求める決議について	〃	〃
決議 4	公共事業の県内業者への優先的発注及び地元産品の優先使用を求める決議について	〃	〃
決議 5	北朝鮮の核実験に厳重に抗議する決議について	〃	〃
決議 6	庁舎建設特別委員会の設置に関する決議について	〃	〃
意見書 1 3	J R四国への経営支援の延長と、公共交通機関の維持・存続を求める意見書の提出について	〃	否 決
意見書 1 4	「障害者自立支援法」等による障害者施策の改善を求める意見書の提出について	〃	可 決
意見書 1 5	郵便局の無集配局化によるサービス低下の改善を求める意見書の提出について	〃	〃

香美市長 門脇 慎夫 殿

香美市議会議長 中澤 愛水

印

会議結果の報告について

地方自治法第123条第3項の規定により平成 年第 回香美市議会定例会の会議結果を次のとおり報告します。

記

1. 会議の別 定例会
2. 開 会 平成18年10月12日
3. 閉 会 平成18年10月24日
4. 会 期 13日間
5. 議員の出欠

10月12日	出席	25人	欠席	0人
10月17日	出席	25人	欠席	0人
10月18日	出席	25人	欠席	0人
10月19日	出席	25人	欠席	0人
10月20日	出席	25人	欠席	0人
10月24日	出席	25人	欠席	0人
計		150人		0人
6. 議案の提出

市長提出のもの	53件 (議案 21・認定 32)
議員提出のもの	7件 (決議 4・意見書 3)



7. 議決の状況	可決	27件 (予算 7・条例 11・契約 1 ・その他 2・決議 4・意見書 2)
	継続	28件 (決算認定)
	認定	4件 (決算)
	否決	1件 (意見書)
	合計	60件

8. 委員会付託の状況	総務常任委員会	17件
	教育厚生常任委員会	17件
	産業建設常任委員会	17件
	計	51件

9. その他 閉会中の所管事務の調査

10. 議決書の写 別紙のとおり

11. 会議録の写 作成次第後送